

# 岩出市地域防災計画

## 資料編

令和5年4月  
岩出市防災会議

# 目 次

## 第1章 資料

第1節 組織関係	1
1-1-1 岩出市防災会議条例	1
1-1-2 岩出市防災会議の構成員	3
1-1-3 岩出市災害対策本部条例	4
1-1-4 岩出市災害対策本部の標識	5
第2節 災害危険箇所・災害履歴	6
1-2-1 重要水防箇所（国土交通大臣管理河川）	6
1-2-2 重要水防箇所（知事管理河川）	8
1-2-3 防災重点農業用ため池	9
1-2-4 土石流危険溪流	10
1-2-5 急傾斜地崩壊危険箇所	11
1-2-6 山地災害危険箇所（山腹崩壊危険地区）	13
1-2-7 山地災害危険箇所（崩壊土砂流出危険地区）	14
1-2-8 土砂災害警戒区域等	15
1-2-9 道路危険予想箇所（緊急輸送道路）	18
1-2-10 異常気象時における道路通行規制基準	18
1-2-11 災害履歴（風水害）	19
1-2-12 災害履歴（地震被害）	22
第3節 文化財	23
1-3-1 国・県・市指定文化財集計表	23
1-3-2 指定文化財国宝及び重要文化財	24
1-3-3 県指定文化財	25
1-3-4 市指定文化財	25
第4節 危険物施設等	26
1-4-1 危険物製造所等集計表（岩出市内）	26
第5節 公共施設等	26
1-5-1 都市計画道路の現況	26
1-5-2 都市計画公園の現況	26
1-5-3 上水道施設の現況	26
第6節 気象・地震観測施設	27
1-6-1 雨量観測所	27
1-6-2 水位観測所	27
1-6-3 地震観測施設（和歌山県震度情報ネットワーク接続観測所）	27
第7節 自主防災組織・要配慮者施設	28
1-7-1 自主防災組織一覧	28
1-7-2 要配慮者関連施設一覧	29
第8節 情報通信	33

1-8-1	防災行政無線一覧	33
1-8-2	非常通信経路	35
第9節	被害調査	37
1-9-1	住家被害程度の認定基準	37
第10節	消防	37
1-10-1	那賀消防組合の概要	37
1-10-2	消防ポンプ自動車等の現況	38
1-10-3	岩出市消防団（水防団）の概要	39
1-10-4	消防団車種別消防車数	39
第11節	水防	40
1-11-1	樋門等の操作表	40
1-11-2	水防資機材集計	41
第12節	避難	42
1-12-1	避難所・避難場所一覧	42
第13節	給水、食料、生活物資	44
1-13-1	給水資機材保有状況	44
1-13-2	災害救助物資備蓄状況（岩出市）	44
1-13-3	非常災害用備蓄品（那賀消防組合）	52
第14節	医療救護	53
1-14-1	救急告示医療機関一覧	53
1-14-2	医療機関（病院）一覧	53
第15節	保健・清掃	54
1-15-1	災害防疫における業務分掌概要	54
1-15-2	清掃施設等の現況	55
第16節	交通・輸送	55
1-16-1	緊急輸送道路（一覧表及び位置図）	55
1-16-2	災害対策基本法施行規則第1条及び第5条による通行の禁止又は制限についての標示の様式	57
1-16-3	災害対策基本法施行規則第6条による緊急通行車両の標章及び証明書の様式	58
1-16-4	緊急通行車両等の事前届出制度のフローチャート	59
1-16-5	災害時におけるヘリコプター発着予定地一覧	60
第17節	応援	61
1-17-1	消防の応援協定締結状況	61
1-17-2	市等の応援協定締結状況	62
1-17-3	阪和林野火災消防相互応援協定書	69
1-17-4	那賀消防組合・紀美野町消防本部消防相互応援協定書	71
1-17-5	那賀消防組合・伊都消防組合消防相互応援協定書	73
1-17-6	阪和自動車道、湯浅御坊道路、関西空港自動車道及び京奈和自動車道消防相互応援協定書	75
1-17-7	和歌山県防災ヘリコプター応援協定	77
1-17-8	和歌山県下消防広域相互応援協定	79
1-17-9	災害時における相互応援協定書（岡山県井原市）	81

1-17-10	災害時等の応援に関する申合せ（近畿地方整備局）	83
1-17-11	水道災害相互応援対策要綱に基づく協定書	85
1-17-12	岩出町・打田町連絡管の設置に関する基本協定書	89
1-17-13	連絡配水管等運用に関する協定書（和歌山市）	91
1-17-14	「道の駅」防災利用に関する基本協定書	92
1-17-15	災害時における電算システムの相互支援体制に関する協定書（紀の川市）	95
1-17-16	水道災害時における応援対策業務に関する協定書（岩出市管工事業協同組合）	96
1-17-17	災害発生時における仮設配管資材の調達に関する協定書（株式会社光明製作所）	98
1-17-18	災害発生時における岩出市と岩出市内郵便局の協力に関する協定	100
1-17-19	災害時の医療救護活動に関する協定書（紀の川市、一般社団法人那賀医師会）	102
1-17-20	災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定書（紀の川市、那賀薬剤師会）	105
1-17-21	災害時の口腔歯科医療救護活動に関する協定書（紀の川市、那賀歯科医師会）	108
1-17-22	災害時等における福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書（社会福祉法人和歌山つくし会）	111
1-17-23	災害時等における福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書（医療法人殿田会）	113
1-17-24	災害時等における福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書（医療法人彌栄会）	115
1-17-25	災害時等における福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書（社会福祉法人皆楽園）	117
1-17-26	災害時等における福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書（社会福祉法人紀の国福樹会）	119
1-17-27	災害時における応急対策業務に関する協定書（岩出市建設業協会）	121
1-17-28	災害時における応急対策業務に関する協定書（株式会社延希工業）	123
1-17-29	災害時における応急対策業務に関する協定書（大志組）	125
1-17-30	災害発生時における応急対策業務に関する協定書（社団法人和歌山県自動車整備振興会那賀支部）	127
1-17-31	防災関係の協働事業に関する協定書（紀の里農業協同組合）	129
1-17-32	災害救助物資の調達に関する協定書（有限会社スーパーネゴロ岩出店）	132
1-17-33	災害救助物資の調達に関する協定書（クラギ株式会社農業屋岩出店）	134
1-17-34	災害救助物資の調達に関する協定書（NPO法人コメリ災害対策センター）	136
1-17-35	災害救助物資の調達に関する協定書（レンゴー株式会社）	138
1-17-36	災害救助物資の調達に関する協定書（株式会社ココカラファインヘルスケア）	140
1-17-37	災害救助物資の調達に関する協定書（レントオール和歌山）	142
1-17-38	災害救助物資の調達に関する協定書（株式会社松源）	144
1-17-39	災害救助物資の調達に関する協定書（岩出市商工会）	146
1-17-40	災害救助物資の調達に関する協定書（株式会社社廣甚）	148
1-17-41	災害救助物資の調達に関する協定書（大塚製薬株式会社）	150
1-17-42	災害時における石油類燃料の供給に関する協定書（和歌山県石油商業組合那賀支部）	152
1-17-43	災害時におけるLPガス等の供給に関する協定書（和歌山県LPガス協会那賀支部）	154
1-17-44	緊急・救援輸送及び荷さばき業務に関する協定書（公益社団法人和歌山県トラック協会）	156
1-17-45	大規模災害時における一般廃棄物収集運搬に関する協定書（一般社団法人和歌山県清掃連合会岩出支部）	158
1-17-46	災害発生時における一般廃棄物の収集運搬業務に関する協定書（岩出衛生事業協同組合）	160
1-17-47	大規模災害における災害廃棄物の処理等に関する協定の規定に基づく覚書（一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会）	162
1-17-48	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書（西日本電信電話株式会社）	164
1-17-49	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（株式会社ゼンリン）	167

1-17-50	災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書（関西電力送配電株式会社和歌山支社）	----170
1-17-51	災害時における住家の被害認定に関する協定書（一般社団法人和歌山県建築士会）	172
1-17-52	災害時における住家の被害認定に関する協定書（公益社団法人日本建築家協会）	- 174
1-17-53	災害時における住家の被害認定に関する協定書（一般社団法人和歌山県建築士事務所協会）	- 176
1-17-54	災害時における住家の被害認定に関する協定書（一般社団法人和歌山県不動産鑑定士協会）	--178
1-17-55	災害時における避難所施設利用に関する協定書（和歌山県立那賀高等学校）	----- 180
1-17-56	無人航空機による災害応急活動に関する協定書（株式会社未来図）	----- 182
1-17-57	災害時等における緊急放送に関する協定（株式会社ジェイコムウエスト）	----- 185
1-17-58	災害時における後方支援活動拠点の使用に関する協定書（大阪ガスネットワーク株式会社）	187
1-17-59	災害時における情報提供に関する協定書（大阪ガスネットワーク株式会社）	----- 189
1-17-60	災害時における食料品等の物資供給に関する協定書（藤本食品株式会社）	----- 190
1-17-61	災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）	----- 191
1-17-62	大規模災害時における応急対策業務に関する協定書（岩出市災害対応プロジェクトチーム 株式会社 ワイエー）	----- 193
1-17-63	大規模災害時における応急対策業務に関する協定書（岩出市災害対応プロジェクトチーム 株式会社 大志組）	----195
1-17-64	大規模災害時における応急対策業務に関する協定書（岩出市災害対応プロジェクトチーム 株式会社 延希工業）	--197
1-17-65	大規模災害時における応急対策業務に関する協定書（岩出市災害対応プロジェクトチーム 有限会社 杉建）	----199
1-17-66	大規模災害時における応急対策業務に関する協定書（岩出市災害対応プロジェクトチーム 株式会社 タカノ建設）	-201
1-17-67	大規模災害時における応急対策業務に関する協定書（岩出市災害対応プロジェクトチーム HIGAGUMI 株式会社）	---203
1-17-68	大規模災害時における応急対策業務に関する協定書（岩出市災害対応プロジェクトチーム 有限会社 安村組）	---205
1-17-69	災害時における天幕等資機材の供給に関する協定書（太陽工業株式会社）	----- 207
1-17-70	災害時における医療材料等の供給に関する協定書（株式会社スズケン）	----- 209
1-17-71	災害発生時における法律相談業務等に関する協定書（和歌山弁護士会）	----- 211
1-17-72	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定（公益社団法人日本下水道管路管理業協会）	-- 213
1-17-73	災害時における避難者の受け入れに関する協定書（ホテルいとう）	----- 217
1-17-74	災害時における避難者の受け入れに関する協定書（ビジネスホテル岩出）	----- 219
1-17-75	公共浄化槽設備に関する災害時措置の協力に関する協定書（クボタ浄化槽システム株式会社）	-- 221
1-17-76	災害時における支援物資の緊急輸送等に関する協定書（佐川急便株式会社）	----- 224
1-17-77	災害時における炊き出し等の協力に関する協定書（株式会社信濃路）	----- 227
1-17-78	災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書（和歌山県司法書士会）	----230
1-17-79	災害時等での施設利用の協力に関する協定書（株式会社ダイナム）	-----232
1-17-80	災害時における物資輸送等に関する協定書（福山通運株式会社）	-----235
第 18 節	被災者の救助・支援	----- 238
1-18-1	災害救助法による救助の程度、方法及び期間	----- 238
1-18-2	災害弔慰金の支給等に関する条例	----- 242
1-18-3	災害弔慰金・災害援護資金等実施基準等	----- 246
1-18-4	生活福祉資金貸付条件	----- 247
第 19 節	連絡先	----- 248
1-19-1	防災関係機関連絡先一覧	----- 248
1-19-2	和歌山県総合防災情報システム電話番号簿	----- 251

## 第2章 様式

第1節 被害状況の報告（火災・災害等即報要領他）	261
2-1-1 被害状況即報（第4号様式その1）	261
2-1-2 災害概況即報（第4号様式その2）	263
2-1-3 災害即報記入要領（第4号様式分）	264
2-1-4 被害状況報告	266
2-1-5 被害状況認定及び報告書記入の基準	267
2-1-6 被害状況報告書記入要領等	270
2-1-7 火災即報様式（第1号様式）	271
2-1-8 火災即報記入要領	272
第2節 災害救助法による救助事務の帳簿書式等	273
2-2-1 救助実施記録日計票	273
2-2-2 救助日報	274
2-2-3 救助の種目別物資受払状況	276
2-2-4 避難所設置及び収容状況	277
2-2-5 応急仮設住宅台帳	278
2-2-6 炊き出し給与状況	279
2-2-7 飲料水の供給簿	280
2-2-8 物資の給与状況	281
2-2-9 救護班活動状況	282
2-2-10 病院診療所医療実施状況	283
2-2-11 助産台帳	284
2-2-12 被災者救出状況記録簿	285
2-2-13 住宅応急修理記録簿	286
2-2-14 生業資金貸付台帳	287
2-2-15 学用品の給与状況	288
2-2-16 埋(火)葬台帳	289
2-2-17 死体処理台帳	290
2-2-18 障害物除去の状況	291
2-2-19 輸送記録簿	292
第3節 避難所	293
2-3-1 避難者カード	293
2-3-2 避難者名簿	294
2-3-3 避難所運営記録用紙	295
第4節 自衛隊の派遣要請	296
2-4-1 知事への部隊派遣要請依頼書	296
2-4-2 派遣部隊等の撤収要請依頼書	297

第 5 節	罹災證明書關係	298
2-5-1	罹災證明書等交付申請書	298
2-5-2	罹災證明書	299
2-5-3	罹災届出證明書	300

# 第1章 資料

## 第1節 組織関係

### 1-1-1 岩出市防災会議条例

昭和37年10月2日

条例第131号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、岩出市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 岩出市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 水防法(昭和24年法律第193号)第32条の規定に基づく岩出市の水防計画について調査及び審議すること。
- (3) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者
- (3) 和歌山県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (4) 和歌山県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (6) 教育長
- (7) 消防長及び消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

6 前項の委員の定数は30人とする。

7 第5項第8号及び9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるために専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、市の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和37年10月2日から施行する。

附 則(平成12年3月30日条例第5号)抄  
(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月17日条例第21号)  
この条例は、公布の日から施行する。

1-1-2 岩出市防災会議の構成員

No.		所属等
1	会長	市長
2	委員	国土交通省 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所長
3	〃	陸上自衛隊 信太山駐屯地 第37普通科連隊 第5中隊長
4	〃	那賀振興局長
5	〃	岩出警察署長
6	〃	副市長
7	〃	市長公室長
8	〃	生活福祉部長
9	〃	事業部長
10	〃	上下水道局長
11	〃	教育部長
12	〃	会計管理者
13	〃	教育長
14	〃	那賀消防組合消防本部 消防長
15	〃	岩出市消防団長
16	〃	日本郵便株式会社 岩出郵便局長
17	〃	大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー導管事業部南部導管部導管計画チームマネージャー
18	〃	関西電力送配電株式会社 和歌山支社 橋本担当部長
19	〃	西日本電信電話株式会社 和歌山支店 設備部長
20	〃	岩出市商工会長
21	〃	紀の里農業協同組合 岩出支所長
22	〃	和歌山バス那賀株式会社 取締役社長
23	〃	六箇井土地改良区 理事長
24	〃	藤崎井土地改良 理事長
25	〃	小田井土地改良 理事長
26	〃	岩出市建設業協会長
27	〃	岩出市自主防災会
28	〃	岩出市婦人防火クラブ
29	専門委員	総務部長
30	〃	危機管理監
31	〃	総務部総務課長
32	〃	事業部土木課長
33	〃	生活福祉部子ども・健康課子育て世代包括支援センター長

### 1-1-3 岩出市災害対策本部条例

昭和 37 年 10 月 2 日

条例第 132 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 8 項の規定に基づき、岩出市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属する災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

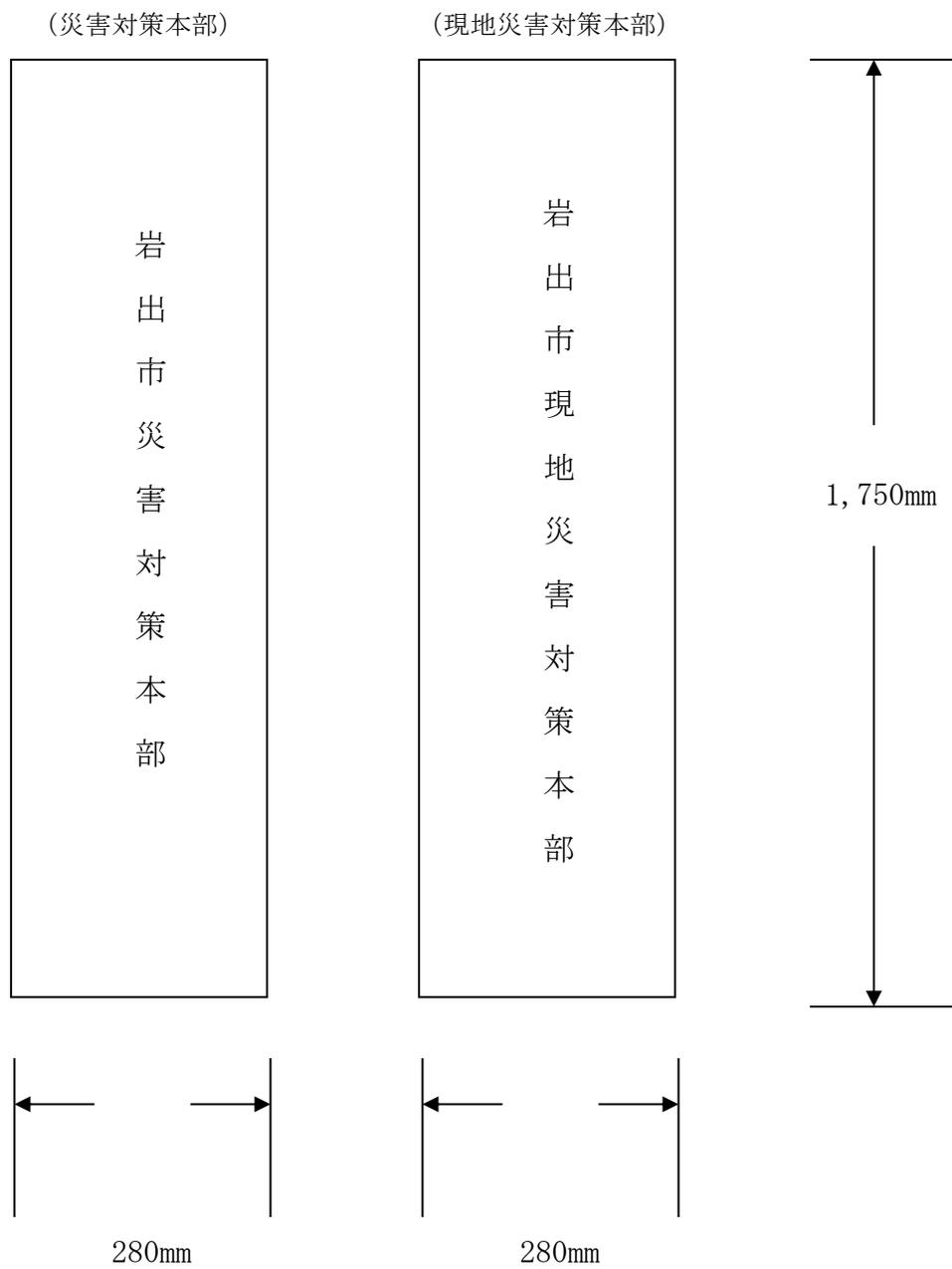
(雑則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 37 年 10 月 2 日から施行する。

### 岩出市災害対策本部の標識



第2節 災害危険箇所・災害履歴

1-2-1 重要水防箇所（国土交通大臣管理河川）

和歌山県水防計画書（令和4年度）

河川名	左右岸の別	種別	重要度	地先名	距離杭(km)	延長(m)	対象とする流量を現河道に流したときの水位(m)	現堤防高(m)	計画堤防余裕高(m)	備考
紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	和歌山市永穂～岩出市中島	10.4～14.2	4,080	13.79	17.17	2.00	旧川跡
紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	岩出市中島	14.8	119	17.40	21.12	2.00	旧川跡
紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	岩出市西野～岩出市宮	15.8～16.6	1,224	19.53	23.95	2.00	旧川跡
紀の川	左岸	堤体漏水	A	岩出市船戸	16.6	211	19.67	21.86	2.00	パラペット区間
紀の川	左岸	陸閘	要注意	岩出市船戸	16.6-77.0	-	19.67	21.86	2.00	船戸第一陸閘
紀の川	左岸	陸閘	要注意	岩出市船戸	16.6+59.9	-	19.67	21.86	2.00	船戸第二陸閘
紀の川	右岸	工作物	A	岩出市清水	16.8+79.2	-	20.23	24.83	2.00	岩出樋管
紀の川	右岸	工作物	A	岩出市清水	16.8+148	-	20.23	24.83	2.00	岩出井堰
紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	岩出市清水	16.8	-	20.23	24.83	2.00	破堤跡
紀の川	右岸	工作物	A	岩出市清水	17.0+89.0	-	23.97	26.14	2.00	岩出第一樋管
紀の川	右岸	越水(溢水)	B	岩出市高塚～紀の川市下井阪	19.0～21.0	2,074	26.15	27.37	2.00	
紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	岩出市高塚	19.0	393	25.45	26.01	2.00	旧川跡
紀の川	左岸	越水(溢水)	B	岩出市山崎	19.0～19.2	684	25.45	26.21	2.00	
紀の川	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	岩出市岡田	19.6	-	26.07	27.09	1.50	破堤跡

河川名	左右岸の別	種別	重要度	地先名	距離杭(km)	延長(m)	対象とする流量を現河道に流したときの水位(m)	現堤防高(m)	計画堤防余裕高(m)	備考
紀の川	右岸	工作物	A	岩出市岡田	20.2-3.6	-	26.26	27.30	1.50	岡田樋管

1-2-2 重要水防箇所（知事管理河川）

和歌山県水防計画書（令和4年度）

水系名	河川名	左右岸	重要水防箇所			重要度	危険理由
			市町村名	場所	延長m		
紀の川	木積川	左	岩出市	市道西国分5号線～東坂本小川製作所	800	A	堤防高
紀の川	木積川	右	岩出市	市道西国分5号線～東坂本小川製作所	800	A	堤防高
紀の川	根来川	左	岩出市	山田川合流点上流360m～根来新橋	1,140	A	堤防高
紀の川	根来川	右	岩出市	山田川合流点上流360m～根来新橋	1,140	A	堤防高
紀の川	相谷川	左	岩出市	住吉川合流点～原川合流点	400	A	堤防高
紀の川	相谷川	右	岩出市	住吉川合流点～原川合流点	400	A	堤防高
紀の川	住吉川	左	岩出市	たかの橋～住吉橋（県道粉河加太線）	4,100	A	堤防高
紀の川	住吉川	右	岩出市	たかの橋～住吉橋（県道粉河加太線）	4,100	A	堤防高
紀の川	古戸川	左	岩出市	春日川合流点～紀の川市界	1,200	A	堤防高
紀の川	古戸川	右	岩出市	春日川合流点～紀の川市界	1,200	A	堤防高

## 1-2-3 防災重点農業用ため池

令和4年和歌山県水防計画

整理番号	振興局	ため池番号	ため池名称	所在地	貯水量 (m <sup>3</sup> )
816	那賀	302090012	昭和池	山	8,000
817	那賀	302090013	岩谷池	山	24,000
818	那賀	302090014	黒谷池	山	44,500
819	那賀	302090015	大池(山)	山	101,650
820	那賀	302090016	西ノ池	相谷	9,000
821	那賀	302090017	大谷池	相谷	19,000
822	那賀	302090018	後住池	相谷	27,000
823	那賀	302090019	蔵谷池	相谷	11,000
824	那賀	302090020	大供池	西安上	9,000
825	那賀	302090021	前谷池	安上	9,000
826	那賀	302090023	東的場池	安上	2,004
827	那賀	302090024	徳上池	安上	3,236
828	那賀	302090025	五坊池	安上	8,000
829	那賀	302090027	住持池	根来	271,000
830	那賀	302090028	中左近池	根来	152,000
831	那賀	302090029	桃坂新池	根来	60,000
832	那賀	302090031	新池(根来)	根来	41,500
833	那賀	302090032	大門池	根来	32,000
834	那賀	302090033	丹生池	根来	54,000
835	那賀	302090036	鮎谷上池	桜台	5,000
836	那賀	302090038	瓦谷下池	桜台	11,000
837	那賀	302090045	籠池(東坂本)	北大池	4,000
838	那賀	302090046	上ノ池	東坂本	3,500
839	那賀	302090047	新池(東坂本)	東坂本	98,000
840	那賀	302090051	どろ池	新田広芝	3,000
841	那賀	302090053	上皿池	東坂本	3,000
842	那賀	302090059	大池(水栖)	水栖	46,000
843	那賀	302090063	船戸池	船戸	5,177
844	那賀	302090064	大池(山崎)	山崎	17,000
845	那賀	302090066	竹谷池	山崎	6,020
846	那賀	302090068	岩ノ谷池	山崎	583

## 1-2-4 土石流危険溪流

和歌山県地域防災計画（令和4年度）

県砂防課

No.	溪流番号	字	河川名	溪流名	流域面積 (km <sup>2</sup> )
1	2-326-1-001	山	雄ノ山川	岩谷川	0.27
2	2-326-1-002	山	雄ノ山川	黒谷川	0.18
3	2-326-1-003	山	住吉川	黒谷東川	0.02
4	2-326-1-004	相谷	相谷川	西の池川	0.28
5	2-326-1-005	相谷	住吉川	相谷川	0.26
6	2-326-1-006	原	相谷川	原西奥谷	0.08
7	2-326-1-007	原	相谷川	原北西谷	0.02
8	2-326-1-008	原	原川	原北東谷	0.02
9	2-326-1-009	原	原川	原東谷	0.01
10	2-326-1-010	安上	住吉川	居家川	0.33
11	2-326-1-011	安上	住吉川	徳上谷	0.05
12	2-326-1-012	安上	住吉川	住吉川	0.95
13	2-326-1-013	根来	菩提川	蓮華谷川	0.61
14	2-326-1-014	根来	大谷川	一乗川	0.27
15	2-326-1-015	根来	菩提川	大谷川	0.96
16	2-326-1-016	根来	菩提川	菩提院西谷	0.03
17	2-326-1-017	根来	菩提川	菩提院西中川	0.08
18	2-326-1-018	根来	菩提川	菩提院西川	0.11
19	2-326-1-019	根来	菩提川	菩提院川	0.25
20	2-326-1-020	北大池	山田川	上の池北谷	0.04
21	2-326-1-021	東坂本	山田川	音堀川	0.33
22	2-326-1-022	根来	根来川	丹生池谷	0.09
23	2-326-1-023	山田	山田川	愛宕南谷	0.02
24	2-326-1-024	北大池	山田川	北大地北川	0.02
25	2-326-1-025	北大池	山田川	宮池川	0.04
26	2-326-1-026	東坂本	木積川	東坂本西川	0.05
27	2-326-1-027	東坂本	木積川	東坂本東川	0.09
28	2-326-1-028	山崎	貴志川	山崎東川	0.09
29	2-326-1-029	山崎	貴志川	岩の谷	0.23
30	2-326-1-030	山崎	貴志川	西の谷	0.04
31	2-326-1-031	境谷	境谷川	小口谷	0.38
32	2-326-1-032	境谷	境谷川	境谷南川	0.01
33	2-326-1-033	境谷	境谷川	日吉川	0.02
34	2-326-1-034	押川	奥谷川	押川北谷	0.04

No.	溪流番号	字	河川名	溪流名	流域面積 (km <sup>2</sup> )
35	2-326-1-035	根来	金熊寺川	風吹西谷	0.07
1	2-326-2-001	境谷	境谷川	境谷東川	0.03
2	2-326-2-002	押川	奥谷川	押川南谷	0.04
1	2-326-3-001	押川	奥谷川	押川下南谷	0.04

1-2-5 急傾斜地崩壊危険箇所

和歌山県地域防災計画（令和4年度）

県砂防課

No.	危険 区分	箇所 番号	大字	箇所名	傾斜度	高さ (m)
1	I	248	押川	村前	40	40
2	I	250	境谷	垣内 (1)	40	50
3	I	251	境谷	垣内 (2)	45	40
4	I	3339	境谷	境谷 (2)	40	40
5	I	3340	押川	押川 (1)	45	42
6	I	3341	根来	根来 (8)	40	18
7	I	3342	根来	根来 (9)	40	22
8	I	3343	押川	押川 (2)	40	52
9	I	3344	根来	根来 (12)	45	38
10	I	3345	根来	根来 (11)	45	30
11	I	3346	根来	根来 (1)	30	15
12	I	3347	根来	根来 (7)	40	20
13	I	3348	根来	根来 (15)	45	24
14	I	3349	根来	根来 (2)	45	32
15	I	3350	根来	根来 (13)	40	32
16	I	3351	紀泉台	紀泉台 (2)	45	41
17	I	3352	紀泉台	紀泉台 (4)	45	12
18	I	3353	根来	根来 (10)	80	25
19	I	3354	紀泉台	紀泉台 (1)	60	60
20	I	3355	根来	根来 (14)	45	10
21	I	3356	根来	根来 (16)	45	42
22	I	3357	東坂本	東坂本	40	17
23	I	3358	根来	根来 (17)	40	37
24	I	3359	根来	根来 (6)	40	23
25	I	3360	紀泉台	紀泉台 (3)	40	30
26	I	3361	根来	根来 (18)	50	35
27	I	3362	山	山	35	14

No.	危険 区分	箇所 番号	大字	箇所名	傾斜度	高さ (m)
1	Ⅱ	1744	境谷	境谷 (1)	40	33
2	Ⅱ	1745	押川	押川 (3)	40	50
3	Ⅱ	1746	根来	根来 (19)	35	25
4	Ⅱ	1747	根来	根来 (20)	45	36
1	Ⅲ	699	境谷	境谷 (3)	30	50
2	Ⅲ	700	境谷	境谷 (4)	39	80
3	Ⅲ	701	境谷	境谷 (5)	40	100
4	Ⅲ	702	境谷	境谷 (6)	40	100
5	Ⅲ	703	境谷	境谷 (7)	35	35
6	Ⅲ	704	境谷	境谷 (8)	34	40
7	Ⅲ	705	境谷	境谷 (9)	42	80
8	Ⅲ	706	押川	押川 (4)	60	70
9	Ⅲ	707	押川	押川 (5)	38	35
10	Ⅲ	708	根来	根来 (21)	50	25
11	Ⅲ	709	根来	根来 (22)	34	45
12	Ⅲ	710	根来	根来 (23)	41	60
13	Ⅲ	711	根来	根来 (24)	30	20
14	Ⅲ	712	根来	根来 (25)	40	25
15	Ⅲ	713	根来	根来 (26)	35	70
16	Ⅲ	714	根来	根来 (27)	37	30
17	Ⅲ	715	根来	根来 (28)	38	55
18	Ⅲ	716	安上	安上	30	70
19	Ⅲ	717	紀泉台	紀泉台 (5)	32	25
20	Ⅲ	718	根来	根来 (29)	34	20
21	Ⅲ	719	紀泉台	紀泉台 (6)	30	25
22	Ⅲ	720	紀泉台	紀泉台 (7)	39	20
23	Ⅲ	721	紀泉台	紀泉台 (8)	37	15
24	Ⅲ	722	相谷	相谷	34	20

## 1-2-6 山地災害危険箇所（山腹崩壊危険地区）

和歌山県地域防災計画（令和4年度）

近畿中国森林管理局

箇所番号		大字/字	国有林名	面積(ha)
302091	1	根来	風吹国有林	3.00
302091	2	根来	小野山国有林	8.00

県森林整備課

地区番号		大字	字	面積(ha)
302	9001	押川		1.2
326	0001	境谷	小口谷	1.11
326	0002	境谷	垣内	5.20
326	0003	境谷	垣内	4.05
326	0006	押川		4.34
326	0009	押川	中畑	2.60
326	0011	押川	中畑	1.32
326	0012	根来		4.52
326	0015	紀泉台		1.06
326	0016	紀泉台	蔵谷	0.37
326	0017	紀泉台		6.53
326	0019	根来		4.35
326	0023	根来	山際	0.87
326	0024	根来	前山	0.75
326	0025	根来		1.41
326	0026	根来	根来	1.12
326	0027	根来	根来	0.82
326	0028	根来	根来	4.48
326	0030	今畑		1.51
326	0031	今畑		0.54
326	0032	東坂本	横谷	1.41
326	0033	東坂本	上の山	0.72
326	0035	山崎	東谷	1.86
326	1001	山		0.60
326	1002	境谷		0.40
326	1003	根来		1.63
326	1004	今畑		0.78
326	5001	山		0.32
326	5002	山		0.07
326	5004	山		0.14

地区番号		大字	字	面積(ha)
326	5005	相谷	蔵谷	0.33

1-2-7 山地災害危険箇所（崩壊土砂流出危険地区）

和歌山県地域防災計画（令和4年度）

近畿中国森林管理局

箇所番号		大字/字	国有林名	面積(ha)
302091	1	根来	風吹国有林	0.66
302091	2	山	小野山国有林	1.05

県森林整備課

地区番号		大字	字	面積(ha)
326	0001	境谷	沼谷	38.53
326	0002	境谷	惣谷	73.44
326	0003	山	池の前	29.66
326	0004	相谷	蔵谷	28.59
326	0005	相谷	蔵谷	6.82
326	0006	紀泉台		8.95
326	0007	紀泉台		2.53
326	0008	安上	東谷	33.07
326	0009	安上	東谷	4.47
326	0010	安上	東谷	87.46
326	0011	押川	田べり峠東側	21.81
326	0012	押川	中畑	4.03
326	0013	押川	前山	3.91
326	0014	押川	前山	14.82
326	0015	押川		36.01
326	0016	押川		21.43
326	0017	押川		23.93
326	0018	根来	根来	27.79
326	0019	根来	根来東谷	90.06
326	0020	根来		8.91
326	0022	今畑		3.32
326	0024	東坂本	上の山	1.27
326	0025	東坂本		5.14
326	0026	東坂本		8.82
326	0027	山崎	東谷	7.63
326	1001	境谷		3.00
326	1002	根来		3.72

地区番号		大字	字	面積 (ha)
326	1003	根来		32.14
326	5001	境谷		6.29
326	5004	押川		10.36
326	5005	押川		5.08
326	5006	押川		9.87
326	5009	境谷		3.96
326	5011	押川		3.90
326	8006	押川		18.85
326	8007	押川		4.62
326	8008	押川		4.44
326	8009	押川		2.93
326	8010	押川		4.29

1-2-8 土砂災害警戒区域等

No.	危険個所番号	字	区域名	区域面積	
				土砂災害警戒区域面積 (㎡)	うち土砂災害特別警戒区域面積 (㎡)
1	2-326-1-013	根来	蓮華谷川	48,759	11,883
2	2-326-1-014	根来	一乗川	39,090	13,554
3	2-326-1-015-1	根来	大谷川	66,638	25,969
4	2-326-1-015-2	根来	大谷川	62,467	221
5	2-326-1-015-3	根来	大谷川	54,372	2,940
6	2-326-1-017-1	根来	菩提院西中川	13,492	0
7	2-326-1-017-2	根来	菩提院西中川	11,020	265
8	2-326-1-018	根来	菩提院西川	7,971	0
9	2-326-1-019-1	根来	菩提院川	42,003	0
10	2-326-1-019-2	根来	菩提院川	48,674	0
11	2-326-1-019-3	根来	菩提院川	48,173	1,656
12	2-326-1-022-1	根来	丹生池谷	5,412	43
13	2-326-1-022-2	根来	丹生池谷	4,749	59
14	2-326-1-035-1	根来	風吹西谷	9,588	0
15	2-326-1-035-2	根来	風吹西谷	15,801	0
16	I-3341	根来	根来(8)	3,259	1,246
17	I-3342	根来	根来(9)	3,671	1,579
18	I-3346	根来	根来(1)	16,921	5,048
19	I-3347	根来	根来(7)	9,606	5,140

No.	危険個所番号	字	区域名	区域面積	
				土砂災害警戒 区域面積 (㎡)	うち土砂災害特 別警戒区域面積 (㎡)
20	I-3348	根来	根来(15)	2,050	911
21	I-3349	根来	根来(2)	9,967	4,916
22	I-3350	根来	根来(13)	7,543	3,044
23	I-3355	根来	根来(14)	6,374	1,835
24	I-3359	根来	根来(6)	5,963	2,242
25	I-3361	根来	根来(18)	5,952	3,189
26	II-1746	根来	根来(19)	12,690	4,701
27	I-250	境谷	垣内(1)	22,887	14,878
28	I-251	境谷	垣内(2)	5,110	3,419
29	I-3339	境谷	境谷(2)	17,325	11,059
30	II-1744	境谷	境谷(1)	26,345	21,716
31	III-699	境谷	境谷(3)	20,837	16,426
32	III-700	境谷	境谷(4)	5,931	3,781
33	III-701	境谷	境谷(5)	50,700	37,862
34	III-702	境谷	境谷(6)	55,641	41,312
35	III-703	境谷	境谷(7)	58,440	35,436
36	III-704	境谷	境谷(8)	17,648	11,297
37	III-705	境谷	境谷(9)	58,796	44,006
38	I-3351	紀泉台・境谷	紀泉台(2)	47,308	26,464
39	I-3352	紀泉台	紀泉台(4)	3,503	1,527
40	I-3354	紀泉台	紀泉台(1)	26,527	12,391
41	I-3360	紀泉台・相谷	紀泉台(3)	6,771	3,035
42	III-717	紀泉台・境谷・西安上	紀泉台(5)	21,120	7,637
43	III-719	紀泉台・相谷	紀泉台(6)	29,707	11,557
44	III-720	紀泉台・相谷	紀泉台(7)	5,727	3,059
45	III-721	紀泉台・原	紀泉台(8)	18,258	6,929
46	I-248	押川	村前	6,718	4,286
47	I-3340	押川	押川(1)	24,224	12,237
48	I-3343	押川	押川(2)	13,192	8,817
49	2-326-1-016	根来	菩提院西谷	21,011	48
50	III-713	根来	根来(26)	18,782	13,227
51	III-714	根来	根来(27)	4,186	1,448
52	III-715	根来	根来(28)	12,900	7,503
53	III-718	根来	根来(29)	10,199	3,938

No.	危険個所番号	字	区域名	区域面積	
				土砂災害警戒 区域面積 (㎡)	うち土砂災害特 別警戒区域面積 (㎡)
54	2-326-1-002	山	黒谷川	86,326	0
55	2-326-1-004	相谷	西の池川	189,860	10,277
56	2-326-1-006-1	原	原西奥谷-1	63,728	156
57	2-326-1-006-2	原	原西奥谷-2	3,533	52
58	2-326-1-007	原	原北西谷	16,387	129
59	2-326-1-008	原	原北東谷	10,512	0
60	2-326-1-009	原	原東谷	7,451	17
61	2-326-1-011	安上	徳上谷	68,179	24
62	2-326-1-012	安上	住吉川	10,367	0
63	2-326-1-020	北大池	上の池北谷	57,248	0
64	2-326-1-024	北大池	北大池北川	5,229	37
65	2-326-1-025	北大池	宮池川	7,658	85
66	2-326-1-026	東坂本	東坂本西川	105,259	95
67	2-326-1-027	東坂本	東坂本東川	144,116	472
68	2-326-1-028	山崎	山崎東川	48,460	68
69	2-326-1-029-1	山崎	岩の谷-1	65,629	604
70	2-326-1-029-2	山崎	岩の谷-2	59,484	455
71	2-326-1-030	山崎	西の谷	76,573	70
72	2-326-1-031-1	境谷	小口谷-1	21,404	375
73	2-326-1-031-2	境谷	小口谷-2	25,557	8
74	2-326-1-031-3	境谷	小口谷-3	26,014	658
75	2-326-1-032	境谷	境谷南川	11,293	239
76	2-326-1-033	境谷	日吉川	2,747	122
77	2-326-1-034	押川	押川北谷	4,079	187
78	I-3357	東坂本	東坂本	5,540	1,788
79	I-3362	山	山	4,330	1,097
80	II-20011	東坂本	東坂本(101)	493	119
81	III-706	押川	押川(4)	10,940	7,184
82	III-707	押川	押川(5)	2,695	2,112
83	III-716	安上	安上	9,291	4,128
84	III-722	相谷	相谷	5,012	1,702

1-2-9 道路危険予想箇所（緊急輸送道路）

和歌山県地域防災計画（令和4年度）  
 県道路保全課

第2次緊急輸送道路

道路名	要対策箇所数	備考
岩出野上線	1	

1-2-10 異常気象時における道路通行規制基準

和歌山県地域防災計画（令和4年度）  
 近畿地方整備局

京奈和自動車道

路線名	規制区間		交通量 T90 台/日	規制条件（通行止）			
	所在地	延長 (km)		気象基準値		気象等 観測所	危険内容
				連続雨量 (mm)	時間雨量 (mm)		
紀北西 道路	紀の川 IC（神領） 岩出根来 IC（根来）	5.7	10,590	210	45	紀の川 IC	崩落等
	岩出根来 IC（根来） 和歌山 JCT（弘西）	6.5	9,513	210	45	雄の山	崩落等

主要県道（県管理）

県道路保全課

路線名	規制区間		交通量 T90 台/日	規制条件（通行止）			
	所在地	延長 (km)		気象基準値		気象等 観測所	危険内容
				連続雨量 (mm)	時間雨量 (mm)		
泉佐野 打田線	紀の川市神通 紀の川市重行	4.5	5,300	120	30	紀の川市中津 川（砂）、岩出市 押川（砂）	落石、 土砂崩落
泉佐野 岩出線	和歌山県・大阪 府界 岩出市根来	3.5	18,000	150	—	紀の川市中津 川（砂）、岩出市 押川（砂）	落石、 土砂崩落
和歌山 貝塚線	和歌山市滝畑	1.0	3,500	150	—	岩出市押川 （砂）、岩出市 岩出（砂）、和歌 山市六十谷 （砂）	落石、 土砂崩落

## 1-2-11 災害履歴（風水害）

### (1) 台風

#### ○室戸台風 昭和 9.9.21（1934）

20 日夜、高知県室戸岬付近に上陸した台風は、上陸時に室戸岬測候所で 911.6hPa を観測した。四国上陸後勢力を弱めたが、進路付近に記録的な災害を引き起こしながら、21 日午前 6 時頃徳島市西方を経て阪神間に上陸、京都付近を経て若狭湾に抜けた。和歌山県では高潮災害が発生し、有田郡以北の沿岸で大きな被害を受けた。風は各地南よりの風で潮岬では風速 25m/s 以上の暴風が 10 時間以上続いた。最大風速は潮岬で南南西の風 27.7m/s、和歌山で南の風 25.1m/s を観測した。

高潮は沿岸一帯で発生したが、有田郡以北が顕著で、下津港の潮位記録によれば、21 日午前 6 時 40 分頃より同 7 時頃まで、最大偏差は約 120 cm、和歌山港の潮位記録は約 110 cm となった。

県下の被害は次のとおり。

死者 31 人、行方不明 6 人、負傷者 434 人、家屋全壊 2,628 戸、同半壊 2,602 戸、同流失 117 戸、床上浸水 1,600 戸、床下浸水 2,565 戸、その他。

#### ○枕崎台風 昭和 20.9.17～18（1945）

17 日鹿児島県枕崎市付近に上陸した台風第 16 号は、枕崎測候所で 916.1hPa を観測し、九州、四国、中国地方を経て、18 日未明に日本海へ抜けた。和歌山県内は、17 日夕方より風が強まり、18 日未明に、和歌山で西の風 28.8m/s、潮岬で西の風 27.0m/s の最大風速を観測した。

県下の被害は次のとおり。

死者 5 人、家屋全壊 228 棟、その他。

#### ○ジェーン台風 昭和 25.9.3（1950）

台風第 28 号は、3 日 9 時高知県室戸岬のすぐ東を通り、徳島県日和佐町付近に上陸した。その後、淡路島を通過し、神戸市垂水区付近に再上陸し、速度を上げて京都府舞鶴市付近から日本海に進んだ。

和歌山県内では朝から風雨が強まり、和歌山市では朝 9 時頃より暴風雨となった。和歌山では、最大風速 36.5m/s、最大瞬間風速 46.0m/s を観測した。

県下の被害は次のとおり。

死者 37 人、行方不明 21 人、負傷者 1,836 人、家屋全壊 2,784 戸、同半壊 10,949 戸、同流失 87 戸、床上浸水 2,309 戸、床下浸水 9,323 戸、その他。

#### ○台風第 17 号 昭和 33.8.25（1958）

台風第 17 号は、25 日 18 時頃御坊市付近に上陸し、近畿中部、新潟県を通り 26 日 21 時頃金華山沖に抜けた。

強風は、南部は 24 日夜から 26 日朝にかけて 30 時間、北部は 25 日午後から 10 時間以上続き、最大風速は、潮岬で南南東の風 32.5m/s、最大瞬間風速は南南東の風 43.0m/s を観測し、和歌山では北東の風 23.3m/s、最大瞬間風速は北東の風 32.0m/s を観測した。雨量（23 日～25 日）は、南部及び山間部で 200～600 mm であった。

県下の被害は次のとおり。

死者 2 人、行方不明 2 人、負傷者 29 人、家屋全壊 69 戸、同半壊 483 戸、同流失 70 戸、床上浸水 2,322 戸、床下浸水 2,609 戸、その他。

#### ○伊勢湾台風 昭和 34.9.23～26（1959）

台風第15号は、26日18時頃、潮岬の西に上陸し、27日0時過ぎ富山市の東から日本海に抜けた。

南部は26日8時頃から夜遅くまで、北部は昼過ぎから27日未明まで強風となり、最大風速は潮岬で東南東の風33.4m/s、最大瞬間風速は南南東の風48.5m/sを観測し、和歌山では26日20時に北西の風24.5m/s、最大瞬間風速は北北東の風38.3m/sを観測した。雨量は南部を中心に400～600mmであった。

県下の被害は次のとおり。

死者3人、行方不明14人、負傷者56人、家屋全壊234戸、同半壊318戸、同流失122戸、床上浸水4,317戸、床下浸水3,727戸、その他。

#### ○第2室戸台風 昭和36.9.14～16 (1961)

8日9時に発生した台風第18号は12～13日にかけて中心気圧が900hPa未満の猛烈な強さの台風となった。16日9時過ぎ高知県室戸岬の西方に上陸し、13時過ぎに兵庫県尼崎市と西宮市の間に再上陸し、18時能登半島東部から日本海に抜けた。

最大風速は、和歌山で16日12時50分に南南西の風35.0m/s、最大瞬間風速は12時43分に南の風56.7m/s、潮岬で16日11時30分に南の風、13時20分に南南西の風ともに30.3m/s、最大瞬間風速は11時11分に南の風41.1m/sを観測した。雨量(14～16日)は有田、日高、富田、日置の各河川の流域が多かった。

県下の被害は次のとおり。

死者15人、行方不明1人、負傷者316人、家屋全壊2,378戸、同半壊7,143戸、同流失155戸、床上浸水10,375戸、床下浸水16,164戸、その他。

#### ○台風第12号 平成23.8.30～9.4 (2011)

8月25日にマリアナ諸島の西の海上で発生した台風第12号は、発達しながらゆっくりとした速さで北上し、大型で最大風速25m/sの勢力を保ったまま、3日10時頃に高知県東部に上陸した。

その後も台風はゆっくりとした速度で北上を続け、四国地方と中国地方を縦断して、山陰沖の日本海へ抜けた。台風が大型で、ゆっくりとした速度で北上したため、長時間にわたり台風周辺の非常に湿った空気の流れ込みが続いた。このため、台風の東側となる紀伊半島では、8月30日17時から9月5日06時までの総降水量が広い範囲で1,000mmを超え、記録的な大雨となった。

前述期間の総降水量は那智勝浦町色川で1,186mm、古座川町西川で1,152.5mmとなり、新宮市新宮では9月4日3時57分までの1時間に132.5mmの猛烈な雨を観測した。

県下の被害は次のとおり。

死者56名、行方不明者5名、負傷者8名、家屋全壊240棟、同半壊1,753棟、床上浸水2,706棟、床下浸水3,149棟、その他戦後最大規模の大災害をもたらした。一部地域では増水による河川越流や大量の土砂による河道閉塞が発生するなどして、多くの住民が長期間避難を余儀なくされた。

#### ○台風第21号 平成29.10.21～10.22 (2017)

台風第21号は、10月21日から22日にかけて日本の南の海上を北上し、超大型で強い勢力を保ったまま、23日3時頃に静岡県掛川市付近に上陸した。

台風の北上に伴い、本州南岸に停滞していた秋雨前線の活動が活発となり、県内では、21日午後から南部を中心に大雨となった。さらに、22日午後から23日明け方は台風の接近により、県内

全域で暴風を伴った大雨となった。20日00時から23日24時までの総降水量は、新宮で893.5mm、色川で616.5mmなどとなった。また、期間中の最大1時間降水量は、新宮で74.5mmを観測した。なお、22日は県内のアメダス18地点のうち17地点で日降水量の10月の1位の値を更新し、新宮、高野山、葛城山、かつらぎでは年間の1位の値も更新した。

県下の被害は次のとおり。

死者1人、負傷者3人、家屋全壊3戸、同半壊189戸、床上浸水969戸、床下浸水1,129戸、その他。

#### ○台風第21号 平成30.9.3～9.5 (2018)

8月28日03時に南鳥島近海で発生し、急速に発達しながら日本の南海上を西進から北西進し、その後、進路を北寄りに変えて、9月4日12時前に徳島県南部に非常に強い勢力で上陸した。

その後も北に進み、14時前に兵庫県神戸市付近に上陸した。台風が非常に強い勢力で上陸するのは平成5年台風第13号以来となる。

この台風により、4日は県内全域で暴風を伴い大雨となり、和歌山市では4日昼過ぎには非常に激しい雨を観測した。また、猛烈な風が吹き、友ヶ島で最大風速42.9m/s、和歌山で最大風速39.7m/s、最大瞬間風速57.4m/sを観測し、いずれも統計開始以来の年間の第1位を更新した。

県下の被害は次のとおり。

死者1人、負傷者30人、家屋全壊11戸、同半壊59戸、床上浸水7戸、床下浸水40戸、その他。

#### (2) 豪雨

##### ○豪雨 昭和27.7.10～11 (1952)

紀伊半島沖に停滞していた梅雨前線が北上したため、和歌山市及びその周辺を中心として記録的な豪雨に見舞われた。

和歌山測候所（現・和歌山地方气象台）の観測によると、10日21時より11日6時の9時間内に354.6mm、10時までの24時間雨量393.6mmに達した。豪雨は10日21時50分頃より約50分間と1日0時20分頃より約5時間が最も強く、特に10日22時から23時までの1時間降水量は99.0mmを観測した。

被害は和歌山市を中心とした県北部における局地的な災害となった。

県下の被害は次のとおり。

死者14人、行方不明2人、家屋全壊96戸、同流失26戸、その他。

##### ○南紀豪雨 昭和28.7.17～18 (1953)

17日夜から18日朝にかけて、県北部では梅雨前線による豪雨（南紀豪雨）が発生した。雷を伴った所が多く、短時間の大雨となったため、未曾有ともいわれる惨禍をもたらした。豪雨は18日未明に最も激しく、有田、日高両郡東部から奈良県南部は24時間雨量400mm以上にも及び、しかも、そのほとんどの雨は18日未明の数時間内に集中したため、有田川、日高川、貴志川など、急に増水し大洪水となった。

県下の被害は次のとおり。

死者615人、行方不明431人、負傷者5,709人、家屋全壊3,209戸、同半壊1,678戸、同流失3,896戸、床上浸水12,734戸、その他。

出典：令和2年度和歌山県地域防災計画

1-2-12 災害履歴（地震被害）

(1) 明治以前

年号	西暦	月日	地域（名称）	M	被害状況
天武 13 年	684	11 月 29 日	土佐その他南海・東海・西海地方	8 1/4	（南海トラフ沿いの巨大地震。諸国で家屋の倒壊、津波あり、死傷者多数。）
仁和 3 年	887	8 月 26 日	五畿・七道	8~8.5	（南海トラフ沿いの巨大地震。京都で家屋倒壊多く、圧死者多数。沿岸部で津波による溺死者多数。）
永長 1 年	1096	12 月 17 日	畿内・東海道	8~8.5	（東海沖の巨大地震と考えられる。伊勢・駿河で津波被害あり。）
康和 1 年	1099	2 月 22 日	南海道・畿内	8~8.3	（南海沖の巨大地震と考えられる。興福寺、摂津天王寺などで被害。）
正平 16 年	1361	8 月 3 日	畿内・土佐・阿波	8 1/4~8.5	（南海トラフ沿いの巨大地震。各地で地震動、津波により、死者多数。）
明応 7 年	1498	9 月 20 日	東海道全般	8.2~8.4	（南海トラフ沿いの巨大地震。紀伊から房総沿岸にかけて津波あり、死者多数。）
慶長 9 年	1605	2 月 3 日	（慶長地震）	7.9	南海トラフ沿いの巨大地震。津波により、広村で家屋流失 700。
宝永 3 年	1707	10 月 28 日	（宝永地震）	8.4	南海トラフ沿いの巨大地震。死者 688、負傷者 222、家屋全壊 681、同流失 1,896。
安政 1 年	1854	12 月 23 日 12 月 24 日	（安政東海地震） （安政南海地震）	8.4 8.4	安政東海地震と安政南海地震の被害は区別することが難しい。紀伊田辺領で、死者 24、住家倒壊 255、同流失 532、同焼失 441。和歌山領で溺死者 699、家屋全壊約 1 万、同流失 8,496、同焼失 24。広村で、死者 36、住家全壊 10、同流失 125。沿岸の熊野以西では、津波により村の大半が流失した村が多かった。

注釈：被害状況は県内の被害。県内の被害が特定できない場合は（ ）内に全体の被害を記述

出典：日本の地震活動 追補版、総理府地震調査研究推進本部地震調査委員会編集、平成 11 年 3 月より抜粋・加工

(2) 明治以後

年号	年	西暦	月日	被害状況
明治	24	1891	10 月 28 日	濃尾地震の余波により、県下各地に震動を感じる、和歌山で震度 2。
	32	1899	3 月 7 日	大和南部強震、東牟婁郡に小害あり、紀伊大和両国の被害全壊家屋 35 戸死者 7 人。
	39	1906	5 月 5 日	日高川上流域強震。
大正	12	1923		地震、頻発 9 月 1 日の関東大震災前後特に多く、有感地震和歌山付近で 839 回、9 月 33 回、10 月 43 回。
	13	1924	8 月 13 日	3 時 19 分、日高郡東部に近年稀の強震起こる。日高、西牟婁両郡で屋根瓦落ち、井戸水濁り、岩石落下、池に亀裂を生じた。
昭和	2	1927	12 月 2 日	15 時 55 分、紀伊水道西部に強震発生、震域東は三重県、西は香川、北は滋賀に達したが、被害は瓦の墜落、墓石の転倒、土塀の崩壊程度であった。

年号	年	西暦	月日	被害状況
昭和	5	1930	2月11日	和歌山付近に強震、震域、近畿一帯、四国、中国の一部に及んだ、被害は土塀崩壊、古い土蔵家屋の損壊、埋土地盤の低下、小地割れ等であった。雨量100mm～200mm前後に達する。
	6	1931	12月23日	午後7時52分頃和歌浦湾口付近に強震、13秒後に次の地震、湯浅～和歌山間の電灯消える。
	13	1938	1月12日	紀伊水道強震、被害多し。
	14	1939	1月20日	9時28分過ぎ、和歌山市付近に震度4の中震あり。
	19	1944	12月7日	東南海大地震、死者34人に上り被害甚大。
	21	1946	12月21日	南海道地震、4時19分県下全域は強震に襲われ、大津波を伴い稀有の被害をもたらした。
	27	1952	7月18日	吉野地震、1時過ぎ突然家屋激動し器物の倒れる程の地震があった。震源地は奈良県吉野川上流、有感範囲は東は関東・北陸、西は九州一部に及んだが、本県の被害は重傷1人、家屋一部破損1戸、板べい、道路の破損、亀裂数箇所すぎなかった。
31	1956	1月28日	8時31分頃、県下に地震あり、震源地有田川流域、金屋で震度4、岩倉村で家屋1戸半壊。	
平成	7	1995	1月17日	兵庫県南部地震(阪神大震災)により、負傷者7人、住家一部損壊171棟。
	12	2000	10月6日	鳥取県西部地震により、和歌山県北部・南部で震度3を観測し、負傷者1人。
	16	2004	9月5日	紀伊半島沖を震源とする地震及び東海道沖を震源とする地震により、負傷者5人。
	18	2006	5月15日	和歌山県北部を震源とする地震により、負傷者1人。

出典：和歌山県災害史・和歌山県地域防災計画より本市に影響を及ぼした可能性が高いと考えられるものを抜粋

### 第3節 文化財

#### 1-3-1 国・県・市指定文化財集計表

和歌山県地域防災計画（令和4年度）

県文化遺産課

有形文化財																				
建造物			美術工芸品																	
			絵画			彫刻			工芸			書籍古文書			歴史資料			考古		
国	県	市	国	県	市	国	県	市	国	県	市	国	県	市	国	県	市	国	県	市
5	3	4	1			2	2									1				

記念物						民俗文化財						合計					
史跡			名勝			天然記念物			有形民俗文化財						無形民俗文化財		
国	県	市	国	県	市	国	県	市	国	県	市	国	県	市	国	県	市
2	1		1				4	1							11	11	5

1-3-2 指定文化財国宝及び重要文化財

和歌山県地域防災計画（令和4年度）

県文化遺産課

(1) 指定文化財国宝（建造物）

名称	員数	指定年月日	所在地	所有者	備考
根来寺多宝塔（大塔）	1基	昭27.11.22	岩出市根来	根来寺	室町明応～天文

(2) 指定文化財重要文化財（建造物）

名称	員数	指定年月日	所在地	所有者	備考
増田家住宅 主屋 附 棟札 表門 附 祈祷札	2棟 (1棟) 2枚 (1棟) 2枚	昭44.3.12	岩出市曾屋	増田裕	江戸 宝永3年  江戸 正徳2年
根来寺大師堂 附 厨子及び須弥壇	1棟	昭16.5.8	岩出市根来	根来寺	室町 明徳2年
旧和歌山県会議事堂 附 棟札 附 弊串	1棟 1枚 2本	平29.7.31	岩出市根来	和歌山県	明治31年
根来寺 大伝法堂 附棟札、板札 光明真言殿 大門 不動堂 附厨子 行者堂 聖天堂 附板札	6棟 (1棟)  (1棟) (1棟) (1棟) (1棟) (1棟)	令元.9.30	岩出市根来	根来寺	江戸 文政7年  享和元年 弘化2年 江戸中期 江戸中期 享保21年

(3) 指定文化財重要文化財（美術工芸品・彫刻）

名称	員数	指定年月日	所在地	所有者	備考
木造大日如来坐像 木造金剛薩埵坐像 木造尊勝仏頂坐像	1軀 1軀 1軀	平6.6.28	岩出市根来	根来寺	室町
木造弘法大師坐像 附像内納入品	1軀	平8.6.27	岩出市北大池	遍照寺	鎌倉 永仁2年
絹本著色鳥羽天皇像	1幅	平27.9.4	岩出市根来	根来寺	南北朝

1-3-3 県指定文化財

和歌山県地域防災計画（令和4年度）

県文化遺産課

(1) 指定文化財（建造物）

名称	員数	指定年月日	所在地	所有者	備考
正覚寺の多宝小塔	1基	昭40. 4. 14	岩出市高塚	正覚寺	江戸 中期
上岩出神社本殿	1棟	昭44. 7. 14	岩出市北大池	上岩出神社	桃山 文禄3年
荒田神社本殿	1棟	平7. 4. 11	岩出市森	荒田神社	江戸 前期

(2) 指定文化財（美術工芸品・彫刻）

名称	員数	指定年月日	所在地	所有者	備考
根来寺能面	159面	平16. 3. 16	岩出市根来	根来寺	室町 後期～ 江戸 中期
木造弘法大師坐像	1軀	平18. 5. 9	岩出市根来	根来寺	室町 明德2年

(3) 指定文化財（美術工芸品・歴史資料）

名称	員数	指定年月日	所在地	所有者	備考
紙本淡彩根来寺伽藍古 絵図	1幅	平18. 5. 9	岩出市根来	根来寺	江戸 中期

1-3-4 市指定文化財

(1) 指定文化財（建造物）

市教育委員会（令和4年度）

名称	員数	指定年月日	所在地	所有者	備考
地土の門長屋	1棟	昭42. 1. 20	岩出市根来	個人	
桃井家大庄屋屋敷	1棟	昭42. 1. 20	岩出市曾屋	個人	

第4節 危険物施設等

1-4-1 危険物製造所等集計表（岩出市内）

消防年報（令和4年）

那賀消防組合

計	製造所	貯蔵所									取扱所						事業所数	
		小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	特定	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第1種販売取扱所	第2種販売取扱所	移送取扱所	特定		一般取扱所
50	0	23	6	3	0	1	10	0	3	0	27	19	0	0	0	0	8	43

第5節 公共施設等

1-5-1 都市計画道路の現況

和歌山県地域防災計画（令和4年度）

県都市政策課

都市計画区域名	市町村名	計画延長（km）	改良済延長（km）	概成済延長（km）
岩出	岩出市	22.61	16.40	6.21

1-5-2 都市計画公園の現況

和歌山県地域防災計画（令和4年度）

県都市政策課

都市計画区域名	市町村名	計画		供用	
		箇所	面積（ha）	箇所	面積（ha）
岩出	岩出市	7	12.99	7	12.87

1-5-3 上水道施設の現況

水源地・浄水場・配水池

（令和4年度）

名称	所在	名称	所在
第一浄水場	高塚 565 番地の 1	桜台低区配水池	桜台 435 番地
第二浄水場	高塚 548 番地の 2	桜台高区配水池	桜台 436 番地
第三浄水場	中島 918 番地の 5	根来配水池	今畑 598 番地の 3
中島水源地	中島 1283 番地の 67	東坂本加圧ポンプ所	東坂本 333 番地の一部
岡田取水場	岡田 906 番地の 3	安上中継ポンプ所	安上 434 番地の 1
船戸配水池	船戸 1110 番地の 106	境谷配水池	境谷 411 番地
東坂本配水池	東坂本 445 番地	若もの広場中継ポンプ所	根来 2347 番地の 20
紀泉台低区配水池	紀泉台 236 番地	クリーンセンター配水池	クリーンセンター敷地内
紀泉台高区配水池	紀泉台 409 番地の 1	第 4 号観測井	岡田 1132 番地の 3

第6節 気象・地震観測施設

1-6-1 雨量観測所

テレメーターにより情報を収集する観測所

和歌山県水防計画書（令和4年度）

観測所	所在地	設置場所	管理者	観測者	電話番号	河川名	所轄振興局 建設部	備考
岩出	高塚	那賀総合庁舎	和歌山県	那賀振興局建設部職員	(0736) 61-0044	紀の川	那賀	テレメーター
押川	押川	岩出市防災無線局近隣	和歌山県	那賀振興局建設部職員	(0736) 61-0044	根来川	那賀	テレメーター
岩出市役所	西野	岩出市役所	和歌山県	那賀振興局建設部職員	(0736) 61-0044	紀の川	那賀	テレメーター
安上	安上	安上中継ポンプ所	和歌山県	那賀振興局建設部職員	(0736) 61-0044	—	那賀	テレメーター

1-6-2 水位観測所

和歌山県水防計画書（令和4年度）

河川名	観測所	所在地	設置場所	水位		堤防高		管理者	観測者	電話	備考	所轄土木 事務所等
				水防団 (消防 団) 待機水位	氾濫 注意水位	左岸	右岸					
紀の川	船戸	宮	岩出橋 右岸下流 150m	4.00	5.00	13.77	13.56	国土交通省	和歌山 河川国道事務所	(073) 424-2471	(テ) 水研 62 型 水晶式	国土交通省

1-6-3 地震観測施設（和歌山県震度情報ネットワーク接続観測所）

和歌山県地域防災計画（令和4年度）

観測所	震度発表名称	所在地	所轄官署
岩出	岩出市西野	岩出市西野 209 岩出市役所敷地内	和歌山県

第7節 自主防災組織・要配慮者施設

1-7-1 自主防災組織一覧

(令和5年1月末現在)

番号	自主防災組織名	番号	自主防災組織名
1	境谷地区自主防災会	34	箱山地区自主防災会
2	押川地区自主防災組織	35	根来地区自主防災会
3	野上野区自主防災会	36	今中南自治会自主防災会
4	新田広芝地区自主防災会	37	溝川6番地自主防災会
5	新田広芝第四自治会自主防災会	38	森地区自主防災会
6	西野地区自主防災会	39	原地区自主防災会
7	安上区自主防災会	40	高塚区自主防災会
8	清水区自主防災会	41	岩出中央ニュータウンⅡ自主防災会
9	上中島自主防災会	42	根来団地自主防災会
10	川尻地区自主防災会	43	中黒南地区自主防災会
11	高瀬区自主防災会	44	野上野16番地自主防災会
12	東坂本自主防災団	45	船戸区自主防災会
13	北大池区自主防災会	46	山崎北自治会自主防災会
14	宮地区自主防災会	47	大宮荘苑自主防災会
15	山崎区自主防災会	48	南大池村前団地自主防災組織
16	若葉台地区・自主防災組織	49	曾屋区自主防災会
17	ハーモニータウン船戸自主防災組織	50	吉田団地自主防災会
18	山宮の浦地区自主防災会	51	荊本地区自主防災会
19	大町地区自主防災会	52	岩出中央自治会自主防災組織
20	中黒団地自主防災会	53	曾屋第三地区自主防災会
21	荊本南自主防災会	54	南大池住友団地自主防災会
22	吉田区自主防災会	55	湯窪地区自主防災会
23	畑毛東地区自主防災会	56	中迫区自主防災会
24	松ノ上自治会自主防災会	57	中島グリーンタウン自主防災会
25	今中地区自主防災会	58	吉田東防災委員会
26	水栖会自主防災会	59	畑毛地区自主防災会
27	経塚自主防災会	60	北大池角田自治会自主防災会
28	野上野住友第一団地自主防災会	61	金屋NT21自治会自主防災会
29	宮の前自主防災会	62	相谷区自主防災会
30	中黒自主防災会	63	桜台自主防災組織
31	東学園前自主防災会	64	高松団地自主防災組織
32	南大池区自主防災会	65	山二地区自主防災組織
33	紀泉台地区自主防災会	66	うぐいす台地区自主防災会

1-7-2 要配慮者関連施設一覧

(令和4年12月31日現在)

(1) 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く）、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

施設名	所在地	電話番号	FAX 番号	浸水想定区域	土砂災害 警戒区域等	避難確保計画	
						策定済	避難訓練済
介護老人福祉施設 皆楽園	西国分 668	63-0250	63-1847	-	-		
介護老人福祉施設 岩出憩い園	溝川 22	67-2012	67-2020	5.0m以上	-	—	—
おおみや診療所	宮 50-1	61-6151	69-2266	1.0～2.0m未満	-	○	○
皆楽園デイサービスセンター	西国分 668	63-0250	63-1847	-	-		
岩出あいあいデイサービスセンター	金池 92	61-2051	61-2071	-	-		
のぞみデイサービスセンター	山 591	69-3551	69-3553	-	-		
デイサービス友里園	森 236	61-2547	61-1127	-	-		
まりっくすデイサービスセンター岩出	川尻 72-4	69-0300	69-0301	-	-		
デイサービス・トレーニングセンターこんにちは	吉田 242-9	69-0294	69-0365	1.0～2.0m未満	-	○	○
ケアセンター憩いの里船戸（デイサービス）	船戸 116	69-0500	69-0600	2.0～5.0m未満	-	—	—
たんぽぽ苑	西安上 267	62-7200	62-5379	-	-		
デイサービスセンターひなたぼっこ	西国分 32	62-1440	62-1445	-	-		
デイサービスセンターえんがわ	畑毛 111-1	63-4165	63-4166	-	-		
プライマリーリハビリ・デイサービス岩出	今中 127-6	62-5862	62-5863	-	-		
リハビリデイサービスソレイユ	野上野 97	79-3626	79-3311	-	-		
デイサービスセンター晴れごころ	岡田 695-1	61-5487	61-5559	-	-		
Living リハ陶彩館	中島 863-1	69-1031	69-1041	0.5～1.0m未満	-	○	—
デイサービスグラウンドソレイユ	野上野 98-3	67-7625	67-7701	-	-		
岩出憩い園デイサービスセンター	溝川 22	67-2012	67-2020	5.0m以上	-	—	—
A c t i - v a	根来 823-1	69-0051	69-0052	-	-		
カルチャークラブ一期一笑	根来 1418	60-5435	60-7307	-	-		
ケアハウス ヴィラ桜	桜台 607	61-2255	61-2266	-	-		
ケアハウス ヴィラ山桜	桜台 518	61-6400	61-6401	-	-		
ひばりヶ丘安心ハウス岩出	岡田 695-1	69-5554	69-5559	-	-		
エンゼルパーク	西安上 270	62-6789	62-6789	-	-		
ケアセンター憩いの里船戸	船戸 116	69-0500	69-0600	2.0～5.0m未満	-	—	—
ケアセンター憩いの里船戸第2	船戸 116	69-0500	69-0600	2.0～5.0m未満	-	—	—
シルバーホームジュレ岩出	川尻 72-4	69-0300	69-0301	-	-		
高齢者賃貸住宅 あん	山崎 38-1	69-2940		2.0～5.0m未満	土砂災害警戒区域（土	○	○

施設名	所在地	電話番号	FAX 番号	浸水想定区域	土砂災害 警戒区域等	避難確保計画	
						策定済	避難訓練済
					石流)		
有料老人ホーム「長寿苑」	岡田 844-1	61-7533	67-7826	5.0m以上	-	—	—
有料老人ホーム「ひだまり」	川尻 90-1	63-5346		-	-		
有料老人ホーム小春日和	西国分 793-1	69-5255		-	-		
有料老人ホームハッピーガーデン	紀泉台 432-1	62-6799		-	-		
有料老人ホーム小春の里	山田 6-2	62-2102		-	-		
有料老人ホームスマイルガーデン	西安上 276	67-6368		-	-		
バナナホーム金池	金池 15-7	69-0877	69-0878	-	-		
エルダリーハウスえんがわ	畑毛 111-1	63-4165	63-4166	-	-		
バナナホーム金池 2 号館	金池 19-1	69-0877	69-0878	-	-		
バナナホーム金池 3 号館	金池 18	69-0877	69-0878	-	-		
デイサービスセンターRelax	清水 5-1	61-3557	61-3558	0.5m未満		—	—

## (2) 障害者支援施設

施設名	所在地	電話番号	FAX 番号	浸水想定区域	土砂災害 警戒区域等	避難確保計画	
						策定済	避難訓練済
きのかわ共同作業所	根来 1557	63-1873	63-2073	-	-		
社会福祉法人和歌山つくし会 和歌山つくし医療・福祉センター	中迫 665	62-4121	62-8185	-	-		
多機能型福祉事業所つくしの里	中迫 665	62-4121	62-8185	-	-		
生活介護事業所らふ	西国分 735-1	60-2564	60-2565	-	-		
はじめ茶話	山田 41	62-1600	62-1601	-	-		
シャイン	宮 71-1	61-0333	61-3456	2.0~5.0m未満	-	○	—
ピーチ岩出	清水 363-4	67-6400	67-6400	1.0~2.0m未満	-	○	○
マスカット	湯窪 43-1	63-5232		-	-		
マスカット	金池 48-1	63-5232		-	-		
岩出サンワーク	東坂本 62-5	62-7201	62-7201	-	-		
就労継続支援 B 型事業所カルラ	清水 468-4	67-7272	67-7273	-	-		
きのかわ福祉会ホーム	野上野 194-9	63-6511	63-6511	-	-		
ホームあゆみ	吉田 47-1	62-4325	62-3137	-	-		
岩出障害児者相談・支援センター	宮 71-1	63-1622	63-1644	2.0~5.0m未満	-	—	—
グリーンラボ	根来 1382	69-5556	69-5504	-	-		
キャンバス	西野 181-2	69-0070	69-0071	1.0~2.0 未満		—	—
すずのき	岡田 543-2	62-3333	62-3334	2.0~5.0m未満		—	—
元気 B-work	中黒 62-1	79-4274					

## (3) 児童福祉施設（児童自立支援施設を除く）

施設名	所在地	電話番号	FAX 番号	浸水想定区域	土砂災害 警戒区域等	避難確保計画	
						策定済	避難訓練済
根来保育所	根来 1281	62-2701	62-2701	-	-		
岩出保育所	清水 196-1	62-2402	62-2402	2.0～5.0m未満	-	○	○
山崎保育所	湯窪 59	62-2844	62-2844	-	-		
上岩出保育所	南大池 72	62-2814	62-2814	-	-		
おひさま子ども園	岡田 550	63-0269	63-0456	2.0～5.0m未満	-	○	○
山崎北こども園	金池 354-1	62-0732	67-7968	-	-		
しらゆり保育園	今中 98	62-8678	62-8678	-	-		
さくら保育園	新田広芝 182-1	62-3262	62-6200	-	-		
児童発達支援センターNeuvola Lots	金池 115-1	60-3184	60-3185	-	-		
児童デイサービスセンターらふ 岩出	西国分 735-1	60-2564	60-2565	-	-		
木の実教室	曾屋 370-17	62-0815	62-0856	-	-		
児童デイサービスセンターらふ	山崎 52-30	69-2940	69-2941	2.0～5.0m 未満	土砂災害警戒区域（土石流）	○	○
いわで みんなの家	東坂本 69-1	61-2572	61-2572	-	-		
社会福祉法人和歌山つくし会 多機能型福祉事業所つくしの里	中迫 665	62-4121	62-8185	-	-		
サポートセンターくらす	岡田 1073-35	67-8989	67-8484	2.0～5.0m未満	-	○	○
くるみ教室	吉田 228-1	66-8851	67-8851	2.0～5.0m未満	-	—	—
児童デイサービススマイル	尼ヶ辻 40-5	79-3302		-	-		
重症心身障がい児デイサービス トムテンジュニア岩出	西国分 676-1	68-9001	68-9011	-	-		
キャロット	岡田 3-1	67-8933	67-8933	-	-		
めろん教室	金池 474-1	71-0477	71-0477	-	-		
放課後等デイサービスひまわり	森 140-13	67-7227	79-6030	-	-		
サポートセンターらいん	岡田 543-2	62-3333	62-3334	-	-		
こどもサポート教室「きらり」 和歌山岩出校	溝川 278-1	67-8565		-	-		
サポートセンターういる	岡田 543-2	62-3333	62-3334	2.0～5.0m未満	-	—	—

(4) 小中学校

施設名	所在地	電話番号	FAX 番号	浸水想定区域	土砂災害 警戒区域等	避難確保計画	
						策定済	避難訓練済
岩出小学校	清水 30	62-2528	63-3891	2.0～5.0m未満	-	○	○
山崎小学校	中黒 100	62-2879	63-3892	-	-		

山崎北小学校	西安上 70	62-0376	63-3893	-	-		
根来小学校	根来 479	62-2651	63-3894	-	-		
上岩出小学校	水栖 514	62-4490	63-3895	-	-		
中央小学校	川尻 202	62-0500	69-0048	-	-		
岩出中学校	西野 65	62-3223	62-3224	-	-		
岩出第二中学校	野上野 155	62-8851	62-8852	-	-		

(5) 母子健康センター

施設名	所在地	電話番号	FAX 番号	浸水想定区域	土砂災害 警戒区域等	避難確保計画	
						策定済	避難訓練済
岩出市総合保健福祉センター	金池 92	61-2400	61-2411	-	-		

(6) その他これらに類する施設

施設名	所在地	電話番号	FAX 番号	浸水想定区域	土砂災害 警戒区域等	避難確保計画	
						策定済	避難訓練済
介護老人保健施設 やよい苑	中迫 380	61-1551	61-3121	-	-		
介護老人保健施設 やすらぎ苑	清水 311-1	61-0300	62-7625	2.0~5.0m未満	-	○	○
グループホームのぞみ	山 591	69-3552	69-3553	-	-		
グループホームなごみ	水栖 644-1	61-5566	61-5577	-	-		
グループホームえんがわ	畑毛 108-2	62-7300	62-7301	-	-		
グループホームハピネス岩出	森 259-1	69-5285	63-6591	-	-		
グループホームという	中迫 66-3	63-1016	63-1056	-	-		
あじさい苑	西安上 273	62-6689	61-3678	-	-		

(7) 盲学校、聾学校、養護学校、保育園、幼稚園

施設名	所在地	電話番号	FAX 番号	浸水想定区域	土砂災害 警戒区域等	避難確保計画	
						策定済	避難訓練済
おのみなと紀泉台幼稚園	相谷 408-1	62-9955	62-8833	-	-		
和歌山中央幼稚園	波分 32	62-5361	63-4363	-	-		

(8) 病院、診療所、助産所

施設名	所在地	電話番号	FAX 番号	浸水想定区域	土砂災害 警戒区域等	避難確保計画	
						策定済	避難訓練済
医療法人富田会富田病院	紀泉台 2	62-1522	62-5379	-	-		
医療法人やよいメディカルクリ ニック	中迫 139	62-7777	62-8813	-	-		
社会福祉法人和歌山つくし会 和歌山つくし医療・福祉センター	中迫 665	62-4121	62-8185	-	-		
医療法人宮本会紀の川病院	吉田 47-1	62-4325	62-3137	0.5~1.0m未満	-	○	○

医療法人殿田会殿田胃腸肛門病院	宮 117-7	62-9111	63-5033	2.0~5.0m未満	-	-	-
-----------------	---------	---------	---------	------------	---	---	---

※水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の改正に基づく、避難確保計画を策定済の施設については、備考欄に記載

#### 要配慮者関連施設の範囲

分類		具体的な制限用途
社会施設 福祉	1：老人福祉施設（老人介護支援センターを除く）、有料老人ホーム	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム
社会 福祉 施設	2：障害者福祉サービス事業所	視聴覚障害者情報提供施設、障害者デイサービス事業所
	3：保護施設（医療保護施設、宿所提供施設を除く）	救護施設、更生施設、授産施設
	4：児童福祉施設（児童自立支援施設を除く）	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、児童家庭支援センター、障害児入所施設、児童発達支援センター
	5：母子福祉施設	母子休養ホーム、母子福祉センター
	6：母子健康センター	母子健康センター
	7：その他これらに類する施設	介護老人保健施設、児童相談所に設置される一時保護施設、市町村長が適当と認める施設、厚生労働省令で定める施設 地域密着型サービス事業所（ただし、通所介護事業所を除く）
学校	8：盲学校、聾学校、養護学校、保育園、幼稚園	
医療施設	9：病院、診療所、助産所	ただし以下の施設を含む。医療保護施設（ただし薬局を除く）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

土砂災害防止に関する基礎調査の手引き（砂防フロンティア整備推進機構）

## 第8節 情報通信

### 1-8-1 防災行政無線一覧

#### (1) 地域防災無線一覧

設置場所	個別番号	設置場所	個別番号
統制台（無線室）	100	岩出図書館	314
統制台（総務課）	101	消防活動車	401
地域福祉課	151	交通指導車（ジムニー）	402
土木課	152	職員消防隊消防車	403
産業振興課	153	土木課	451
上水道工務課・下水道工務課	154	土木課	452
教育委員会	155	土木課	453
学校給食共同調理場	201	公用車 土木課 2-89	454
市民総合体育館	202	公用車 都市計画課 15-06	455

設置場所	個別番号	設置場所	個別番号
総合保健福祉センター	203	公用車 産業振興課 82-06	456
境谷集会所	204	公用車 産業振興課 66-95	457
押川集会所	205	公用車 上下水道業務課 4-87	458
岩出中学校	206	公用車 上水道工務課 60-43	459
岩出第二中学校	207	公用車 上下水道業務課 4-87	460
岩出小学校	208	公用車 上水道工務課 49-82	461
山崎小学校	209	公用車 上水道工務課 78-69	462
山崎北小学校	210	公用車 下水道工務課 1-65	463
根来小学校	211	公用車 生涯学習課スポーツ 82-76	464
上岩出小学校	212	総務課	501
中央小学校	213	総務課	502
岩出保育所	214	税務課	504
山崎保育所	215	税務課	505
山崎北こども園	216	地域福祉課	506
根来保育所	217	地域福祉課	507
上岩出保育所	218	保険年金課	508
岩出地区コミュニティセンター	301	保険年金課	509
上岩出地区コミュニティセンター	302	生活環境課	510
サンホール	303	クリーンセンター	511
岩出クリーンセンター	304	子ども・健康課	512
岩出市斎場	305	子ども・健康課	513
岩出地区公民館	306	都市計画課	514
山崎地区公民館	307	産業振興課	515
紀泉台地区公民館	503	土木課	516
根来地区公民館	309	土木課	517
上岩出地区公民館	310	下水道工務課	518
桜台地区公民館	311	教育総務課	519
船山地区公民館	312	教育総務課	520
岩出市民俗資料館	313	生涯学習課	521

(2) 屋外子局一覧

局名	完成年月	局名	完成年月
岡田 1	2021. 2	根来 1	2021. 2
岡田 2	2021. 2	根来 2	2021. 2
岡田 3	2021. 2	根来 5	2021. 2
岡田 4	2021. 2	根来 6	2021. 2
岡田 5	2021. 2	押川	2021. 2
高塚 1	2021. 2	安上 1	2021. 2

局名	完成年月	局名	完成年月
大町	2021. 2	安上 2	2021. 2
高塚 2	2021. 2	森	2021. 2
宮	2021. 2	川尻 1	2021. 2
西野 1	2021. 2	堀口	2021. 2
西野 2	2021. 2	川尻 2	2021. 2
船戸 1	2021. 2	荊本	2021. 2
山崎	2021. 2	中迫 2	2021. 2
中黒 1	2021. 2	中迫 1	2021. 2
中黒 2	2021. 2	水栖 1	2021. 2
中島 2	2021. 2	水栖 2	2021. 2
中島 3	2021. 2	水栖 3	2021. 2
中島 1	2021. 2	野上野 2	2021. 2
吉田 1	2021. 2	野上野 1	2021. 2
吉田 2	2021. 2	北大池	2021. 2
中島 4	2021. 2	桜台	2021. 2
山 1	2021. 2	南大池 1	2021. 2
山 2	2021. 2	南大池 2	2021. 2
山 3	2021. 2	新田広芝	2021. 2
境谷	2021. 2	東坂本	2021. 2
相谷	2021. 2	西国分	2021. 2
金池 1	2021. 2	根来 3	2021. 2
金池 2	2021. 2	根来 4	2021. 2
金池 3	2021. 2	船戸 2	2021. 2
曾屋	2021. 2	高塚 3	2021. 2
畑毛 1	2021. 2	紀泉台 3	2021. 2
畑毛 2	2021. 2	畑毛 3	2021. 2
紀泉台 1	2021. 2	新田広芝 2	2021. 2
紀泉台 2	2021. 2		

1-8-2 非常通信経路

和歌山県地域防災計画（令和4年度）

(1) 通信経路の総合信頼度（経路の級別基準）

基準項目 \ 級別	A級（高信頼度）	B級
途 中 中 継 回 路	1 以下	2 以上
新 規 連 絡 設 定	なし	あり
停 電 時 の 運 用	可能	不可能
通 信 担 当 者 の 配 置	常時配置 (又は非常の際に 30 分程度以内に配置につける状態)	左記以外

有線区間	なし（又はあっても2以上のルートがあるか、地下ケーブル等強固な設計となっている）	左記以外
移動局による通信の取扱	なし	あり
チャンネル切替による通信	なし	あり
庁舎の耐震性	あり	左記以外
津波等による浸水	庁舎が浸水域外	左記以外

総合信頼度“A級”とは経路全体を通じ、全基準項目についてA級基準に該当する。

“B級”とは経路中いずれかの基準項目についてB級基準のものが含まれる。

(2) 凡例

[水防道路]：国土交通省水防道路用多重無線回線

[地星]：地域衛星通信ネットワーク回線

[警察]：警察用回線

[相互]：防災相互通信用無線

[専用]：電気通信事業者の専用通信回線

[JR]：JR用回線

[消救]：消防救急無線（共通波）

——— 無線区間

~~~~~ 有線区間

----- 和歌山県総合防災情報システムの衛星系回線、有線系回線2ルート区間

(3) 発着信局までの距離

本計画は、県庁と岩出市間の地域防災業務に用いられる場合が最も多いと考えられるので、発着信局までの使送距離はそれぞれ県庁及び各市からの距離を代表表示した。

|                            |   |       |                                            |                                          |                                 |
|----------------------------|---|-------|--------------------------------------------|------------------------------------------|---------------------------------|
| 岩出市<br>(総務課)<br>↔<br>和歌山県庁 | A |       | 岩出市役所△                                     | 和歌山県庁□<br>(防災企画課)                        | 構内<br><br><br><br><br><br>2.7km |
|                            | A | 1.4km | 那賀振興局□<br>(総務県民課)                          |                                          |                                 |
|                            | A | 0.8km | 那賀消防組合△<br>(通信指令室)                         | 和歌山県庁□<br>(危機管理・消防課)                     |                                 |
|                            | B |       | 岩出市役所△                                     | 和歌山県庁□<br>(防災企画課)                        |                                 |
|                            | A | 1.5km | 岩出警察署△<br>(地域課)                            | 県警察本部△<br>(平日昼間：警備課)<br>(時間外：地域指導課通信指令室) |                                 |
|                            | A | 1.5km | 近畿地方整備局<br>和歌山河川国道事務所<br>船戸出張所             | 和歌山県庁□<br>(河川課、防災企画課)                    |                                 |
|                            | B | 0.9km | ■ JR 岩出駅<br>(業務委託駅、取扱時間 8:00 ~ 20:00) [JR] | JR 和歌山支社                                 |                                 |

## 第9節 被害調査

### 1-9-1 住家被害程度の認定基準

| 被害の区分                                                                                                                                                                                                                                  | 認定の基準                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住家の全壊<br>(全焼・全流失)                                                                                                                                                                                                                      | 住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 |
| 住家の大規模半壊                                                                                                                                                                                                                               | 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。                                                |
| 住家の半壊<br>(半焼)                                                                                                                                                                                                                          | 住家はその居住するための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。                                         |
| 住家の一部損壊<br>(準半壊)                                                                                                                                                                                                                       | 半壊には至らない(一部損壊)被害を受けたもので、具体的には、損害割合が10%以上20%未満のものとする。                                                                                                                                                       |
| 住家の床上浸水<br>土砂の堆積等                                                                                                                                                                                                                      | 全壊及び半壊に該当しない場合であって、浸水が住家の床上に達した程度のも、又は土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの                                                                                                                                 |
| <p>(1) 住家被害戸数については、「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。</p> <p>(2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。</p> <p>(3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。</p> |                                                                                                                                                                                                            |

## 第10節 消防

### 1-10-1 那賀消防組合の概要

和歌山県地域防災計画(令和5年1月1日現在)

| 市町村名   | 面積<br>(km) | 人口<br>(人) | 世帯数    | 消防本部 |     |     | 消防団 |            |
|--------|------------|-----------|--------|------|-----|-----|-----|------------|
|        |            |           |        | 消防署  | 出張所 | 職員  | 分団  | 非常勤<br>団員数 |
| 那賀消防組合 | 266.72     |           |        | 3    |     | 128 |     |            |
| 岩出市    | 38.51      | 54,215    | 24,287 |      |     |     | 4   | 321        |

1-10-2 消防ポンプ自動車等の現況

和歌山県地域防災計画（令和4年度）

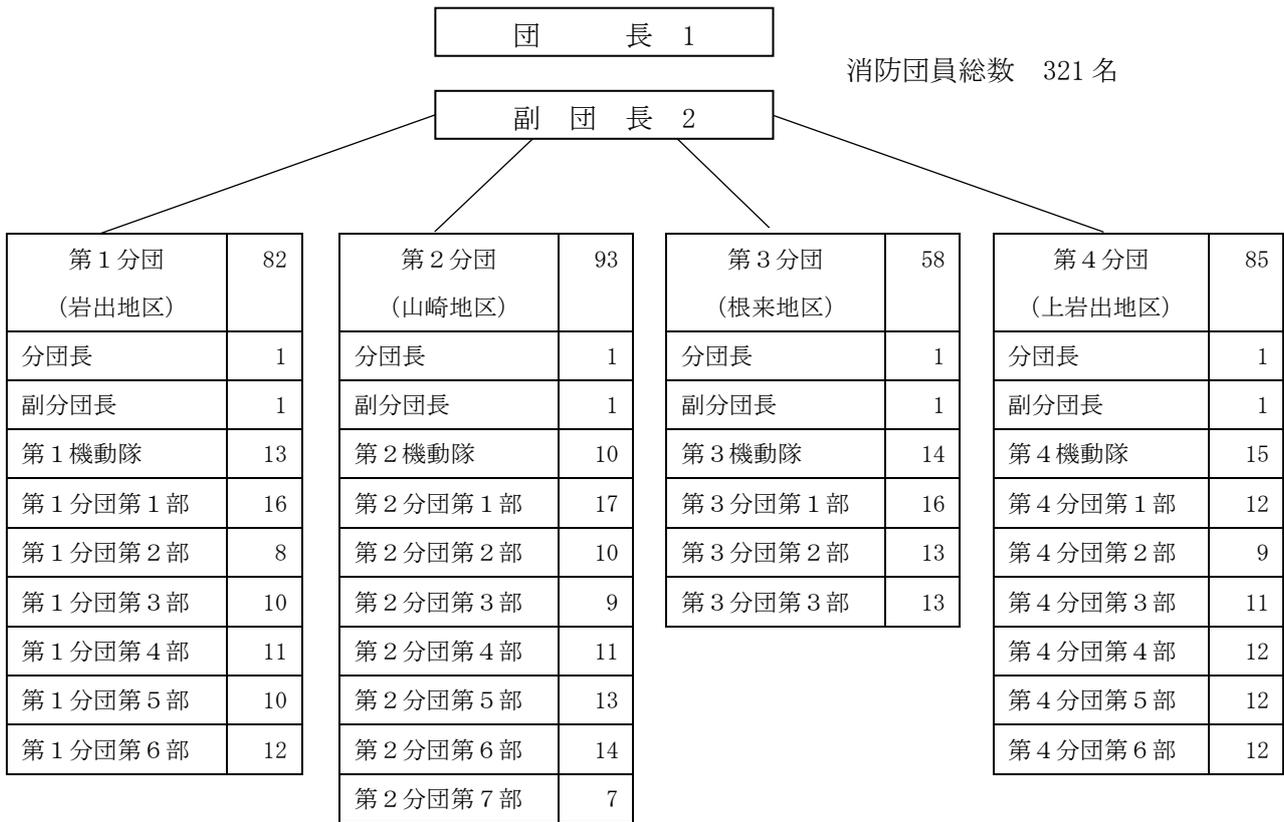
|        | 普通消防ポンプ自動車<br>B1以上 | 水槽付消防ポンプ自動車<br>B1以上 | はしご付消防自動車 |       |       |        | 屈折はしご付消防自動車 | 大型高所放水車 | 泡原液搬送車 | 化学消防車 |       | 指揮車 | 消防艇 | 林野工作車 |
|--------|--------------------|---------------------|-----------|-------|-------|--------|-------------|---------|--------|-------|-------|-----|-----|-------|
|        |                    |                     | 18 m以下    | 24 m級 | 30 m級 | 38 m以上 |             |         |        | 泡消火型  | 粉末消火型 |     |     |       |
| 那賀消防組合 | 5                  | 4                   |           |       |       | 1      |             |         |        |       |       | 3   |     |       |
| 岩出市消防団 | 4                  |                     |           |       |       |        |             |         |        |       |       |     |     |       |

|        | 電源車・照明車 | 小型動力ポンプ |   | ポンプ手引動力<br>車両に積載してい<br>ない | ヘリコプター | 排煙・高発泡車 | 広報車 | 空気充填車 | 資器材搬送車 | 消火剤投入車 | 破壊工作車 | レッカー車 | クレーン車 | 震災救難車 | 屈折放水塔車 |  |
|--------|---------|---------|---|---------------------------|--------|---------|-----|-------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|--------|--|
|        |         | 積載車ポンプ付 |   |                           |        |         |     |       |        |        |       |       |       |       |        |  |
| 那賀消防組合 | 1       |         | 3 |                           |        |         |     |       | 4      |        |       |       |       |       |        |  |
| 岩出市消防団 |         | 22      |   |                           |        |         |     |       |        |        |       |       |       |       |        |  |

|        | 自動二輪車 | 水槽車小型動力ポンプ付 | 水槽車2型 | 水槽車ポンプ非積載 | 耐煙救出車 | 支援車 | 人員搬送車 | 給食・給水車 | 移動無線電話車 | 防災指導車 | 起震車 | 海水利用型消防水利システム | 無人消火ロボット | その他の車両 |
|--------|-------|-------------|-------|-----------|-------|-----|-------|--------|---------|-------|-----|---------------|----------|--------|
| 那賀消防組合 |       |             |       |           |       | 1   |       |        |         | 1     | 1   |               |          |        |
| 岩出市消防団 |       |             |       |           |       |     |       |        |         |       |     |               |          |        |

1-10-3 岩出市消防団（水防団）の概要

(令和5年1月1日現在)



1-10-4 消防団車種別消防車数

| 車種                    | 台数  |
|-----------------------|-----|
| 消防ポンプ自動車CD-I          | 4台  |
| 小型動力ポンプB2級付積載車(普通自動車) | 5台  |
| 小型動力ポンプB2級付積載車(軽自動車)  | 2台  |
| 小型動力ポンプB3級付積載車(軽自動車)  | 15台 |
| 合計                    | 26台 |

|       | 第1分団 | 第2分団 | 第3分団 | 第4分団 | 計  |
|-------|------|------|------|------|----|
| 消防自動車 | 1    | 1    | 1    | 1    | 4  |
| 小型ポンプ | 6    | 7    | 3    | 6    | 22 |

第11節 水防

1-11-1 樋門等の操作表

和歌山県水防計画書（令和4年度）

| 河川名   | 名称         | 位置                   | 管理者                           | 操作責任者                         | 操作基準                          |
|-------|------------|----------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 紀の川   | 岩出頭首工      | 左岸 岩出市船戸<br>右岸 岩出市清水 | 紀の川左岸土地改良区<br>長、六箇井土地改良区<br>長 | 紀の川左岸土地改良区<br>長、六箇井土地改良区<br>長 | 岩出頭首工管理規定による。                 |
| 紀の川   | 船戸第一陸閘     | 左岸 岩出市船戸             | 近畿地方整備局長                      | 岩出市長                          | 紀の川の水位が高くなり国土交通省からの指示により閉門する。 |
| 紀の川   | 船戸第二陸閘     | 左岸 岩出市船戸             | 近畿地方整備局長                      | 岩出市長                          |                               |
| 紀の川   | 山崎樋門       | 左岸 岩出市山崎             | 近畿地方整備局長                      | 岩出市長                          | 紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。       |
| 紀の川   | 岩出樋管       | 右岸 岩出市清水             | 近畿地方整備局長                      | 和歌山河川国道事務所<br>長               | フラップゲートによる自動開閉。               |
| 紀の川   | 岩出第一樋管     | 右岸 岩出市清水             | 近畿地方整備局長                      | 和歌山河川国道事務所<br>長               |                               |
| 紀の川   | 岡田樋門       | 右岸 岩出市岡田             | 近畿地方整備局長                      | 岩出市長                          | 紀の川の水位が内水位より高くなった時閉門する。       |
| 紀の川   | 岡田樋管       | 右岸 岩出市岡田             | 近畿地方整備局長                      | 岩出市長                          |                               |
| 六ヶ井用水 | 山崎排水樋門     | 右岸 岩出市中島             | 岩出市長                          | 岩出市長                          | 洪水、冠水時の排水を目的として操作する。          |
| 六ヶ井用水 | 山崎地区合流工ゲート | 左岸 岩出市畑毛             | 岩出市長                          | 岩出市長                          |                               |
| 春日川   | 溝川樋門       | 右岸 岩出市高塚             | 和歌山県知事（河）                     | 那賀振興局建設部長                     | 春日川の水位が内水位より高くなった時閉門する。       |
| 春日川   | 古戸川樋門      | 左岸 岩出市高塚             | 和歌山県知事（河）                     | 那賀振興局建設部長                     |                               |
| 春日川   | 高塚樋門       | 右岸 岩出市高塚             | 岩出市長                          | 岩出市長                          |                               |
| 春日川   | 高塚樋管       | 右岸 岩出市高塚             | 岩出市長                          | 岩出市長                          |                               |
| 春日川   | 清水樋門       | 右岸 岩出市清水             | 岩出市長                          | 岩出市長                          |                               |
| 春日川   | 前川樋門       | 右岸 岩出市高塚             | 岩出市長                          | 岩出市長                          |                               |
| 春日川   | 高塚下排水路ゲート  | 右岸 岩出市高塚             | 岩出市長                          | 岩出市長                          | 洪水、冠水時の排水を目的として操作する。          |
| 根来川   | 西野樋門       | 左岸 岩出市西野             | 岩出市長                          | 岩出市長                          | 住吉川の水位が内水位より高くなった時閉門する。       |
| 住吉川   | 川添川樋門      | 左岸 岩出市中島             | 和歌山県知事（河）                     | 和歌山県那賀振興局建設部長                 |                               |
| 住吉川   | 鴨沼川樋門      | 右岸 岩出市中島             | 和歌山県知事（河）                     | 和歌山県那賀振興局建設部長                 |                               |

1-11-2 水防資機材集計

(1) 水防倉庫

(令和5年1月1日現在)

| 水防倉庫名   |        | 岩出市役所<br>水防倉庫 | 高塚消防<br>水防倉庫 | 中迫・荊本消防<br>水防倉庫 | あいあいセンター<br>水防倉庫 |
|---------|--------|---------------|--------------|-----------------|------------------|
| 備蓄主要資機材 | 土のう袋   | 2,440 枚       | 200 袋        | 100 袋           | 2,800 袋          |
|         | 杭      | 168 本         | 40 本         | 0               | 39 本             |
|         | ゴムボート  | 1 漕           | 0            | 0               | 0                |
|         | 毛布     | 218 枚         | 0            | 0               | 120 枚            |
|         | 防水ライト  | 148 個         | 0            | 0               | 400 個            |
|         | じょれん   | 3 本           | 9 本          | 0               | 0                |
|         | 剣先スコップ | 35 本          | 8 本          | 0               | 50 本             |
|         | 角スコップ  | 21 本          | 0            | 0               | 27 本             |
|         | のこぎり   | 9 本           | 0            | 0               | 9 本              |
|         | 掛矢     | 8 本           | 3 本          | 0               | 4 本              |
|         | ハンマー   | 5 本           | 0            | 0               | 5 本              |
|         | 一輪車    | 3 台           | 3 台          | 0               | 4 台              |
|         | 鉄線カッター | 3 本           | 0            | 0               | 5 本              |
|         | チェーンソー | 2 台           | 0            | 0               | 1 台              |
|         | 投光器    | 4 台           | 0            | 0               | 2 台              |
|         | 発電機    | 8 台           | 0            | 0               | 2 台              |
| メガホン    | 18 本   | 0             | 0            | 0               |                  |

(2) 地区公民館

(令和5年1月1日現在)

| 備蓄施設<br>地区公民館 |          | 岩出    | 船山    | 山崎    | 紀泉台   | 根来    | 上岩出   | 桜台    |
|---------------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 備蓄主要資機材       | チェーンソー   | 1 台   | 1 台   | 1 台   | 1 台   | 1 台   | 1 台   | 1 台   |
|               | 剣先スコップ   | 5 本   | 5 本   | 5 本   | 5 本   | 5 本   | 5 本   | 5 本   |
|               | 角スコップ    | 5 本   | 5 本   | 5 本   | 5 本   | 5 本   | 5 本   | 5 本   |
|               | ハンマー     | 2 本   | 1 本   | 2 本   | 2 本   | 2 本   | 2 本   | 1 本   |
|               | のこぎり     | 2 本   | 2 本   | 2 本   | 2 本   | 2 本   | 2 本   | 2 本   |
|               | 土のう袋     | 200 袋 |
|               | トラロープ    | 2 本   | 2 本   | 2 本   | 1 本   | 1 本   | 2 本   | 1 本   |
|               | バール      | 2 本   | 2 本   | 2 本   | 2 本   | 2 本   | 2 本   | 2 本   |
|               | つるはし     | 1 本   | 1 本   | 1 本   | 1 本   | 1 本   | 1 本   | 1 本   |
|               | レスキューキット | 2 セット | 1 セット |

## 第12節 避難

### 1-12-1 避難所・避難場所一覧

#### ◇避難施設(中長期間避難所) ◆指定避難所・指定緊急避難場所

| No. | 施設名                     | 住所      | TEL     | FAX     | 無線番号 | 収容人数 | 安全レベル |
|-----|-------------------------|---------|---------|---------|------|------|-------|
| 1   | 岩出市総合保健福祉センター(あいあいセンター) | 金池 92   | 61-2400 | 61-2411 | 203  | 442  | ☆☆☆   |
| 2   | 岩出市立体育館*                | 西野 264  | 62-2141 | -       | -    | 337  | ☆☆    |
| 3   | 岩出市民総合体育館               | 荊本 63-2 | 62-0370 | 62-2421 | 202  | 439  | ☆☆☆   |
| 4   | 岩出小学校*                  | 清水 30   | 62-2528 | 63-3891 | 208  | 489  | ☆☆    |
| 5   | 山崎小学校                   | 中黒 100  | 62-2879 | 63-3892 | 209  | 664  | ☆☆☆   |
| 6   | 山崎北小学校                  | 西安上 70  | 62-0376 | 63-3893 | 210  | 669  | ☆☆☆   |
| 7   | 根来小学校                   | 根来 479  | 62-2651 | 63-3894 | 211  | 503  | ☆☆☆   |
| 8   | 上岩出小学校                  | 水栖 514  | 62-4490 | 63-3895 | 212  | 624  | ☆☆☆   |
| 9   | 中央小学校                   | 川尻 202  | 62-0500 | 69-0048 | 213  | 586  | ☆☆☆   |
| 10  | 岩出中学校                   | 西野 65   | 62-3223 | 62-3224 | 206  | 864  | ☆☆☆   |
| 11  | 岩出第二中学校                 | 野上野 155 | 62-8851 | 62-8852 | 207  | 971  | ☆☆☆   |
| 12  | 那賀高等学校                  | 高塚 115  | 62-2117 | 62-2119 | -    | 650  | ☆☆☆   |

※紀の川の水位が避難判断水位に達した場合は、安全レベル☆☆☆の避難所に移動する。

※安全レベルは、あくまで風水害に対するものです。

#### ◇一時避難所(風水害時避難所) ◆指定避難所・指定緊急避難場所

| No. | 施設名                      | 住所        | TEL     | FAX | 無線番号 | 収容人数 | 安全レベル |
|-----|--------------------------|-----------|---------|-----|------|------|-------|
| 1   | 岩出地区公民館*                 | 清水 386-12 | 63-3707 | -   | 306  | 152  | ☆☆    |
| 2   | 山崎地区公民館                  | 中黒 52-2   | 63-3661 | -   | 307  | 147  | ☆☆☆   |
| 3   | 岩出市農業構造改善総合センター(根来地区公民館) | 根来 535-2  | 62-8206 | -   | 309  | 141  | ☆☆☆   |
| 4   | 岩出市農家高齢者創作館(上岩出地区公民館)    | 水栖 199-3  | 62-8205 | -   | 310  | 108  | ☆☆☆   |
| 5   | 紀泉台地区公民館                 | 紀泉台 428   | 62-8913 | -   | 503  | 150  | ☆☆☆   |
| 6   | 桜台地区公民館                  | 桜台 494    | 63-1151 | -   | 311  | 143  | ☆☆☆   |
| 7   | 岩出地区コミュニティセンター*          | 高塚 11     | 63-2248 | -   | 301  | 20   | ☆☆    |
| 8   | 上岩出地区コミュニティセンター          | 北大池 84-2  | 61-4431 | -   | 302  | 38   | ☆☆☆   |
| 9   | サンホール                    | 山 719     | 61-4495 | -   | 303  | 79   | ☆☆☆   |
| 10  | 船山地区公民館                  | 山崎 118-4  | 62-9774 | -   | 312  | 50   | ☆☆☆   |

※紀の川の水位が避難判断水位に達した場合は、安全レベル☆☆☆の避難所に移動する。

※安全レベルは、あくまで風水害に対するものです。

#### ◇地域避難場所(震災時一時的に地域で集まる避難場所) ◆指定緊急避難場所

| No. | 施設名     | 住所       | TEL     | FAX     | 無線番号 | 収容人数   | 安全レベル |
|-----|---------|----------|---------|---------|------|--------|-------|
| 1   | 岡田児童館   | 岡田 643-4 | 62-7693 | -       | -    | 39     | ☆☆☆   |
| 2   | 大池児童館   | 水栖 5-1   | 62-7095 | -       | -    | 42     | ☆☆☆   |
| 3   | 曾屋教育集会所 | 曾屋 456-5 | 63-3686 | -       | -    | 41     | ☆☆☆   |
| 4   | 岡田集会所*  | 岡田 463   | 63-1283 | -       | -    | 33     | ☆☆    |
| 5   | 根来北集会所  | 根来 1162  | 63-1379 | -       | -    | 20     | ☆☆☆   |
| 6   | いわで御殿*  | 清水 5-1   | 61-1122 | -       | -    | 94     | ☆☆    |
| 7   | さぎのせ公園* | 中島 1183  | 63-5065 | 63-5065 | -    | 14,800 | ☆☆    |

| No. | 施設名           | 住所        | TEL | FAX | 無線<br>番号 | 収容<br>人数 | 安全<br>レベル |
|-----|---------------|-----------|-----|-----|----------|----------|-----------|
| 8   | 荒神公園          | 紀泉台 75    | -   | -   | -        | 401      | ☆☆☆       |
| 9   | 蔵谷公園          | 紀泉台 427-2 | -   | -   | -        | 439      | ☆☆☆       |
| 10  | 東公園           | 西国分 491   | -   | -   | -        | 1,515    | ☆☆☆       |
| 11  | 交通公園          | 堀口 41     | -   | -   | -        | 1,160    | ☆☆☆       |
| 12  | 中島グリーンタウン南公園※ | 中島 35-8   | -   | -   | -        | 362      | ☆☆        |
| 13  | 吉田団地公園※       | 吉田 92-2   | -   | -   | -        | 400      | ☆☆        |
| 14  | 山宮の浦公園        | 山 492-33  | -   | -   | -        | 204      | ☆☆☆       |
| 15  | 中黒団地公園        | 相谷 460-15 | -   | -   | -        | 447      | ☆☆☆       |
| 16  | 若葉台公園         | 今中 170-8  | -   | -   | -        | 646      | ☆☆☆       |
| 17  | くすのき公園        | 桜台 422    | -   | -   | -        | 711      | ☆☆☆       |
| 18  | さくら公園         | 桜台 423    | -   | -   | -        | 1,383    | ☆☆☆       |
| 19  | けやき公園         | 桜台 426    | -   | -   | -        | 282      | ☆☆☆       |
| 20  | 紀泉台グラウンド      | 紀泉台 96-2  | -   | -   | -        | 4,280    | ☆☆☆       |
| 21  | 紀泉台公園 1       | 紀泉台 481   | -   | -   | -        | 427      | ☆☆☆       |
| 22  | 紀泉台公園 2       | 紀泉台 96-38 | -   | -   | -        | 202      | ☆☆☆       |
| 23  | わんぱく広場        | 桜台 425    | -   | -   | -        | 1,734    | ☆☆☆       |
| 24  | むくのき公園        | 桜台 427    | -   | -   | -        | 703      | ☆☆☆       |

※紀の川の水位が避難判断水位に達した場合は、安全レベル☆☆☆の避難所に移動する。

※安全レベルは、あくまで風水害に対するものです。

#### ◇福祉避難所(避難行動要支援者等が避難する避難所)

| No. | 施設名                      | 住所        | TEL     | FAX     | 無線<br>番号 | 主な対応<br>障害種別 | 収容<br>人数 |
|-----|--------------------------|-----------|---------|---------|----------|--------------|----------|
| 1   | 岩出市総合保健福祉センター(あいあいセンター)  | 金池 92     | 61-2400 | 61-2411 | 203      | 知的・発達<br>・精神 | 44       |
| 2   | 岩出地区公民館※                 | 清水 386-12 | 63-3707 | -       | 306      | 聴覚           | 42       |
| 3   | 山崎地区公民館                  | 中黒 52-2   | 63-3661 | -       | 307      | 肢体           | 32       |
| 4   | 岩出市農業構造改善総合センター(根来地区公民館) | 根来 535-2  | 62-8206 | -       | 309      | 肢体           | 41       |
| 5   | 岩出市農家高齢者創作館(上岩出地区公民館)    | 水栖 199-3  | 62-8205 | -       | 310      | 視覚           | 23       |
| 6   | 紀泉台地区公民館                 | 紀泉台 428   | 62-8913 | -       | 503      | 視覚           | 35       |
| 7   | 桜台地区公民館                  | 桜台 494    | 63-1151 | -       | 311      | 聴覚           | 37       |
| 8   | 船山地区公民館                  | 山崎 118-4  | 62-9774 | -       | 312      | 視覚           | 20       |

第13節 給水、食料、生活物資

1-13-1 給水資機材保有状況

(令和5年2月末現在)

(1) 給水車

| 所在場所 | 数量 | 摘要                    |
|------|----|-----------------------|
| 岩出市  | 2台 | 3.0 m <sup>3</sup> /台 |

(2) 給水タンク・給水器具

| 所在場所 | 数量    | 摘要                                                                              |
|------|-------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 岩出市  | 4     | タンク (1 t × 2、0.5 t × 2) 上下水道局                                                   |
| 岩出市  | 5,055 | 6ℓ入給水袋 5,000 袋 10ℓ入ポリ容器 45 個<br>70ℓポリバケツ 5 個 55ℓポリバケツ 2 個<br>50ℓポリバケツ 3 個 上下水道局 |
| 岩出市  | 1     | 緊急ろ過装置 1,300 人/28 日 592 m <sup>3</sup> 市民プール                                    |

1-13-2 災害救助物資備蓄状況 (岩出市)

食料等

(令和5年3月31日現在)

| 施設名             | アルファ米 | 乾パン | 備蓄パン | クラッカー | ビスコ | ライスクッキー | 粉ミルク | 液体ミルク |
|-----------------|-------|-----|------|-------|-----|---------|------|-------|
| 総合保健福祉センター      | 790   | 144 | 222  | 70    | 300 | 768     | 816  | 240   |
| 市役所水防倉庫         | 0     | 0   | 0    | 0     | 0   | 0       | 0    | 0     |
| 市民総合体育館         | 600   | 480 | 0    | 350   | 300 | 0       | 0    | 0     |
| 岩出小学校           | 800   | 240 | 192  | 490   | 0   | 0       | 0    | 0     |
| 山崎小学校           | 850   | 240 | 240  | 560   | 300 | 0       | 0    | 0     |
| 山崎北小学校          | 1,000 | 240 | 240  | 490   | 300 | 0       | 0    | 0     |
| 根来小学校           | 1,000 | 264 | 720  | 70    | 300 | 0       | 0    | 0     |
| 上岩出小学校          | 1,200 | 240 | 720  | 210   | 300 | 0       | 0    | 0     |
| 中央小学校           | 900   | 480 | 240  | 210   | 300 | 0       | 0    | 0     |
| 岩出中学校           | 1,500 | 600 | 240  | 350   | 0   | 0       | 0    | 0     |
| 岩出第二中学校         | 1,500 | 720 | 240  | 560   | 0   | 0       | 0    | 0     |
| 那賀高等学校          | 600   | 480 | 360  | 140   | 600 | 0       | 0    | 0     |
| 岩出地区公民館         | 300   | 120 | 120  | 140   | 0   | 0       | 0    | 0     |
| 船山地区公民館         | 125   | 72  | 72   | 70    | 0   | 0       | 0    | 0     |
| 山崎地区公民館         | 350   | 120 | 0    | 70    | 0   | 0       | 0    | 0     |
| 紀泉台地区公民館        | 300   | 240 | 0    | 70    | 0   | 0       | 0    | 0     |
| 根来地区公民館         | 300   | 120 | 0    | 140   | 0   | 0       | 0    | 0     |
| 桜台地区公民館         | 200   | 120 | 0    | 210   | 0   | 0       | 0    | 0     |
| 上岩出地区公民館        | 400   | 0   | 0    | 210   | 0   | 0       | 0    | 0     |
| 岩出地区コミュニティセンター  | 300   | 120 | 120  | 0     | 0   | 0       | 0    | 0     |
| 上岩出地区コミュニティセンター | 50    | 120 | 48   | 70    | 0   | 0       | 0    | 0     |
| サンホール           | 200   | 120 | 72   | 0     | 0   | 0       | 0    | 0     |

| 施設名  | アルファ米  | 乾パン   | 備蓄パン  | クラッカー | ビスコ   | ライスクッキー | 粉ミルク | 液体ミルク |
|------|--------|-------|-------|-------|-------|---------|------|-------|
| 交通公園 | 200    | 120   | 96    | 0     | 0     | 0       | 0    | 0     |
| 東公園  | 200    | 120   | 0     | 0     | 0     | 0       | 0    | 0     |
| 合計   | 13,665 | 5,520 | 3,942 | 4,480 | 2,700 | 768     | 816  | 240   |

資機材等 (1/2)

(令和5年3月31日現在)

| 資機材等        | ニセセンター | 市民総合体育館 | 岩出小学校 | 山崎小学校 | 山崎北小学校 | 根来小学校 | 上岩出小学校 | 中央小学校 | 岩出中学校 | 岩出第二中学校 | 那賀高等学校 | 岩出地区公民館 | 山崎地区公民館 | 紀泉台地区公民館 |
|-------------|--------|---------|-------|-------|--------|-------|--------|-------|-------|---------|--------|---------|---------|----------|
| 1トン水槽       | 1      | 1       | 1     | 1     | 1      | 1     | 1      | 1     | 1     | 1       | 1      | 0       | 0       | 0        |
| LEDスタンド型投光器 | 0      | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 0       | 0       | 0        |
| 一輪車         | 4      | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 1       | 0       | 1        |
| イモノコンロ      | 0      | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 0       | 0       | 0        |
| エンジンカッター    | 0      | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 0       | 0       | 0        |
| 延長コード       | 0      | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 0       | 0       | 0        |
| 角スコップ       | 27     | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 5       | 5       | 5        |
| 掛矢          | 4      | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 0       | 0       | 0        |
| ガスコンロ       | 0      | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 0       | 0       | 0        |
| 金バケツ        | 0      | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 0       | 0       | 0        |
| 簡易流し台       | 0      | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 0       | 0       | 0        |
| 給水車         | 0      | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 0       | 0       | 0        |
| 吸水土のう       | 0      | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 0       | 0       | 0        |
| 給水袋         | 1,100  | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 100     | 100     | 100      |
| 杭           | 39     | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 0       | 0       | 0        |
| クリップ型投光器    | 0      | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 0       | 0       | 0        |
| 軍手          | 24     | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 24      | 24      | 24       |
| 剣先スコップ      | 50     | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 5       | 5       | 5        |
| コードリール      | 0      | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 0       | 0       | 0        |
| 固形燃料        | 0      | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 0       | 0       | 0        |
| ゴムボート       | 0      | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 0       | 0       | 0        |
| 浄水器         | 1      | 2       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 0       | 0       | 0        |

| 資機材等         | ニセンター | 市民総合体育館 | 岩出小学校 | 山崎小学校 | 山崎北小学校 | 根来小学校 | 上岩出小学校 | 中央小学校 | 岩出中学校 | 岩出第二中学校 | 那賀高等学校 | 岩出地区公民館 | 山崎地区公民館 | 紀泉台地区公民館 |
|--------------|-------|---------|-------|-------|--------|-------|--------|-------|-------|---------|--------|---------|---------|----------|
| ジョレン         | 0     | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 0       | 0       | 0        |
| 水中ポンプ        | 0     | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 0       | 0       | 0        |
| 体温測定用サーモグラフィ | 0     | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 0       | 0       | 0        |
| 多人数救急箱(50人用) | 1     | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 1       | 1       | 1        |
| 担架           | 1     | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 1       | 1       | 1        |
| 段ボールパーティション  | 280   | 280     | 315   | 434   | 441    | 329   | 399    | 392   | 567   | 630     | 420    | 98      | 91      | 98       |
| チェーンソー       | 1     | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 1       | 1       | 1        |
| ツルハシ         | 0     | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 1       | 1       | 1        |
| 鉄線カッター       | 5     | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 0       | 0       | 0        |
| テント          | 0     | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 1       | 1       | 1        |
| テント横幕        | 0     | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 0       | 0       | 0        |
| 投光器          | 2     | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 0       | 0       | 0        |
| 土のう袋         | 2,800 | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 200     | 200     | 200      |
| トラロープ        | 0     | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 2       | 2       | 1        |
| なべ           | 12    | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 0       | 0       | 0        |
| 荷締めベルト       | 0     | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 0       | 0       | 0        |
| のこぎり         | 9     | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 2       | 2       | 2        |
| パール          | 0     | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 2       | 2       | 2        |
| 発電機          | 2     | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 0       | 0       | 0        |
| バルーン投光器      | 0     | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 0       | 0       | 0        |
| ハンマー         | 5     | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 2       | 2       | 2        |
| 非接触式体温計      | 0     | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 1      | 0       | 0       | 0        |
| 避難所スターターキット  | 1     | 1       | 1     | 1     | 1      | 1     | 1      | 1     | 1     | 1       | 1      | 1       | 1       | 1        |
| ブルーシート       | 0     | 0       | 1     | 1     | 1      | 1     | 1      | 1     | 1     | 1       | 1      | 0       | 0       | 0        |
| ヘルメット        | 0     | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 0       | 0       | 0        |
| 防災ラジオ        | 1     | 1       | 1     | 1     | 1      | 1     | 1      | 1     | 1     | 1       | 1      | 1       | 1       | 1        |
| 防水ライト        | 400   | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 0       | 0       | 0        |

| 資機材等              | ニセンター | 市民総合体育館 | 岩出小学校 | 山崎小学校 | 山崎北小学校 | 根来小学校 | 上岩出小学校 | 中央小学校 | 岩出中学校 | 岩出第二中学校 | 那賀高等学校 | 岩出地区公民館 | 山崎地区公民館 | 紀泉台地区公民館 |
|-------------------|-------|---------|-------|-------|--------|-------|--------|-------|-------|---------|--------|---------|---------|----------|
| ポリバケツ             | 0     | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 0       | 0       | 0        |
| 間仕切り<br>段ボール      | 50    | 50      | 40    | 40    | 40     | 40    | 40     | 40    | 40    | 40      | 0      | 10      | 10      | 10       |
| 水ひしゃく             | 0     | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 0       | 0       | 0        |
| メガホン              | 0     | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 0       | 0       | 0        |
| 毛布                | 120   | 304     | 65    | 60    | 54     | 65    | 65     | 78    | 75    | 62      | 48     | 60      | 50      | 112      |
| やかん               | 12    | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 0       | 0       | 0        |
| ライフジャケット          | 0     | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 0       | 0       | 0        |
| レスキュー<br>キットBOX   | 2     | 2       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 2     | 0     | 0       | 0      | 2       | 2       | 2        |
| ロウソク              | 960   | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 94      | 80      | 60       |
| 扇風機               | 2     | 2       | 2     | 2     | 2      | 2     | 2      | 2     | 2     | 2       | 2      | 1       | 1       | 1        |
| ワンタッチ<br>パーティーション | 0     | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 0       | 0       | 0        |
| 緊急用<br>トイレセット     | 3     | 3       | 3     | 3     | 3      | 3     | 3      | 3     | 3     | 3       | 3      | 2       | 2       | 2        |
| 組立トイレ             | 4     | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 0       | 0       | 0        |
| トイレット<br>ペーパー     | 0     | 0       | 60    | 60    | 60     | 60    | 60     | 60    | 60    | 60      | 0      | 0       | 0       | 0        |
| マイレット             | 3,000 | 2,000   | 1,000 | 1,000 | 2,000  | 1,000 | 2,000  | 1,000 | 1,000 | 2,000   | 2,000  | 0       | 0       | 0        |
| マンホール<br>トイレ      | 9     | 6       | 3     | 3     | 6      | 3     | 6      | 3     | 3     | 6       | 6      | 0       | 0       | 0        |
| マンホール<br>トイレテント   | 10    | 10      | 5     | 5     | 10     | 5     | 10     | 5     | 5     | 10      | 10     | 0       | 0       | 0        |
| ウェット<br>ティッシュ     | 200   | 0       | 100   | 100   | 100    | 100   | 100    | 100   | 100   | 100     | 100    | 0       | 0       | 0        |
| オムツ<br>(大人用)      | 168   | 0       | 0     | 102   | 0      | 0     | 180    | 102   | 758   | 102     | 0      | 0       | 0       | 0        |
| オムツ<br>(子供用)      | 3,350 | 438     | 438   | 830   | 438    | 438   | 438    | 828   | 1,004 | 1,004   | 438    | 438     | 438     | 438      |
| 生理用品              | 3,360 | 1,120   | 1,120 | 1,120 | 1,120  | 1,120 | 1,120  | 1,120 | 1,120 | 1,120   | 1,120  | 1,120   | 0       | 0        |
| ひざ掛け              | 0     | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 0       | 0       | 0        |
| 哺乳瓶               | 120   | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 0       | 0       | 0        |
| マスク               | 3,000 | 1,300   | 1,300 | 1,300 | 1,300  | 1,300 | 1,300  | 1,300 | 1,300 | 1,300   | 1,300  | 600     | 600     | 600      |
| 段ボールベッド           | 0     | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 0       | 0       | 0        |
| 移動式手押しポンプ         | 0     | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 0       | 0       | 0        |
| 多機能拡声器            | 1     | 1       | 1     | 1     | 1      | 1     | 1      | 1     | 1     | 1       | 1      | 1       | 1       | 1        |

| 資機材等     | ニセセンター | 市民総合体育館 | 岩出小学校 | 山崎小学校 | 山崎北小学校 | 根来小学校 | 上岩出小学校 | 中央小学校 | 岩出中学校 | 岩出第二中学校 | 那賀高等学校 | 岩出地区公民館 | 山崎地区公民館 | 紀泉台地区公民館 |
|----------|--------|---------|-------|-------|--------|-------|--------|-------|-------|---------|--------|---------|---------|----------|
| 鋳物ウェイト   | 0      | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 0       | 0       | 0        |
| 哺乳ボトル    | 96     | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 0       | 0       | 0        |
| ペーパー歯みがき | 1,200  | 0       | 0     | 0     | 0      | 0     | 0      | 0     | 0     | 0       | 0      | 0       | 0       | 0        |

| 資機材等            | 根来地区公民館 | 桜台地区公民館 | 上岩出地区公民館 | 船山地区公民館 | 岩出地区コミュニティセンター | 上岩出地区コミュニティセンター | サンホール | 市役所水防倉庫 | 水道局 | 旧給食センター | 交通公園(防災公園) | 市立体育館 | 東公園 | 合計    |
|-----------------|---------|---------|----------|---------|----------------|-----------------|-------|---------|-----|---------|------------|-------|-----|-------|
| 1トン水槽           | 0       | 0       | 0        | 0       | 0              | 0               | 0     | 3       | 0   | 0       | 1          | 1     | 1   | 17    |
| LEDスタンド型<br>投光器 | 0       | 0       | 0        | 0       | 0              | 0               | 0     | 0       | 0   | 0       | 8          | 0     | 8   | 16    |
| 一輪車             | 0       | 0       | 0        | 0       | 0              | 0               | 0     | 3       | 0   | 4       | 2          | 0     | 0   | 15    |
| イモノコンロ          | 0       | 0       | 0        | 0       | 0              | 0               | 0     | 0       | 0   | 0       | 16         | 0     | 0   | 16    |
| エンジン<br>カッター    | 0       | 0       | 0        | 0       | 0              | 0               | 0     | 2       | 0   | 0       | 0          | 0     | 0   | 2     |
| 延長コード           | 0       | 0       | 0        | 0       | 0              | 0               | 0     | 0       | 0   | 0       | 5          | 0     | 0   | 5     |
| 角スコップ           | 5       | 5       | 5        | 5       | 0              | 0               | 0     | 21      | 0   | 0       | 0          | 0     | 0   | 83    |
| 掛矢              | 0       | 1       | 0        | 0       | 0              | 0               | 0     | 8       | 0   | 0       | 0          | 0     | 0   | 13    |
| ガスコンロ           | 0       | 0       | 0        | 0       | 0              | 0               | 0     | 0       | 0   | 0       | 3          | 0     | 0   | 3     |
| 金バケツ            | 0       | 0       | 0        | 0       | 0              | 0               | 0     | 14      | 0   | 0       | 0          | 0     | 0   | 14    |
| 簡易流し台           | 0       | 0       | 0        | 0       | 0              | 0               | 0     | 0       | 0   | 0       | 2          | 0     | 0   | 2     |
| 給水車             | 0       | 0       | 0        | 0       | 0              | 0               | 0     | 0       | 2   | 0       | 0          | 0     | 0   | 2     |
| 吸水土のう           | 0       | 0       | 0        | 0       | 0              | 0               | 0     | 500     | 0   | 0       | 0          | 0     | 0   | 500   |
| 給水袋             | 100     | 100     | 100      | 100     | 60             | 70              | 70    | 350     | 0   | 0       | 0          | 0     | 0   | 2,350 |
| 杭               | 0       | 0       | 0        | 0       | 0              | 0               | 0     | 168     | 0   | 0       | 0          | 0     | 0   | 207   |
| クリップ型<br>投光器    | 0       | 0       | 0        | 0       | 0              | 0               | 0     | 0       | 0   | 0       | 4          | 0     | 0   | 4     |
| 軍手              | 24      | 24      | 24       | 24      | 24             | 24              | 24    | 100     | 0   | 0       | 66         | 0     | 60  | 490   |
| 剣先スコップ          | 5       | 5       | 5        | 5       | 0              | 0               | 0     | 35      | 0   | 0       | 9          | 0     | 9   | 138   |
| コードリール          | 0       | 0       | 0        | 0       | 0              | 0               | 0     | 3       | 0   | 0       | 4          | 0     | 2   | 9     |
| 固形燃料            | 0       | 0       | 0        | 0       | 0              | 0               | 0     | 564     | 0   | 0       | 0          | 0     | 0   | 564   |
| ゴムボート           | 0       | 0       | 0        | 0       | 0              | 0               | 0     | 1       | 0   | 0       | 0          | 0     | 0   | 1     |
| 浄水器             | 0       | 0       | 0        | 0       | 0              | 0               | 0     | 0       | 0   | 0       | 1          | 0     | 0   | 4     |
| ジョレン            | 0       | 0       | 0        | 0       | 0              | 0               | 0     | 3       | 0   | 0       | 0          | 0     | 0   | 3     |

| 資機材等         | 根来地区公民館 | 桜台地区公民館 | 上岩出地区公民館 | 船山地区公民館 | 岩出地区コミュニティセンター | 上岩出地区コミュニティセンター | サンホール | 市役所水防倉庫 | 水道局 | 旧給食センター | 交通公園(防災公園) | 市立体育館 | 東公園 | 合計    |
|--------------|---------|---------|----------|---------|----------------|-----------------|-------|---------|-----|---------|------------|-------|-----|-------|
| 水中ポンプ        | 0       | 0       | 0        | 0       | 0              | 0               | 0     | 0       | 0   | 0       | 1          | 0     | 0   | 1     |
| 体温測定用サーモグラフィ | 0       | 0       | 0        | 0       | 1              | 1               | 1     | 0       | 0   | 0       | 0          | 0     | 0   | 3     |
| 多人数救急箱(50人用) | 1       | 1       | 1        | 1       | 1              | 1               | 1     | 1       | 0   | 0       | 0          | 0     | 0   | 12    |
| 担架           | 1       | 1       | 1        | 1       | 1              | 1               | 1     | 0       | 0   | 0       | 0          | 0     | 0   | 11    |
| 段ボールパーティション  | 91      | 91      | 63       | 56      | 14             | 28              | 49    | 0       | 0   | 0       | 0          | 217   | 0   | 5,383 |
| チェーンソー       | 1       | 1       | 1        | 1       | 0              | 0               | 0     | 2       | 0   | 0       | 0          | 0     | 0   | 10    |
| ツルハシ         | 1       | 1       | 1        | 1       | 0              | 0               | 0     | 0       | 0   | 0       | 0          | 0     | 0   | 7     |
| 鉄線カッター       | 0       | 0       | 0        | 0       | 0              | 0               | 0     | 3       | 0   | 0       | 0          | 0     | 0   | 8     |
| テント          | 1       | 1       | 1        | 1       | 0              | 0               | 0     | 0       | 0   | 2       | 5          | 1     | 5   | 20    |
| テント横幕        | 0       | 0       | 0        | 0       | 0              | 0               | 0     | 0       | 0   | 2       | 20         | 0     | 20  | 42    |
| 投光器          | 0       | 0       | 0        | 0       | 0              | 0               | 0     | 4       | 0   | 0       | 8          | 0     | 0   | 14    |
| 土のう袋         | 200     | 200     | 200      | 200     | 0              | 0               | 0     | 2,440   | 0   | 0       | 0          | 0     | 0   | 6,940 |
| トラロープ        | 1       | 1       | 2        | 2       | 0              | 0               | 0     | 10      | 0   | 0       | 0          | 0     | 0   | 21    |
| なべ           | 0       | 0       | 0        | 0       | 0              | 0               | 0     | 0       | 0   | 0       | 3          | 0     | 0   | 15    |
| 荷締めベルト       | 0       | 0       | 0        | 0       | 0              | 0               | 0     | 6       | 0   | 0       | 20         | 0     | 0   | 26    |
| のこぎり         | 2       | 2       | 2        | 2       | 0              | 0               | 0     | 9       | 0   | 0       | 0          | 0     | 0   | 32    |
| パール          | 2       | 2       | 2        | 2       | 0              | 0               | 0     | 0       | 0   | 0       | 0          | 0     | 0   | 14    |
| 発電機          | 0       | 0       | 0        | 0       | 0              | 0               | 0     | 8       | 0   | 0       | 0          | 0     | 0   | 10    |
| バルーン投光器      | 0       | 0       | 0        | 0       | 0              | 0               | 0     | 2       | 0   | 0       | 0          | 0     | 0   | 2     |
| ハンマー         | 2       | 1       | 2        | 1       | 0              | 0               | 0     | 5       | 0   | 0       | 0          | 0     | 0   | 22    |
| 非接触式体温計      | 0       | 0       | 0        | 0       | 0              | 0               | 0     | 0       | 0   | 0       | 0          | 0     | 0   | 1     |
| 避難所スターターキット  | 1       | 1       | 1        | 1       | 1              | 1               | 1     | 0       | 0   | 0       | 0          | 0     | 0   | 21    |
| ブルーシート       | 0       | 0       | 0        | 0       | 0              | 0               | 0     | 762     | 0   | 0       | 6          | 0     | 30  | 807   |
| ヘルメット        | 0       | 0       | 0        | 0       | 0              | 0               | 0     | 175     | 0   | 0       | 0          | 0     | 0   | 175   |

| 資機材等             | 根来地区公民館 | 桜台地区公民館 | 上岩出地区公民館 | 船山地区公民館 | 岩出地区コミュニティセンター | 上岩出地区コミュニティセンター | サンホール | 市役所水防倉庫 | 水道局 | 旧給食センター | 交通公園(防災公園) | 市立体育館 | 東公園   | 合計     |
|------------------|---------|---------|----------|---------|----------------|-----------------|-------|---------|-----|---------|------------|-------|-------|--------|
| 防災ラジオ            | 1       | 1       | 1        | 1       | 1              | 1               | 1     | 1       | 0   | 0       | 1          | 0     | 1     | 24     |
| 防水ライト            | 0       | 0       | 0        | 0       | 0              | 0               | 0     | 148     | 0   | 0       | 0          | 0     | 0     | 548    |
| ポリバケツ            | 0       | 0       | 0        | 0       | 0              | 0               | 0     | 122     | 0   | 0       | 0          | 0     | 0     | 122    |
| 間仕切り<br>段ボール     | 10      | 10      | 10       | 10      | 0              | 0               | 10    | 0       | 0   | 0       | 0          | 0     | 0     | 500    |
| 水ひしゃく            | 0       | 0       | 0        | 0       | 0              | 0               | 0     | 25      | 0   | 0       | 0          | 0     | 0     | 25     |
| メガホン             | 0       | 0       | 0        | 0       | 0              | 0               | 0     | 18      | 0   | 0       | 0          | 0     | 0     | 18     |
| 毛布               | 59      | 44      | 80       | 50      | 40             | 34              | 28    | 218     | 0   | 0       | 0          | 0     | 0     | 1,771  |
| やかん              | 0       | 0       | 0        | 0       | 0              | 0               | 0     | 0       | 0   | 0       | 0          | 0     | 0     | 12     |
| ライフジャケット         | 0       | 0       | 0        | 0       | 0              | 0               | 0     | 23      | 0   | 0       | 0          | 0     | 0     | 23     |
| レスキュー<br>キットBOX  | 2       | 1       | 2        | 2       | 2              | 2               | 2     | 1       | 0   | 0       | 1          | 0     | 0     | 27     |
| ロウソク             | 48      | 100     | 60       | 99      | 100            | 36              | 60    | 332     | 0   | 0       | 0          | 0     | 0     | 2,029  |
| 扇風機              | 1       | 1       | 1        | 1       | 1              | 1               | 1     | 0       | 0   | 0       | 2          | 2     | 2     | 38     |
| ワンタッチ<br>パーテーション | 0       | 0       | 0        | 0       | 0              | 0               | 0     | 0       | 0   | 0       | 24         | 0     | 0     | 24     |
| 緊急用<br>トイレセット    | 2       | 2       | 2        | 2       | 2              | 2               | 2     | 3       | 0   | 0       | 0          | 0     | 0     | 56     |
| 組立トイレ            | 0       | 0       | 0        | 0       | 0              | 0               | 0     | 0       | 0   | 0       | 0          | 0     | 0     | 4      |
| トイレ<br>ペーパー      | 0       | 0       | 0        | 0       | 0              | 0               | 0     | 0       | 0   | 0       | 0          | 0     | 0     | 480    |
| マイレット            | 0       | 0       | 0        | 1,000   | 0              | 0               | 0     | 0       | 0   | 0       | 1,000      | 0     | 1,000 | 21,000 |
| マンホール<br>トイレ     | 0       | 0       | 0        | 2       | 0              | 0               | 0     | 0       | 0   | 0       | 5          | 5     | 3     | 69     |
| マンホール<br>トイレテント  | 0       | 0       | 0        | 2       | 0              | 0               | 0     | 0       | 0   | 0       | 5          | 5     | 5     | 102    |
| ウェット<br>ティッシュ    | 0       | 0       | 0        | 0       | 0              | 0               | 0     | 0       | 0   | 0       | 0          | 0     | 0     | 1,100  |
| オムツ<br>(大人用)     | 0       | 0       | 0        | 0       | 0              | 0               | 0     | 0       | 0   | 3,348   | 0          | 0     | 0     | 4,760  |
| オムツ<br>(子供用)     | 0       | 0       | 0        | 0       | 0              | 0               | 0     | 0       | 0   | 0       | 0          | 0     | 0     | 10,958 |
| 生理用品             | 0       | 0       | 0        | 0       | 0              | 0               | 0     | 0       | 0   | 0       | 0          | 0     | 0     | 15,680 |
| ひざ掛け             | 0       | 0       | 0        | 0       | 0              | 0               | 0     | 0       | 0   | 200     | 0          | 0     | 0     | 200    |

| 資機材等      | 根来地区公民館 | 桜台地区公民館 | 上岩出地区公民館 | 船山地区公民館 | 岩出地区コミュニティセンター | 上岩出地区コミュニティセンター | サンホール | 市役所水防倉庫 | 水道局 | 旧給食センター | 交通公園(防災公園) | 市立体育館 | 東公園   | 合計     |
|-----------|---------|---------|----------|---------|----------------|-----------------|-------|---------|-----|---------|------------|-------|-------|--------|
| 哺乳瓶       | 0       | 0       | 0        | 0       | 0              | 0               | 0     | 0       | 0   | 0       | 0          | 0     | 0     | 120    |
| マスク       | 600     | 600     | 600      | 600     | 600            | 600             | 600   | 2,450   | 0   | 0       | 9,000      | 0     | 6,000 | 39,450 |
| 段ボールベッド   | 0       | 0       | 0        | 0       | 0              | 0               | 0     | 0       | 0   | 0       | 90         | 0     | 0     | 90     |
| 移動式手押しポンプ | 0       | 0       | 0        | 0       | 0              | 0               | 0     | 0       | 0   | 0       | 1          | 0     | 0     | 1      |
| 多機能拡声器    | 1       | 1       | 1        | 1       | 1              | 1               | 1     | 0       | 0   | 0       | 1          | 0     | 1     | 23     |
| 鋳物ウェイト    | 0       | 0       | 0        | 0       | 0              | 0               | 0     | 0       | 0   | 0       | 0          | 0     | 60    | 60     |
| 哺乳ボトル     | 0       | 0       | 0        | 0       | 0              | 0               | 0     | 0       | 0   | 0       | 0          | 0     | 0     | 96     |
| ペーパー歯みがき  | 0       | 0       | 0        | 0       | 0              | 0               | 0     | 0       | 0   | 0       | 0          | 0     | 0     | 1,200  |

1-13-3 非常災害用備蓄品（那賀消防組合）

（令和5年2月末現在）

| 品名            | 数量    |
|---------------|-------|
| 毛布            | 700 枚 |
| 寝袋            | 108 枚 |
| カセットコンロ       | 12 台  |
| カセットボンベ       | 26 本  |
| 防水シート（ブルーシート） | 20 枚  |
| 防塵メガネ         | 144 個 |
| アルファ米         | 580 食 |
| 水（500ml）      | 432 本 |
| パン            | 740 個 |
| 100時間ろうそく     | 6 個   |
| カレー・御飯セット     | 210 食 |
| 水（2ℓ）         | 42 本  |

第 14 節 医療救護

1-14-1 救急告示医療機関一覧

(令和 4 年 4 月末現在)

| 地区 | 医療機関                    | 住所                | 電話番号         | 病床数 |
|----|-------------------------|-------------------|--------------|-----|
| 那賀 | 公立那賀病院                  | 紀の川市打田 1282       | 0736-77-2019 | 304 |
|    | 稲穂会病院                   | 紀の川市粉河 756-3      | 0736-74-2100 | 66  |
|    | 名手病院                    | 紀の川市名手市場 294-1    | 0736-75-5252 | 104 |
|    | 社会医療法人三車会貴志川リハビリテーション病院 | 紀の川市貴志川町丸栖 1423-3 | 0736-64-0061 | 168 |
|    | 医療法人富田会富田病院             | 岩出市紀泉台 2          | 0736-62-1522 | 156 |

1-14-2 医療機関（病院）一覧

岩出保健所管内（令和 4 年 4 月末現在）

| 病院名                       | 病床   |    |    |     |       | 所在地               | 診療科目                                                         | 電話番号            |
|---------------------------|------|----|----|-----|-------|-------------------|--------------------------------------------------------------|-----------------|
|                           | 一般療養 | 結核 | 感染 | 精神  | 計     |                   |                                                              |                 |
| 公立那賀病院                    | 300  |    | 4  |     | 304   | 紀の川市打田 1282       | 内・呼内・小・外・整・産婦・眼・耳鼻・循・リウ・脳・呼外・皮・胸外・泌尿・リハ・放・腎・臨腫・神・精・麻・乳外・病理・救 | 0736<br>77-2019 |
| 名手病院                      | 104  |    |    |     | 104   | 紀の川市名手市場 294-1    | 内（胃腸・消化器・肝・胆・膵・腎・循・呼・糖・代謝・脂・内分・老年・アレルギー・感）・内視・透析・整・リハ・眼・脳・放  | 0736<br>75-5252 |
| 稲穂会病院                     | 66   |    |    |     | 66    | 紀の川市粉河 756-3      | 内・胃・小・外・整・脳・肛・リハ・放                                           | 0736<br>74-2100 |
| 社会医療法人三車会貴志川リハビリテーション病院   | 168  |    |    |     | 168   | 紀の川市貴志川町丸栖 1423-3 | 内・外・整・脳・リハ・放・麻・救・呼内・循内                                       | 0736<br>64-0061 |
| 社会福祉法人和歌山つくし会つくし医療・福祉センター | 136  |    |    |     | 136   | 岩出市中迫 665         | 内・小・リハ・児精                                                    | 0736<br>62-4121 |
| 医療法人宮本会紀の川病院              |      |    |    | 221 | 221   | 岩出市吉田 47-1        | 精・神・内・心内                                                     | 0736<br>62-4325 |
| 医療法人殿田会殿田胃腸肛門病院           | 59   |    |    |     | 59    | 岩出市宮 117-7        | 内・外・消外・消内・肛・内視・放                                             | 0736<br>62-9111 |
| 医療法人富田会富田病院               | 156  |    |    |     | 156   | 岩出市紀泉台 2          | 内・呼・消・循・リハ・放・糖・代謝・内泌・内視                                      | 0736<br>62-1522 |
| 計                         | 995  | 0  | 4  | 221 | 1,220 |                   |                                                              |                 |

第 15 節 保健・清掃

1-15-1 災害防疫における業務分掌概要

| 実施主体          | 市本部                                           | 県支部保健班<br>(保健所)                                       | 県本部                                       | 備考                                                              |
|---------------|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 検病調査          |                                               | 主 県地域防災計画基本計画編第3編第6章第1節防疫計画2-(4)-アにより、検病調査班を編成し、実施する。 |                                           |                                                                 |
| 健康診断          |                                               | 主 検病調査の結果必要と認め足るときは本部と協議の上行うこと。                       | 健康診断を行うのに必要な器材、薬剤の確保                      |                                                                 |
| 患者の入院         |                                               | 主 感染症患者又は病原体保有者の発生したときは速やかに入院の手続きをとる。                 |                                           |                                                                 |
| 患者の入院         |                                               | 主 患者多数発生又は交通途絶のため感染症指定医療機関に入院困難なときは他の医療機関に入院の手続きをとる。  | 患者数、入院先などの把握等を通じてまん延対策を講じる。               |                                                                 |
| 生活の用に供される水の供給 | 主 県支部の指示により実施すること。                            | 市本部に指示する。                                             | 給水ろ過班の現地派遣、自衛隊の出動要請                       |                                                                 |
| 消毒            | 主 県支部の命令により実施すること。                            | 〃                                                     |                                           | 市の被害激甚でその機能が著しく阻害され市本部が実施できないか、実施しても不十分であると県本部が認めるときは県本部が代執行する。 |
| ねずみ族<br>昆虫駆除  | 主 県支部の指示により実施すること。                            | 市本部に実施範囲、期間を示達する。                                     |                                           |                                                                 |
| 集団避難所         | 主 集団避難所を開設したときはその衛生管理に特に注意すること。(自治組織の編成)      |                                                       |                                           |                                                                 |
| 臨時予防接種        | 市本部で実施することが可能と認め県支部が命令したときは、市本部において実施するものとする。 | 主 県本部の命令により対象者、期間を定めて臨時予防接種を実施するものとする。                | 感染症予防上必要と認めるときは、対象者期日を指定して県支部に臨時予防接種を命ずる。 |                                                                 |

## (1) ごみ焼却施設

| 設置主体 | 処理能力 t / 日 | 所在地   | 電話           |
|------|------------|-------|--------------|
| 岩出市  | 65         | 岩出市根来 | 0736-62-0814 |

## (2) し尿処理施設

| 設置主体       | 処理能力 t / 日 | 所在地          | 電話           |
|------------|------------|--------------|--------------|
| 那賀衛生環境整備組合 | 165        | 紀の川市桃山町調月 12 | 0736-66-1851 |

## (3) 廃棄物運搬車

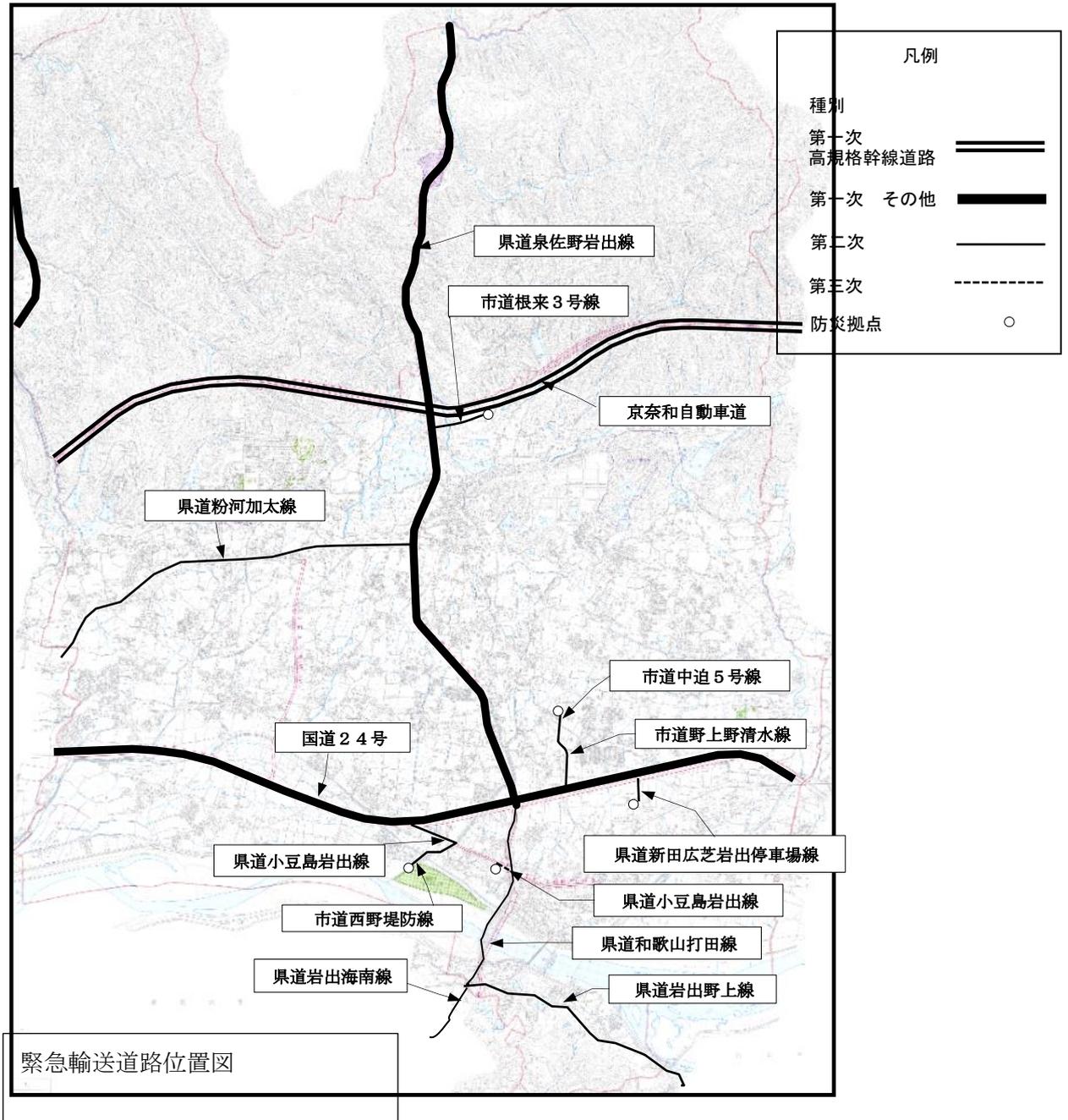
| 設置主体 | 市町村別 | ごみ処理 |       |      | し尿処理 |       |       |
|------|------|------|-------|------|------|-------|-------|
|      |      | 収集形態 | ごみ運搬車 | 積載量  | 収集形態 | し尿運搬車 | 積載量   |
| 岩出   | 岩出市  | 直営   | 12 台  | 38 t | 許可   | 13 台  | 39 kℓ |

## 第 16 節 交通・輸送

## 1-16-1 緊急輸送道路（一覧表及び位置図）

## 緊急輸送道路路線名一覧

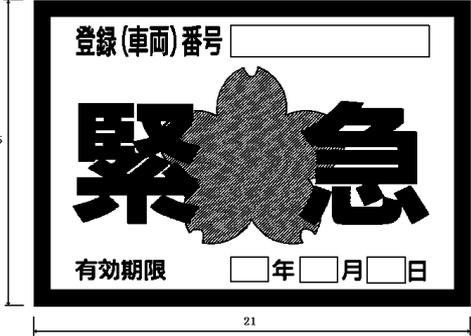
| 区分                       | 路線名                        |
|--------------------------|----------------------------|
| 第 1 次緊急輸送道路<br>(高規格幹線道路) | 京奈和自動車道                    |
| 第 1 次緊急輸送道路<br>(その他)     | 国道 24 号                    |
|                          | 県道泉佐野岩出線 (県境～国道 24 号交差点)   |
| 第 2 次緊急輸送道路              | 県道粉河加太線                    |
|                          | 県道和歌山打田線                   |
|                          | 県道新田広芝岩出停車場線               |
|                          | 県道小豆島岩出線                   |
|                          | 県道岩出海南線                    |
|                          | 県道岩出野上線                    |
|                          | 市道根来 3 号線                  |
|                          | 市道野上野清水線                   |
|                          | 市道中迫 5 号線                  |
| 市道西野堤防線                  |                            |
| 第 3 次緊急輸送道路              | 県道小豆島岩出線 (県道和歌山打田線～岩出市役所間) |



1-16-2 災害対策基本法施行規則第1条及び第5条による通行の禁止又は制限についての標示の様式

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>The diagram shows a rectangular sign with a width of 840mm and a total height of 1,200mm. At the top, a rectangular box contains the text '災害対策基本法に基づく防災訓練通行止' (Prohibition of Disaster Training Passage Based on the Disaster Countermeasure Basic Law). Below this is a circular prohibition sign with a diameter of 600mm and a diagonal bar of 80mm thickness at a 45-degree angle. At the bottom, there is a rectangular box for additional information, divided into three sections: '対象' (Target), '区及区域' (Area and District), and '期間' (Period). The sign has a 15mm margin on the left and right sides, and a 10mm margin at the bottom. The distance from the top text box to the bottom of the sign is 310mm.</p> | <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。</li> <li>2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。</li> <li>3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。</li> <li>4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の2分の1まで縮小することができる。</li> </ol> |
| <p>The diagram shows a rectangular sign with a width of 840mm and a total height of 1,200mm. At the top, a rectangular box contains the text '災害対策基本法に基づく防災通行止' (Prohibition of Disaster Passage Based on the Disaster Countermeasure Basic Law). Below this is a circular prohibition sign with a diameter of 600mm and a diagonal bar of 80mm thickness at a 45-degree angle. At the bottom, there is a rectangular box for additional information, divided into three sections: '対象' (Target), '区及区域' (Area and District), and '期間' (Period). The sign has a 15mm margin on the left and right sides, and a 10mm margin at the bottom. The distance from the top text box to the bottom of the sign is 310mm.</p>            | <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。</li> <li>2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。</li> <li>3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。</li> <li>4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の2分の1まで縮小することができる。</li> </ol> |

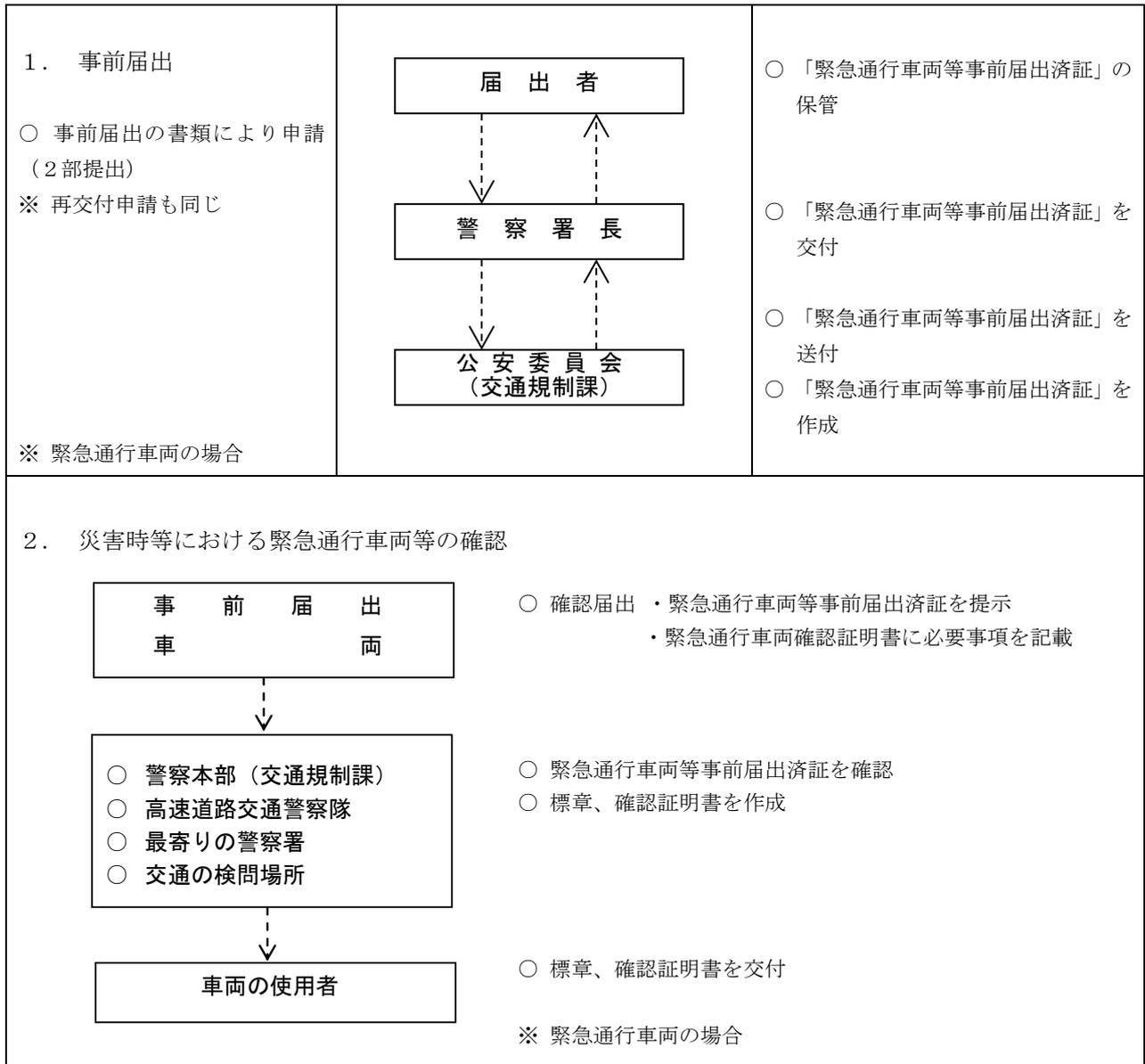
1-16-3 災害対策基本法施行規則第6条による緊急通行車両の標章及び証明書の様式

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  <p style="text-align: center;">登録(車両)番号 <input style="width: 100px;" type="text"/></p> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold; text-align: center;">緊急</p> <p style="text-align: center;">有効期限 <input style="width: 20px;" type="text"/>年 <input style="width: 20px;" type="text"/>月 <input style="width: 20px;" type="text"/>日</p> | <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。</li> <li>2 記号の部分に表面の画像が光の反射に応じて変化する措置を施すものとする。</li> <li>3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。</li> </ol> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                                                                        |                  |
|------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 第 号 <span style="float: right;">年 月 日</span><br>緊急通行車両確認証明書<br>公安委員会 印 |                  |
| 番号標に表示されている番号                                                          |                  |
| 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）                                         |                  |
| 使用者                                                                    | 住所 ( ) 局 番       |
|                                                                        | 氏 名              |
| 通行日時                                                                   |                  |
| 通行経路                                                                   | 出 発 地      目 的 地 |
| 備 考                                                                    |                  |

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

1-16-4 緊急通行車両等の事前届出制度のフローチャート



## 1-16-5 災害時におけるヘリコプター発着予定地一覧

## 和歌山県地域防災計画（令和4年度）

| 番号  | 名称             | 所在地        |              | 施設管理者         |              | 発着地面積<br>東西m<br>南北m | 備考             |
|-----|----------------|------------|--------------|---------------|--------------|---------------------|----------------|
|     |                | 住所（字）      | 電話番号         | 氏名            | 電話番号         |                     |                |
| 138 | 那賀高等学校         | 高塚 115     | 0736-62-2117 | 県教育委員会<br>総務課 | 073-441-3640 | 76×88               | グラウンド<br>南東に校舎 |
| 139 | 岩出中学校          | 西野 65      | 0736-62-3223 | 市教育部<br>教育総務課 | 0736-61-6961 | 120×120             | グラウンド<br>西に校舎  |
| 140 | 山崎小学校          | 中黒 100     | 0736-62-2879 | 市教育部<br>教育総務課 | 0736-61-6961 | 85×70               | グラウンド<br>南西に校舎 |
| 141 | 岩出小学校          | 清水 30      | 0736-62-2528 | 市教育部<br>教育総務課 | 0736-61-6961 | 80×90               | グラウンド<br>南西に校舎 |
| 142 | 根来小学校          | 根来 479     | 0736-62-2651 | 市教育部<br>教育総務課 | 0736-61-6961 | 65×60               | グラウンド<br>北西に校舎 |
| 143 | 上岩出小学校         | 水栖 514     | 0736-62-4490 | 市教育部<br>教育総務課 | 0736-61-6961 | 70×100              | グラウンド<br>西に校舎  |
| 144 | 大宮緑地総合<br>運動公園 | 西野 417     | -            | 市教育部<br>生涯学習課 | 0736-62-0370 | 50×64               |                |
| 145 | 岩出第二中学校        | 野上野 155    | 0736-62-8851 | 市教育部<br>教育総務課 | 0736-61-6961 | 100×140             | グラウンド<br>西に校舎  |
| 146 | 山崎北小学校         | 西安上 70     | 0736-62-0376 | 市教育部<br>教育総務課 | 0736-61-6961 | 60×80               | グラウンド<br>北に校舎  |
| 147 | 中央小学校          | 川尻 202     | 0736-62-0500 | 市教育部<br>教育総務課 | 0736-61-6961 | 95×70               | グラウンド<br>北に校舎  |
| 148 | 岩出市若もの<br>広場   | 根来 2347-20 | -            | 市教育部<br>生涯学習課 | 0736-62-0370 | 150×80              |                |
| 149 | 岡田スポーツ<br>広場   | 岡田 109     | -            | 市教育部<br>生涯学習課 | 0736-62-0370 | 100×85              |                |

第17節 応援

1-17-1 消防の応援協定締結状況

| 応援協定の名称                                  | 応援協定の内容                                  | 応援協定の締結団体名                                                                       | 協定年月日      | 協定の方法 |
|------------------------------------------|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|------------|-------|
| 阪和林野火災消防相互応援協定書                          | 府県境界を接する林野火災の防ぎよ                         | 河内長野市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、岬町、泉州南消防組合、和歌山市、橋本市、岩出市、紀の川市、かつらぎ町、那賀消防組合、伊都消防組合 | H25. 4. 1  | 文書    |
| 那賀消防組合・紀美野町消防本部消防相互応援協定書                 | 消防隊の派遣、災害防ぎよのための応援隊の派遣、必要資機材の貸与          | 那賀消防組合、紀美野町消防本部                                                                  | H18. 1. 16 | 文書    |
| 那賀消防組合・伊都消防組合消防相互応援協定書                   | 消防隊の派遣、災害防ぎよのための応援隊の派遣、必要資機材の貸与          | 那賀消防組合、伊都消防組合                                                                    | H18. 1. 16 | 文書    |
| 阪和自動車道、湯浅御坊道路、関西空港自動車道及び京奈和自動車道消防相互応援協定書 | 高速自動車道における消火及び救急救助業務の実施及び処理についての消防相互応援協定 | 堺市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉州南消防組合、那賀消防組合、和歌山市、海南市、有田川町、湯浅広川消防組合、日高広域消防事務組合、御坊市、田辺市         | H29. 3. 18 | 文書    |
| 和歌山県防災ヘリコプター応援協定                         | 災害等の防災ヘリコプターの応援協定                        | 和歌山県、和歌山県下市町村、消防事務に関する一部事務組合                                                     | H8. 2. 22  | 文書    |
| 和歌山県下消防広域相互応援協定                          | 県下において大規模又は特殊な災害が発生した場合の消防相互応援協定         | 和歌山県下市町村、消防の一部事務組合                                                               | H8. 3. 1   | 文書    |

1-17-2 市等の応援協定締結状況

| 応援協定の名称                        | 応援協定の内容                               | 応援協定の締結団体名                                     | 協定年月日       | 協定の方法 |
|--------------------------------|---------------------------------------|------------------------------------------------|-------------|-------|
| 災害時における相互応援協定書                 | 災害時における相互応援についての協定                    | 岩出市、岡山県井原市                                     | H26. 6. 30  | 文書    |
| 災害時等の応援に関する申合せ                 | 災害時における応援についての申合せ                     | 岩出市、近畿地方整備局                                    | H24. 4. 9   | 文書    |
| 水道災害相互応援対策要綱に基づく協定書            | 水道災害における相互応援活動                        | 日本水道協会和歌山支部及び和歌山県水道協会に所属する市町村                  | H8. 2. 23   | 文書    |
| 岩出町・打田町連絡管の設置に関する基本協定書         | 災害時等における配水管等の相互運用                     | 岩出町、打田町                                        | H17. 10. 19 | 文書    |
| 連絡配水管等運用に関する協定書                | 災害時等における配水管等の相互運用                     | 岩出市、和歌山市                                       | H19. 1. 17  | 文書    |
| 「道の駅」防災利用に関する基本協定書             | 災害時における「道の駅」防災利用についての協定               | 国土交通省近畿地方整備局、和歌山県、紀の川市、岩出市、かつらぎ町、九度山町、有田川町、由良町 | H28. 5. 11  | 文書    |
| 災害時における電算システムの相互支援体制に関する協定書    | 災害時における電算システム共同化に伴うシステムの相互支援体制についての協定 | 岩出市、紀の川市                                       | H29. 7. 10  | 文書    |
| 水道災害時における応援対策業務に関する協定書         | 建築資機材及び労働力の応援についての協定                  | 岩出市、岩出市管工事業協同組合                                | H24. 7. 2   | 文書    |
| 災害発生時における仮設配管資材の調達に関する協定書      | 水道施設の応急復旧に必要な仮設配管資材の調達についての協定         | 岩出市、株式会社光明製作所                                  | H25. 2. 24  | 文書    |
| 災害発生時における岩出市と岩出市内郵便局の協力に関する協定書 | 災害時において必要な対応を円滑に遂行することについての協定         | 岩出市、岩出市内郵便局                                    | H27. 7. 31  | 文書    |
| 災害時の医療救護活動に関する協定書              | 災害時等の医療救護活動についての協定                    | 紀の川市、岩出市、一般社団法人那賀医師会                           | H24. 10. 10 | 文書    |
| 災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協       | 災害時の医療救護活動及び医薬品の供給についての協定             | 紀の川市、岩出市、那賀薬剤師会                                | H24. 11. 8  | 文書    |

| 応援協定の名称                                 | 応援協定の内容                                  | 応援協定の締結団体名        | 協定年月日      | 協定の方法 |
|-----------------------------------------|------------------------------------------|-------------------|------------|-------|
| 定書                                      |                                          |                   |            |       |
| 災害時の口腔歯科医療救護活動に関する協定書                   | 災害時の口腔歯科医療救護活動についての協定                    | 紀の川市、岩出市、那賀歯科医師会  | H25. 2. 22 | 文書    |
| 災害時等における福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書 | 災害時における要援護者が避難する福祉避難所として施設を利用することについての協定 | 岩出市、社会福祉法人和歌山つくし会 | H25. 1. 1  | 文書    |
| 災害時等における福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書 | 災害時における要援護者が避難する福祉避難所として施設を利用することについての協定 | 岩出市、医療法人殿田会       | H25. 10. 1 | 文書    |
| 災害時等における福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書 | 災害時における要援護者が避難する福祉避難所として施設を利用することについての協定 | 岩出市、医療法人彌栄会       | H25. 10. 1 | 文書    |
| 災害時等における福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書 | 災害時における要援護者が避難する福祉避難所として施設を利用することについての協定 | 岩出市、社会福祉法人皆楽園     | H25. 10. 1 | 文書    |
| 災害時等における福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書 | 災害時における要援護者が避難する福祉避難所として施設を利用することについての協定 | 岩出市、社会福祉法人紀の国福樹会  | H25. 10. 1 | 文書    |
| 災害時における応急対策業務に関する協定書                    | 建設資機材及び労働力の応援についての協定                     | 岩出市、岩出市建設業協会      | H20. 3. 1  | 文書    |
| 災害時における応急対策業務に関する協定書                    | 建設資機材及び労働力の応援についての協定                     | 岩出市、株式会社延希工業      | H27. 5. 12 | 文書    |
| 災害時における応急対策業務に関する協定書                    | 建設資機材及び労働力の応援についての協定                     | 岩出市、大志組           | H27. 6. 8  | 文書    |

| 応援協定の名称                 | 応援協定の内容                                | 応援協定の締結団体名               | 協定年月日      | 協定の方法 |
|-------------------------|----------------------------------------|--------------------------|------------|-------|
| 災害発生時における応急対策業務に関する協定書  | クレーン等による被災者の救助及び応急措置等についての協定           | 岩出市、社団法人和歌山県自動車整備振興会那賀支部 | H22. 5. 1  | 文書    |
| 防災関係の協働事業に関する協定書        | 防災関係の協働事業についての協定                       | 岩出市、紀の里農業協同組合            | H27. 3. 3  | 文書    |
| 災害救助物資の調達に関する協定書        | 災害時における物資の調達についての協定                    | 岩出市、有限会社スーパーネゴロ          | H20. 3. 1  | 文書    |
| 災害救助物資の調達に関する協定書        | 災害時における物資の調達についての協定                    | 岩出市、クラギ株式会社              | H20. 5. 1  | 文書    |
| 災害救助物資の調達に関する協定書        | 災害時における物資の調達についての協定                    | 岩出市、NPO法人コメリ災害対策センター     | H26. 2. 10 | 文書    |
| 災害救助物資の調達に関する協定書        | 災害時における物資の調達についての協定                    | 岩出市、レンゴー株式会社             | H26. 2. 24 | 文書    |
| 災害救助物資の調達に関する協定書        | 災害時における物資の調達についての協定                    | 岩出市、株式会社ココカラファインヘルスケア    | H26. 2. 24 | 文書    |
| 災害救助物資の調達に関する協定書        | 災害時における物資の調達についての協定                    | 岩出市、レントオール和歌山            | H26. 3. 4  | 文書    |
| 災害救助物資の調達に関する協定書        | 災害時における物資の調達についての協定                    | 岩出市、株式会社松源               | H26. 4. 8  | 文書    |
| 災害救助物資の調達に関する協定書        | 災害時における物資の調達についての協定                    | 岩出市、岩出市商工会               | H26. 6. 23 | 文書    |
| 災害救助物資の調達に関する協定書        | 災害時における物資の調達についての協定                    | 岩出市、株式会社廣甚               | H26. 7. 31 | 文書    |
| 災害救助物資の調達に関する協定書        | 災害時における物資の調達についての協定                    | 岩出市、大塚製薬株式会社 大阪支店        | H28. 2. 17 | 文書    |
| 災害時における石油類燃料の供給に関する協定書  | 災害時における石油類燃料の供給についての協定                 | 岩出市、和歌山県石油商業組合那賀支部       | H26. 2. 27 | 文書    |
| 災害時におけるLPGガス等の供給に関する協定書 | 災害時における緊急用LPGガスの供給確保についての協定            | 岩出市、和歌山県LPGガス協会那賀支部      | H26. 4. 1  | 文書    |
| 緊急・救援輸送及び荷さばき業務に関する協定書  | 災害時における緊急・救援輸送、荷卸し、仕分け積み及び管理業務等についての協定 | 岩出市、公益社団法人和歌山県トラック協会     | H26. 6. 10 | 文書    |

| 応援協定の名称                           | 応援協定の内容                                  | 応援協定の締結団体名                              | 協定年月日       | 協定の方法 |
|-----------------------------------|------------------------------------------|-----------------------------------------|-------------|-------|
| 大規模災害時における一般廃棄物収集運搬に関する協定書        | 災害時における一般廃棄物の収集運搬についての協定                 | 岩出市、一般社団法人和歌山県清掃連合会岩出支部、一般社団法人和歌山県清掃連合会 | H26. 6. 1   | 文書    |
| 災害発生時における一般廃棄物の収集運搬業務に関する協定書      | 災害発生時における一般廃棄物の収集運搬に係る協力についての協定          | 岩出市、岩出衛生事業協同組合                          | H27. 4. 10  | 文書    |
| 大規模災害における災害廃棄物の処理等に関する協定の規定に基づく覚書 | 災害時における災害廃棄物の処理等の実施についての覚書               | 岩出市、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会                  | H29. 10. 26 | 文書    |
| 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書                | 大規模災害時の非常用電話の設置及び利用・管理についての覚書            | 岩出市、西日本電信電話株式会社                         | H26. 3. 31  | 文書    |
| 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書           | 災害時における地図製品等の供給についての協定                   | 岩出市、株式会社ゼンリン                            | H26. 9. 1   | 文書    |
| 災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書       | 地震等大規模災害の発生時における災害復旧活動の用地等の確保及び使用についての協定 | 岩出市、関西電力送配電株式会社和歌山支社                    | H27. 10. 15 | 文書    |
| 災害時における住家の被害認定に関する協定書             | 災害時における住家の被害認定調査に係る協力についての協定             | 岩出市、一般社団法人和歌山県建築士会                      | H27. 1. 30  | 文書    |
| 災害時における住家の被害認定に関する協定書             | 災害時における住家の被害認定調査に係る協力についての協定             | 岩出市、公益社団法人日本建築家協会                       | H27. 1. 30  | 文書    |
| 災害時における住家の被害認定に関する協定書             | 災害時における住家の被害認定調査に係る協力についての協定             | 岩出市、一般社団法人和歌山県建築士事務所協会                  | H27. 1. 30  | 文書    |
| 災害時における住家の被害認定に関する協定書             | 災害時における住家の被害認定調査に係る協力についての協定             | 岩出市、一般社団法人和歌山県不動産鑑定士協会                  | H28. 1. 22  | 文書    |

| 応援協定の名称                   | 応援協定の内容                        | 応援協定の締結団体名                      | 協定年月日    | 協定の方法 |
|---------------------------|--------------------------------|---------------------------------|----------|-------|
| 災害時における避難所施設利用に関する協定書     | 災害時において避難所として利用することについての協定     | 岩出市、和歌山県立那賀高等学校                 | H24.9.7  | 文書    |
| 無人航空機による災害応急活動に関する協定書     | 災害時における無人飛行機による災害応急活動についての協定   | 岩出市、株式会社未来図                     | H29.6.22 | 文書    |
| 災害時等における緊急放送に関する協定書       | 災害時における緊急放送についての協定             | 岩出市、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社ジュピターテレコム | H29.9.1  | 文書    |
| 災害時における後方支援活動拠点の使用に関する協定書 | 災害時における公共施設等の後方支援活動拠点の使用に関する協定 | 大阪ガス株式会社                        | H31.2.1  | 文書    |
| 災害時における情報提供に関する協定書        | 災害時におけるガス復旧情報等の情報提供に関する協定      | 大阪ガス株式会社                        | H31.2.1  | 文書    |
| 災害時における食料品等の物資供給に関する協定書   | 災害時における食料品等の物資供給に関する協定         | 藤本食品株式会社                        | H31.4.1  | 文書    |
| 災害時における情報発信等に関する協定        | 災害に係る情報発信等に関する協定               | ヤフー株式会社                         | R1.7.1   | 文書    |
| 大規模災害時における応急対策業務に関する協定書   | 建設資機材及び労働力の応援についての協定           | 岩出市災害対応プロジェクトチーム<br>株式会社 ワイエー   | R1.8.29  | 文書    |
| 大規模災害時における応急対策業務に関する協定書   | 建設資機材及び労働力の応援についての協定           | 岩出市災害対応プロジェクトチーム<br>株式会社 大志組    | R1.8.29  | 文書    |
| 大規模災害時における応急対策業務に関する協定書   | 建設資機材及び労働力の応援についての協定           | 岩出市災害対応プロジェクトチーム<br>株式会社 延希工業   | R1.8.29  | 文書    |
| 大規模災害時における応急対策業務に関する協定書   | 建設資機材及び労働力の応援についての協定           | 岩出市災害対応プロジェクトチーム<br>株式会社 杉建     | R1.8.29  | 文書    |
| 大規模災害時における応急対策業務に関する協定書   | 建設資機材及び労働力の応援についての協定           | 岩出市災害対応プロジェクトチーム<br>株式会社 タカノ建設  | R1.8.29  | 文書    |

| 応援協定の名称                     | 応援協定の内容                     | 応援協定の締結団体名                               | 協定年月日     | 協定の方法 |
|-----------------------------|-----------------------------|------------------------------------------|-----------|-------|
| 大規模災害時における応急対策業務に関する協定書     | 建設資機材及び労働力の応援についての協定        | 岩出市災害対応プロジェクトチーム<br>H I G A G U M I 株式会社 | R1. 8. 29 | 文書    |
| 大規模災害時における応急対策業務に関する協定書     | 建設資機材及び労働力の応援についての協定        | 岩出市災害対応プロジェクトチーム<br>株式会社 安村組             | R1. 8. 29 | 文書    |
| 災害時における天幕等資機材の供給に関する協定書     | 災害時における天幕等資機材の供給に関する協定      | 太陽工業株式会社                                 | R2. 5. 1  | 文書    |
| 災害時における医療材料等の供給に関する協定書      | 災害時における医療材料等の供給に関する協定       | 株式会社 スズケン                                | R2. 6. 22 | 文書    |
| 災害発生時における法律相談業務等に関する協定書     | 災害発生時における法律相談業務等に関する協定      | 和歌山弁護士会                                  | R2. 8. 1  | 文書    |
| 災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定 | 災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定 | 公益社団法人日本下水道管路管理業協会                       | R2. 9. 1  | 文書    |
| 災害時における避難者の受け入れに関する協定書      | 災害時における避難者の受け入れに関する協定       | ホテルいとう                                   | R2. 9. 1  | 文書    |
| 災害時における避難者の受け入れに関する協定書      | 災害時における避難者の受け入れに関する協定       | ビジネスホテル岩出                                | R2. 9. 7  | 文書    |
| 公共浄化槽設備に関する災害時措置の協力に関する協定書  | 公共浄化槽設備に関する災害時措置の協力に関する協定   | クボタ浄化槽システム株式会社                           | R3. 4. 1  | 文書    |
| 災害時における支援物資の緊急輸送等に関する協定書    | 災害時における支援物資の緊急輸送等に関する協定     | 佐川急便株式会社京都支店                             | R4. 3. 22 | 文書    |
| 災害時における炊き出し等の協力に関する協定書      | 災害時における炊き出し等の協力に関する協定       | 株式会社信濃路                                  | R4. 4. 1  | 文書    |
| 災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書    | 災害時における被災者相談業務の実施に関する協定     | 和歌山県司法書士会                                | R4. 5. 17 | 文書    |

| 応援協定の名称              | 応援協定の内容             | 応援協定の締結団体名 | 協定年月日     | 協定の方法 |
|----------------------|---------------------|------------|-----------|-------|
| 災害時等での施設利用の協力に関する協定書 | 災害時等での施設利用の協力に関する協定 | 株式会社 ダイナム  | R4. 10. 4 | 文書    |
| 災害時における物資輸送等に関する協定書  | 災害時における物資輸送等に関する協定  | 福山通運株式会社   | R5. 3. 3  | 文書    |

阪和林野火災消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）の消防の相互の応援に関する規定に基づき、河内長野市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、岬町、泉州南消防組合、和歌山市、橋本市、岩出市、紀の川市、かつらぎ町、那賀消防組合及び伊都消防組合（以下「協定市町等」という。）との林野火災に係る消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(応援)

第2条 協定市町等の消防長は、府県境界を接する林野火災の防御のため応援の要請があったときは、業務に重大な支障のない限り、その要請地域に対し、相互に応援するものとする。

(応援隊の指揮)

第3条 応援を受ける（以下「受援」という。）市町における応援隊の指揮は、受援市町の消防長等が応援隊の長に対して行うものとする。

(経費の負担)

第4条 応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 応援側において負担する経費

ア 応援隊員の災害補償費

イ 応援隊員の応援出動から帰署までの間における交通事故によって、応援隊員又は第三者に与えた死傷及び物損に伴う諸経費

ウ 人件費、被服費及び雑費

エ 車両の燃料費

オ 消防機械器具の小破損の修理費

(2) 受援側において負担する経費

ア 消火に要した薬剤等の実費

イ 前号オに定める破損の程度を超える消防機械器具の修理費（破損の原因が応援隊の重大な過失によるものを除く。）

ウ 建築物、工作物、土地等に対する補償費

エ 応援活動が長時間にわたる場合の燃料及び食糧費

オ 賞じゅつ金（応援側の例による。）

カ 弔慰金

2 前各号以外の経費の負担区分については、その都度応援市町と受援市町が協議の上、決定するものとする。

(疑義の協議)

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度当該事項に係る協定市町等が協議の上、決定するものとする。

(委任)

第6条 この協定の実施要領その他必要な細目については、協定市町等の消防長及び消防団長において別に覚書を作成する。

(その他)

第7条 平成18年4月1日に締結した阪和林野火災消防相互応援協定書は、この協定の締結によって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書16通を作成し、協定市町等の長の記名、押印の上、各自1通を保管する。

平成25年4月1日

那賀消防組合・紀美野町消防本部消防相互応援協定書

(平成 18 年 1 月 16 日)

(目的)

第 1 条 この協定は、那賀消防組合（以下「甲」という。）と紀美野町消防本部（以下「乙」という。）の消防相互応援について、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定の区域)

第 2 条 この協定の実施区域は、甲の管轄区域並びに乙の管轄区域とする。

(応援の種別)

第 3 条 相互に応援すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 火災防ぎよのための消防隊の派遣
- (2) その他災害防ぎよのための応援隊の派遣
- (3) 必要資器材の貸与

(応援の要請)

第 4 条 協定区域内において火災が発生し、又は前条各号に定める応援の必要が生じ（以下「災害発生」という。）ときは、災害発生地（甲又は乙の長をいう。）が応援側の長（甲又は乙の長をいう。）に対して応援の要請を行うものとする。

(応援の方法)

第 5 条 第 3 条に規定する応援の方法は、次の各号により行うものとする。

- (1) 第 3 条第 1 号による応援要請があったときは、甲又は乙の区域内の警備に支障のない範囲において応援を行う。
- (2) 甲と乙の境界に接する管轄外地域の火災を認知したときは、前号の規定にかかわらず原則として 1 個分隊を応援するものとし、火災規模が大であると認めるときは、適宜応援隊を増強する。
- (3) 第 3 条第 2 号及び第 3 号の応援要請があったときは、事情の許す範囲において応援又は貸与を行う。

(応援要請の手続)

第 6 条 応援を求めようとするときは、次に掲げる事項をすみやかに応援側に要請し、事後文書で行うものとする。

- (1) 応援を要する災害の種別
- (2) 応援を要する場所
- (3) 応援を要する人員、機械又は資器材等
- (4) その他必要事項

(応援出動の通報)

第 7 条 第 5 条の応援をする場合は、次の事項を要請者あて通報するものとする。

- (1) 出動車両及び人員
- (2) 出動隊責任者の職、氏名
- (3) 資器材の種別、数量及び輸送方法
- (4) 出動時刻

(5) その他必要事項

(現場到着の報告)

第8条 応援隊の長は、現場到着後直ちに現場最高指揮者に対し必要事項を報告し、その指示を受けるものとする。

(応援隊の指揮)

第9条 応援隊の指揮は、受援側の消防長が応援隊の長に対して行うものとする。ただし、緊急止むを得ない場合は、直接隊員に行うことができる。

(費用の負担)

第10条 応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、出動隊員の手当等に関する費用は、原則として応援側の負担とする。
- (2) 機械器具の大破損の修理及び応援隊の死傷による災害補償等重要事項については、甲乙の間において協議のうえ決定する。
- (3) 前各号以外の経費については原則として受援側の負担とする。

(改廃)

第11条 この協定の改廃は、甲及び乙の長が協議のうえ行うものとする。

(その他)

第12条 この協定に定める必要な事項は、甲及び乙の管理者並びに町長が協議のうえ定める。

附 則

- 1 この協定は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 昭和55年4月1日締結の「那賀消防組合・野上美里消防組合消防相互応援協定書」は廃止する。
- 3 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙の長が記名押印のうえ各自1通を保管する。

那賀消防組合・伊都消防組合消防相互応援協定書

(平成18年1月16日)

(目的)

第1条 この協定は、那賀消防組合（以下「甲」という。）と伊都消防組合（以下「乙」という。）の消防相互応援について、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定の区域)

第2条 この協定の実施区域は、甲の管轄区域並びに乙の管轄区域とする。

(応援の種別)

第3条 相互に応援すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 火災防ぎよのための消防隊の派遣
- (2) その他災害防ぎよのための応援隊の派遣
- (3) 必要資器材の貸与

(応援の要請)

第4条 協定区域内において火災が発生し、又は前条各号に定める応援の必要が生じ（以下「災害発生」という。）ときは、災害発生地（甲又は乙の長をいう。）が応援側の長（甲又は乙の長をいう。）に対して応援の要請を行うものとする。

(応援の方法)

第5条 第3条に規定する応援の方法は、次の各号により行うものとする。

- (1) 第3条第1号による応援要請があったときは、甲又は乙の区域内の警備に支障のない範囲において応援を行う。
- (2) 甲と乙の境界に接する管轄外地域の火災を認知したときは、前号の規定にかかわらず原則として1個分隊を応援するものとし、火災規模が大であると認めるときは、適宜応援隊を増強する。
- (3) 第3条第2号及び第3号の応援要請があったときは、事情の許す範囲において応援又は貸与を行う。

(応援要請の手続)

第6条 応援を求めようとするときは、次に掲げる事項をすみやかに応援側に要請し、事後文書で行うものとする。

- (1) 応援を要する災害の種別
- (2) 応援を要する場所
- (3) 応援を要する人員、機械又は資器材等
- (4) その他必要事項

(応援出動の通報)

第7条 第5条の応援をする場合は、次の事項を要請者あて通報するものとする。

- (1) 出動車両及び人員
- (2) 出動隊責任者の職、氏名
- (3) 資器材の種別、数量及び輸送方法
- (4) 出動時刻

(5) その他必要事項

(現場到着の報告)

第8条 応援隊の長は、現場到着後直ちに現場最高指揮者に対し必要事項を報告し、その指示を受けるものとする。

(応援隊の指揮)

第9条 応援隊の指揮は、受援側の消防長が応援隊の長に対して行うものとする。ただし、緊急止むを得ない場合は、直接隊員に行うことができる。

(費用の負担)

第10条 応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、出動隊員の手当等に関する費用は、原則として応援側の負担とする。
- (2) 機械器具の大破損の修理及び応援隊の死傷による災害補償等重要事項については、甲乙の間において協議のうえ決定する。
- (3) 前各号以外の経費については原則として受援側の負担とする。

(改廃)

第11条 この協定の改廃は、甲及び乙の長が協議のうえ行うものとする。

(その他)

第12条 この協定に定める必要な事項は、甲及び乙の管理者が協議のうえ定める。

附 則

- 1 この協定は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 昭和56年4月13日締結の「那賀郡消防組合・伊都消防組合消防相互応援協定書」は廃止する。
- 3 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙の長が記名押印のうえ各自1通を保管する。

1-17-6 阪和自動車道、湯浅御坊道路、関西空港自動車道及び京奈和自動車道  
消防相互応援協定書

阪和自動車道、湯浅御坊道路、関西空港自動車道及び京奈和自動車道消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）の消防の相互の応援に関する規定に基づき、阪和自動車道（松原～有田間、御坊～南紀田辺間）、湯浅御坊道路（有田～御坊間）、関西空港自動車道及び京奈和自動車道（紀北西道路の岩出根来インターチェンジ～和歌山ジャンクション間）（以下「高速自動車道」という。）における消火及び救急救助業務の実施及び処理（以下「消防業務」という。）について、堺市、和泉市、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、泉南市、阪南市、岩出市、和歌山市、海南市、有田川町、湯浅町、広川町、日高川町、御坊市、印南町、みなべ町及び田辺市（消防の一部事務組合を組織する市町については、当該事務組合をいう。以下「協定各市町」という。）の相互間において、次のとおり消防相互応援協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、高速自動車道における消防業務の円滑な推進を図るため、協定各市町が相互に応援するものとする。

（消防業務の責任）

第2条 消防業務の責任は、高速自動車道が通過する区域を管轄する市町が負う。

（出動）

第3条 高速自動車道において、消防業務の応援要請を受けたとき又は事故を覚知したときは、本協定に基づく覚書に従って直ちに出動するものとする。

（応援に要する経費）

第4条 応援に要する経費の負担については、法令その他別に定めがあるもののほか、次の各号に掲げる経費に応じて、当該各号に定めるところによるものとする。

- （1）旅費及び出動手当 応援隊の旅費及び諸手当は、応援する市町（以下「応援市町」という。）の負担とする。
  - （2）車両及び機械器具等の燃料費等 車両及び機械器具の燃料費並びに現場活動中における故障又は小破壊の修理費は、応援市町の負担とする。
  - （3）化学消火薬剤 化学消火に要した薬剤費は、応援を受ける市町（以下「受援市町」という。）の負担とする。
  - （4）公務上の災害補償 消防職員にあつては、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき処理し、消防団員にあつては、当該消防団員が所属する市町で定める消防団員等公務災害補償条例の規定に基づき応援市町の負担とする。
  - （5）賞じゅつ金等、応援隊が消防業務に従事中死亡又は負傷した場合の賞じゅつ金等は、応援市町の例により受援市町の負担とする。
  - （6）現場活動中における第三者に与えた損失補償 応援隊が消防業務に従事中第三者に損害を与えた人的、物的損失の補償は、受援市町の負担とする。
  - （7）交通事故による損害補償 受援市町への往復途上における交通事故により自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の補償については、応援市町と受援市町が協議の上定めるものとする。
- 2 前項以外の経費又は前項の定めにより難しい場合の経費の負担については、応援市町と受援市町が協

議の上、定めるものとする。

(協議)

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町が協議の上定めるものとする。

(委任)

第6条 この協定の実施要領その他必要な細目については、協定各市町の消防長において別に覚書を作成する。

(その他)

第7条 平成25年4月1日に締結した近畿自動車道松原那智勝浦線及び関西国際空港線消防相互応援協定書は、この協定の締結によって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書13通を作成し、協定各市町の長の記名、押印の上、各自1通を保管する。

平成29年3月18日

和歌山県防災ヘリコプター応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、和歌山県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が災害による被害を最小限に防止するため、和歌山県が所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が防災ヘリの応援を求めることができる地域は、当該市町村等の行政区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する水火災又は地震等の災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、市町村等の行政区域内で災害が発生した場合に当該市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が次のいずれかに該当するため、防災ヘリによる活動が必要と判断するとき、和歌山県知事（以下「知事」という。）に対して、行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等の行政区域に拡大し、又は影響を与える恐れのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては、災害の防御が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ防災ヘリ以外に適切な手段がなく、防災ヘリによる活動が最も有効な場合

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、和歌山県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- (5) 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品名及び数量
- (7) その他の必要事項

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、第4条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認のうえ、和歌山県防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 第4条の規定による応援要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の消防長（消防本部を置かない町村にあっては、当該町

村長)が行うものとする。ただし、緊急の場合は、災害現場の最高指揮者が行うことができるものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 第4条の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対して、和歌山県下消防広域相互応援協定(以下「相互応援協定」という。)第4条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、和歌山県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第8条の規定にかかわらず、和歌山県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、和歌山県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成8年3月1日から適用する。

(資料：和歌山県地域防災計画・資料編)

和歌山県下消防広域相互応援協定

(平成8年3月1日締結)

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき、和歌山県域内(以下「県下」という。)において大規模又は特殊な災害が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定市町村等)

第2条 この協定は、県下の市町村及び消防の一部事務組合(以下「市町村等」という。)相互間において締結するものとする。

(対象となる災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 大規模な火災、林野火災並びに高層建築物火災及び危険物施設火災等の特殊火災
- (3) 航空機事故、列車事故等の大規模又は特殊な事故
- (4) 上記以外の災害で、応援を必要とする災害

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した地域を管轄する市町村等(以下「要請側市町村等」という。)の長(一部事務組会の管理者を含む。以下同じ。)又は消防長が要請側市町村等の消防力のみでは十分に対応できないと認める場合において、本協定を締結している他の市町村等(以下「応援側市町村等」という。)の長又は消防長に対して行うものとする。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所、種別及び状況
- (2) 被害状況
- (3) 必要とする人員、車両及び資機材等
- (4) 集結場所及び連絡責任者
- (5) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第5条 応援側市町村等の長又は消防長は、前条の規定により応援要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援側市町村等の長又は消防長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請側市町村等の長又は消防長に通報するものとする。

3 応援側市町村等の長又は消防長は、当該災害の規模、状況等により応援の必要があり、かつ、要請側市町村等の長又は消防長が応援要請を行うことが困難であると認められるときは、前条の応援要請を待つことなく応援隊を派遣することができるものとする。この場合において、当該応援隊の派遣は、同条の応援要請により行ったものとみなす。

(応援隊の指揮)

第6条 要請側市町村等における応援隊の指揮は、原則として要請側市町村等の消防長が、応援隊の長に対して行うものとする。

(応援隊等の登録)

第7条 各市町村等は、応援要請に備え、応援出動が可能な部隊及び資機材を予め登録しておくものとする。

(経費の負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の区分によるものとする。

(1) 応援側市町村等が負担する経費

- ア 出動隊員の人件費、災害補償費
- イ 出動車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）
- ウ 応援により特に要した車両及び機械器具の小修理に要する経費
- エ 応援出動中、応援隊が起こした交通事故による損害の賠償に要する経費
- オ 被服の損料費

(2) 要請側市町村等が負担する経費

- ア 車両及び機械器具の燃料費で、現地で調達したもの
- イ 応援により特に要した車両及び機械器具の大修理に要する経費
- ウ 応援に際し特に調達した科学消火薬剤費等
- エ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償費等（応援隊が起こした交通事故による賠償に要する経費を除く。）
- オ 応援隊員の死傷に伴う賞じゅつ金
- カ その他、応援活動中に要した諸経費

2 経費負担に疑義が生じた事項については、その都度、双方協議のうえ決定するものとする。

(情報提供等)

第9条 協定市町村等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防関係情報等を相互に提供するものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町村等の消防長（消防本部を置かない町村及び消防組合を構成する町村にあっては、消防事務担当課長）が協議して定めるものとする。

(疑義)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協定市町村等が協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、協定書 58 通を作成し、市町村等において各 1 通を保有するものとする。

災害時における相互応援協定書

岡山県井原市と和歌山県岩出市（以下「協定市」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、協定市相互の協力体制を確立し、協定市のいずれかの区域内において災害が発生し、被災した市（以下「被災市」という。）独自では十分な救援活動等の応急措置が実施できない場合において、協定市からの応援により、応急対策活動を迅速に行うことを目的とする。

（応援の種類及び内容）

第2条 応援の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

- （1）食料、飲料水など応急対策及び復旧に必要な物資及び資機材の提供
- （2）災害応急措置及び応急復旧活動に必要な職員の派遣
- （3）被災者の一時的な受入れ
- （4）前各号に掲げるもののほか、特に要請のある事項

（応援要請）

第3条 応援の要請をしようとする被災市は、次に掲げる事項を明らかにし、利用可能な通信手段を用いて協定市に応援を要請するものとする。この場合において、被災市は応援を要請し、後日、速やかに文書を送付しなければならない。

- （1）被害の状況
- （2）応援の場所及び当該場所への経路
- （3）必要とする物資等の品目及び数量
- （4）必要とする職員の職種、人数及び派遣期間
- （5）前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

（応援の実施）

第4条 応援を要請された協定市は、誠意をもってこれに応じ、応援活動に努めるものとする。

2 災害による通信の途絶等により被災市との連絡ができない場合は、当該被災市ではない協定市は、前条に規定する要請を待たずに自主的に応援活動を行うことができるものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した協定市の負担とする。ただし、前条第2項の規定に基づく応援に要した経費の負担は、双方協議の上、決定するものとする。

(情報交換)

第6条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、協議を行い地域防災計画その他必要な情報を交換するものとする。

(協 議)

第7条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じたときは、その都度双方協議の上、決定するものとする。

この協定の締結の証として、本協定書を2通作成し、協定市長記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年6月30日

岡山県井原市井原町311番地1

井原市長 瀧本豊文

和歌山県岩出市西野209番地

岩出市長 中芝正幸

## 1-17-10 災害時等の応援に関する申合せ

### 災害時等の応援に関する申合せ

国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）と岩出市長（以下「乙」という。）は、災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申合せを行う。

#### （目的）

第1条 この申合せは、岩出市の区域において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災直後等の緊急的な対応（以下「応援」という。）を実施することにより、国民の安全及び安心を確保し、国民生活の安定を保持することを目的とする。

#### （応援の実施時期）

第2条 甲が応援を行う時期は、次のとおりとする。

- (1) 岩出市内で重大な災害の発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 岩出市災害対策本部が設置されたとき。
- (3) その他甲又は乙が必要とするとき。

#### （応援の内容）

第3条 災害時等の応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 情報の収集・提供（情報連絡員（以下「リエゾン」という。）の派遣を含む。）
- (2) 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊を含む。）
- (3) 災害に係る専門家の派遣
- (4) 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸付け
- (5) 甲が保有する通信機械等の貸付け及び操作員の派遣
- (6) 通行規制等の措置
- (7) その他必要な事項

#### （リエゾンの派遣）

第4条 第2条各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲は、乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。この場合において、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にし、派遣に関して事前に調整を図るものとする。

#### （リエゾンの受け入れ）

第5条 乙は、甲から派遣されるリエゾンの活動場所として、災害対策本部等に当該活動場所を確保するものとする。

#### （緊急災害対策派遣隊の派遣）

第6条 第2条各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合は、甲は、

岩出市の区域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。この場合において、甲及び乙は、相互の連絡は甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。

(緊急災害対策派遣隊の受け入れ)

第7条 乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる図面その他の資料を当該派遣隊に提供するものとする。

(緊急災害対策派遣隊の報告)

第8条 甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかに乙にその内容を提供するものとする。

(平素の協力)

第9条 甲及び乙は、必要に応じ、情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(その他)

第10条 この申合せに関する疑義又は定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議するものとする。

平成24年4月9日

甲 近畿地方整備局長 上総 周平

乙 岩出市長 中芝 正幸

協 定 書

日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱に基づき、和歌山県下30関係事業体が次のとおり協定を締結する。

日本水道協会和歌山県支部長  
和歌山市長 大橋 健一

和歌山県水道協会  
会 長 奥 田 貢

第1ブロック

|        |      |
|--------|------|
| 橋本市長   | 木下善之 |
| 紀の川市長  | 中村慎司 |
| 岩出市長   | 中芝正幸 |
| 高野町長   | 後藤太栄 |
| かつらぎ町長 | 山本恵章 |
| 九度山町長  | 岡本 章 |

第2ブロック

和歌山市長 大橋 健一

第3ブロック

|       |      |
|-------|------|
| 海南市長  | 神出政巳 |
| 有田市長  | 玉置三夫 |
| 紀美野町長 | 寺本光嘉 |
| 有田川町長 | 中山正隆 |
| 湯浅町長  | 伏木 建 |
| 広川町長  | 白倉 充 |

第4ブロック

|       |       |
|-------|-------|
| 御坊市長  | 柏木征夫  |
| 美浜町長  | 入江 勉  |
| 由良町長  | 中井 勤  |
| 日高町長  | 中 善夫  |
| 日高川町長 | 笹 朝一  |
| 印南町長  | 久保井 始 |

第5ブロック

|       |      |
|-------|------|
| 田辺市長  | 真砂充敏 |
| 上富田町長 | 小出隆道 |
| 白浜町長  | 立谷誠一 |
| すさみ町長 | 桂功   |
| みなべ町長 | 山田五良 |

第6ブロック

|        |       |
|--------|-------|
| 新宮市長   | 佐藤春陽  |
| 串本町長   | 松原繁樹  |
| 太地町長   | 三軒一高  |
| 那智勝浦町長 | 中村詔二郎 |
| 古座川町長  | 奥根公平  |
| 北山村長   | 奥田貢   |

## 日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地震、異常湧水その他の水道災害において、日本水道協会和歌山県支部（以下『県支部』という。）及び和歌山県水道協会（以下『県水協』という。）に所属する市町村（以下『会員』という。）が、相互間で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

### (組織編成)

第2条 県支部内の会員を6ブロック（以下『ブロック』という。）に分け、その連絡調整として紀北、中紀、紀南の3地区ブロック（以下『地区ブロック』という。）を設け、各ブロック、各地区ブロックに代表都市を設置する。なお、県支部と県水協は互いに連絡を密とする。追って、組織図は別表1のとおりとする。

2 県支部長都市（以下『県支部長』という。）に事務局を設置する。

### (応援体制)

第3条 県支部内に災害が発生した場合は、組織図に基づき、会員は相互応援し、被災会員の水道復旧に全面的に協力する。

なお、日本水道協会関西地方支部から要請があった場合にも組織図に基づき応援協力するものとする。

2 県支部長都市が被災した場合には、前条で規定した地区ブロックで協議し、相互応援体制を確立するものとする。

### (応援内容)

第4条 会員が相互間で行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧資材の供出
- (4) 工事業者の斡旋
- (5) 前に掲げるもののほか特に要請のあった事項

### (要請の方法)

第5条 応援要領の手順は、次の各号によるものとする。

会員はブロックで構成されている代表都市への応援を依頼する。

代表都市は、ブロック内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、地区ブロックの代表都市に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、県支部長へ応援を要請する。

県支部長は、県内の他の地区ブロックの代表都市に応援を要請、併せて県水協に連絡し、さらに必要と認めるときは、日本水道協会関西地方支部へ応援を要請する。

2 応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず、口頭、電話又は電信、無線等により行い、後日、別表2により速やかに要請先まで提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員の職別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間

(6) 全各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援職員の派遣)

第6条 前条により応援要請を受けた水道事業体は、ただちに応援要請を整え被災水道事業体に協力しなければならない。

2 各水道事業体は応援活動に従事する職員（以下『応援職員』という。）を派遣するときは、必要な給水器具、作業用工具及び緊急資材のほか衣類食料、日用品等を携行させるものとする。

3 応援職員は、応援水道事業体名を表示する腕章等の標識を着用するものとする。

4 応援職員は、被災水道事業体の指示に従って作業に従事するものとする。

(応援物資等の調査)

第7条 各水道事業体は、応援活動を円滑に行うため、それぞれの担当部課、その所有する物資、車両等を調査し、その結果を別表3により毎年4月末日までに県支部長に提出するものとする。

(費用の負担)

第8条 この要綱に基づく応援に要する費用は、法令その他別段の定めがあるもの並びに応援職員に係る人件費及び旅費を除くほか、原則として被災会員が負担するものとする。

2 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の医療費は、被災会員の負担とする。

3 応援職員が第三者に損害を加えた場合における賠償責任は、応援活動中に生じたものについては被災会員が、被災会員への往復途中に生じたものについては応援会員が負うものとする。

4 前3項の定めにより難しいときは、各ブロックの代表都市で協議して定めるものとする。

(訓練)

第9条 会員は、この要綱に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて訓練を実施するものとする。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、その都度、各ブロックの代表都市が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この要綱は、平成8年3月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年1月1日から適用する。

## 1-17-12 岩出町・打田町連絡管の設置に関する基本協定書

### 岩出町・打田町連絡管の設置に関する基本協定書

那賀郡岩出町（以下「甲」という。）と那賀郡打田町（以下「乙」という。）は、非常時における水の相互融通のための連絡管（以下「連絡管」という。）の設置に関し、次のとおり基本協定を締結する。

#### （目 的）

第1条 この基本協定は、被災時や大規模な水源水質事故時等の非常時に、友好的精神を持って水を相互に融通し、給水の安定性の確保を図ることを目的とする。

2 災害時の相互応援については、別途定める日本水道協会関西地方支部と府県支部との災害時相互応援に関する覚書実施細目とする。

#### （名 称）

第2条 連絡管の名称は「岩出町・打田連絡管」とする。

#### （連絡管の設置及び設置場所）

第3条 連絡管の口径は150 ㎜とし、連絡管には口径75 ㎜配水管を境界付近に設置する。

2 施行責任分界点は岩出町と打田町境界線とする。

#### （工事の施工）

第4条 工事の施工は「甲」「乙」が行い、責任分界点の接続は「乙」が行う。

#### （工 期）

第5条 工事の期間は、平成17年度で行う。

#### （施設の所有）

第6条 仕切り弁の開閉は担当部局を通じで行うが、災害が発生し、通信途絶等の場合はこの限りではない。

#### （維持管理）

第7条 甲及び乙は、原則として1年に1回、甲、乙共同で操作訓練（排泥作業等）を行う。

#### （融通水）

第8条 融通する水は、浄水とする。

#### （その他）

第9条 この基本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

2 甲又は乙が合併等により地位を継承した団体は、この基本協定書についても継承する。

この基本協定の証として本通2通を作成し、甲、乙それぞれ記名捺印の上、その1通を保有する。

平成17年10月19日

甲 那賀郡岩出町  
岩出町長 中 芝 正 幸

乙 那賀郡打田町  
打田町長 根 来 公 士

## 連絡配水管等運用に関する協定書

和歌山市（以下「甲」という。）と岩出市（以下「乙」という。）は、災害時及び非常時における水の相互融通のための配水管及びその附帯設備（以下「連絡配水管等」という。）の運用等について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 連絡配水管等は、地震、濁水、非常時その他の水道災害において、甲及び乙相互間で行う応援活動の手段として用いるものとし、相互に連携を図り、安定した給水の確保を図ることを目的とする。

（設置位置等）

第2条 連絡配水管等の設置位置、種類等は、次に掲げるものとする。

（1）設置位置 別紙に示す区間

（2）種類 口径200mmNS形ダクタイル鋳鉄管

（3）附帯設備 排水弁、仕切弁その他の従物

（運用方法等）

第3条 甲又は乙は、災害時又は非常時の発生により水の相互運用が必要となった場合は、水道災害相互応援対策要綱に基づく協定書（平成8年2月23日締結）の定めるところにより運用する。

2 仕切弁の開閉については、通常、甲及び乙の担当部局を通じて行うものとする。ただし、通信途絶等により連絡できない場合は、この限りでない。

（維持管理等）

第4条 甲及び乙は、第2条に定める連絡配水管等を双方協力の上、適正に維持管理するものとする。

2 連絡配水管等の維持管理に必要な経費は、連絡配水管等の甲及び乙が所有する割合に応じて、それぞれ負担するものとする。

3 甲及び乙は、連絡配水管等の維持管理のため原則として年1回、共同で洗浄を行うとともに、給水等の訓練を行うものとする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲及び乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成19年1月17日

甲 和歌山市七番丁23番地  
和歌山市  
和歌山市長 大橋 建一

乙 岩出市西野209番地  
岩出市  
岩出市長 中芝 正幸

「道の駅」防災利用に関する基本協定書

国土交通省近畿地方整備局（以下「甲」という。）、和歌山県（以下「乙」という。）及び紀北地域市町村（紀の川市、岩出市、かつらぎ町、九度山町、有田川町、由良町。以下「丙」という。）は、当該地域における「道の駅」について、防災（災害復旧、救助・救援活動を含む）に関する利用について、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、和歌山県紀北地域内における「道の駅」の防災利用の推進に関し、基本的な事項について定めることにより、今後発生が予想される南海トラフの巨大地震・津波又は紀伊半島大水害に代表される台風による豪雨・出水による大規模災害をはじめとする災害発生時において、迅速かつ確かな応急対策等を実施するため、関係機関が協働し、効率的かつ迅速な防災活動と啓発に努めることを目的とする。

（防災利用の内容）

第2条 丙は、災害発生時において、その管理する「道の駅」の施設を防災活動への利用に努めるものとする。

（1）道路に関する通行情報、被災情報の提供

（2）道路啓開に必要な活動拠点及び資機材等の運搬に係る中継場所の提供

（3）住民が避難・休憩するための施設の提供、救援物資の提供・保管、その他防災活動を支援するための業務

2 甲及び乙は、丙の行う前項に規定する業務が効率的かつ迅速に行えるよう支援するものとする。

（防災活動への平素からの取り組み）

第3条 甲、乙及び丙は「津波防災の日」（毎年11月5日）における防災啓発活動をはじめ、平素から地域住民と協働して「道の駅」の防災活動が効率的かつ迅速に行えるよう努めるものとする。

（その他）

第4条 本協定に関する手続き及び活動費用等については、別途定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 この協定は、変更の必要が生じた場合には甲乙丙が協議して決定するものとする。

この協定を証するため、本書8通を作成し、甲乙丙記名押印の上各自1通保有する。

平成28年5月11日

国土交通省

近畿地方整備局長 山田 邦博

和歌山県知事 仁坂 吉伸

紀の川市長 中村 慎司

岩出市長 中芝 正幸

かつらぎ町長 井本 泰造

九度山町長 岡本 章

有田川町長 中山 正隆

由良町長 畑中 雅央

## 1-17-15 災害時における電算システムの相互支援体制に関する協定書

### 災害時における電算システムの相互支援体制に関する協定書

紀の川市及び岩出市（以下「2市」という。）は、災害が発生した場合、電算システムにおいてクラウド技術により共同化するシステム（住民情報、税、国民健康保険、福祉等の業務に関して2市が共同で調達する電算システムをいう。以下「自治体クラウドシステム」という。）の相互支援体制に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定書は、電算システムの共同化に関する協定書第6条の規定に基づき、2市において運用している自治体クラウドシステムについて、地震、風水害等の災害により自治体クラウドシステムの運用が不可能になり、業務が停止し、住民サービスに著しい影響が生じた場合の相互支援体制を構築することを目的とする。

#### （支援の要請）

第2条 被災により自治体クラウドシステムの運用が不可能になった紀の川市又は岩出市（以下「被災市」という。）は、自治体クラウドシステムの運用が可能な紀の川市又は岩出市（以下「支援市」という。）に対し、支援市が保有する住民サービス業務等の継続に必要な自治体クラウドシステム及び端末機器等の利用について要請することができる。

2 支援の要請は、被災市の首長が支援市の首長に対して行う。

3 支援市は、要請の内容が自市の住民サービス業務に著しい支障を来さないと判断した場合には、要請に応じるものとする。

#### （支援業務の内容）

第3条 この協定に基づく支援業務の内容は、被災市から支援要請のあった業務のうち、支援市で実行可能な業務とする。

#### （支援業務の運用）

第4条 支援業務に係る自治体クラウドシステムの運用については、支援市の電子計算組織に関する規程等に抵触してはならない。

#### （支援経費の負担）

第5条 支援市の支援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。

2 被災市が、前項に定める経費を支弁する暇がなく、かつ、被災市から要請があった場合には、支援市は当該費用を一時立て替えするものとする。

#### （平常時の措置）

第6条 2市においては、この協定書が災害時において有効に機能するよう、平常時において、相互の情報交換等に努めるものとする。

(実施要領の作成)

第7条 この協定書の実施に関する細目等については、2市の協議により実施要領を定めるものとする。

(協定内容等の修正)

第8条 この協定書の内容及び前条の定める実施要領の内容については、常に実践的な内容となるよう、2市の協議により随時適正な修正を行うものとする。

(その他)

第9条 この協定書に定めのない事項又は、この協定書に関して疑義が生じたときは、2市が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、2市が署名押印の上、各1通を保有する。

平成29年7月10日

紀の川市西大井338番地

紀の川市長 中村 慎司

岩出市西野209番地

岩出市長 中芝 正幸

水道災害時における応援対策業務に関する協定書

岩出市長（以下「甲」という。）と岩出市管工事業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、異常渇水、テロ行為、その他の大規模な水道災害等が発生した場合（以下「水道災害」という。）における、乙の甲に対する水道災害応援業務の支援に関し、次の通り協定を締結する。

（応援の要請）

第1条 甲は、水道災害時において、水道災害応援対策業務（以下「業務」という。）のため、乙の所属会員が所有する建設資機材および労働力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項を記載した要請書（様式1）により要請するものとする。但し、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）水道災害の状況及び業務内容
- （2）応援を必要とする建設資機材等の車種、台数、人数等
- （3）応援を必要とする日時、場所及び期間
- （4）現地連絡責任者
- （5）その他必要な事項

（業務内容）

第2条 乙が行う応援業務は、おおむね次のとおりとする。

- （1）応急給水作業
- （2）応急復旧作業
- （3）応急復旧資材の供出
- （4）前に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（応援の実施）

第3条 乙は、甲から第1条の規定による要請があったときは、直ちに次に掲げる事項を記載した承諾書（様式2）により甲に回答する。但し、文書をもって回答することが困難な場合は口頭で回答し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）実施組合員名
- （2）建設資機材等の車種、台数、人員等
- （3）日時、場所
- （4）その他必要な事項

2 実施組合員は、速やかに現地連絡責任者と協議のうえ、業務を実施するものとする。

3 乙は、甲から第1条の規定により建設資機材等の応援要請があったときは、特別な理由がない限り、建設資機材等を甲に提供して応援するものとする。

（報告業務）

第4条 乙は、前条の規定に基づく業務が完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した報告書（様式3）を甲に提供し応援するものとする。

- （1）応援に従事した建設資機材の車種、台数、人員等
- （2）業務内容及び場所
- （3）応援に従事した期間

(4) その他必要な事項

第5条 甲の要請による業務のため乙が使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 費用の算出方法については、通常の実費費用を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

3 甲の要請による業務の実施により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(災害補償)

第6条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(水道災害発生時の情報の提供)

第7条 乙及び乙の組合員は、諸活動中に入手した各種情報を積極的かつ速やかに甲に提供すると共に必要に応じて技術的助言を協力するものとする。

(連絡責任)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては岩出市上下水道局長、乙においては岩出市管工事業協同組合長とする。

(補足)

第9条 この協定に関し、疑義又は定めるものの他必要な事項については、その都度甲、乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成24年7月2日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成24年7月2日

(甲) 岩出市長 中芝 正幸

(乙) 岩出市管工事業協同組合

組合長 榎 和彦

## 1-17-17 災害発生時における仮設配管資材の調達に関する協定書

### 災害発生時における仮設配管資材の調達に関する協定書

岩出市（以下「甲」という。）と株式会社光明製作所（以下「乙」という。）との間において、岩出市が被災した際の水道施設の応急復旧に必要な仮設配管資材の優先的な調達に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）により甲が被災した場合において、給水機能を早期に回復するため、甲の要請により、乙が甲に協力して実施する水道施設の応急復旧に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項に定める乙の協力とは、甲の水道施設の応急復旧に必要な仮設配管資材の確保及び甲の指定する場所への運搬とする。

#### （支援要請等）

第2条 甲は、災害の発生時において実施する水道施設の応急復旧（甲が、他都市等からの応援要請を受けて実施する応急復旧を含む。）に乙の支援が必要であると認めるときは、乙に対して応急復旧の支援を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により支援の要請を受けたときは、速やかに応急復旧に協力するための体制を確立し、必要な仮設配管資材を確保のうえ、甲の指定する場所に運搬するものとする。

#### （要請手続）

第3条 前条に規定する要請は、甲が要請の理由、支援期間その他必要事項を記載した書面を乙に提示することにより行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話、電信その他の情報通信手段により要請することができる。

#### （支援経費の負担）

第4条 乙が、この協定に基づく協力のために要した費用については、甲乙協議の上、積算した額に基づき、甲が負担するものとする。

2 乙は、支援活動が終了したときは、前項に規定する費用を集約のうえ、甲に一括して請求するものとする。

#### （連絡責任者）

第5条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

#### （報告事項）

第6条 乙は、この協定による応急復旧に協力できる仮設配管資材等の状況把握に努め、甲の要請により報告するものとする。

#### （協議）

第7条 この協定に定めがない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

#### （有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲又は乙から申入れがない場合は、1年間延長するものとし、以降の年度について

も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、その各1通を保有する。

平成25年2月24日

甲 和歌山県岩出市西野209番地  
岩出市  
岩山市長 中 芝 正 幸

乙 大阪市生野区生野東3丁目10番18号  
株式会社 光明製作所  
代表取締役社長 金 村 時 喜

## 1-17-18 災害発生時における岩出市と岩出市内郵便局の協力に関する協定

### 災害発生時における岩出市と岩出市内郵便局の協力に関する協定

岩出市（以下「甲」という。）と岩出市内郵便局（以下「乙」という。）は、岩出市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定する。

#### （定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

#### （協力要請）

第2条 甲及び乙は、岩出市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1）甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
  - （2）郵便局ネットワークを活用した広報活動
  - （3）災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
    - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
    - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
    - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
    - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
  - （4）乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
  - （5）避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項<sup>（注）</sup>
  - （6）株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
  - （7）前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項
- （注）避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

#### （要請の方法）

第3条 前条に掲げる協力要請は、原則として別記第1号様式の文書によるものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記第1号様式の文書を交付するものとする。

#### （協力の実施）

第4条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第5条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、甲乙協議の上、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

(災害情報連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 岩出市 総務部 総務課長

乙 日本郵便株式会社 岩出中黒郵便局長

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

なお、この協定の締結により、平成12年1月31日に締結した覚書は破棄する。

この協定の締結の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上、各自その1通を保有する。

平成27年7月31日

甲 岩出市長 中 芝 正 幸

乙 岩出市内郵便局

代表 日本郵便株式会社

岩出中黒郵便局長 岩 中 一 史

## 1-17-19 災害時の医療救護活動に関する協定書

### 災害時の医療救護活動に関する協定書

紀の川市及び岩出市（以下「甲」という。）と一般社団法人那賀医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、紀の川市地域防災計画及び岩出市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（医療救護計画）

第2条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の医療救護計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- （1）医療救護組織の編成（医師、看護師その他職種別構成、地域別編成）
- （2）医療救護組織の活動計画
- （3）関係機関との通信連絡計画
- （4）医薬品等の備蓄
- （5）その他必要な事項

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、地域防災計画に基づく医療救護活動を実施する必要があるときは、乙に医師、看護師等で編成する医療救護班（以下「医療救護班」という。）の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲からの要請を受けたときは、医療救護計画に基づき直ちに、医療救護班を甲の指定する場所に派遣するものとする。

3 緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける暇がない場合には、乙は、医療救護班を派遣後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（医療救護班に対する指揮及び連絡調整）

第4条 医療救護活動の指揮は乙が指定する者が行う。

2 医療救護活動に係る甲と乙の間における連絡調整は、乙が指定する者を通じて行う。

（医療救護班の業務）

第5条 乙が派遣する医療救護班は、避難所又は災害現場等に設置する医療救護所等において、医療救護活動を行うものとする。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- （1）傷病者の重傷度の判定（トリアージ）
- （2）傷病者に対する応急処置及び必要な医療
- （3）医療機関への転送の可否及び順位の決定
- （4）死亡の確認及び死体の検案
- （5）助産
- （6）その他医療救護活動に関する必要な措置

（医療救護班の輸送）

第6条 医療救護班は、原則として乙又は乙の会員の所有する車両等により、甲の指定する場所へ直行

するものとする。

2 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について必要な措置を取るものとする。

(医薬品等の供給)

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するものとし、それぞれの医療機関が所有する医薬品等を繰替使用する。ただし、所持品が不足したときは、甲において供給するものとする。

(医療費)

第8条 医療救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(実費弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成、派遣に要する費用

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は、死亡した場合の補償

2 前項に定める費用等の額は、次のとおりとする。

(1) 前項第1号及び第2号に規定する費用は、和歌山県地域防災計画の例によるものとする。

(2) 前項第3号に規定する補償は、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)の規定の例によるものとする。

(医事紛争の処理)

第10条 医療救護班が医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議のうえ誠意をもって解決のため適当な措置を講ずるものとする。

(災害救助法との関係)

第11条 災害救助法(昭和22年法第118号)による指定を受けた場合は、本協定は、指定日より災害救助法の定めるところによる。

(訓練)

第12条 乙は、甲から要請のあった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(委任)

第13条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第15条 この協定の有効期間は、平成24年10月10日から平成25年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1か月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年10月10日

甲 紀の川市西大井338番地  
紀の川市長 中村 慎司

岩出市西野209番地  
岩出市長 中芝 正幸

乙 紀の川市東大井350番地  
一般社団法人那賀医師会  
会長 西岡 正好

## 1-17-20 災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定書

### 災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定書

紀の川市及び岩出市（以下「甲」という。）と那賀薬剤師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護活動及び医薬品の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、紀の川市地域防災計画及び岩出市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（医療救護計画）

第2条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の医療救護計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- （1）薬剤師班救護組織の編成（地域別編成）
- （2）薬剤師班救護組織の活動計画
- （3）関係機関との通信連絡網
- （4）指揮系統
- （5）医薬品・防疫薬品等の調達等
- （6）その他必要な事項

3 乙は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救急計画を甲に提出するものとする。

（薬剤師班の派遣）

第3条 甲は、地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に薬剤師班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲からの要請を受けたときは、医療救護計画に基づき直ちに、薬剤師班を甲の指定する場所に派遣するものとする。

3 甲は、前項の派遣要請内容を変更する必要があるときは、乙に薬剤師班の派遣変更を要請することができるものとする。

4 緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける暇がない場合には、乙は、薬剤師班を派遣後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（薬剤師班に対する指揮及び連絡調整）

第4条 医療救護活動における薬剤師班の指揮は乙が指定する者が行う。

2 医療救護活動に係る甲と乙の間における連絡調整は、派遣要請のときに甲が指定する者を通じて行う。

（薬剤師班の業務）

第5条 乙が派遣する薬剤師班は、避難所又は災害現場等に設置する医療救護所及び医薬品集積場所等において、医療救護活動を行うものとする。

2 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- （1）傷病者等に対する調剤及び薬剤交付並びに服薬指導
- （2）医療救護班への薬剤服用に関する助言
- （3）医薬品及び防疫薬品並びに衛生材料等の仕分け及び管理
- （4）避難所の衛生指導

(5) その他医療救護活動に関する必要な措置

(薬剤師班の輸送)

第6条 薬剤師班は、原則として乙又は乙の会員の所有する車両等により、甲の指定する場所へ輸送するものとする。

2 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、薬剤師班の輸送について必要な措置を取るものとする。

(医薬品等の供給)

第7条 乙が派遣する薬剤師班が使用する医薬品等は、当該薬剤師班が携行するものとする。

2 甲から医薬品等の供給要請を受けた場合、乙は速やかに必要な措置を講ずるものとする。

(調剤費)

第8条 医療救護所における調剤費は、無料とする。

(実費弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 薬剤師班の編成、派遣に要する費用

(2) 派遣された薬剤師が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 薬剤師班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は、死亡した場合の補償

2 前項に定める費用等の額は、次のとおりとする。

(1) 前項第1号に規定する費用は、和歌山県地方防災計画の例によるものとする。

(2) 前項第2号に規定する費用は、薬価基準に記載されている医療用医薬品については薬価基準、特定保険医療材料及び酸素については材料価格、その他の医療用医薬材料等については、使用に係る実費とする。

(3) 前項第3号に規定する補償は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）の規定の例によるものとする。

(医事紛争の処理)

第10条 薬剤師班が医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議のうえ誠意をもって解決のため適当な措置を講ずるものとする。

(災害救助法との関係)

第11条 災害救助法（昭和22年法第118号）による指定を受けた場合は、本協定は、指定日より災害救助法の定めるところによる。

(訓練)

第12条 乙は、甲から要請のあった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(委任)

第13条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第 15 条 この協定の有効期間は、平成 24 年 1 月 8 日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了 1 か月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に 1 年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 3 通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 24 年 1 月 8 日

甲 紀の川市西大井 3 3 8 番地  
紀の川市長 中 村 慎 司

岩出市西野 2 0 9 番地  
岩出市長 中 芝 正 幸

乙 紀の川市西大井 2 1 1 番地の 2  
那賀薬剤師会  
会 長 山 岡 哲 弥

## 1-17-21 災害時の口腔歯科医療救護活動に関する協定書

### 災害時の口腔歯科医療救護活動に関する協定書

紀の川市及び岩出市（以下「甲」という。）と那賀歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の口腔歯科医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、紀の川市地域防災計画及び岩出市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、甲が行う口腔歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（口腔歯科医療救護計画）

第2条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、口腔歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の医療救護計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）口腔歯科医療救護組織の編成（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他職種別構成、地域別編成）

（2）口腔歯科医療救護組織の活動計画

（3）歯科関係機関との通信連絡計画

（4）口腔歯科医薬品等の備蓄

（5）口腔歯科その他必要な事項

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、地域防災計画に基づく医療救護活動を実施する必要があるときは、乙に歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士等で編成する医療救護班（以下「口腔歯科医療救護班」という。）の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲からの要請を受けたときは、口腔歯科医療救護計画に基づき直ちに、口腔歯科医療救護班を甲の指定する場所に派遣するものとする。

3 緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける時間がない場合には、乙は、医療救護班を派遣後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（医療救護班に対する指揮及び連絡調整）

第4条 口腔歯科医療救護活動の指揮は乙が指定する者が行う。

2 口腔歯科医療救護活動に係る甲と乙の間における連絡調整は、乙が指定する者を通じて行う。

（口腔歯科医療救護班の業務）

第5条 乙が派遣する口腔歯科医療救護班は、避難所又は災害現場等に設置する口腔歯科医療救護所等において、口腔歯科医療救護活動を行うものとする。

2 口腔歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 顎顔面口腔領域を主とした傷病者の重傷度の判定（トリアージ）
  - (2) 顎顔面口腔領域を主とした傷病者に対する応急処置及び必要な医療
  - (3) 医療機関への転送の要否及び順位の決定
  - (4) 死体の口腔歯科的身元確認と口腔歯科領域の損傷の検案
  - (5) その他口腔歯科医療救護活動に関する必要な措置
- (口腔歯科医療救護班の輸送)

第6条 口腔歯科医療救護班は、原則として乙又は乙の会員の所有する車両等により、甲の指定する場所へ直行するものとする。

- 2 甲は、口腔歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、口腔歯科医療救護班の輸送について必要な措置を取るものとする。

(医薬品等の供給)

第7条 乙が派遣する口腔歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するものとし、それぞれの医療機関が所有する医薬品等を繰替使用する。ただし、所持品が不足したときは、甲において供給するものとする。

(医療費)

第8条 口腔歯科医療救護所における医療費は、無料とする。

- 2 収容歯科医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(実費弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 口腔歯科医療救護班の編成、派遣に要する費用
- (2) 口腔歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 口腔歯科医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は、死亡した場合の補償

- 2 前項に定める費用等の額は、次のとおりとする。

- (1) 前項第1号及び第2号に規定する費用は、和歌山県地域防災計画の例によるものとする。
- (2) 前項第3号に規定する補償は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）の規定の例によるものとする。

(医事紛争の処理)

第10条 口腔歯科医療救護班が医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議のうえ誠意をもって解決のため適当な措置を講ずるものとする。

(災害救助法との関係)

第11条 災害救助法(昭和22年法第118号)による指定を受けた場合は、本協定は、指定日より災害救助法の定めるところによる。

(訓練)

第12条 乙は、甲から要請のあった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(委任)

第13条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第15条 この協定の有効期間は、平成25年2月22日から平成25年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1か月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年2月22日

甲 紀の川市西大井338番地

紀の川市長 中村 慎司

岩出市西野209番地

岩出市長 中芝 正幸

乙 紀の川市貴志川町上野山352番地

那賀歯科医師会

会長 矢田 民也

## 1-17-22 災害時等における福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

### 災害時等における福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

岩出市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 和歌山つくし会（以下「乙」という。）との間において、岩出市内で災害が発生した場合において、避難を余儀なくされた要援護者が避難する福祉避難所としての施設利用にあたり、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、災害時において乙が管理する施設の一部を、要援護者が利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この協定において「要援護者」とは、岩出市災害時要援護者支援制度実施要綱（平成21年1月23日岩出市告示第9号）（以下「要綱」という。）第2条に定める者とする。

#### （施設の使用の要請及び受諾）

第3条 甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

3 乙は、要援護者の受入れに当たり、当該要援護者を介助する者と一緒に避難させることの必要性について甲と協議するものとする。

#### （福祉避難所の指定）

第4条 次に掲げる施設を福祉避難所として指定する。

（1）和歌山つくし医療・福祉センター

（手続等）

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（1）要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）身元引受人の氏名、連絡先等

（3）その他、避難所生活での注意事項

#### （開設の期間）

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、開設期間を延長することができる。

#### （避難者の移送）

第7条 乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を責任をもって行うものとする。

#### （物資の調達及び介護支援者の確保）

第8条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等（以下「生活用物資等」という。）の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 甲の要請により、乙が提供した生活用物資等の費用及び移送に要した費用は、甲が負担するものとする。

(受入れ可能人員等)

第10条 甲及び乙は、本協定書の締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要生活用物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(個人情報保護)

第11条 乙は、この協定に基づき知り得た個人情報について、当該要援護者の支援のために使用することとし、要援護者等の権利、利益を侵害することがないように、適切に取り扱わなければならない。

(有効期限)

第12条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(補則)

第13条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するためこの協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成25年1月1日

甲

住所 岩出市西野209番地

氏名 岩出市長 中芝 正幸

乙

住所 和歌山市吉礼486番地の1  
社会福祉法人和歌山つくし会

氏名 理事長 中谷 博昭

## 1-17-23 災害時等における福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

### 災害時等における福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

岩出市（以下「甲」という。）と医療法人 殿田会（以下「乙」という。）との間において、岩出市内で災害が発生した場合において、避難を余儀なくされた要援護者が避難する福祉避難所としての施設利用にあたり、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、災害時において乙が管理する施設の一部を、要援護者が利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この協定において「要援護者」とは、岩出市災害時要援護者支援制度実施要綱（平成21年1月23日岩出市告示第9号）（以下「要綱」という。）第2条に定める者とする。

#### （施設の使用の要請及び受諾）

第3条 甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

3 乙は、要援護者の受入れに当たり、当該要援護者を介助する者と一緒に避難させることの必要性について甲と協議するものとする。

#### （福祉避難所の指定）

第4条 次に掲げる施設を福祉避難所として指定する。

（1）介護老人保健施設 やすらぎ苑

（手続等）

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（1）要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）身元引受人の氏名、連絡先等

（3）その他、避難所生活での注意事項

#### （開設の期間）

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、開設期間を延長することができる。

#### （避難者の移送）

第7条 乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を責任をもって行うものとする。

#### （物資の調達及び介護支援者の確保）

第8条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等（以下「生活用物資等」という。）の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 甲の要請により、乙が提供した生活用物資等の費用及び移送に要した費用は、甲が負担するものとする。

(受入れ可能人員等)

第10条 甲及び乙は、本協定書の締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要生活用物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(個人情報保護)

第11条 乙は、この協定に基づき知り得た個人情報について、当該要援護者の支援のために使用することとし、要援護者等の権利、利益を侵害することがないように、適切に取り扱わなければならない。

(有効期限)

第12条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(補則)

第13条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するためこの協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成25年10月1日

甲

住所 岩出市西野209番地

氏名 岩出市長 中芝 正幸

乙

住所 岩出市清水311番地の1  
医療法人殿田会

氏名 理事長 殿田 重彦

## 1-17-24 災害時等における福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

### 災害時等における福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

岩出市（以下「甲」という。）と医療法人 彌栄会（以下「乙」という。）との間において、岩出市内で災害が発生した場合において、避難を余儀なくされた要援護者が避難する福祉避難所としての施設利用にあたり、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、災害時において乙が管理する施設の一部を、要援護者が利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この協定において「要援護者」とは、岩出市災害時要援護者支援制度実施要綱（平成21年1月23日岩出市告示第9号）（以下「要綱」という。）第2条に定める者とする。

#### （施設の使用の要請及び受諾）

第3条 甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

3 乙は、要援護者の受入れに当たり、当該要援護者を介助する者と一緒に避難させることの必要性について甲と協議するものとする。

#### （福祉避難所の指定）

第4条 次に掲げる施設を福祉避難所として指定する。

（1）介護老人保健施設 やよい苑

（手続等）

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（1）要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）身元引受人の氏名、連絡先等

（3）その他、避難所生活での注意事項

#### （開設の期間）

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、開設期間を延長することができる。

#### （避難者の移送）

第7条 乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を責任をもって行うものとする。

#### （物資の調達及び介護支援者の確保）

第8条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等（以下「生活用物資等」という。）の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 甲の要請により、乙が提供した生活用物資等の費用及び移送に要した費用は、甲が負担するものとする。

(受入れ可能人員等)

第10条 甲及び乙は、本協定書の締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要生活用物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(個人情報保護)

第11条 乙は、この協定に基づき知り得た個人情報について、当該要援護者の支援のために使用することとし、要援護者等の権利、利益を侵害することがないように、適切に取り扱わなければならない。

(有効期限)

第12条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(補則)

第13条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するためこの協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成25年10月1日

甲

住所 岩出市西野209番地

氏名 岩出市長 中芝 正幸

乙

住所 岩出市中迫380番地  
医療法人彌栄会

氏名 理事長 黒山 哲彌

## 1-17-25 災害時等における福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

### 災害時等における福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

岩出市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 皆楽園（以下「乙」という。）との間において、岩出市内で災害が発生した場合において、避難を余儀なくされた要援護者が避難する福祉避難所としての施設利用にあたり、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、災害時において乙が管理する施設の一部を、要援護者が利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この協定において「要援護者」とは、岩出市災害時要援護者支援制度実施要綱（平成21年1月23日岩出市告示第9号）（以下「要綱」という。）第2条に定める者とする。

#### （施設の使用の要請及び受諾）

第3条 甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

3 乙は、要援護者の受入れに当たり、当該要援護者を介助する者と一緒に避難させることの必要性について甲と協議するものとする。

#### （福祉避難所の指定）

第4条 次に掲げる施設を福祉避難所として指定する。

（1）特別養護老人ホーム 皆楽園

（手続等）

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（1）要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）身元引受人の氏名、連絡先等

（3）その他、避難所生活での注意事項

#### （開設の期間）

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、開設期間を延長することができる。

#### （避難者の移送）

第7条 乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を責任をもって行うものとする。

#### （物資の調達及び介護支援者の確保）

第8条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等（以下「生活用物資等」という。）の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 甲の要請により、乙が提供した生活用物資等の費用及び移送に要した費用は、甲が負担するものとする。

(受入れ可能人員等)

第10条 甲及び乙は、本協定書の締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要生活用物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(個人情報保護)

第11条 乙は、この協定に基づき知り得た個人情報について、当該要援護者の支援のために使用することとし、要援護者等の権利、利益を侵害することがないように、適切に取り扱わなければならない。

(有効期限)

第12条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(補則)

第13条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するためこの協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成25年10月1日

甲

住所 岩出市西野209番地

氏名 岩出市長 中芝 正幸

乙

住所 岩出市西国分668番地  
社会福祉法人皆楽園

氏名 理事長 榎本 太郎

## 1-17-26 災害時等における福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

### 災害時等における福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

岩出市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 紀の国福樹会（以下「乙」という。）との間において、岩出市内で災害が発生した場合において、避難を余儀なくされた要援護者が避難する福祉避難所としての施設利用にあたり、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、災害時において乙が管理する施設の一部を、要援護者が利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この協定において「要援護者」とは、岩出市災害時要援護者支援制度実施要綱（平成21年1月23日岩出市告示第9号）（以下「要綱」という。）第2条に定める者とする。

#### （施設の使用の要請及び受諾）

第3条 甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

3 乙は、要援護者の受入れに当たり、当該要援護者を介助する者と一緒に避難させることの必要性について甲と協議するものとする。

#### （福祉避難所の指定）

第4条 次に掲げる施設を福祉避難所として指定する。

（1）特別養護老人ホーム 岩出憩い園

（手続等）

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（1）要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）身元引受人の氏名、連絡先等

（3）その他、避難所生活での注意事項

#### （開設の期間）

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、開設期間を延長することができる。

#### （避難者の移送）

第7条 乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を責任をもって行うものとする。

#### （物資の調達及び介護支援者の確保）

第8条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等（以下「生活用物資等」という。）の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 甲の要請により、乙が提供した生活用物資等の費用及び移送に要した費用は、甲が負担するものとする。

(受入れ可能人員等)

第10条 甲及び乙は、本協定書の締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要生活用物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(個人情報保護)

第11条 乙は、この協定に基づき知り得た個人情報について、当該要援護者の支援のために使用することとし、要援護者等の権利、利益を侵害することがないように、適切に取り扱わなければならない。

(有効期限)

第12条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(補則)

第13条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するためこの協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成25年10月1日

甲

住所 岩出市西野209番地

氏名 岩出市長 中芝 正幸

乙

住所 岩出市溝川22番地  
社会福祉法人紀の国福樹会

氏名 理事長 笠原 直樹

## 1-17-27 災害時における応急対策業務に関する協定書

### 災害時における応急対策業務に関する協定書

岩出市（以下「甲」という。）と岩出市建設業協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、乙の甲に対する災害応急対策業務の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （応援の要請）

第1条 甲は、災害時において、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙の所属会員が所有する建設資機材及び労働力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を記載した要請書（様式1）により要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）災害の状況及び業務内容
- （2）応援を必要とする建設資機材等の車種、台数、人員等
- （3）応援を必要とする日時、場所及び期間
- （4）現地連絡責任者
- （5）その他必要な事項

#### （要請する業務）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

- （1）災害時における建築物その他工作物等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う道路交通確保のための障害物の除去作業
- （2）災害時における道路、河川等の公共施設の被災に伴う応急復旧作業
- （3）その他甲が必要と認める緊急応急作業

#### （協力の実施）

第3条 乙は、甲から第1条の規定による要請があったときは、直ちに業務を実施する乙の会員（以下「実施会員」という。）を決定の上、業務の実施体制等を組織し、次に掲げる事項を記載した受諾書（様式2）により甲に回答するものとする。ただし、文書をもって回答することが困難な場合は、口頭で回答し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）実施会員名
- （2）建設資機材等の車種、台数、人員等
- （3）日時、場所及び期間
- （4）その他必要な事項

2 実施会員は、速やかに現地連絡責任者と協議の上、業務を実施するものとする。

3 乙は、甲から第1条の規定により建設資機材等の応援要請があったときは、特別の理由がない限り、建設資機材等を甲に提供し応援するものとする。

#### （業務報告）

第4条 実施会員は、前条の規定に基づく業務が完了したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した報告書（様式3）を現地連絡責任者に提出するものとする。ただし、文書をもって提出することが困難な場合は、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した建設資機材等の車種、台数、人員等
- (2) 業務内容及び場所
- (3) 応援に従事した期間
- (4) その他の必要な事項  
(経費の負担)

第5条 甲の要請による業務のため乙が使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、応援を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるところによる。

2 現地連絡責任者等は、実施会員が業務を実施した場合、速やかに業務の内容を精査するものとする。

3 費用の算出方法については、災害発生時の当該地域における通常の実費用を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(災害による必要経費の負担)

第6条 甲の要請による業務の実施により生じた損害の負担は、甲乙協議して定めるものとする。

(災害補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(災害発生時の情報の提供)

第8条 乙及び乙の会員は、諸活動中に入手した各種被害情報を積極的かつ速やかに甲に提供するとともに、必要に応じて技術的助言に協力するものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては岩出市事業部事業部長、乙においては岩出市建設業協会会長とする。

(協定の適用)

第10条 この協定は、平成20年 3月 1日から適用する。

(疑義等の決定)

第11条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

平成20年 3月 1日

(甲) 岩出市長 中 芝 正 幸

(乙) 岩出市建設業協会  
会長 藤 平 良 光

災害時における応急対策業務に関する協定書

岩出市（以下「甲」という。）と株式会社延希工業（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、乙の甲に対する災害応急対策業務の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（応援の要請）

第1条 甲は、災害時において、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙が所有する建設資機材及び労働力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を記載した要請書（様式1）により要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）災害の状況及び業務内容
- （2）応援を必要とする建設資機材等の車種、台数、作業員数
- （3）応援を必要とする日時、場所及び期間
- （4）現地連絡責任者
- （5）その他必要な事項

（要請する業務）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

- （1）災害時における建築物その他工作物等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う道路交通確保のための障害物の除去作業
- （2）災害時における道路、河川等の公共施設の被災に伴う応急復旧作業
- （3）その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から第1条の規定による要請があったときは、次に掲げる事項を記載した受諾書（様式2）により甲に回答するものとする。ただし、文書をもって回答することが困難な場合は、口頭で回答し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）建設資機材等の車種、台数、作業員数
- （2）日時、場所及び期間
- （3）その他必要な事項

2 乙は、速やかに現地連絡責任者と協議の上、業務を実施するものとする。

3 乙は、甲から第1条の規定により建設資機材等の応援要請があったときは、特別の理由がない限り、建設資機材等を甲に提供し応援するものとする。

（業務報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づく業務が完了したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した報告書（様式3）を現地連絡責任者に提出するものとする。ただし、文書をもって提出することが困難な場合は、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）応援に従事した建設資機材等の車種、台数、作業員数

- (2) 業務内容及び場所
- (3) 応援に従事した期間
- (4) その他の必要な事項

(経費の負担)

第5条 甲の要請による業務のため乙が使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、応援を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるところによる。

2 現地連絡責任者等は、乙が業務を実施した場合、速やかに業務の内容を精査するものとする。

3 費用の算出方法については、災害発生時の当該地域における通常の実費用を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(災害による必要経費の負担)

第6条 甲の要請による業務の実施により生じた損害の負担は、甲乙協議して定めるものとする。

(災害補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(災害発生時の情報の提供)

第8条 乙は、諸活動中に入手した各種被害情報を積極的かつ速やかに甲に提供するとともに、必要に応じて技術的助言に協力するものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては岩出市事業部事業部長、乙においては代表者とする。

(協定の適用)

第10条 この協定は、平成27年5月12日から適用する。

但し、過去5年の間に、応急対策業務（単価契約を含む。）の施工実績が無い場合は、更新しないものとする。

(疑義等の決定)

第11条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

平成27年5月12日

(甲) 岩出市長 中 芝 正 幸

(乙) 株式会社延希工業

代表取締役 増田 栄江

災害時における応急対策業務に関する協定書

岩出市（以下「甲」という。）と大志組 代表 表 政志（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、乙の甲に対する災害応急対策業務の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（応援の要請）

第1条 甲は、災害時において、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙が所有する建設資機材及び労働力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を記載した要請書（様式1）により要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）災害の状況及び業務内容
- （2）応援を必要とする建設資機材等の車種、台数、作業員数
- （3）応援を必要とする日時、場所及び期間
- （4）現地連絡責任者
- （5）その他必要な事項

（要請する業務）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

- （1）災害時における建築物その他工作物等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う道路交通確保のための障害物の除去作業
- （2）災害時における道路、河川等の公共施設の被災に伴う応急復旧作業
- （3）その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から第1条の規定による要請があったときは、次に掲げる事項を記載した受諾書（様式2）により甲に回答するものとする。ただし、文書をもって回答することが困難な場合は、口頭で回答し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）建設資機材等の車種、台数、作業員数
- （2）日時、場所及び期間
- （3）その他必要な事項

2 乙は、速やかに現地連絡責任者と協議の上、業務を実施するものとする。

3 乙は、甲から第1条の規定により建設資機材等の応援要請があったときは、特別の理由がない限り、建設資機材等を甲に提供し応援するものとする。

（業務報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づく業務が完了したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した報告書（様式3）を現地連絡責任者に提出するものとする。ただし、文書をもって提出することが困難な場合は、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）応援に従事した建設資機材等の車種、台数、作業員数
- （2）業務内容及び場所

(3) 応援に従事した期間

(4) その他の必要な事項

(経費の負担)

第5条 甲の要請による業務のため乙が使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、応援を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるところによる。

2 現地連絡責任者等は、乙が業務を実施した場合、速やかに業務の内容を精査するものとする。

3 費用の算出方法については、災害発生時の当該地域における通常の実費用を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(災害による必要経費の負担)

第6条 甲の要請による業務の実施により生じた損害の負担は、甲乙協議して定めるものとする。

(災害補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(災害発生時の情報の提供)

第8条 乙は、諸活動中に入手した各種被害情報を積極的かつ速やかに甲に提供するとともに、必要に応じて技術的助言に協力するものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては岩出市事業部事業部長、乙においては代表者とする。

(協定の適用)

第10条 この協定は、平成27年6月8日から適用する。

但し、過去5年の間に、応急対策業務（単価契約を含む。）の施工実績が無い場合は、更新しないものとする。

(疑義等の決定)

第11条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

平成27年6月8日

(甲) 岩出市長 中 芝 正 幸

(乙) 大志組

代表 表 政志

災害発生時における応急対策業務に関する協定書

岩出市（以下「甲」という。）と社団法人和歌山県自動車整備振興会那賀支部（以下「乙」という。）は、災害発生時における応急対策業務（以下「業務」という。）に関する協定を次のとおり締結する。

（定義）

第1条 この協定において「災害」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他の大規模な事故により生ずる被害をいう。

（要請する業務）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) クレーン、ジャッキ、ウインチ等による被災者の救助及び応急措置
- (2) レッカー車等による緊急車両通行のための障害物の除去作業
- (3) その他甲が必要と認める応急対策業務

（応援の要請）

第3条 甲は、乙が所有する資機材及び労働力（以下「資機材等」という。）の応援が業務のために必要であると認めるときは、乙に対し、要請（様式第1号）により要請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要するため、やむを得ないと認められるときは、甲は、口頭により要請を行うことができるものとする。この場合において、甲は、事後に要請書を乙に提出するものとする。

（応援の実施）

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、受諾書（様式第2号）により甲に回答するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要するため、やむを得ないと認められるときは、乙は、口頭により受諾を行うことができるものとする。この場合において、乙は、事後に受諾書を甲に提出するものとする。

3 乙は、甲から前条の規定により資機材等の応援要請があったときは、正当な理由がない限り資機材等を甲に提供し応援するものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき活動を実施したときは、甲に対し、業務実施報告書（様式第3号）を提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、乙は、口頭により報告を行うことができるものとする。この場合において、乙は、事後に業務実施報告書を甲に提出するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲の要請による業務のために乙が使用した資機材等に要する費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する経費の支払いは、前条の規定により甲が業務実施報告書の提出を受けた後、乙の請求に基づき遅滞なく行うものとする。

3 費用の算出方法については、災害が発生する直前における実費用を基準として、甲乙協議して定め

るものとする。

(損害による必要経費の負担)

第7条 甲の要請による業務の実施により生じた損害の負担は、甲乙協議して定めるものとする。

(災害補償)

第8条 甲は、甲の要請による業務に従事した者が当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合には、法令等に定める災害補償を行うものとする。

(災害発生時の情報の提供)

第9条 乙は、諸活動実施中に入手した各種被害情報を積極的かつ速やかに甲に提供するとともに、必要に応じて技術的助言をするものとする。

(応援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における業務が円滑に実施できるよう、活動体制の整備に努め、連絡体制図を作成し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の連絡体制図について、毎年1回以上見直しを行い、変更が生じたときは直ちに甲に提出するものとする。

3 乙は、この協定に基づく業務が円滑に実施できるよう、甲に対し、資機材等整備状況報告書(様式第4号)を提出するものとする。

4 乙は、前項の報告内容について、毎年1回以上見直しを行い、変更が生じたときは直ちに甲に提出するものとする。

(協定の解除)

第11条 甲又は乙は、この協定を解除しようとするときは、解除する日の3月前までに文書で相手方に通知しなければならない。

(協定の変更)

第12条 この協定の変更は、甲又は乙の申出により甲乙協議して行うものとする。

(疑義等の決定)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成22年5月1日

甲 岩出市西野209番地

岩出市長 中 芝 正 幸

乙 岩出市溝川220番地の1

社団法人和歌山県自動車整備振興会那賀支部

支部長 八 木 爵 司

防災関係の協働事業に関する協定書

岩出市（以下「甲」という。）と紀の里農業協同組合（以下「乙」という。）とは、岩出市内における災害対策に関する地域協働事業の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 甲は、地域住民の災害からの安全確保に資するため、乙に対して協力要請して、地域防災活動に関する協働事業を実施するものとする。

（防災啓発事業）

第2条 甲及び乙は、地域住民の防災意識の啓発を行うため、次の事業を協力して実施するものとする。

- （1） 甲が乙へ災害啓発用看板等の設置場所の提供を依頼したときは、甲乙協議の上、乙は住民への防災情報の提供に協力すること。
- （2） 甲が実施する防災訓練、防災講演会等の防災に関するイベントについての広報を乙へ依頼したときは、甲乙協議の上、乙は協力すること。
- （3） 乙は、必要と認める場合には、甲が実施する防災訓練に参加すること。

（災害応急対策事業）

第3条 甲及び乙は、災害時の的確な災害応急対策を実施するため、次の事業を行うものとする。

- （1） 災害発生時に甲及び乙が収集した災害情報は、提供すべき内容について協議の上、それぞれ住民に提供するものとする。
- （2） 乙は、所在する地域における災害情報を把握し、当該情報を甲に提供するよう努めるものとする。

（救援物資の調達）

第4条 甲は、岩出市内での地震等の大規模災害の発生に際し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、岩出市災害対策本部が設置された場合、災害救助物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙に対し、物資の調達を要請できるものとし、乙が可能な範囲において、当該要請のあった物資の調達を行うものとする。

（物資の範囲）

第5条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- （1） 食料品
- （2） 飲料水
- （3） 日用品等
- （4） 応急資材等
- （5） その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第6条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として別記第1号様式によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記第1号様式の文書を交付するものとする。

(物資の価格及び支払い)

第7条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払いについては、甲乙協議の上、速やかに行うものとする。

(物資の引渡し)

第8条 物資の引き渡し場所は、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納品した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

(保有物資の報告)

第9条 甲は、この協定締結以降において、必要に応じ乙に保有物資の報告を求めることができる。

2 乙は、物資の保有内容を別記第3号様式により甲に報告するものとする。

ただし、乙の独自の様式でも可とする。

(救援物資の集積場所の提供)

第10条 甲は、岩出市内において災害が発生し、必要が生じた場合は、乙に救援物資等の一時集積場所（選果場等集積に適した場所）の提供を別記第4号様式により要請することができる。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記第4号様式の文書を交付するものとする。

2 乙は、別記第4号様式で要請を受けた場合は、別記第5号様式により甲に報告するものとする。

(防災訓練及び教育)

第11条 甲及び乙は、第2条から前条までに定める事業を適切に判断し、実施できるように相互に協力するとともに、乙は乙の職員に対し、防災訓練及び防災教育を実施し、甲は乙に対し、可能な範囲で支援を行うものとする。

(情報交換)

第12条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制（別記第6号様式）及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害に備えるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1箇月前までに甲又は乙が相手方に対し格段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日からさらに1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

(疑義の決定)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年3月3日

甲 岩出市西野209番地  
岩出市長 中芝 正幸

乙 紀の川市上野12番地5  
紀の里農業協同組合  
代表理事組合長 山田 泰行

災害救助物資の調達に関する協定書

岩出市（以下「甲」という。）と有限会社スーパーネゴロ岩出店（以下「乙」という。）とは、市内での地震等の大規模災害発生に際し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、岩出市災害対策本部が設置された場合、災害救助物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の調達を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- （1）食料品
- （2）飲料水
- （3）日用品等
- （4）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記第1号様式の文書を交付するものとする。

（物資の価格及び支払い）

第4条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払いについては、甲乙協議の上、速やかに行うものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納品した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

（保有物資の報告）

第6条 甲は、この協定締結以降において、必要に応じ乙に対し保有物資の報告を求めることができる。

2 乙は、物資の保有内容を別記第3号様式により甲に報告するものとする。

（疑義の決定）

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1箇月前までに甲又は乙が各相手方に対し格段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年3月1日

甲 和歌山県岩出市西野209番地  
岩出市長 中 芝 正 幸

乙 和歌山県岩出市根来2番地の1  
有限会社 スーパーネゴロ  
代表取締役 小倉 佐知子

災害救助物資の調達に関する協定書

岩出市（以下「甲」という。）とクラギ株式会社農業屋岩出店（以下「乙」という。）とは、市内での地震等の大規模災害発生に際し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、岩出市災害対策本部が設置された場合、災害救助物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の調達を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- （1）資機材
- （2）救助器具
- （3）生活用品等
- （4）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記第1号様式の文書を交付するものとする。

（物資の価格及び支払い）

第4条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払いについては、甲乙協議の上、速やかに行うものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納品した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

（保有物資の報告）

第6条 甲は、この協定締結以降において、必要に応じ乙に対し保有物資の報告を求めることができる。

2 乙は、物資の保有内容を別記第3号様式により甲に報告するものとする。

（疑義の決定）

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1箇月前までに甲又は乙が各相手方に対し格段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年5月1日

甲 和歌山県岩出市西野209番地  
岩出市長 中 芝 正 幸

乙 和歌山県岩出市根来5番地の1  
農業屋 岩出店

三重県松阪市川井町539番地  
クラギ 株式会社  
代表取締役 竹 内 秀 樹

災害救助物資の調達に関する協定書

岩出市（以下「甲」という。）とNPO法人 コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、岩出市内での地震等の大規模災害発生に際し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、岩出市災害対策本部が設置された場合、災害救助物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要 請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の調達を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記第1号様式の文書を交付するものとする。

（物資の価格及び支払い）

第4条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払いについては、甲乙協議の上、速やかに行うものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引き渡し場所は、甲が指定する場所で行うものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、この場合の運搬の経費は甲が負担するものとする。

- 2 乙は自ら運搬することができない場合は、甲が定める運送手段により運搬するものとする。
- 3 乙は、物資を納品した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

（保有物資の報告）

第6条 甲は、この協定締結以降において、必要に応じ乙に保有物資の報告を求めることができる。

- 2 乙は、物資の保有内容を別記第3号様式により甲に報告するものとする。

（情報交換）

第7条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協 議)

第8条 この協定に定めがない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1箇月前までに甲又は乙が相手方に対し格段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日からさらに1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

この協定の締結の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上、各自その1通を保有する。

平成26年2月10日

甲 和歌山県岩出市西野209番地  
岩出市長 中 芝 正 幸

乙 新潟市南区清水4501番地1  
NPO法人 コメリ災害対策センター  
理事長 捧 賢 一

災害救助物資の調達に関する協定書

岩出市（以下「甲」という。）とレンゴー株式会社（以下「乙」という。）とは、岩出市内での地震等の大規模災害発生に際し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、岩出市災害対策本部が設置された場合、災害救助物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要 請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の調達を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 段ボールシート
- (2) 段ボールケース
- (3) 段ボール製簡易ベッド
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として別記第1号様式の文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記第1号様式の文書を交付するものとする。

（物資の価格及び支払い）

第4条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払いについては、甲乙協議の上、速やかに行うものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引き渡し場所は、甲が指定する場所で行うものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、この場合の運搬の経費は、甲が負担するものとする。なお、甲は、乙が物資の運搬に使用する車両が優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

2 乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める運送手段により運搬するものとする。

3 乙は、物資を納品した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

（情報交換）

第6条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害に備えるものとする。

（協 議）

第7条 この協定に定める事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間の満了の2箇月前までに甲又は乙が相手方に対し格段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日からさらに1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

この協定の締結の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上、各自その1通を保有する。

平成26年2月24日

甲 岩出市西野209番地  
岩出市長 中芝 正幸

乙 大阪市北区中之島2-2-7  
中之島セントラルタワー  
レンゴー株式会社  
代表取締役社長 大坪 清

災害救助物資の調達に関する協定書

岩出市（以下「甲」という。）と株式会社ココカラファインヘルスケア（以下「乙」という。）とは、岩出市内での地震等の大規模災害発生に際し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、岩出市災害対策本部が設置された場合、災害救助物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の調達を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 医薬品
- (2) 衛生品
- (3) ベビー用品
- (4) 介護用品
- (5) 食料品
- (6) 飲料水
- (7) 日用品
- (8) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として別記第1号様式の文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記第1号様式の文書を交付するものとする。

（物資の価格及び支払い）

第4条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払いについては、甲乙協議の上、速やかに行うものとする。

（物資の引渡し）

第5条 第3条の規定により要請した物資の引渡しは、原則として岩出市内にある乙の店舗にて行うこととし、引渡場所からの物資の運搬は、原則として甲が行うものとする。

2 甲は、当該引渡場所に人員を派遣し、物資を確認の上、引き取るものとする。当該引き取りにより、物資の所有権は乙から甲に移転し、引き取り後に生じた物資の破損等の損害は、乙の責めに帰すべき場合を除いて全て甲の負担とする。

3 乙は、物資を納品した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

（保有物資の報告）

第6条 甲は、この協定締結以降において、必要に応じ乙に保有物資の報告を求めることができる。

2 乙は、物資の保有内容を別記第3号様式により甲に報告するものとする。

(事故等)

第7条 乙は、この協定に基づく物資等の供給に際し、やむを得ぬ事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対して速やかにその状況を報告しなければならない。

(情報交換)

第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制（別記第4号様式）及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1箇月前までに甲又は乙が各相手方に対し格段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

(協定の解除)

第11条 甲または乙が本協定を解除しようとするときは、その2箇月前までに文書で相手方に通知しなければならない。

2 岩出市内において乙の店舗が無くなった場合、本協定は自動的に解除されるものとする。

この協定の締結の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年2月24日

甲 和歌山県岩出市西野209番地

岩出市長 中 芝 正 幸

乙 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番地6

イノテックビル

株式会社ココカラファイン ヘルスケア

代表取締役社長 橋爪 薫

災害救助物資の調達に関する協定書

岩出市（以下「甲」という。）とレントオール和歌山（以下「乙」という。）は、岩出市内での地震等の大規模災害発生に際し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、岩出市災害対策本部が設置された場合、災害救助物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要 請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の調達を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記第1号様式の文書を交付するものとする。

（物資の価格及び支払い）

第4条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払いについては、甲乙協議の上、速やかに行うものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引き渡し場所は、甲が指定する場所で行うものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、この場合の運搬の経費は甲が負担するものとする。

- 2 乙は自ら運搬することができない場合は、甲が定める運送手段により運搬するものとする。
- 3 乙は、物資を納品した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

（保有物資の報告）

第6条 甲は、この協定締結以降において、必要に応じ乙に保有物資の報告を求めることができる。

- 2 乙は、物資の保有内容を別記第3号様式により甲に報告するものとする。

（情報交換）

第7条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協 議)

第8条 この協定に定めがない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1箇月前までに甲又は乙が相手方に対し格段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日からさらに1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

この協定の締結の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上、各自その1通を保有する。

平成26年3月4日

甲 和歌山県岩出市西野209番地  
岩出市長 中 芝 正 幸

乙 和歌山県和歌山市布施屋934番地1  
レントオール和歌山  
代表取締役社長 田 端 静 代

災害救助物資の調達に関する協定書

岩出市（以下「甲」という。）と株式会社松源（以下「乙」という。）とは、岩出市内での地震等の大規模災害発生に際し、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用され、岩出市災害対策本部が設置された場合、災害救助物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要 請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の調達を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として別記第1号様式の文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記第1号様式の文書を交付するものとする。

（物資の価格及び支払い）

第4条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払いについては、甲乙協議の上、速やかに行うものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引き渡し場所は、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納品した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

（保有物資の報告）

第6条 甲は、この協定締結以降において、必要に応じ乙に保有物資の報告を求めることができる。

2 乙は、物資の保有内容を別記第3号様式により甲に報告するものとする。

（情報交換）

第7条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害に備えるものとする。

(疑義の決定)

第8条 この協定に定めのない事項又は協定について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1箇月前までに甲又は乙が相手方に対し格段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日からさらに1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

この協定の締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年4月8日

甲 岩出市西野209番地  
岩出市長 中 芝 正 幸

乙 和歌山市田屋138番地  
株式会社 松源  
代表取締役社長 兼 田 守

災害救助物資の調達に関する協定書

岩出市（以下「甲」という。）と岩出市商工会（以下「乙」という。）とは、岩出市内での地震等の大規模災害発生に際し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、岩出市災害対策本部が設置された場合、災害救助物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要 請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙に対し、乙の会員（以下「会員」という。）が保有する物資の調達を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、会員が保有する物資とする。

- （1） 別表に掲げる物資
- （2） その他甲が指定する物品

（要請の方法）

第3条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として別記第1号様式の文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記第1号様式の文書を交付するものとする。

（物資の価格及び支払い）

第4条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払いについては、甲乙協議の上、速やかに行うものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引き渡し場所は、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、会員が物資を納品した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

（保有物資の報告）

第6条 甲は、この協定締結以降において、必要に応じ乙に保有物資の報告を求めることができる。

2 乙は、会員が保有する物資の内容を別記第3号様式により甲に報告するものとする。

（情報交換）

第7条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害に備えるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1箇月前までに甲又は乙が相手方に対し格段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日からさらに1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

(疑義の決定)

第9条 この協定に定めのない事項又は協定について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年6月23日

甲 岩出市西野209番地  
岩出市長 中 芝 正 幸

乙 岩出市荊本77番地3  
岩出市商工会  
会 長 小 川 勝 美

災害救助物資の調達に関する協定書

岩出市（以下「甲」という。）と株式会社廣甚（以下「乙」という。）とは、岩出市内での地震等の大規模災害発生に際し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、岩出市災害対策本部が設置された場合、災害救助物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、岩出市内の店舗との間で次のとおり協定する。

（要 請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の調達を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- （1） 医薬品
- （2） 食料品
- （3） 飲料水
- （4） 日用品
- （5） その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として別記第1号様式の文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記第1号様式の文書を交付するものとする。

（物資の価格及び支払い）

第4条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払いについては、甲乙協議の上、速やかに行うものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引き渡し場所は、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納品した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

（保有物資の報告）

第6条 甲は、この協定締結以降において、必要に応じ乙に保有物資の報告を求めることができる。

2 乙は、物資の保有内容を別記第3号様式により甲に報告するものとする。

(情報交換)

第7条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害に備えるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1箇月前までに甲又は乙が相手方に対し格段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日からさらに1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

(疑義の決定)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年7月31日

甲 岩出市西野209番地  
岩出市長 中芝 正幸

乙 有田郡湯浅町湯浅1590  
株式会社 廣甚  
代表取締役社長 廣岡 聖司

災害救助物資の調達に関する協定書

岩出市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）とは、岩出市内での地震等の大規模災害発生に際し、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用され、岩出市災害対策本部が設置された場合、災害救助物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要 請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の調達を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、乙が製造、販売する次に掲げる品名の清涼飲料水、栄養調整食品、菓子その他製品で乙が災害時においても供給可能なものとする。

- (1) ポカリスエット
- (2) カロリーメイト
- (3) ソイジョイ
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として別記第1号様式の文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記第1号様式の文書を交付するものとする。

（物資の価格及び支払い）

第4条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払いについては、甲乙協議の上、速やかに行うものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引き渡し場所は、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納品した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

（保有物資の報告）

第6条 甲は、この協定締結以降において、必要に応じ乙に保有物資の報告を求めることができる。

2 乙は、物資の保有内容を別記第3号様式により甲に報告するものとする。

（情報交換）

第7条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害に備

えるものとする。

(疑義の決定)

第8条 この協定に定めのない事項又は協定について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1箇月前までに甲又は乙が相手方に対し格段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日からさらに1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

この協定の締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年2月17日

甲 岩出市西野209番地  
岩出市長 中 芝 正 幸

乙 大阪府大阪市北区中之島6丁目2番地40号  
中之島インテンス14階  
大塚製菓株式会社 大阪支店  
支店長 篠原 英樹

災害時における石油類燃料の供給に関する協定書

岩出市（以下「甲」という。）と和歌山県石油商業組合那賀支部（以下「乙」という。）とは、岩出市内での地震、風水害、火災等による災害が発生し又は、発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、被災者並びに避難者の救援活動及び災害応急・復旧対策を円滑に行うため、石油類燃料の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、救援活動及び災害応急対策を実施する上で、緊急車両、避難所等で石油類燃料を必要とする場合は、乙に対して、石油類燃料の優先的な供給やその運搬について協力を要請することができる。

（協力）

第2条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、積極的に協力するものとする。  
2 乙は、甲からの要請を受けたときは、要請内容を円滑に実施できるよう必要な措置を講じるものとする。

（要請手続）

第3条 甲は、災害時において石油類等の供給を乙に対して要請する場合は、品名、数量等必要な事項を明らかにして要請するものとする。  
2 前項の要請は、原則として別紙協力要請書によるものとする。ただし、緊急を要する等やむを得ない場合は、口頭で要請を行うことができるものとし、その後、文書を提出するものとする。

（供給及び運搬）

第4条 石油類燃料の供給並びに運搬は、原則として、乙又は乙の指定する者（以下「乙等」という。）が行うものとする。

（引渡し）

第5条 石油類燃料の引渡し場所は、原則として、甲が指定するものとする。  
2 甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、納品を確認の上、引き取るものとする。

（報告）

第6条 乙は、甲の要請により前条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施した内容を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 第4条の規定により、乙等が供給した石油類燃料の対価及び運搬に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、災害時直前における燃料単価契約書の単価を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(対価及び費用の支払い)

第8条 前条の規定による対価及び費用は、乙からの請求により甲が支払うものとし、甲は、請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払いを行うものとする。

(損害補償)

第9条 この協定に基づく業務に伴い、乙及び乙の組合員に生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む。）は、乙の責任において行うものとする。

(協議)

第10条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又は、この協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1か月前までに甲又は乙が相手方に対し格段の意思表示をしないときは、この協定は、満了の翌日からさらに1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

この協定の締結の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年2月27日

甲 岩出市西野209番地  
岩出市長 中 芝 正 幸

乙 岩出市岡田667番地1  
和歌山県石油商業組合那賀支部  
支部長 吉 岡 勇 剛

災害時におけるLPガス等の供給に関する協定書

岩出市（以下「甲」という。）と和歌山県LPガス協会那賀支部（以下「乙」という。）とは、岩出市内での地震等の大規模災害発生に際し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、岩出市災害対策本部が設置された場合、岩出市地域防災計画に基づき岩出市民の生命と財産を守る責任を果たすため応急対策業務（以下「業務」という。）を円滑に行うため、緊急用LPガス（甲が保有する燃焼器等の設備が不足する場合に乙の保有する設備を含む。以下「LPガス等」という。）の供給確保に関して、次のとおり協定する。

（要 請）

第1条 甲は、災害時の業務遂行に必要があると認めるときは、乙に対してLPガス等の供給を要請することができる。

（協力の実施）

第2条 乙は、前条の要請を受けた場合は、やむ得ない理由のない限り要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（要請の手続）

第3条 乙に対する要請手続きは、原則として別記第1号様式の文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記第1号様式の文書を交付するものとする。

2 要請に当たって甲は提供する期間その他必要な事項を乙に連絡するものとする。

3 前項の供給する期間は、災害の状況等により甲が必要と認めるときは、乙と協議の上、延長することができる。

（安全点検）

第4条 乙がLPガス等を供給するときは、燃焼器具の安全点検をして供給するものとする。

（設置場所）

第5条 LPガス等の設置場所は甲が指定するものとし、甲が当該場所へ職員を派遣し、確認を行うものとする。

2 乙は設置後速やかに別記第2号様式の文書で甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が甲の要請事項を実施するために要した費用は、甲が負担するものとする。

（費用の支払い）

第7条 LPガス等の使用料は、災害発生時直前における価格とし、その支払いについては、甲乙協議

の上、速やかに行うものとする。

(災害の補償)

第8条 この協定に基づく業務の従事者が負傷、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、次に掲げる場合を除き災害救助法施行令（昭和22年政令225号）中扶助金に係る規定の例により、甲の責任において行うものとする。

- (1) 従事者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 損害保険契約等により、保険給付を受けることができる場合

(疑義の決定)

第9条 この協定に定めがない事項及び協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1箇月前までに甲又は乙が相手方に対し格段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日からさらに1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

この協定の締結の証として、本協定書2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年4月1日

甲 岩出市西野209番地  
岩出市長 中芝 正幸

乙 岩出市高瀬141番地  
和歌山県LPガス協会那賀支部  
支部長 大野 雅章

緊急・救援輸送及び荷さばき業務に関する協定書

岩出市（以下「甲」という。）と公益社団法人和歌山県トラック協会（以下「乙」という。）とは、岩出市内での地震等の大規模災害発生に際し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、岩出市災害対策本部が設置された場合、又は他市相互応援措置に必要な場合において、甲から乙に対して行う緊急・救援輸送、荷卸し、仕分け積込み及び管理業務等（以下「緊急・救援輸送及び荷さばき業務」という。）に関する協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、緊急・救援輸送及び荷さばき業務を実施する上で乙の応援を必要とするときは、別記第1号様式により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

2 甲は、乙の会員に直接要請した時は、乙に対しその旨を報告するものとする。

（実 施）

第2条 乙は、甲から前条の応援の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して緊急・救援輸送及び荷さばき業務を実施するものとする。

（報 告）

第3条 乙は、前条の規定により緊急・救援輸送及び荷さばき業務に従事した場合は、甲に対し速やかに、別記様式2号様式により報告するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条の規定による緊急・救援輸送及び荷さばき業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の算出方法については、災害発生時直前における適正な地域の事業者の運賃・料金等を基準として、甲乙協議し決定するものとする。

（事故等）

第5条 乙の供給した事業用自動車事故、故障その他理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該事業用自動車を交換してその供給を継続するものとする。

2 乙は、その事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（補 償）

第6条 第2条の規定により、緊急・救援輸送及び荷さばき業務の応援に従事した者が、業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合において、甲は、次に掲げる場合を除き、災害救助法施行令（昭和22年政令225号）中扶助金に係る規定の例により、甲の責任において行うものとする。

（1）業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合

（2）当該損害につき、乙又は業務に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合

（3）当該災害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害補償をうけることができる場合

(4) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他法令による損害補償に規定の適用を受けることができる場合

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、本協定に関する担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任するものとし、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に定めておくものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1箇月前までに甲又は乙が相手方に対し格段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日からさらに1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

(疑義の決定)

第9条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年6月10日

甲 岩出市西野209番地  
岩出市長 中 芝 正 幸

乙 和歌山市湊1414番地  
公益社団法人和歌山県トラック協会  
会 長 龍 田 潤 三

大規模災害時における一般廃棄物収集運搬に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、岩出市において地震、風水害その他の大規模な災害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、岩出市災害対策本部が設置された場合（以下「大規模災害時」という。）における一般廃棄物の収集運搬に関し、岩出市（以下「甲」という。）、一般社団法人和歌山県清掃連合会岩出支部（以下「乙」という。）及び一般社団法人和歌山県清掃連合会（以下「丙」という。）との協力事項について定めるものとする。

(業務)

第2条 この協定により大規模災害時において甲が乙に協力を要請する業務（以下「業務」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) し尿及び浄化槽汚泥収集運搬作業
- (2) その他甲が必要と認める災害応急作業

(協力の要請)

第3条 甲が協力を要請する必要があると判断したときは、乙に対して協力を要請するものとする。

2 前項の規定による甲の乙への要請は、丙に対してもなされたものとみなす。

(要請手続)

第4条 前条に規定する要請は、要請書（様式第1号）をもって行うものとする。

2 前項の規定に関わらず、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

(協力の実施)

第5条 乙及び丙は、甲から第3条の規定による要請があったときは、特別な理由がない限り協力するものとし、実施可能な範囲において直ちに業務の実施体制等を組織し、当該業務を実施するものとする。

2 前項の規定により乙及び丙が業務を実施するときは、甲に受諾書（様式第2号）を提出するものとする。

3 前項の規定に関わらず、文書の提出が困難な場合は、口頭で通知し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(実施の報告)

第6条 業務が完了したときは、実施後速やかにその実施状況を報告書（様式第3号）により甲に報告するものとする。

2 前項の規定に関わらず、文書をもって報告することが困難な場合は、口頭で報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

(経費の負担)

第7条 甲の要請により乙及び丙が業務を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとし、その額等は、当該災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲、乙及び丙で協議の上、決定するものとする。

(災害補償及び損害賠償)

第8条 この協定に基づいて乙及び丙が実施する業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

2 この協定に基づいて乙及び丙が実施する業務に従事した者が、本業務において、甲の責に帰さない事由により第三者に損害を与えた時は、業務従事者の使用者の責任においてその損害を賠償するものとする。

(情報提供)

第9条 乙及び丙は、諸活動中に入手した各種被害情報を積極的かつ速やかに甲に提供するとともに、必要に応じて技術的助言に協力するものとする。

(秘密の保持)

第10条 乙及び丙は、諸活動中に知り得た秘密を他者に漏らしてはならない。

(連絡窓口)

第11条 この協定に関する窓口は、甲においては岩出市生活福祉部生活環境課、乙及び丙においては一般社団法人和歌山県清掃連合会岩出支部とする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲、乙又は丙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(協議)

第13条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じた時は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保管する。

平成26年6月1日

(甲) 岩出市長 中 芝 正 幸

(乙) 一般社団法人和歌山県清掃連合会岩出支部  
理事長 吉 本 勇 作

(丙) 一般社団法人和歌山県清掃連合会  
会長 吉 村 英 夫

災害発生時における一般廃棄物の収集運搬業務に関する協定書

岩出市（以下「甲」という。）と岩出衛生事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害発生時における一般廃棄物の収集運搬業務（以下「業務」という。）の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、暴風、豪雨、洪水、地震、その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他の大規模な事故が発生した場合において一般廃棄物の収集運搬に関し、甲が乙に協力を求めるにあたって必要な事項を定める。

（要請する業務）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 市が収集する一般廃棄物の収集運搬業務
- (2) その他甲が必要と認めた廃棄物の収集運搬業務

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、4トンパッカー車2台、2トンパッカー車2台、2トン若しくは4トントラック2台以上の車両を調達し、協定業務を実施すること。

（協力要請）

第3条 甲は、乙に対し、協力要請に当たっては書面（様式第1号）により要請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要するため、やむを得ないと認められるときは、甲は、口頭により要請を行うことができるものとする。この場合において、甲は、事後に要請書を乙に提出するものとする。

（業務の手続）

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、受諾書（様式第2号）により甲に回答するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要するため、やむを得ないと認められるときは、乙は、口頭により受諾を行うことができるものとする。この場合において、乙は、事後に受諾書を甲に提出するものとする。

3 乙は、甲から前条の規定により協力要請があったときは、正当な理由がない限り車両等を甲に提供し協力するものとする。

（業務の実施）

第5条 乙は、前条の規定に基づき活動を実施したときは、甲に対し、業務実施報告書（様式第3号）を提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、乙は、口頭により報告を行うことができるものとする。この場合において、乙は、事後に業務実施報告書を甲に提出するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲の要請による業務のために乙が使用した車両等に要する費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する経費の支払いは、前条の規定により甲が業務実施報告書の提出を受けた後、乙の

請求に基づき遅滞なく行うものとする。

3 費用の算出方法については、災害が発生する直前における実費用を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(損害による必要経費の負担)

第7条 甲の要請による業務の実施により生じた損害の負担は、甲乙協議して定めるものとする。

(災害補償)

第8条 甲は、甲の要請による業務に従事した者が当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合には、法令等に定める災害補償を行うものとする。

(災害発生時の情報の提供)

第9条 乙は、諸活動実施中に入手した各種被害情報を積極的かつ速やかに甲に提供するとともに、必要に応じて技術的助言をするものとする。

(応援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における業務が円滑に実施できるよう、活動体制の整備に努め連絡体制図を作成し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の連絡体制図について、毎年1回以上見直しを行い、変更が生じたときは直ちに甲に提出するものとする。

(協定の解除)

第11条 甲又は乙は、この協定を解除しようとするときは、解除する日の3月前までに文書で相手方に通知しなければならない。

(協定の変更)

第12条 この協定の変更は、甲又は乙の申出により甲乙協議して行うものとする。

(疑義等の決定)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成27年4月10日

甲 岩出市西野209番地

岩出市長 中 芝 正 幸

乙 岩出市岡田258番地の9

岩出衛生事業協同組合

理事長 岡 田 敏 晴

## 覚 書

岩出市（以下「甲」という。）と一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）とは、平成18年7月26日に和歌山県と乙との間で締結した大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定（以下「協定」という。）の規定に基づき、乙が実施する災害廃棄物の処理等の実施について、必要な事項を定めるため、次のとおり覚書を交換する。

- 1 この覚書において使用する用語は、協定において使用する用語の例による。
- 2 この覚書の業務に関する連絡窓口は、次のとおりとする。
  - (1) 甲は、岩出市生活福祉部生活環境課
  - (2) 乙は、一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会事務局
- 3 災害廃棄物は一般廃棄物として処理する必要があることから、次のとおり確認する。
  - (1) 甲は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）施行規則第2条及び第2条の3の規定により、一般廃棄物処理業の許可を有しない乙の会員に対しても災害廃棄物の処理を委託することができる。
  - (2) 甲は、法施行令第4条の規定により、乙の会員の処分の場所が甲の区域以外の市町村にある場合、当該処分の場所がその区域内に含まれる市町村に対し、あらかじめ、必要な事項を通知（別記様式1）するものとする。
- 4 協定第4条に基づく災害廃棄物の処理等の実施について、甲及び乙は次の措置を講じるものとする。
  - (1) 甲は、災害廃棄物の処理のために使用する車両等が明確に識別できるよう、専用ステッカー及び災害派遣等従事車両証明書（別記様式2）を乙及び乙の会員に配布するものとする。
  - (2) 甲は、甲が指定する災害廃棄物の仮置場及び集積場を適切に管理し、乙は甲の指示に従い、これに協力するものとする。
  - (3) 災害廃棄物の仮置場及び集積場への搬入については、甲が交付した罹災証明書の原本を所持した者に限るものとする。
- 5 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるよう、市内の被災状況及び復旧状況等必要な情報を乙に提供し、乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲に報告するものとする。
- 6 甲は、乙との間で、災害廃棄物の処理等に関する管理委託契約を締結するものとする。
- 7 乙の会員の災害廃棄物の処理については、適正処理の確保及び処理実績の確認のためマニフェスト等を活用し、乙は取りまとめられた実績等を集約し、甲に報告するものとする。
- 8 協定第7条第2項に定める費用の額は、甲の積算方法によることを基本とする。
- 9 甲は、乙との連携を図るため、災害対策会議及び情報伝達訓練等への参加を乙に要請するものとする。
- 10 乙は、業務の経験を活かし、災害廃棄物の処理等に関する提案又は助言をするものとする。
- 11 この覚書に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成29年10月26日

甲 岩出市西野209番地

岩出市長 中 芝 正 幸

乙 和歌山市十三番丁30番地酒直ビル3階

一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会

会 長 武 田 全 弘

特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

岩出市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上、定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本覚書に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 屋内配線や保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

（特設公衆電話の移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することに努めるものとする。

(定期試験の実施)

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施することとする。

(故障発見時の扱い)

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の開設)

第9条 特設公衆電話の利用の開始については甲が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者若しくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙が連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。

(特設公衆電話の利用)

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議の上、乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(目的外利用の禁止)

第12条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙から目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議の上、講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第13条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有する。

平成26年3月31日

甲 岩出市長  
中芝 正幸 印

乙 西日本電信電話株式会社  
和歌山支店 支店長  
戸水 大助 印

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

岩出市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定 義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、岩出市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、岩出市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。
- 3 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 4 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 5 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価についても、第3条第5項に基づき甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及び ID 等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の最新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ最新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
- 3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET TOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は、本協定添付別紙の ZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成26年9月1日

甲 岩出市西野209番地  
岩出市長 中 芝 正 幸

乙 大阪市西区川口3丁目3-9  
株式会社ゼンリン  
第一事業本部 関西第一エリア統括部  
統括部長 和 田 滋

## 1-17-50 災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書

### 災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書

岩出市（以下「甲」という。）と関西電力株式会社和歌山支社（以下「乙」という。）は、地震等大規模災害の発生時における災害復旧活動の用地等の確保及び使用に関し、次のとおり協定する。

#### （目的）

第1条 この協定は、甲が所有し管理する土地で、乙の災害復旧活動（工事用資機材の設置を含む。）に供する土地（以下「災害復旧用オープンスペース」という。）として確保し、電気・通信等の迅速かつ的確な復旧対策を構築することを目的とする。

#### （災害復旧用オープンスペース）

第2条 災害復旧用オープンスペースとして使用する用地は、以下に掲げるとおりとする。

（住所）和歌山県岩出市紀泉台96-2

（名称）紀泉台グラウンド

#### （使用要請）

第3条 乙が災害復旧用オープンスペースを使用する場合は、甲に対して、様式1の書面により使用申請を行うものとする。

ただし、書面による使用申請ができない場合は、口頭等で要請した後、すみやかに様式1の書面を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による使用申請があった場合には、特別の事由がない限り、使用を認めるものとする。

#### （使用方法）

第4条 乙は、災害復旧用オープンスペースを同時期に他所と共同で使用する場合は、甲乙が協議のうえ、使用範囲・方法等を定めるものとする。<sup>（注）</sup>

2 乙は、災害復旧用オープンスペース内の施設（以下「施設」という。）の使用を必要とする場合には、甲と協議して使用内容・期間等を定めるものとする。

3 乙は、災害復旧用オープンスペースまたは施設内に災害復旧活動のための設備を設置する場合には、甲と協議のうえ、自己の責任と負担において設置できるものとする。

（注）当災害復旧用オープンスペースは避難場所に指定しているため、避難者の安全を最優先し、使用するものとする。

#### （無償使用）

第5条 甲は、災害復旧用オープンスペースおよび施設を、乙に無償で使用させるものとする。

#### （原状回復）

第6条 甲は、災害復旧用オープンスペースおよび施設を返還する場合は、それぞれ自己の責任と負担

において原状回復を行うものとし、第4条3項により設置した設備は、自己の責任と負担において撤去するものとする。

(損害賠償)

第7条 乙は、災害復旧用オープンスペースの使用に際し、自己の責めに帰すべき事由により、他の当事者または第三者に損害をおよぼした時は、自己の責任と負担において解決するものとする。

(協議事項)

第8条 この協定に定めない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、平成27年10月15日から、その効力を有するものとし、甲、乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年10月15日

甲 和歌山県岩出市西野209番地  
岩出市長 中 芝 正 幸

乙 和歌山県和歌山市岡山丁40番地  
関西電力株式会社 和歌山支社  
支社長 安 藤 康 志

災害時における住家の被害認定に関する協定書

岩出市（以下「甲」という。）と一般社団法人和歌山県建築士会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害発生時における乙の社会貢献活動の一環として実施する災害時における住家の被害認定調査（以下「住家被害認定調査」という。）に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の地域において災害が発生した場合に、乙より円滑に支援協力が受けられるよう、住家被害認定調査の支援協力に関する手続き等について定めるものとする。

（支援協力の実施）

第2条 乙は、和歌山県と乙とで平成26年12月26日に締結された「災害時における住家の被害認定に関する包括協定書」に基づき、住家被害認定調査に係る支援協力を実施するものとする。

（従事者の災害補償）

第3条 認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。ただし、加入する保険の内容については甲乙協議の上、決定するものとする。

（第三者に及ぼした損害に対する補償）

第4条 甲の要請により乙が実施する業務に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその賠償に当たるものとする。ただし、故意に第三者に損害を与えるなど明らかに乙の責めに帰すべき事由がある場合は、乙が賠償に当たるものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、第2条の規定により派遣された乙の会員の人件費は負担しない。

2 乙が活動期間中に別途加入する災害補償保険等に係る保険料は、甲が負担する。

3 第2条に基づく要請で派遣された乙の会員の旅費（乙の所属する支部の住所地から甲の地域内までの旅費）は、甲が負担する。ただし、別途交通手段が確保された場合はこの限りではない。

4 甲からの要請に基づく活動従事期間における乙の会員の食糧及び宿泊場所について必要性があれば、原則として甲が確保に努めることとし、その費用は甲が別途直接、宿泊施設等に支払うものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、認定調査が完了したときは、速やかに前条第2項及び第3項の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認の上、適当と認めるときは、速やかに乙に支払うものとする。

（秘密の保持）

第7条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施によって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し特段の意思表示をしないときは、この協定は、期間

満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

(連絡責任者)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙双方の連絡責任者を定めるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成27年1月30日

甲 岩出市西野209番地  
岩出市長 中 芝 正 幸

乙 和歌山市卜半町38番地  
一般社団法人 和歌山県建築士会  
会 長 池 内 茂 雄

災害時における住家の被害認定に関する協定書

岩出市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本建築家協会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害発生時における乙の社会貢献活動の一環として実施する災害時における住家の被害認定調査（以下「住家被害認定調査」という。）に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の地域において災害が発生した場合に、乙より円滑に支援協力が受けられるよう、住家被害認定調査の支援協力に関する手続き等について定めるものとする。

（支援協力の実施）

第2条 乙は、和歌山県と乙とで平成26年12月26日に締結された「災害時における住家の被害認定に関する包括協定書」に基づき、住家被害認定調査に係る支援協力を実施するものとする。

（従事者の災害補償）

第3条 認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。ただし、加入する保険の内容については甲乙協議の上、決定するものとする。

（第三者に及ぼした損害に対する補償）

第4条 甲の要請により乙が実施する業務に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその賠償に当たるものとする。ただし、故意に第三者に損害を与えるなど明らかに乙の責めに帰すべき事由がある場合は、乙が賠償に当たるものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、第2条の規定により派遣された乙の会員の人件費は負担しない。

2 乙が活動期間中に別途加入する災害補償保険等に係る保険料は、甲が負担する。

3 第2条に基づく要請で派遣された乙の会員の旅費（乙の近畿支部和歌山地域会員の住所地又は近畿支部和歌山地域会の住所地から甲の地域内までの旅費）は、甲が負担する。ただし、別途交通手段が確保された場合はこの限りではない。

4 甲からの要請に基づく活動従事期間における乙の会員の食糧及び宿泊場所について必要性があれば、原則として甲が確保に努めることとし、その費用は甲が別途直接、宿泊施設等に支払うものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、認定調査が完了したときは、速やかに前条第2項及び第3項の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認の上、適当と認めるときは、速やかに乙に支払うものとする。

（秘密の保持）

第7条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施によって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間の

満了の1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し特段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

(連絡責任者)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙双方の連絡責任者を定めるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成27年1月30日

甲 岩出市西野209番地  
岩出市長 中 芝 正 幸

乙 東京都渋谷区神宮前二丁目3番18号  
公益社団法人 日本建築家協会  
代表理事 芦 原 太 郎

災害時における住家の被害認定に関する協定書

岩出市（以下「甲」という。）と一般社団法人和歌山県建築士事務所協会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害発生時における乙の社会貢献活動の一環として実施する災害時における住家の被害認定調査（以下「住家被害認定調査」という。）に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の地域において災害が発生した場合に、乙より円滑に支援協力が受けられるよう、住家被害認定調査の支援協力に関する手続き等について定めるものとする。

（支援協力の実施）

第2条 乙は、和歌山県と乙とで平成26年12月26日に締結された「災害時における住家の被害認定に関する包括協定書」に基づき、住家被害認定調査に係る支援協力を実施するものとする。

（従事者の災害補償）

第3条 認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。ただし、加入する保険の内容については甲乙協議の上、決定するものとする。

（第三者に及ぼした損害に対する補償）

第4条 甲の要請により乙が実施する業務に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその賠償に当たるものとする。ただし、故意に第三者に損害を与えるなど明らかに乙の責めに帰すべき事由がある場合は、乙が賠償に当たるものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、第2条の規定により派遣された乙の会員の人件費は負担しない。

2 乙が活動期間中に別途加入する災害補償保険等に係る保険料は、甲が負担する。

3 第2条に基づく要請で派遣された乙の会員の旅費（乙又は乙の会員の住所地のうち甲に近い住所地から甲の地域内までの旅費）は、甲が負担する。ただし、別途交通手段が確保された場合はこの限りではない。

4 甲からの要請に基づく活動従事期間における乙の会員の食糧及び宿泊場所について必要性があれば、原則として甲が確保に努めることとし、その費用は甲が別途直接、宿泊施設等に支払うものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、認定調査が完了したときは、速やかに前条第2項及び第3項の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認の上、適当と認めるときは、速やかに乙に支払うものとする。

（秘密の保持）

第7条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施によって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間の

満了の1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し特段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

(連絡責任者)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙双方の連絡責任者を定めるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成27年1月30日

甲 岩出市西野209番地  
岩出市長 中 芝 正 幸

乙 和歌山市卜半町38番地  
一般社団法人 和歌山県建築士事務所協会  
会 長 小 川 浩

災害時における住家の被害認定に関する協定書

岩出市（以下「甲」という。）と一般社団法人和歌山県不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害発生時における乙の社会貢献活動の一環として実施する災害時における住家の被害認定調査（以下「住家被害認定調査」という。）に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の地域において災害が発生した場合に、乙より円滑に支援協力が受けられるよう、住家被害認定調査の支援協力に関する手続き等について定めるものとする。

（支援協力の実施）

第2条 乙は、和歌山県と乙とで平成27年12月22日に締結された「災害時における住家の被害認定に関する包括協定書」に基づき、住家被害認定調査に係る支援協力を実施するものとする。

（従事者の災害補償）

第3条 認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。ただし、加入する保険の内容については甲乙協議の上、決定するものとする。

（第三者に及ぼした損害に対する補償）

第4条 甲の要請により乙が実施する業務に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその賠償に当たるものとする。ただし、故意に第三者に損害を与えるなど明らかに乙の責めに帰すべき事由がある場合は、乙が賠償に当たるものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、第2条の規定により派遣された乙の会員の人件費は負担しない。

2 乙が活動期間中に別途加入する災害補償保険等に係る保険料は、甲が負担する。

3 第2条に基づく要請で派遣された乙の会員の旅費（乙又は乙の会員の住所地のうち甲に近い住所地から甲の地域内までの旅費）は、甲が負担する。ただし、別途交通手段が確保された場合はこの限りではない。

4 甲からの要請に基づく活動従事期間における乙の会員の食糧及び宿泊場所について必要性があれば、原則として甲が確保に努めることとし、その費用は甲が別途直接、宿泊施設等に支払うものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、認定調査が完了したときは、速やかに前条第2項及び第3項の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認の上、適当と認めたときは、速やかに乙に支払うものとする。

（秘密の保持）

第7条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施によって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し特段の意思表示をしないときは、この協定は、期間

満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

(連絡責任者)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙双方の連絡責任者を定めるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成28年1月22日

甲 岩出市西野209番地  
岩出市長 中 芝 正 幸

乙 和歌山市七番丁17 和歌山朝日ビル5階  
一般社団法人 和歌山県不動産鑑定士協会  
会 長 名 手 孝 和

災害時における避難所施設利用に関する協定書

岩出市（以下「甲」という。）と和歌山県立那賀高等学校（以下「乙」という。）は、岩出市内に発生した地震その他による災害（以下「災害」という。）時において、岩出市地域防災計画に基づき、避難所としての施設利用に関して、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設）

第2条 甲が避難所として利用できる施設は、原則次のとおりとする。

| 避難所の区分 | 施設名                                        |
|--------|--------------------------------------------|
| 避難所    | 和歌山県立那賀高等学校<br>体育館<br>講堂<br>第1運動場<br>第2運動場 |

2 甲は、乙の許可を得て、避難所として利用できる施設の鍵を所持することが出来るものとする。

（避難所の開設）

第3条 甲は、災害が発生し、避難所を開設する必要がある場合は、前条において定められた施設の被害状況に応じて避難所として開設することができる。

（開設の通知等）

第4条 甲は、施設を避難所として開設する場合は、事前に乙に対しその旨を避難所開設通知書（第1号様式）又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、施設を避難所等として開設することができるものとする。ただし、甲は、速やかに乙に対して開設した旨を通知するものとする。

3 乙は、甲が避難所を開設する以前に住民が避難してきたことを現認した場合は、甲へその旨連絡するものとする。甲は、乙から通知を受けた場合は速やかに甲の職員を派遣するものとする。

（避難所の管理）

第5条 災害時の避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

3 甲は、避難所の状況を勘案し、運用に要する職員を適切に配置するものとする。

4 甲は、避難所を開設している期間に応じて、日常生活用品、食料、飲料水及び医薬品、医療材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

（費用負担）

第6条 当該避難所の使用料は無料とする。

2 避難所の管理運営に係る費用及び避難者によって避難所に生じた損害については、甲が負担するものとする。

（開設期間）

第7条 災害の状況により、避難所開設通知書の開設期間を延長する必要がある場合は、甲は乙に対し、避難所使用期限延長申請書（第2号様式）により、期間の延長を申請するものとする。

(避難所解消への努力)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9条 甲は、施設について避難所としての利用を終了する際は、乙に避難所使用終了届(第3号様式)を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(避難所運営マニュアルの作成)

第10条 災害時に円滑な避難所運営が図られるように、避難所運営マニュアルを甲乙協議して作成するものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成24年9月7日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第12条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年9月7日

甲 和歌山県岩出市西野209番地

岩出市長 中 芝 正 幸

乙 和歌山県立那賀高等学校

校 長 山 口 薫

## 無人航空機による災害応急活動に関する協定書

岩出市（以下「甲」という。）と株式会社未来図（以下「乙」という。）は、岩出市域において発生又は発生するおそれのある災害の状況を早期に把握し、甲が災害対応業務を円滑にするために、乙に対して要請する災害応急活動（以下「活動」という。）に関して次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害）その他甲が乙の活動が必要と認める事案をいう。

2 この協定において「無人航空機」とは、航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他政令で定める機器であって構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦（プログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。）により飛行させることができるもの（その重量その他の事由を勘案してその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして国土交通省令で定めるものを除く。）をいう。

（活動の実施区域）

第2条 甲が乙に対して協力を要請する活動の実施区域は、岩出市域とする。ただし、岩出市と隣接する市との境界を越えて拡大するおそれのある災害が発生した場合は、この限りでない。

（活動内容）

第3条 甲が乙に対して協力を要請する活動内容は、次の各号に掲げる発生した災害の状況把握等とする。

- (1) 空撮（静止画、動画等）
- (2) 画像解析（3次元モデル化、縦横断面図作成等）
- (3) 無人航空機の運航実績及びフライトログ並びに前各号の印刷物及び記録メディアの提出
- (4) 前各号に掲げるもののほか、乙が応じることができる活動

（出動の要請）

第4条 甲は、第2条の実施区域で発生した災害状況に応じて乙の活動が必要と認めた場合、活動を実施するための要請書（別記様式第1号）により乙に通知するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で要請し、その後速やかに書面で通知するものとする。

2 前項を行うため、甲及び乙は、本協定に関する担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任するものとし、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

（活動の実施）

第5条 乙は、甲から前条第1項の規定による要請を受けた時は、承諾書（別記様式第2号）によって報告し、速やかに乙の技術者を甲が指定する現場へ派遣し、活動させるものとする。報告の方法については、前条第1項の規定を準用する。

2 乙の技術者は、甲の指定する現場責任者の指示のもと活動するものとする。

3 特別な事情から第4条第1項の規定による要請を承諾できない場合には、その旨を直ちに回答するものとする。

(安全管理)

第6条 乙は、活動を実施するにあたり空港等周辺及び地上又は水上から150メートル以上の高さ（航空法第132条第1号の空域）において無人航空機を飛行させる場合には、空港等の管理者又は空域を管轄する関係空域を管轄する関係機関と調整した後、当該空域の場所を管轄する空港事務所に飛行情報（別記様式第3号）を連絡したうえで、電子メール又はファクシミリによって通知すること。

2 乙は活動の際、飛行空域に乙の無人飛行機以外に捜索、救助を目的とした航空機を確認した場合には、無人航空機の飛行を中止又は十分な距離を保ち飛行させ、当該航空機の航行の安全に配慮すること。

(活動の完了)

第7条 乙は、活動が完了したときは、直ちに現場責任者に対し、口頭又は書面で完了報告を行うとともに実施した活動の内容、人員等を報告書（別記様式第4号）によって速やかに甲へ報告するものとする。

(画像等の所有権)

第8条 乙が第3条第3号に基づき、甲へ提出した印刷物及び記録メディアの所有権は、甲に帰属する。

(災害補償)

第9条 活動の実施に伴い、乙の技術者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、甲は次に掲げる場合を除き、災害対策基本法第84条第1項の規定による岩出市消防団員等公務災害補償条例（昭和56年条例第12号）の例により、その損害を補償する。

(1) 活動に従事した者の故意又は重大な過失による場合。

(2) 当該損害について、乙又は乙の技術者が締結した保険契約によって補償を受けることができる場合。

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合。

(4) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令による損害補償の規定の適用を受けることができる場合。

2 活動の実施に伴い、乙の無人航空機に係る機材（以下「無人航空機等」という。）に損害が生じ又は第三者に対し損害を及ぼした場合は、乙が加入する保険契約によって対応する。

3 前各項までに定めるもののほか、乙の技術者、無人航空機等、第三者いずれかに損害が生じ、当該損害が甲、乙、第三者（以下「三者」という）の加入する保険契約の補償対象外となる場合又は三者いずれの責にも帰することができない損害が生じた場合は、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面によって甲に報告し、その対応について三者協議して定めるものとする。

(費用の請求)

第10条 乙が活動に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生時点における通常の市場価格を基準として甲乙協議して決定し、その後、乙は、甲に対して費用の請求をするものとする。

3 甲は、前項の規定により請求された内容を確認のうえ、相違ないと認めたときは、速やかに乙に支払うものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、活動によって知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(訓練参加)

第12条 乙は、甲が実施する防災訓練等へ努めて参加し、緊密な協力体制の構築を図ることとする。

(疑義等の決定)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙がこの協定を終了する旨の意思表示を、書面をもってしない限りは、期間満了の翌日から起算して1年間、この協定と同一の条件をもって更新され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年6月22日

甲 岩出市西野209番地

岩出市長 中 芝 正 幸

乙 和歌山市西高松2丁目11番9号

株式会社未来図

代表取締役 藤 戸 輝 洋

災害時等における緊急放送に関する協定

(協定の主旨)

第1条 本協定は、災害対策基本法第57条及び大規模地震対策特別措置法第20条の規定により、大地震、台風などの自然災害またその他の緊急事態発生時に市民に対して緊急情報の伝達の必要がある場合において、岩出市（以下「甲」という。）が株式会社ジェイコムウエスト（以下「乙」という。）及び、乙の委託事業者である株式会社ジュピターテレコム（以下「丙」という。）に緊急放送を要請するときの手続きを定めるものとする。

(緊急放送要請の手続き)

第2条 甲が緊急放送を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面又は電子メールにて、丙に要請するものとする。

- (1) 緊急放送要請の理由
- (2) 依頼する放送の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

2 要請の際の連絡先は丙が指定する放送拠点とし、別途定めるものとする。

3 要請の際の連絡先に変更が生じた場合、丙は直ちに甲に申し出るものとする。

4 連絡は電子メールやファックスを用いて行うが、このような手段では間に合わないと判断される場合は電話にて要請することができるものとする。この場合、事後速やかに甲は丙に書面を提出するものとする。

(緊急放送の実施)

第3条 丙は、甲から要請を受けた事項に関し、放送形式、内容、時刻を自主的に決定して放送するものとする。

(情報の活用)

第4条 甲がインターネットや広報誌等で発信済の情報及び第2条で丙に要請した情報について、緊急性の如何に関わらず、乙及び丙は、自ら運営する放送やインターネット等を通じて発信できるものとする。

(疑義の発生について)

第5条 本協定の記載事項に関して疑義が生じた場合は、甲・乙・丙が協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第6条 本協定は締結の日をもって開始し、期間を平成30年3月31日までとする。なお、期間満了の3カ月前までに甲・乙・丙のいずれからも各相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日からさらに1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと

同様とする。

この協定の証として本書3通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成29年9月1日

(甲) 岩出市西野209番地  
岩出市長 中 芝 正 幸

(乙) 大阪市中央区谷町2丁目3番12号 マルイト谷町ビル  
株式会社ジェイコムウエスト  
代表取締役社長 西 森 英 樹

(丙) 大阪市中央区城見1丁目2番27号 クリスタルタワー5F  
株式会社ジュピターテレコム  
関西メディアセンター  
メディアセンター長 坂 見 嘉 哉

## 災害時における後方支援活動拠点の使用に関する協定書

岩出市（以下「甲」という。）、大阪ガス株式会社（以下「乙」という。）、は、岩出市内において地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、後方支援活動拠点（以下「拠点」という。）の使用に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法 第八十条 第二項に基づき、乙の所掌業務に係る応急措置が円滑に実施されるよう、災害時における拠点の使用に関する事項を定めることを目的とする。

### （使用対象）

第2条 使用対象は、拠点のうち、別表に掲げる施設の一部区域とする。

### （使用申請）

第3条 乙が拠点を使用する場合は、（様式-1）により、甲に申請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭電話等により申請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による使用申請があった場合には、施設への住民避難状況や広域的支援部隊の展開状況等を踏まえ、支障が無範囲で使用を認め、（様式-2）により許可を与えるものとする。

3 甲は、前項の規定による許可を与えた場合、各施設に関係する条例等で規定した「行為の許可」について、乙の手続きは不要とする。

### （使用料の免除）

第4条 甲は、前条による許可を与えた場合、乙の施設使用にかかるとする使用料を免除とする。

### （拠点及び拠点内施設の使用）

第5条 乙は、拠点内の施設の使用を必要とする場合には、使用内容、使用期間等について甲と協議するものとする。

2 乙は、所掌業務に係る応急措置を実施するための設備を拠点内に設置する場合には、甲と協議の上、自己の責任と負担において設置する。

3 乙は、拠点等を使用する際、同拠点を使用している他の機関と相互に調整を行うものとする。

### （原状回復）

第6条 乙は、拠点又は施設の使用期間終了後、前条第2項による設備の撤去も含め、自己の責任と負担において原状回復を行うものとする。

### （損害賠償）

第7条 乙は、拠点又は施設の使用に際し、自己の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任と負担において解決するものとする。

### （有効期間）

第8条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間の満了の日の1ヶ月前までに、甲、乙のいずれかより文書による申し出がない限り、引き続き1年間有効とし、以後も同様の措置とする。

### （疑義等の決定）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ、甲と乙と協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙の記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成31年2月1日

甲 岩出市西野209番地

岩出市長 中 芝 正 幸

乙 堺市堺区住吉橋2丁2番19号

大阪ガス株式会社 導管事業部 南部導管部

南部導管部長 池内 信司

災害時における情報提供に関する協定書

岩出市（以下「甲」という。）、大阪ガス株式会社（以下「乙」という。）は、岩出市内において地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、乙から甲に提供される災害時における情報（以下「情報」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、都市ガス供給を停止した住民への、都市ガス供給の復旧についての円滑な情報提供に関する事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 情報の提供対象は、甲の運用するウェブサイトの閲覧者とする。

（情報提供の手段）

第3条 情報は平常時に予め乙から甲にデータ形式で提供する。

2 甲は災害時これを甲の運用するウェブサイトに掲載する。この際、乙に掲載可否の確認は必要としない。

（情報の内容）

第4条 乙は甲に「マイコンメーター復帰手順の情報」及び「ガス復旧状況の情報」を提供する。

2 乙は情報の内容が変更された場合、速やかに甲に連絡のうえ、最新の情報提供を行う。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間の満了の日の1ヶ月前までに、甲及び乙のいずれかより文書による申し出がない限り、引き続き1年間有効とし、以後も同様の措置とする。

（疑義等の決定）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ、甲及び乙で協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙の記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成31年2月1日

甲 岩出市西野209番地  
岩出市長 中 芝 正 幸

乙 大阪府堺市堺区住吉橋町2丁2番19号  
大阪ガス株式会社 導管事業部 南部導管部  
南部導管部長 池内信司

## 1-17-60 災害時における食料品等の物資供給に関する協定書

### 災害時における食料品等の物資供給に関する協定書

岩出市（以下「甲」という。）、藤本食品株式会社（以下「乙」という。）、は、岩出市内において地震、風水害その他の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した、または発生する恐れがある場合における、食料品等の物資供給に関して、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、岩出市内において災害が発生した、または発生する恐れがある場合における、食料品等の物資供給について必要な事項を定める。

#### （協力の要請）

第2条 甲は、物資の調達が必要になった場合、その品目、数量、期間等を明示した文書をもって乙に供給を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

#### （物資の種類）

第3条 前条の物資は食料品とし、乙は甲に対して、乙の可能な範囲で供給を行うものとする。

#### （物資の価格）

第4条 乙が、第2条に規定する協力により提供する物資の価格は、供給時直前における乙の市販価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

#### （物資の受領）

第5条 物資は、甲が乙の指定する場所において受領するものとする。

#### （経費の負担）

第6条 乙が甲の要請による物資供給に要した経費については、甲乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

#### （有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間の満了の日の1ヶ月前までに、甲、乙のいずれかより文書による申し出がない限り、引き続き1年間有効とし、以後も同様の措置とする。

#### （疑義等の決定）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ、甲と乙と協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙の記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成31年4月1日

甲 岩出市西野209番地  
岩出市長 中 芝 正 幸

乙 岩出市中島928番地  
藤本食品株式会社  
代表取締役社長 藤本 典子

## 1-17-61 災害に係る情報発信等に関する協定

### 災害に係る情報発信等に関する協定

岩出市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

#### 第1条（本協定の目的）

本協定は、岩出市内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、岩出市が住民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ岩出市の行政機能の低下を軽減させるため、岩出市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

#### 第2条（本協定における取組み）

- 1 本協定における取組みの内容は次の中から、岩出市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
  - (1) ヤフーが、岩出市の運営するウェブサイトの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、岩出市の運営するウェブサイトのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
  - (2) 岩出市が、岩出市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (3) 岩出市が、岩出市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (4) 岩出市が、災害発生時の岩出市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報等をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (5) 岩出市が、岩出市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- 2 岩出市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、岩出市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

#### 第3条（費用）

前条に基づく岩出市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

#### 第4条（情報の周知）

ヤフーは、岩出市から提供を受ける情報について、岩出市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む。）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目

的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

#### 第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、岩出市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

#### 第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

#### 第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、岩出市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、岩出市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和元年7月1日

岩出市：和歌山県岩出市西野209番地  
岩出市長 中 芝 正 幸

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号  
ヤフー株式会社  
代表取締役 川 邊 健 太 郎

### 大規模災害時における応急対策業務に関する協定書

岩出市（以下「甲」という。）と岩出市災害対応プロジェクトチーム（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、乙の甲に対する災害応急対策業務の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （応援の要請）

第1条 甲は、災害時において、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙の会員が所有する建設資機材及び労働力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を記載した要請書（様式1）により要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）災害の状況及び業務内容
- （2）応援を必要とする建設資機材等の車種、台数、人員等
- （3）応援を必要とする日時、場所及び期間
- （4）現地連絡責任者
- （5）その他必要な事項

#### （要請する業務）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

- （1）災害時における建築物その他工作物等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う道路交通確保のための障害物の除去作業
- （2）災害時における道路、河川等の公共施設の被災に伴う応急復旧作業
- （3）その他甲が必要と認める緊急応急作業

#### （協力の実施）

第3条 乙は、甲から第1条の規定による要請があったときは、直ちに業務を実施する乙の会員（以下「実施会員」という。）を決定のうえ、業務の実施体制等を組織し、次に掲げる事項を記載した受諾書（様式2）により甲に回答するものとする。ただし、文書をもって回答することが困難な場合は、口頭で回答し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）実施会員名
- （2）建設資機材等の車種、台数、人員等
- （3）日時、場所及び期間
- （4）その他必要な事項

2 実施会員は、速やかに現地連絡責任者と協議のうえ、業務を実施するものとする。

3 乙は、甲から第1条の規定により建設資機材等の応援要請があったときは、特別の理由がない限り、建設資機材等を甲に提供し応援するものとする。

#### （業務報告）

第4条 実施会員は、前条の規定に基づく業務が完了したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した報告書（様式3）を現地連絡責任者に提出するものとする。ただし、文書をもって提出することが

困難な場合は、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した建設資機材等の車種、台数、人員等
- (2) 業務内容及び場所
- (3) 応援に従事した期間
- (4) その他の必要な事項

(経費の負担)

第5条 甲の要請による業務のため乙が使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、応援を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるところによる。

2 現地連絡責任者等は、実施会員が業務を実施した場合、速やかに業務の内容を精査するものとする。

3 費用の算出方法については、災害発生時の当該地域における通常の実費用を基準として、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(災害による必要経費の負担)

第6条 甲の要請による業務の実施により生じた損害の負担は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(災害補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(災害発生時の情報の提供)

第8条 乙及び乙の会員は、諸活動中に入手した各種被害情報を積極的かつ速やかに甲に提供するとともに、必要に応じて技術的助言に協力するものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては岩出市事業部事業部長、乙においては乙の代表者とする。

(協定の適用)

第10条 この協定は、令和元年8月29日から適用する。

(疑義等の決定)

第11条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保管する。

令和元年8月29日

(甲) 岩出市長 中 芝 正 幸

(乙) 岩出市災害対応プロジェクトチーム  
岩出市根来1025番地の1  
株式会社 ワイエー

大規模災害時における応急対策業務に関する協定書

岩出市（以下「甲」という。）と岩出市災害対応プロジェクトチーム（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、乙の甲に対する災害応急対策業務の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（応援の要請）

第1条 甲は、災害時において、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙の会員が所有する建設資機材及び労働力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を記載した要請書（様式1）により要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）災害の状況及び業務内容
- （2）応援を必要とする建設資機材等の車種、台数、人員等
- （3）応援を必要とする日時、場所及び期間
- （4）現地連絡責任者
- （5）その他必要な事項

（要請する業務）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

- （1）災害時における建築物その他工作物等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う道路交通確保のための障害物の除去作業
- （2）災害時における道路、河川等の公共施設の被災に伴う応急復旧作業
- （3）その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から第1条の規定による要請があったときは、直ちに業務を実施する乙の会員（以下「実施会員」という。）を決定のうえ、業務の実施体制等を組織し、次に掲げる事項を記載した受諾書（様式2）により甲に回答するものとする。ただし、文書をもって回答することが困難な場合は、口頭で回答し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）実施会員名
- （2）建設資機材等の車種、台数、人員等
- （3）日時、場所及び期間
- （4）その他必要な事項

2 実施会員は、速やかに現地連絡責任者と協議のうえ、業務を実施するものとする。

3 乙は、甲から第1条の規定により建設資機材等の応援要請があったときは、特別の理由がない限り、建設資機材等を甲に提供し応援するものとする。

（業務報告）

第4条 実施会員は、前条の規定に基づく業務が完了したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した報告書（様式3）を現地連絡責任者に提出するものとする。ただし、文書をもって提出することが困難な場合は、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した建設資機材等の車種、台数、人員等
- (2) 業務内容及び場所
- (3) 応援に従事した期間
- (4) その他の必要な事項

(経費の負担)

第5条 甲の要請による業務のため乙が使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、応援を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるところによる。

2 現地連絡責任者等は、実施会員が業務を実施した場合、速やかに業務の内容を精査するものとする。

3 費用の算出方法については、災害発生時の当該地域における通常の実費用を基準として、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(災害による必要経費の負担)

第6条 甲の要請による業務の実施により生じた損害の負担は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(災害補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(災害発生時の情報の提供)

第8条 乙及び乙の会員は、諸活動中に入手した各種被害情報を積極的かつ速やかに甲に提供するとともに、必要に応じて技術的助言に協力するものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては岩出市事業部事業部長、乙においては乙の代表者とする。

(協定の適用)

第10条 この協定は、令和元年8月29日から適用する。

(疑義等の決定)

第11条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保管する。

令和元年8月29日

(甲) 岩出市長 中 芝 正 幸

(乙) 岩出市災害対応プロジェクトチーム

岩出市岡田372番地の2

株式会社 大志組

大規模災害時における応急対策業務に関する協定書

岩出市（以下「甲」という。）と岩出市災害対応プロジェクトチーム（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、乙の甲に対する災害応急対策業務の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（応援の要請）

第1条 甲は、災害時において、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙の会員が所有する建設資機材及び労働力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を記載した要請書（様式1）により要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）災害の状況及び業務内容
- （2）応援を必要とする建設資機材等の車種、台数、人員等
- （3）応援を必要とする日時、場所及び期間
- （4）現地連絡責任者
- （5）その他必要な事項

（要請する業務）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

- （1）災害時における建築物その他工作物等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う道路交通確保のための障害物の除去作業
- （2）災害時における道路、河川等の公共施設の被災に伴う応急復旧作業
- （3）その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から第1条の規定による要請があったときは、直ちに業務を実施する乙の会員（以下「実施会員」という。）を決定のうえ、業務の実施体制等を組織し、次に掲げる事項を記載した受諾書（様式2）により甲に回答するものとする。ただし、文書をもって回答することが困難な場合は、口頭で回答し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）実施会員名
- （2）建設資機材等の車種、台数、人員等
- （3）日時、場所及び期間
- （4）その他必要な事項

2 実施会員は、速やかに現地連絡責任者と協議のうえ、業務を実施するものとする。

3 乙は、甲から第1条の規定により建設資機材等の応援要請があったときは、特別の理由がない限り、建設資機材等を甲に提供し応援するものとする。

（業務報告）

第4条 実施会員は、前条の規定に基づく業務が完了したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した報告書（様式3）を現地連絡責任者に提出するものとする。ただし、文書をもって提出することが困難な場合は、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した建設資機材等の車種、台数、人員等
- (2) 業務内容及び場所
- (3) 応援に従事した期間
- (4) その他の必要な事項

(経費の負担)

第5条 甲の要請による業務のため乙が使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、応援を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるところによる。

2 現地連絡責任者等は、実施会員が業務を実施した場合、速やかに業務の内容を精査するものとする。

3 費用の算出方法については、災害発生時の当該地域における通常の実費用を基準として、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(災害による必要経費の負担)

第6条 甲の要請による業務の実施により生じた損害の負担は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(災害補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(災害発生時の情報の提供)

第8条 乙及び乙の会員は、諸活動中に入手した各種被害情報を積極的かつ速やかに甲に提供するとともに、必要に応じて技術的助言に協力するものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては岩出市事業部事業部長、乙においては乙の代表者とする。

(協定の適用)

第10条 この協定は、令和元年8月29日から適用する。

(疑義等の決定)

第11条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保管する。

令和元年8月29日

(甲) 岩出市長 中 芝 正 幸

(乙) 岩出市災害対応プロジェクトチーム

岩出市金池445番地の7

株式会社 延希工業

大規模災害時における応急対策業務に関する協定書

岩出市（以下「甲」という。）と岩出市災害対応プロジェクトチーム（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、乙の甲に対する災害応急対策業務の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（応援の要請）

第1条 甲は、災害時において、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙の会員が所有する建設資機材及び労働力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を記載した要請書（様式1）により要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）災害の状況及び業務内容
- （2）応援を必要とする建設資機材等の車種、台数、人員等
- （3）応援を必要とする日時、場所及び期間
- （4）現地連絡責任者
- （5）その他必要な事項

（要請する業務）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

- （1）災害時における建築物その他工作物等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う道路交通確保のための障害物の除去作業
- （2）災害時における道路、河川等の公共施設の被災に伴う応急復旧作業
- （3）その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から第1条の規定による要請があったときは、直ちに業務を実施する乙の会員（以下「実施会員」という。）を決定のうえ、業務の実施体制等を組織し、次に掲げる事項を記載した受諾書（様式2）により甲に回答するものとする。ただし、文書をもって回答することが困難な場合は、口頭で回答し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）実施会員名
- （2）建設資機材等の車種、台数、人員等
- （3）日時、場所及び期間
- （4）その他必要な事項

2 実施会員は、速やかに現地連絡責任者と協議のうえ、業務を実施するものとする。

3 乙は、甲から第1条の規定により建設資機材等の応援要請があったときは、特別の理由がない限り、建設資機材等を甲に提供し応援するものとする。

（業務報告）

第4条 実施会員は、前条の規定に基づく業務が完了したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した報告書（様式3）を現地連絡責任者に提出するものとする。ただし、文書をもって提出することが困難な場合は、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した建設資機材等の車種、台数、人員等
- (2) 業務内容及び場所
- (3) 応援に従事した期間
- (4) その他の必要な事項

(経費の負担)

第5条 甲の要請による業務のため乙が使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、応援を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるところによる。

2 現地連絡責任者等は、実施会員が業務を実施した場合、速やかに業務の内容を精査するものとする。

3 費用の算出方法については、災害発生時の当該地域における通常の実費用を基準として、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(災害による必要経費の負担)

第6条 甲の要請による業務の実施により生じた損害の負担は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(災害補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(災害発生時の情報の提供)

第8条 乙及び乙の会員は、諸活動中に入手した各種被害情報を積極的かつ速やかに甲に提供するとともに、必要に応じて技術的助言に協力するものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては岩出市事業部事業部長、乙においては乙の代表者とする。

(協定の適用)

第10条 この協定は、令和元年8月29日から適用する。

(疑義等の決定)

第11条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保管する。

令和元年8月29日

(甲) 岩出市長 中 芝 正 幸

(乙) 岩出市災害対応プロジェクトチーム

岩出市野上野9番地の2

有限会社 杉建

大規模災害時における応急対策業務に関する協定書

岩出市（以下「甲」という。）と岩出市災害対応プロジェクトチーム（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、乙の甲に対する災害応急対策業務の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（応援の要請）

第1条 甲は、災害時において、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙の会員が所有する建設資機材及び労働力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を記載した要請書（様式1）により要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）災害の状況及び業務内容
- （2）応援を必要とする建設資機材等の車種、台数、人員等
- （3）応援を必要とする日時、場所及び期間
- （4）現地連絡責任者
- （5）その他必要な事項

（要請する業務）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

- （1）災害時における建築物その他工作物等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う道路交通確保のための障害物の除去作業
- （2）災害時における道路、河川等の公共施設の被災に伴う応急復旧作業
- （3）その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から第1条の規定による要請があったときは、直ちに業務を実施する乙の会員（以下「実施会員」という。）を決定のうえ、業務の実施体制等を組織し、次に掲げる事項を記載した受諾書（様式2）により甲に回答するものとする。ただし、文書をもって回答することが困難な場合は、口頭で回答し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）実施会員名
- （2）建設資機材等の車種、台数、人員等
- （3）日時、場所及び期間
- （4）その他必要な事項

2 実施会員は、速やかに現地連絡責任者と協議のうえ、業務を実施するものとする。

3 乙は、甲から第1条の規定により建設資機材等の応援要請があったときは、特別の理由がない限り、建設資機材等を甲に提供し応援するものとする。

（業務報告）

第4条 実施会員は、前条の規定に基づく業務が完了したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した報告書（様式3）を現地連絡責任者に提出するものとする。ただし、文書をもって提出することが困難な場合は、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した建設資機材等の車種、台数、人員等
- (2) 業務内容及び場所
- (3) 応援に従事した期間
- (4) その他の必要な事項

(経費の負担)

第5条 甲の要請による業務のため乙が使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、応援を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるところによる。

2 現地連絡責任者等は、実施会員が業務を実施した場合、速やかに業務の内容を精査するものとする。

3 費用の算出方法については、災害発生時の当該地域における通常の実費用を基準として、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(災害による必要経費の負担)

第6条 甲の要請による業務の実施により生じた損害の負担は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(災害補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(災害発生時の情報の提供)

第8条 乙及び乙の会員は、諸活動中に入手した各種被害情報を積極的かつ速やかに甲に提供するとともに、必要に応じて技術的助言に協力するものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては岩出市事業部事業部長、乙においては乙の代表者とする。

(協定の適用)

第10条 この協定は、令和元年8月29日から適用する。

(疑義等の決定)

第11条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保管する。

令和元年8月29日

(甲) 岩出市長 中 芝 正 幸

(乙) 岩出市災害対応プロジェクトチーム

岩出市波分186番地の1

株式会社 タカノ建設

大規模災害時における応急対策業務に関する協定書

岩出市（以下「甲」という。）と岩出市災害対応プロジェクトチーム（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、乙の甲に対する災害応急対策業務の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（応援の要請）

第1条 甲は、災害時において、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙の会員が所有する建設資機材及び労働力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を記載した要請書（様式1）により要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）災害の状況及び業務内容
- （2）応援を必要とする建設資機材等の車種、台数、人員等
- （3）応援を必要とする日時、場所及び期間
- （4）現地連絡責任者
- （5）その他必要な事項

（要請する業務）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

- （1）災害時における建築物その他工作物等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う道路交通確保のための障害物の除去作業
- （2）災害時における道路、河川等の公共施設の被災に伴う応急復旧作業
- （3）その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から第1条の規定による要請があったときは、直ちに業務を実施する乙の会員（以下「実施会員」という。）を決定のうえ、業務の実施体制等を組織し、次に掲げる事項を記載した受諾書（様式2）により甲に回答するものとする。ただし、文書をもって回答することが困難な場合は、口頭で回答し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）実施会員名
- （2）建設資機材等の車種、台数、人員等
- （3）日時、場所及び期間
- （4）その他必要な事項

2 実施会員は、速やかに現地連絡責任者と協議のうえ、業務を実施するものとする。

3 乙は、甲から第1条の規定により建設資機材等の応援要請があったときは、特別の理由がない限り、建設資機材等を甲に提供し応援するものとする。

（業務報告）

第4条 実施会員は、前条の規定に基づく業務が完了したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した報告書（様式3）を現地連絡責任者に提出するものとする。ただし、文書をもって提出することが困難な場合は、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した建設資機材等の車種、台数、人員等
- (2) 業務内容及び場所
- (3) 応援に従事した期間
- (4) その他の必要な事項

(経費の負担)

第5条 甲の要請による業務のため乙が使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、応援を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるところによる。

2 現地連絡責任者等は、実施会員が業務を実施した場合、速やかに業務の内容を精査するものとする。

3 費用の算出方法については、災害発生時の当該地域における通常の実費用を基準として、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(災害による必要経費の負担)

第6条 甲の要請による業務の実施により生じた損害の負担は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(災害補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(災害発生時の情報の提供)

第8条 乙及び乙の会員は、諸活動中に入手した各種被害情報を積極的かつ速やかに甲に提供するとともに、必要に応じて技術的助言に協力するものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては岩出市事業部事業部長、乙においては乙の代表者とする。

(協定の適用)

第10条 この協定は、令和元年8月29日から適用する。

(疑義等の決定)

第11条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保管する。

令和元年8月29日

(甲) 岩出市長 中 芝 正 幸

(乙) 岩出市災害対応プロジェクトチーム

岩出市山209番地の3

H I G A G U M I 株式会社

大規模災害時における応急対策業務に関する協定書

岩出市（以下「甲」という。）と岩出市災害対応プロジェクトチーム（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、乙の甲に対する災害応急対策業務の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（応援の要請）

第1条 甲は、災害時において、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙の会員が所有する建設資機材及び労働力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を記載した要請書（様式1）により要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）災害の状況及び業務内容
- （2）応援を必要とする建設資機材等の車種、台数、人員等
- （3）応援を必要とする日時、場所及び期間
- （4）現地連絡責任者
- （5）その他必要な事項

（要請する業務）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

- （1）災害時における建築物その他工作物等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う道路交通確保のための障害物の除去作業
- （2）災害時における道路、河川等の公共施設の被災に伴う応急復旧作業
- （3）その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から第1条の規定による要請があったときは、直ちに業務を実施する乙の会員（以下「実施会員」という。）を決定のうえ、業務の実施体制等を組織し、次に掲げる事項を記載した受諾書（様式2）により甲に回答するものとする。ただし、文書をもって回答することが困難な場合は、口頭で回答し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）実施会員名
- （2）建設資機材等の車種、台数、人員等
- （3）日時、場所及び期間
- （4）その他必要な事項

2 実施会員は、速やかに現地連絡責任者と協議のうえ、業務を実施するものとする。

3 乙は、甲から第1条の規定により建設資機材等の応援要請があったときは、特別の理由がない限り、建設資機材等を甲に提供し応援するものとする。

（業務報告）

第4条 実施会員は、前条の規定に基づく業務が完了したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した報告書（様式3）を現地連絡責任者に提出するものとする。ただし、文書をもって提出することが困難な場合は、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した建設資機材等の車種、台数、人員等
- (2) 業務内容及び場所
- (3) 応援に従事した期間
- (4) その他の必要な事項

(経費の負担)

第5条 甲の要請による業務のため乙が使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、応援を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるところによる。

2 現地連絡責任者等は、実施会員が業務を実施した場合、速やかに業務の内容を精査するものとする。

3 費用の算出方法については、災害発生時の当該地域における通常の実費用を基準として、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(災害による必要経費の負担)

第6条 甲の要請による業務の実施により生じた損害の負担は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(災害補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(災害発生時の情報の提供)

第8条 乙及び乙の会員は、諸活動中に入手した各種被害情報を積極的かつ速やかに甲に提供するとともに、必要に応じて技術的助言に協力するものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては岩出市事業部事業部長、乙においては乙の代表者とする。

(協定の適用)

第10条 この協定は、令和元年8月29日から適用する。

(疑義等の決定)

第11条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保管する。

令和元年8月29日

(甲) 岩出市長 中 芝 正 幸

(乙) 岩出市災害対応プロジェクトチーム

岩出市安上606番地の1

有限会社 安村組

災害時における天幕等資機材の供給に関する協定書

岩出市（以下「甲」という。）と太陽工業株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における天幕等資機材の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する災害及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に規定する武力攻撃災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、天幕等資機材（以下「物資」という。）を防災拠点等へ供給するために、その必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における物資の確保を図るため必要があると認めるときは、乙に対し、調達可能な物資の供給を要請することができる。

2 前項の要請は、原則として、別記第1号様式により行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間がないときは、口頭、電話その他の方法で要請し、事後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) エアテント（マク・クイックシェルター）
- (2) 間仕切り（クイックパーテーション）
- (3) 天幕大型テント
- (4) その他甲が指定する物資

（物資供給への協力）

第4条 乙は、甲からの要請を受けたときは、速やかに物資の供給に努めるものとする。

2 乙は甲に物資の供給を実施したときは、別記第2号様式により、その実施状況を甲に報告するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、原則として甲が指定する場所において行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、状況に応じ物資の運搬方法及び引渡し場所等を、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、第4条の規定により、乙が供給した物資の代金及び運搬等に係る経費（以下「費用」という。）を負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 甲は、乙から前項の規定による請求があったときは、速やかに支払うものとする。

(連絡担当者の指定)

第7条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙は、連絡担当者を定め、相互に別記第3号様式により文書で報告するものとする。

2 甲乙は、連絡担当者に変更があった場合には、その都度文書で報告するものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は乙が災害時に物資を運搬する際には、乙の車両を緊急又は優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(平時の活動)

第9条 甲乙は、この協定に基づく物資の供給が災害時において迅速かつ円滑に行われるよう、平時から情報交換及び必要な訓練を適時行うよう努めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算し、令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1カ月前までに、甲乙のいずれからも文書による意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以降もまた同様とする。

(雑則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。  
この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和2年5月1日

甲 和歌山県岩出市西野 209 番地

岩出市長 中 芝 正 幸

乙 大阪府大阪市淀川区木川東 4-8-4

太陽工業株式会社

代表取締役社長 荒 木 秀 文

## 1-17-70 災害時における医療材料等の供給に関する協定書

### 災害時における医療材料等の供給に関する協定書

岩出市(以下「甲」という。)と株式会社スズケン(以下「乙」という。)は、災害時において乙が医療材料等の供給体制を維持することで甲の医療救護活動を支援するため、次のとおり協定を締結する。

#### (目的)

第1条 本協定は、甲の地域及び近隣地域において地震・風水害・その他の災害(以下「災害等」という。)が発生した場合、甲が実施する医療救護活動を乙が支援するために必要な事項を定めるものとする。

#### (協力の要請)

第2条 甲は、災害時における医療材料等の確保の必要があると認めた場合は、次に掲げる事項を明らかにした文書(別紙様式)により乙に要請するものとする。ただし、緊急時には電話またはその他の方法をもって乙に要請することができる。

- ① 災害等の状況および支援を要請する理由
- ② 支援を必要とする医療材料等の種類および数量
- ③ その他必要な事項

#### (要請に対する協力)

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けた場合は、要請事項について速やかに適切な措置を取るものとする。

- 2 供給する医療材料等は、乙が災害等の発生時に在庫している医療材料等もしくは調達供給可能な医療材料等とする。
- 3 乙は平時より災害等に備えて供給体制を整えておくこととする。

#### (価格)

第4条 甲が乙に納品する医療材料等の価格は、供給時直前における乙の市販価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

- 2 災害発生時に新規採用された医療材料等については、災害発生時における適正な価格とする。

#### (納品・引取)

第5条 医療材料等の供給のための輸送は、関係法規に則り、原則乙の責任において甲へ搬入し供給することとする。

- 2 甲は、乙より医療材料等の供給があったときは、直ちに品名・規格・容量を確認のうえ、引き取るものとする。ただし、行政機関等が災害対策本部を設置し、当該対策本部へ医療材料等を一括納入するよう指示があった場合は、甲および乙はこれに従うものとする。

#### (免責)

第6条 乙の責めに帰すことができない事由により本協定の履行が妨げられた場合、乙は本協定の義務を免除されるものとする。ただし、乙は当該事由においても本協定の履行に最善を尽くすものとする。

(有効期間・更新)

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結日より翌年の3月31日までとする。

2 前項の期間満了3ヶ月前までに、甲または乙のいずれからも契約の変更または解約の申入れのない場合は、本協定はさらに1年自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項および本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本契約2通を作成し、各自記名捺印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和2年6月22日

甲 岩出市西野209番地

岩出市長 中 芝 正 幸

乙 株式会社スズケン 紀北支店

紀の川市打田字小門584番地1

支店長 三 宅 毅

## 1-17-71 災害発生時における法律相談業務等に関する協定書

### 災害発生時における法律相談業務等に関する協定書

岩出市（以下「甲」という。）と和歌山弁護士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等を対象とした法律相談業務等に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 本協定は、岩出市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、被災者等に対する法律相談その他の支援活動を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

#### （法律相談会の実施）

- 第2条 甲は、災害発生時において、必要があると判断したときは、被災者等に対する法律相談会（以下「相談会」という。）を開催する。
- 乙から甲に対して相談会開催の要請があり、甲がその必要性を認めたときも、前項の例による。
  - 前2項いずれの場合も、相談会の開催日時、場所等については、災害の規模、相談需要その他被災者等の状況を勘案し、甲乙協議のうえ決定する。

#### （相談会の場所の確保及び広報）

第3条 甲は、相談会を開催する場合、相談会の開催場所の確保及び相談会を開催する旨の広報を行う。ただし、乙は、甲の行う広報とは別に広報を行うことができる。

#### （従事者の派遣）

- 第4条 甲は、相談会を開催する場合、乙に対し、法律相談業務に従事する弁護士（以下「従事者」という。）の派遣を要請することができる。
- 乙は、前項の要請を受けた場合、速やかに従事者を選定し、相談会に派遣するものとする。

#### （経費負担）

第5条 甲は、乙に対し、この協定に基づく相談会開催にあたり乙の会員の活動に要する経費その他の費用は、災害発生後相当期間は支弁しないものとする。ただし、その後については、甲乙協議のうえ決定する。

#### （相談会の結果報告）

第6条 乙は、相談会における相談件数及び相談内容その他必要な事項について、書面により甲に報告するものとする。ただし、その具体的範囲は、弁護士が法令上遵守すべき守秘義務に違反しないものとする。

#### （災害ADRの実施）

第7条 乙は、被災者を当事者とする災害に起因した民事紛争に関する裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律に基づく民事紛争解決手続（以下「災害ADR」という。）を行う場合において、開催場所の確保等の必要があるときは、甲に対し、協力を要請することができる。

#### （災害ADRの開催場所の確保及び広報への協力）

- 第8条 甲は、前条の要請を受けた場合、災害ADRの開催場所の確保等に協力するものとする。
- 甲は、乙が行う災害ADRの広報（災害ADRのポスターの掲示、リーフレット・チラシの配布等）に協力するものとする。

(県との連絡調整)

第9条 災害ADRの開催にあたり、県との連絡調整が必要な場合、甲は乙に協力するものとする。

(平時における連携)

第10条 甲及び乙は、本協定が想定する事態に備えるため、担当窓口の連絡先の交換等を行い、平時から相互に連携強化に努めるものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から相手方に対して文書による申出がない限り、さらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議解決)

第12条 本協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和2年8月1日

甲 和歌山県岩出市西野209番地

岩出市長 中 芝 正 幸

乙 和歌山県和歌山市四番丁5番地

和歌山弁護士会  
会長 山 崎 和 成

## 1-17-72 災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

### 災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

和歌山県（以下「甲」という。）と別紙1に定める和歌山県内23市町（以下「乙」という。）及び公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「丙」という。）とは、地震、大雨等の自然災害により甲及び乙が管理する下水道管路施設が被災したときに広域的な支援として行う復旧支援協力に関して、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定に基づいて以下のとおり協定を締結する。

なお、本協定の対象となる下水道管路施設とは、甲及び乙の管理する下水道法上の下水道管路施設とする。また、集落排水の管路施設についても本協定の対象とし、下水道法第15条の2の規定に準拠するものとする。

#### （目的）

第1条 この協定は、丙の甲及び乙に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期回復を行うことを目的とする。

#### （対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げるものとする。

- （1）地震、暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地すべりその他異常な自然現象。
- （2）その他、甲及び乙と丙の協議により定めるもの。

#### （復旧支援協力の要請）

第3条 甲及び乙は、災害等により被災した下水道管路施設の復旧に関し、各々では十分な緊急対応を実施することができない場合において、丙に対し次の業務の支援協力を要請することができる。

- （1）被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃、修繕）。
- （2）その他甲及び乙と丙の間で協議し必要とされる業務。

2 甲及び乙の丙に対する復旧支援協力の要請は、第11条に規定する甲の事務局が甲及び乙の支援協力要請を取りまとめた上で、協力内容を明らかにした書面により第11条に規定する丙の事務局に要請する。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

#### （復旧支援の実施）

第4条 丙は第3条の規定による復旧支援協力要請を受けたときは、必要な人員、機材等をもって復旧支援協力を行うものとする。

2 災害の規模が甚大等の場合において、丙が人員、機材等を調達するために相当の時間を要すると認められる場合にあつては、支援の実施は、甲及び乙と丙による協議の上で決定する。

#### （費用）

第5条 甲及び乙が丙に対して要請した復旧支援協力にかかる費用は、支援を受けた甲及び乙の各々に

よる負担とする。

(報告)

第6条 丙は、甲及び乙の要請により行った復旧支援協力が完了したときは、すみやかに要請者に対して書面をもって報告を行うものとする。

2 丙は、毎年3月31日現在において災害時の支援に備えて、復旧支援協力が可能な会社、提供可能な車両等の機器及び人員について、甲の事務局に対して報告するものとする。また、その内容に変更があった場合には、適宜、甲の事務局に書面で報告するものとし、甲の事務局は乙に対し、書面で通知するものとする。

(下水道台帳データの提供)

第7条 甲及び乙は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDF等の電子データとして、丙に提供するものとする。

2 丙は、提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

3 甲及び乙は下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新のデータを丙に提供するものとする。

(下水道台帳データの開示)

第8条 丙は甲及び乙から復旧支援協力要請があったとき、支援出動する丙の会員に対して甲及び乙から提供を受けた電子データを開示することができる。

2 支援出動した丙の会員は、甲及び乙から開示された電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。

(情報の保護)

第9条 甲、乙及び丙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

(広域被災)

第10条 甲及び乙が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

2 甲又は乙は、他の協会及び業者等に支援要請した範囲と丙への支援要請した範囲は明確に区別を行うものとする。

(事務局及び連絡体制)

第11条 甲及び丙の復旧支援協力に係る事務局及び連絡体制は、次のとおりとする。

(1) 甲の事務局は和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課とする。

(2) 丙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会関西支部とする。

(3) その他の連絡先については、別表に掲げるとおりとする。

(4) 連絡先に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更し、乙

及び丙に伝えることとする。

(合同訓練)

- 第12条 甲、乙及び丙について、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。
- 2 前項の合同訓練の時期及び内容は、甲、乙及び丙の協議により定める。
  - 3 第1項の合同訓練を実施する場合も第7条第1項及び第2項を準用する。

(協定の有効期間)

- 第13条 この協定の期間は、協定の締結の日から効力を発現するものとし、甲、乙又は丙から書面による協定終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(その他)

- 第14条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙及び丙による協議の上決定するものとする。
- 2 甲、乙又は丙がこの協定の定めに違反した場合には、甲、乙及び丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証明するため本書を2通作成し、甲及び丙がそれぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。また、乙は甲及び丙に提出する記名押印された同意書をもって本協定の締結を証する。

令和2年 9月 1日

甲 和歌山県知事 仁坂吉伸

丙 公益社団法人  
日本下水道管路管理業協会  
会長 長谷川 健司

別紙 1

和歌山県内 23 市町「乙」

和歌山市長  
御坊市長  
岩出市長  
湯浅町長  
由良町長  
那智勝浦町長

海南市長  
田辺市長  
かつらぎ町長  
広川町長  
みなべ町長  
太地町長

橋本市長  
新宮市長  
九度山町長  
有田川町長  
白浜町長  
串本町長

有田市長  
紀の川市長  
高野町長  
美浜町長  
上富田町長

## 1-17-73 災害時における避難者の受け入れに関する協定書

### 災害時における避難者の受け入れに関する協定書

岩出市（以下、「甲」という。）とホテルいとう（以下、「乙」という。）とは、災害救助法が適用された災害時等において、避難者を受け入れることに関して、次のとおり協定を締結する。

（協力）

第1条 岩出市内において災害救助法が適用される災害が発生又は発生の恐れがある場合において、避難所の過密状態を回避するため、乙は所有する施設の開館・利用状況等を検討のうえ、可能な範囲において避難者の受け入れについて協力するものとする。

（避難所の使用）

第2条 乙は、次に掲げる施設（以下、「使用施設」という。）を甲に使用させるものとする。

|      |          |
|------|----------|
| 施設名称 | ホテルいとう   |
| 所在地  | 岩出市宮83番地 |

（使用範囲等）

第3条 甲は、次に掲げる範囲を避難所として使用するものとする。

| 項目   | 内容                             |
|------|--------------------------------|
| 避難場所 | 各施設の客室等                        |
| 提供   | 風呂・布団・トイレの提供<br>(提供に係るサービスを含む) |
| 駐車場  | 受入世帯分                          |

（利用方法）

第4条 甲は、乙の所有する施設に避難者を避難させる場合、速やかに乙にその旨を通知するものとする。

（使用期間）

第5条 使用期間は原則として、甲が必要と認める期間とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用負担）

第6条 施設の利用料は、甲が負担するものとする。ただし、食事等この協定に基づくサービスに係る費用以外のものについては、避難者が負担するものとする。

2 利用料については、受け入れ直前における乙の通常価格を基本とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期限）

第7条 この協定の有効期限は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了の日の1ヶ月前までに、甲、乙のいずれかから文書による申し出がない限り、引き続き1年間有効とし、以後も同様の措置とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年9月1日

甲 和歌山県岩出市西野209番地

岩出市長 中 芝 正 幸

乙 和歌山県岩出市高瀬92番地

伊藤工業株式会社

代表取締役 伊 藤 嘉 英

## 1-17-74 災害時における避難者の受け入れに関する協定書

### 災害時における避難者の受け入れに関する協定書

岩出市（以下、「甲」という。）とビジネスホテル岩出（以下、「乙」という。）とは、災害救助法が適用された災害時等において、避難者を受け入れることに関して、次のとおり協定を締結する。

（協力）

第1条 岩出市内において災害救助法が適用される災害が発生又は発生の恐れがある場合において、避難所の過密状態を回避するため、乙は所有する施設の開館・利用状況等を検討のうえ、可能な範囲において避難者の受け入れについて協力するものとする。

（避難所の使用）

第2条 乙は、次に掲げる施設（以下、「使用施設」という。）を甲に使用させるものとする。

|      |              |
|------|--------------|
| 施設名称 | ビジネスホテル岩出    |
| 所在地  | 岩出市大町163番地の1 |

（使用範囲等）

第3条 甲は、次に掲げる範囲を避難所として使用するものとする。

| 項目   | 内容                             |
|------|--------------------------------|
| 避難場所 | 各施設の客室等                        |
| 提供   | 風呂・布団・トイレの提供<br>(提供に係るサービスを含む) |
| 駐車場  | 受入世帯分                          |

（利用方法）

第4条 甲は、乙の所有する施設に避難者を避難させる場合、速やかに乙にその旨を通知するものとする。

（使用期間）

第5条 使用期間は原則として、甲が必要と認める期間とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用負担）

第6条 施設の利用料は、甲が負担するものとする。ただし、食事等この協定に基づくサービスに係る費用以外のものについては、避難者が負担するものとする。

2 利用料については、受け入れ直前における乙の通常価格を基本とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期限）

第7条 この協定の有効期限は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了の日の1ヶ月前までに、甲、乙のいずれかから文書による申し出がない限り、引き続き1年間有効とし、以後も同様の措置とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年9月7日

甲 和歌山県岩出市西野209番地

岩出市長 中 芝 正 幸

乙 和歌山県岩出市大町163番地の1

ビジネスホテル岩出

佐 田 佳 寿 子

## 1-17-75 公共浄化槽設備に関する災害時措置の協力に関する協定書

### 公共浄化槽設備に関する災害時措置の協力に関する協定書

岩出市（以下「甲」という。）とクボタ浄化槽システム株式会社（以下「乙」という。）は、風水害等の大規模災害により、甲の管理する別表に記載する浄化槽設備が被災した場合（以下、災害時という）に、応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、対象となる浄化槽設備の応急措置活動用資材の確保および応急措置作業等（以下、応急措置という）の協力に関し次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第一条 この協定は、災害時において、甲が管理する浄化槽設備（浄化槽本体および付属する機器設備等）の応急措置の協力に関し、甲が乙に対して要請する手続等を定めることを目的とする。

#### （協力要請）

第二条 甲は、災害時における応急措置の実施にあたり、乙の協力が必要になった場合は、乙に対しその協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲から前項による要請を受けたときは、速やかに所定の体制を整え、その時期および方法について甲に通知するものとする。

3 甲は、応急措置の必要がなくなったときは、乙に第1項の要請の終了を通知するものとする。

#### （応急措置の実施場所）

第三条 応急措置の実施場所は、甲が、応急措置が必要だと判断した別表に記載する浄化槽設備とする。

なお、甲は、浄化槽設備を指定する場合には、その浄化槽の所在地および機種を明示し、その浄化槽設備の管理者または使用者等の関係者への連絡を含む情報を、乙に通知するものとする。

#### （応急措置の実施体制）

第四条 乙は、甲からの協力要請に対し速やかにかつ円滑な対応ができるよう、必要な機器および資材（以下「資材等」という。）の準備状況と、実際に応援作業を実施する協力会社等を含む応急措置の実施体制を、甲に事前に報告するものとする。

#### （応急措置の実施）

第五条 乙は、甲の要請を受けたときには、速やかに応急措置を実施する責任者を指名し、甲に通知するとともに甲と協議のうえ、応急措置の作業内容および作業工程等の事項につき甲の承認をうけた後に作業を開始するものとする。

2 乙は、前項の作業を実施したときは、被災の状況および応急措置等の状況を、写真等により詳細を記録した報告書をもって甲に報告するものとする。

#### （費用の支払い等）

第六条 乙は、全ての応急措置が終了したときは、速やかに甲に書面により報告し、その検査を受け

るものとする。

2 前項の検査に合格した場合は、乙は甲に対して当該応急措置にかかった費用を請求するものとする。

甲は、その請求を受けた場合には、その内容を精査確認のうえ、乙に支払うものとする。

(機密事項の保護)

第七条 乙は、当該応急措置を実施するに際して知りえた、甲および対象の浄化槽設備またはそれに関する管理者、使用者等の個人情報を含む機密事項を、それぞれの許可なく漏洩してはならない。本条項は、本協定が終了した後も有効とする。

(有効期間)

第八条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定またはこの協定延長の満了日の1か月前までに、当事者の一方が相手方に対し、この協定を終了させる旨の書面による通知をしない限り、さらに1年間の延長更新をしたものとし、以後同様とする。

(協議事項)

第九条 この協定に定めのない事項およびこの協定の実施に関して必要な詳細については、甲、乙が協議のうえ別途定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ各々1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 和歌山県岩出市西野209番地  
岩出市長 中 芝 正 幸 ⑩

乙 兵庫県尼崎市浜1-1-1  
クボタ浄化槽システム株式会社  
代表取締役 杉 山 雅 利 ⑩

別表

対象浄化槽設備一覧

| 施設名称          | 所在地        | 備考                                  |
|---------------|------------|-------------------------------------|
| 岩出市交通公園（防災公園） | 岩出市堀口4-1番地 | 型式:KTZ-1A 汚水量:9.36m <sup>3</sup> /日 |

災害時における支援物資の緊急輸送等に関する協定書

岩出市（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、岩出市域内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「支援物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。
- (2) 「避難所等」とは、支援物資の配達先となる岩出市内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。
- (3) 「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み（以下「荷役作業」という。）若しくは配送等の拠点として設置する施設をいう。

（物資集積・搬送拠点の設置等）

第3条 物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

2 甲は、岩出市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

（物資の受入及び配送並びに派遣の要請）

第4条 甲は、第3条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を文書（様式第1号）により要請することができる。ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (3) 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施
- (4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

2 甲は、支援物資の受入及び配送等を実施するうえで必要と認めるときは、文書により乙に対し支援

物資の受入及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

(物資受入及び配送並びに派遣の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

第6条 乙は、第4条第1項の規定による要請により物資の受入及び配送業務を行った場合は、文書(様式第2号)により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

2 乙は、第4条第2項の規定により派遣を行った場合は、文書(様式第2号)により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

3 甲及び乙は、第4条及び前2項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第7条 業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

3 甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(事故等)

第8条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議のうえ、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

(損害の負担)

第9条 物資の受入及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議のうえ定める。ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第10条 本協定に基づいて業務に従事した者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は、文書(様式第3号)により相互に通知するものとする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(適用)

第14条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名又は記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和4年3月22日

甲 和歌山県岩出市西野209番地  
岩出市長 中 芝 正 幸

乙 京都府京都市南区上鳥羽角田町68番地  
佐川急便株式会社 京都支店  
支店長 須 田 充 一

## 1-17-77 災害時における炊き出し等の協力に関する協定書

### 災害時における炊き出し等の協力に関する協定書

岩出市（以下「甲」という。）と株式会社信濃路（以下「乙」という。）とは、災害時における炊き出し等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 本協定は、岩出市域内に大規模な災害が発生した場合における、炊き出し等に関する  
手続等の必要な事項を定め、災害時における被災者の支援を円滑に実施することを目的と  
する。

#### （協力要請及び受諾）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。この場合において、  
乙は甲の要請に基づき、可能な限り対応するよう努めるものとする。

- (1) 甲が設置する避難所等での炊き出しの実施
- (2) 避難所開設が困難な地域での炊き出しの実施
- (3) 避難所等における支援者等が行う炊き出し等の支援
- (4) 乙が調達可能な食材及び物資の供給
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲乙双方が本協定による協力として行うことを適当と認めたもの

#### （要請に伴う措置）

第3条 乙が炊き出しや炊き出し等の支援を実施する場合、特定原材料及び特定原材料に準じるもの  
について、表示や被災者等への通知等、食物アレルギー対策に配慮するものとする。

#### （協力要請の手続き）

第4条 甲が第2条の規定による協力を必要とするときは、炊き出し等要請書（様式第1号）により要  
請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請できるものとし、その後  
速やかに文書を提出するものとする。

#### （炊き出し等の派遣の実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、  
乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

#### （報告）

第6条 乙は、第4条の規定による要請により炊き出し等を行った場合は、炊き出し等完了報告書（様  
式第2号）により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、  
口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

2 甲及び乙は、第4条及び前項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第7条 業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

3 甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(事故等)

第8条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議のうえ、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により交付するものとする。

(損害の負担)

第9条 物資の受入及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第10条 本協定に基づいて業務に従事した者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとする。

(協議)

第13条 本協定は、定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(適用)

第14条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和4年4月1日

甲 和歌山県岩出市西野209番地  
岩出市長 中芝 正幸

乙 和歌山県和歌山市松島105番地3  
株式会社信濃路  
代表取締役社長 西平 都紀子

災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書

和歌山県岩出市（以下「甲」という。）と和歌山県司法書士会（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者支援のための相談業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害及びこれに類する大規模な被害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に基づき、乙が実施する司法書士による被災者支援のための相談業務（以下「被災者相談業務」という。）について必要な事項を定めることにより、被災者相談業務を円滑かつ適切な実施に資すること、また災害時における市民の不安解消と生活の復興を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において被災者相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けた場合には、速やかに乙または乙の関係団体の構成員の中から相談員を選出し、甲が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。

（要請手続）

第3条 前条第1項、第2項に規定する要請は、甲が乙に対して、被災者相談業務を実施する日時、場所及び期間その他必要事項を明らかにした書面を交付して行うものとする。ただし、書面交付が困難な場合には、口頭、電話、電子メール等により要請し、追って書面を交付するものとする。

（被災者相談業務の範囲）

第4条 この協定により、乙が実施する被災者相談業務は、第1条の目的に鑑み、広く市民生活の復興に資する法制度等の情報の提供及び司法書士が取り扱うことができる業務に関する相談への対応とする。

（被災者相談業務の実施）

第5条 甲は、被災者相談業務の実施にあたり、以下の業務を行うものとする。

- (1) 相談会の広報
- (2) 相談会場の確保
- (3) 関係機関、派遣先相談窓口、他の専門機関等との連絡調整

2 乙は、被災者相談の実施にあたり、以下の事項についての業務を行うものとする。

- (1) 相談員の派遣
- (2) 相談の実施

（体制整備）

第6条 乙は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、必要と認められるときは、

甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

- 2 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を置き、当該連絡責任者を変更したときは、速やかに相手方に通知するものとする。
- 3 甲及び乙は、平常時において、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施するための情報交換を行うものとする。

(費用負担)

第7条 被災者相談業務における会場費及び広報費について、甲の負担とする。

- 2 被災者相談業務に従事する相談員の人件費その他の費用は、乙の負担とする。

(相談料)

第8条 この協定により実施する被災者相談業務における相談料は無償とし、相談者に負担を求めないものとする。

(損害の補償)

第9条 この協定に基づく被災者相談業務の実施において、乙及び乙が派遣した者に損害が生じた場合であって、甲の責めに帰すべき事由によらないものについての損害補償は、乙の責任において行う。ただし、甲が定める条例等の適用によって損害補償がなされる場合はこの限りではない。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から相手方に対し、文書による異議の申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めない事項又はこの協定の解釈について疑義を生じたときは、その都度、甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和4年5月17日

甲 和歌山県岩出市西野209番地  
岩出市長 中 芝 正 幸

乙 和歌山県和歌山市岡山丁24番地  
和歌山県司法書士会 会長 阪 本 秀 人

災害時等での施設利用の協力に関する協定書

岩出市（以下「甲」という。）と株式会社 ダイナム（以下「乙」という。）は、災害時等における施設利用の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岩出市内に地震、風水害等の大規模災害が発生し、又はそのおそれがある場合（以下併せて「災害時等」という。）に、やむを得ない事情により自家用車等を利用して避難する被災者（以下「車中泊者」という。）の安全確保のため、乙が甲の要請に応じ第2条に定める乙の店舗（以下「乙の施設」という。）提供の協力に関して必要事項を定めることを目的とする。なお、この協定は、災害時等に乙が自主的に実施する住民等への応急対策等の活動を妨げるものではない。

（協力内容）

第2条

乙の施設は、次のとおりとする。

|        |                         |
|--------|-------------------------|
| 店 舗 名  | 株式会社 ダイナム 和歌山岩出店        |
| 所 在 地  | 和歌山県岩出市中島 756 番地 2      |
| 店舗責任者名 | ストアマネジャー 尾崎 良           |
| 構 造 等  | 木造構造                    |
| 店舗開店日  | 2015年9月5日               |
| 一時避難場所 | 駐車場：店舗が指示する指定のスペースを貸し出し |
| 使用可能施設 | トイレ、水道施設他               |

2 甲は、次の各号について、乙に協力を要請（以下「協力要請」という。）することができる。

（1）乙の施設の駐車場の一部を、車中泊者の一時的な避難場所（以下「一時避難場所」という。）として甲に提供すること。

（2）避難してきた車中泊者に対し、乙の設備が使用可能な場合、トイレ等を可能な範囲で提供すること。

3 前2項の定めにかかわらず、乙は、災害時等における乙の顧客の安全確保等、乙の施設運営上必要な範囲において、一時避難場所の一部利用制限など必要な措置を実施することができるものとする。

（要請の方法）

第3条 甲は、協力要請をするときは、乙に対して施設利用等要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力）

第4条 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、この協定の内容にしたがって可能な範囲で協力を努めるものとする。また、協力にあたっては、積極的に市民、自主防災組織等と連携を図るよう努めるものとする。

のとする。

(施設の利用等)

第5条 乙は、甲からの協力要請に対して協力する場合、乙の顧客対応等速やかに準備を整えた上で、甲に対して施設の使用開始可能時間を通知するものとする。

(施設変更の報告)

第6条 乙は、乙の施設の増改築により、当該施設の面積等や使用可能施設に変更が生じた場合、又は何らかの事情により施設の利用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

(避難者の誘導)

第7条 乙は、避難者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 災害時等における当該施設の使用料は無料とする。

2 避難した住民等が、乙の管理する施設又は設備器具等を滅失又はき損した場合（原因者が不明なときを含む）には、甲が原状回復を行うものとする。

(利用期間)

第9条 甲が、乙の施設を利用する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害状況等により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙の承諾を得た上で、期間を延長することができる。

(利用の終了)

第10条 甲は、乙の施設利用を終了する際は、乙に対し、その旨を連絡し、併せて施設利用等終了連絡書（様式第2号）により通知するものとする。

(連絡体制等)

第11条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、連絡担当者名簿（様式第3号）を作成し、相互に交換して、連絡体制を確立するものとする。

(事故等にかかわる責任)

第12条 乙は、自らの責めに帰すべき事由によるものを除き、本協定書に基づき乙の施設を使用する車中泊者、甲、甲の職員、その他第三者による事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(備品等の提供)

第13条 乙は、食料、飲料及びその他備品等を、自己の判断及び負担において提供できるものとする。

(秘密の保持)

第14条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た個人情報や秘密事項等を他に漏らしてはならない。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協定の有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の30日前までに、甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年10月4日

甲 和歌山県岩出市西野209番地  
岩出市長 中 芝 正 幸

乙 東京都荒川区西日暮里2-27-5  
株式会社 ダイナム  
代表取締役 保 坂 明

### 災害時における物資輸送等に関する協定書

岩出市（以下「甲」という。）と福山通運株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害、大火災等の大規模災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）における物資輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時等において、甲乙間の効果的な協力体制を迅速に構築することを目的に、甲が乙に対して行う貨物自動車による物資輸送等の支援協力要請その他、甲乙間における協力事項に関し定めるものとする。

#### （協力の内容）

第2条 災害時等において、甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができるものとし、乙は、甲の要請に基づき可能な限り協力するよう努めるものとする。

- （1）甲が管理する防災備蓄品の避難所への配送
- （2）甲が指定する物資拠点施設から避難所への物資の配送
- （3）甲が指定する物資拠点施設の運営補助等
- （4）前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする事項

2 甲は、災害時等において、乙が前項に規定する要請に協力する際には、次の事項について協力し、乙の輸送業務の継続に配慮するよう努めるものとする。

- （1）乙が物資輸送に使用する車両に対する、緊急通行車両確認標章等の速やかな発行
- （2）乙の車両への燃料の優先供給
- （3）り災状況に係る情報の提供
- （4）前各号に掲げるもののほか、乙が必要とする事項

#### （協力要請の手続き）

第3条 前条の規定による協力の要請は、要請書（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、甲に対して速やかに協力するよう努めるものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合や乙の事業の支障となる場合は、この限りではない。

#### （事故等）

第4条 乙は供給した貨物自動車が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、速やかに代替の貨物自動車を手配のうえ、その輸送を継続するよう努めるものとする。なお、貨物自動車の手配ができない場合においては、乙は、甲に速やかに連絡を行い、甲の指示を受けるものとする。

#### （報告）

第5条 乙は、甲の要請を受けて実施した支援内容について、甲に報告書（別紙2）を提出するものとする。

#### （費用等の負担）

第6条 乙が第2条に規定する協力内容の実施に要した費用については、甲の負担とする。

2 第2条に規定する協力内容の実施により生じた損害の負担については、甲乙協議のうえ、その都度決定するものとする。

3 前各項の費用等及びその支払方法等については、甲乙協議のうえ、その都度決定するものとする。  
なお、第1項の費用については、原則として貨物自動車運送業法に基づき乙が国土交通大臣に届け出た運賃によるものとする。

#### (連絡体制)

第7条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡責任者名簿(別紙3)を作成し、相互に交換するものとする。

2 甲及び乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

#### (平常時の活動)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

#### (協定の解除)

第9条 甲及び乙は、相手方又は相手方の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したときは協定を解除するものとする。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に指定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

#### (有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から1年間効力を有するものとし、甲乙いずれからも契約満了の3か月前までに文書をもって相手方に対して協定終了の申し出をしない限り、1年間同内容で効力を継続するものとし、以後同様とする。

#### (協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和5年 3月 3日

甲 和歌山県岩出市西野 209 番地  
岩出市長 中 芝 正 幸

乙 和歌山県紀の川市貴志川町丸栖 1379  
福山通運株式会社 和歌山支店  
支店長 渡 部 至

第 18 節 被災者の救助・支援

1-18-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

(令和 4 年 11 月 18 日現在)

| 救助の種類                   | 対 象                                               | 費用の限度額                                                                                                                                            | 期 間                                                                                                                               | 備 考                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 避難所の設置<br>(法第 4 条第 1 項) | 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者                         | (基本額)<br>避難所設置費<br>1 人 1 日当たり<br>330 円以内<br>高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。                                       | 災害発生の日から<br>7 日以内                                                                                                                 | 1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。<br>2 避難に当たっての輸送費は別途計上<br>3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能                     |
| 避難所の設置<br>(法第 4 条第 2 項) | 災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者        | (基本額)<br>避難所設置費<br>1 人 1 日当たり<br>330 円以内<br>高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。                                       | 法第 2 条第 2 項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間<br>(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第 2 条第 2 項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間) | 1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難所が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。<br>2 避難に当たっての輸送費は別途計上                                        |
| 応急仮設住宅の<br>供与           | 住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者 | ○ 建築型応急住宅<br>1 規模<br>応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定<br>2 基本額 1 戸当たり<br>6,285,000 円以内<br>3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の現状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費 | 災害発生の日から<br>20 日以内着工                                                                                                              | 1 費用は設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 6,285,000 円以内であればよい。<br>2 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる。)<br>3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。<br>4 供与期間は 2 年以内 |
|                         |                                                   | ○ 賃貸型応急住宅<br>1 規模 建設型応急住宅に準じる。<br>2 基本額<br>地域の実情に応じた額                                                                                             | 災害発生の日から<br>速やかに借上げ、<br>提供                                                                                                        | 1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた                                                                                                                                     |

| 救助の種類                | 対 象                                                                               | 費用の限度額                                                                    | 期 間           | 備 考                                                       |        |        |        |               |        |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|---------------|-----------------------------------------------------------|--------|--------|--------|---------------|--------|
|                      |                                                                                   |                                                                           |               | 額<br>2 供与期間は建設型仮設住宅と同様                                    |        |        |        |               |        |
| 炊き出しその他による食品の給与      | 1 避難所に收容された者<br>2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者                                    | 1人1日当たり<br>1,180円以内                                                       | 災害発生の日から7日以内  | 食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。<br>(1食は1/3日)         |        |        |        |               |        |
| 飲料水の供給               | 現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)                                              | 当該地域における通常の実費                                                             | 災害発生の日から7日以内  | 輸送費、人件費は別途計上                                              |        |        |        |               |        |
| 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 | 全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者 | 1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。<br>2 下記金額の範囲内                   | 災害発生の日から10日以内 | 1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額<br>2 現物給付に限ること                         |        |        |        |               |        |
|                      |                                                                                   | 区分                                                                        | 1人世帯          | 2人世帯                                                      | 3人世帯   | 4人世帯   | 5人世帯   | 6人以上1人増すごとに加算 |        |
|                      |                                                                                   | 全壊                                                                        | 夏             | 18,700                                                    | 24,000 | 35,600 | 42,500 | 53,900        | 7,800  |
|                      |                                                                                   | 全壊                                                                        | 冬             | 31,000                                                    | 40,100 | 55,800 | 65,300 | 82,200        | 11,300 |
|                      |                                                                                   | 半壊                                                                        | 夏             | 6,100                                                     | 8,200  | 12,300 | 15,000 | 18,900        | 2,600  |
| 半壊                   | 冬                                                                                 | 9,900                                                                     | 12,900        | 18,300                                                    | 21,800 | 27,400 | 3,600  |               |        |
| 医 療                  | 医療の途を失った者(応急的処置)                                                                  | 1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療機器破損等の実費<br>2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内<br>3 施術者協定料金の額以内 | 災害発生の日から14日以内 | 患者等の移送費は、別途計上                                             |        |        |        |               |        |
| 助 産                  | 災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって、災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にあるもの)       | 1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費<br>2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額                 | 分娩した日から7日以内   | 妊婦等の移送費は、別途計上                                             |        |        |        |               |        |
| 被災者の救出               | 1 現に生命、身体が危険な状態にある者<br>2 生死不明な状態にある者                                              | 当該地域における通常の実費                                                             | 災害発生の日から3日以内  | 1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。<br>2 輸送費、人件費は、別途計上 |        |        |        |               |        |

| 救助の種類                      | 対 象                                                                                                | 費用の限度額                                                                                                                                         | 期 間                                                                                                                    | 備 考                                                                                   |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 住宅の応急修理                    | 1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者<br>2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 | 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分<br>1 世帯当たり<br>①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯<br>655,000 円以内<br>②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯<br>318,000 円以内           | 災害発生の日から<br>3 か月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6 か月以内） |                                                                                       |
| 学用品の給与                     | 住宅の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒           | 1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費<br>2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内<br>小学校児童 4,700 円<br>中学校生徒 5,000 円<br>高等学校等生徒 5,500 円 | 災害発生の日から<br>（教科書）<br>1 か月以内<br>（文房具及び通学用品）<br>15 日以内                                                                   | 1 備蓄物資は評価額<br>2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。                                                |
| 埋 葬                        | 災害の際死亡した者を対象として実際に埋葬を実施する者に支給                                                                      | 1 体当たり<br>大人（12歳以上）<br>213,800 円以内<br>小人（12歳未満）<br>170,900 円以内                                                                                 | 災害発生の日から<br>10 日以内                                                                                                     | 災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。                                                             |
| 死体の搜索                      | 行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者                                                             | 当該地域における通常の実費                                                                                                                                  | 災害発生の日から<br>10 日以内                                                                                                     | 1 輸送費、人件費は、別途計上<br>2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。                                   |
| 死体の処理                      | 災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。                                                                 | （洗浄、消毒等）<br>1 体当たり、3,500 円以内<br><br>一時保存：<br>○既存建物借上費：通常の実費<br>○既存建物以外：1 体当たり<br>5,400 円以内<br>検案、救護班以外は慣行料金                                    | 災害発生の日から<br>10 日以内                                                                                                     | 1 検案は原則として救護班<br>2 輸送費、人件費は、別途計上<br>3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。 |
| 障害物の撤去                     | 居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者                                           | 市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均<br>138,300 円以内                                                                                                     | 災害発生の日から<br>10 日以内                                                                                                     |                                                                                       |
| 輸送費及び賃金職員等雇上費<br>（法第4条第1項） | 1 被災者の避難に係る支援<br>2 医療及び助産<br>3 被災者の救出<br>4 飲料水の供給<br>5 死体の搜索<br>6 死体の処理<br>7 救済用物資の整理配分            | 当該地域における通常の実費                                                                                                                                  | 救助の実施が認められる期間以内                                                                                                        |                                                                                       |

| 救助の種類                              | 対 象             | 費用の限度額        | 期 間                 | 備 考                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------|-----------------|---------------|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 輸送費及び賃金<br>職員等雇上費<br>(法第4条第2<br>項) | 避難者の避難に係る支<br>援 | 当該地域における通常の実費 | 救助の実施が認め<br>られる期間以内 | 災害が発生するおそれ段階<br>の救助は、高齢者・障害者等<br>で避難行動が困難な配慮<br>者の方の輸送であり、以下<br>の費用を対象とする。<br>・避難所へ輸送するための<br>バス借上げ等に係る費用<br>・避難者がバス等に乗降す<br>るための補助員など、避難<br>支援のために必要となる賃<br>金職員等雇上費 |

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 災害弔慰金の支給（第3条—第8条）
- 第3章 災害障害見舞金の支給（第9条—第11条）
- 第4章 災害援護資金の貸付け（第12条—第15条）
- 第5章 補則（第16条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- （1）災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- （2）市民とは、災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- （1）死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- （2）前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

（3）死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉

妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は全員に対しなされたものとみなす。

（平23条例17・一部改正）

（災害弔慰金の額）

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第7条 弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

- （1）当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- （2）令第2条に規定する場合
- （3）災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと、その他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

（支給の手続）

第8条 市長は災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

（準用規定）

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

#### 第4章 災害援護資金の貸付け

##### (災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

##### (災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害により当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1箇月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はその内3年（令第7条第2項括弧書の場合は5年）とする。

##### (利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

##### (償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還（又は半年賦償還）とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者はいつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

#### 第5章 補則

##### (委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（昭和49年岩出町条例第18号）は、廃止する。

附 則（平成3年12月18日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以降に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成23年12月26日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（平成31年3月25日条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月23日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

| 種類                                    | 支給・貸付対象となる災害の規模                                                                                                                                                        | 支給・貸付対象者及び支給・貸付限度額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |           |              |         |                   |                   |             |       |       |                    |       |       |           |       |       |                                       |       |       |           |       |       |                                       |  |       |                    |  |       |
|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|--------------|---------|-------------------|-------------------|-------------|-------|-------|--------------------|-------|-------|-----------|-------|-------|---------------------------------------|-------|-------|-----------|-------|-------|---------------------------------------|--|-------|--------------------|--|-------|
| 災害障害見舞金・災害弔慰金                         | 下記の自然災害<br>(1) 市町村において住居が5世帯以上滅失した災害<br>(2) 都道府県において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害<br>(3) 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害<br>(4) 災害救助法が適用された市町村をその区域内を含む都道府県が2以上ある場合の災害 | 市町村のうち当該災害により死亡（災害後3か月間生死不明の場合を含む）した者の遺族及び負傷し、又は疾病にかかり治ったときに精神又は身体に別に定める程度の障害がある者 <table border="1" data-bbox="715 338 1401 443"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>災害弔慰金</th> <th>災害障害見舞金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生計維持者</td> <td>500万円</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>250万円</td> <td>125万円</td> </tr> </tbody> </table>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 区 分       | 災害弔慰金        | 災害障害見舞金 | 生計維持者             | 500万円             | 250万円       | そ の 他 | 250万円 | 125万円              |       |       |           |       |       |                                       |       |       |           |       |       |                                       |  |       |                    |  |       |
| 区 分                                   | 災害弔慰金                                                                                                                                                                  | 災害障害見舞金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |           |              |         |                   |                   |             |       |       |                    |       |       |           |       |       |                                       |       |       |           |       |       |                                       |  |       |                    |  |       |
| 生計維持者                                 | 500万円                                                                                                                                                                  | 250万円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |           |              |         |                   |                   |             |       |       |                    |       |       |           |       |       |                                       |       |       |           |       |       |                                       |  |       |                    |  |       |
| そ の 他                                 | 250万円                                                                                                                                                                  | 125万円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |           |              |         |                   |                   |             |       |       |                    |       |       |           |       |       |                                       |       |       |           |       |       |                                       |  |       |                    |  |       |
| 災害援護資金                                | 県の区域内で災害救助法による適用が行われた市町村が1以上ある自然災害                                                                                                                                     | 市町村の住民のうち当該都道府県内で次の被害を受けた世帯の世帯主 <table border="1" data-bbox="715 629 1401 1249"> <thead> <tr> <th rowspan="2">災害の種類及び程度</th> <th colspan="2">1世帯当たりの貸付限度額</th> </tr> <tr> <th>世帯主の1か月以上の負傷がある場合</th> <th>世帯主の1か月以上の負傷がない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家財等の損傷がない場合</td> <td>150万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>家財等 1/3 以上の損害がある場合</td> <td>250万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>住居が半壊した場合</td> <td>270万円</td> <td>170万円</td> </tr> <tr> <td>上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合</td> <td>350万円</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>住居が全壊した場合</td> <td>350万円</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>上記の場合で住居の既存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合</td> <td></td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>住居の全体が滅失若しくは流失した場合</td> <td></td> <td>350万円</td> </tr> </tbody> </table> 注 (1) 所得制限有り<br>(2) 利率 年3%（据置期間中は無利子）<br>(3) 据置期間 3年（特別の場合は、5年）<br>(4) 償還期間 10年（据置期間を含む）<br>(5) 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 | 災害の種類及び程度 | 1世帯当たりの貸付限度額 |         | 世帯主の1か月以上の負傷がある場合 | 世帯主の1か月以上の負傷がない場合 | 家財等の損傷がない場合 | 150万円 |       | 家財等 1/3 以上の損害がある場合 | 250万円 | 150万円 | 住居が半壊した場合 | 270万円 | 170万円 | 上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 | 350万円 | 250万円 | 住居が全壊した場合 | 350万円 | 250万円 | 上記の場合で住居の既存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 |  | 350万円 | 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 |  | 350万円 |
| 災害の種類及び程度                             | 1世帯当たりの貸付限度額                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |           |              |         |                   |                   |             |       |       |                    |       |       |           |       |       |                                       |       |       |           |       |       |                                       |  |       |                    |  |       |
|                                       | 世帯主の1か月以上の負傷がある場合                                                                                                                                                      | 世帯主の1か月以上の負傷がない場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |           |              |         |                   |                   |             |       |       |                    |       |       |           |       |       |                                       |       |       |           |       |       |                                       |  |       |                    |  |       |
| 家財等の損傷がない場合                           | 150万円                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |           |              |         |                   |                   |             |       |       |                    |       |       |           |       |       |                                       |       |       |           |       |       |                                       |  |       |                    |  |       |
| 家財等 1/3 以上の損害がある場合                    | 250万円                                                                                                                                                                  | 150万円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |           |              |         |                   |                   |             |       |       |                    |       |       |           |       |       |                                       |       |       |           |       |       |                                       |  |       |                    |  |       |
| 住居が半壊した場合                             | 270万円                                                                                                                                                                  | 170万円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |           |              |         |                   |                   |             |       |       |                    |       |       |           |       |       |                                       |       |       |           |       |       |                                       |  |       |                    |  |       |
| 上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 | 350万円                                                                                                                                                                  | 250万円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |           |              |         |                   |                   |             |       |       |                    |       |       |           |       |       |                                       |       |       |           |       |       |                                       |  |       |                    |  |       |
| 住居が全壊した場合                             | 350万円                                                                                                                                                                  | 250万円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |           |              |         |                   |                   |             |       |       |                    |       |       |           |       |       |                                       |       |       |           |       |       |                                       |  |       |                    |  |       |
| 上記の場合で住居の既存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 |                                                                                                                                                                        | 350万円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |           |              |         |                   |                   |             |       |       |                    |       |       |           |       |       |                                       |       |       |           |       |       |                                       |  |       |                    |  |       |
| 住居の全体が滅失若しくは流失した場合                    |                                                                                                                                                                        | 350万円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |           |              |         |                   |                   |             |       |       |                    |       |       |           |       |       |                                       |       |       |           |       |       |                                       |  |       |                    |  |       |

1-18-4 生活福祉資金貸付条件

和歌山県地域防災計画抜粋（令和4年度）

| 資金の種類                 | 貸付限度                        | 据置期間          | 償還期限        | 備考                                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------|-----------------------------|---------------|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総合支援資金                |                             |               |             |                                                                                                                                                                                                    |
| 生活支援費<br>※最長1年間の生活費   | (二人以上)月20万円<br>(単身)月15万円    | 6月以内          | 10年以内       |                                                                                                                                                                                                    |
| 住居入居費<br>※敷金、礼金       | 40万円                        |               |             |                                                                                                                                                                                                    |
| 一時生活再建費<br>※一時的な需要に対応 | 60万円                        |               |             |                                                                                                                                                                                                    |
| 福祉資金                  |                             |               |             |                                                                                                                                                                                                    |
| 福祉費                   | 580万円<br>※資金の用途に応じて目安額を別途設定 | 6月以内          | 20年以内       | 標準となる貸付対象経費<br>・生業を営むために必要な経費<br>・技能習得に必要な経費<br>・住宅の増改築等に必要な経費<br>・負傷又は疾病の療養に必要な経費<br>・災害を受け臨時に必要な経費<br>・冠婚葬祭に必要な経費<br>・住居の転居等に必要な経費<br>・福祉用具等の購入に必要な経費<br>・障害者用自動車の購入に必要な経費<br>・その他日常生活上一時的に必要な経費 |
| 緊急小口資金                | 10万円                        | 2月以内          | 12月以内       |                                                                                                                                                                                                    |
| 教育支援資金                |                             |               |             |                                                                                                                                                                                                    |
| 教育支援費                 | 月6.5万円                      | 卒業した後<br>6月以内 | 20年以内       |                                                                                                                                                                                                    |
| 就学支度費                 | 50万円                        |               |             |                                                                                                                                                                                                    |
| 不動産担保型生活資金            |                             |               |             |                                                                                                                                                                                                    |
| (一般世帯向け)              | 月30万円                       | 契約終了後<br>3月以内 | 措置期間<br>終了時 | 貸付限度は、土地の評価額に基づき定められた額を上限として、月額上限は左記のとおり                                                                                                                                                           |
| (要保護世帯向け)             | 生活扶助額の1.5倍                  |               |             |                                                                                                                                                                                                    |

(注) 貸付利子は、連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人がいない場合は年1.5%（不動産担保型生活資金は年3%又は長期プライムレート）。ただし、緊急小口資金及び教育支援資金は無利子。

## 第19節 連絡先

### 1-19-1 防災関係機関連絡先一覧

和歌山県地域防災計画（令和4年度）

#### (1) 関係行政機関及び出先機関等

| 機関名                   | 所在地                    | 電話番号                    | ファックス番号      |
|-----------------------|------------------------|-------------------------|--------------|
| 陸上自衛隊中部方面総監部          | 兵庫県伊丹市緑ヶ丘 7-1-1        | 072-782-0001            | 072-782-0035 |
| 陸上自衛隊第3師団             | 兵庫県伊丹市広畑 1-1<br>千僧駐屯地  | 072-781-0021<br>(内 233) | 072-779-6700 |
| 陸上自衛隊第37普通科連隊         | 大阪府和泉市伯太町官有地<br>信太山駐屯地 | 0725-41-0090<br>(内 204) | 0725-43-0265 |
| 陸上自衛隊第303施設隊          | 日高郡美浜町和田 1138          | 0738-22-2501            | 0738-22-2501 |
| 自衛隊和歌山地方協力本部          | 和歌山市築港 1-14-6          | 073-422-5116            | 073-422-5118 |
| 近畿中国森林管理局             | 大阪市北区天満橋 1-8-75        | 050-3160-6700           | 06-6881-3415 |
| 和歌山森林管理署              | 田辺市新庄町 2345-1          | 0739-22-1460            | 0739-25-5433 |
| 近畿運輸局和歌山運輸支局          | 和歌山市湊 1106-4           | 073-422-2138            | 073-422-8310 |
| 和歌山海上保安部              | 和歌山市築港 6-22-2          | 073-402-5851            | 073-402-5854 |
| 和歌山地方气象台              | 和歌山市男野芝丁 4             | 073-422-5348            | 073-435-3132 |
| 近畿地方整備局<br>和歌山河川国道事務所 | 和歌山市西汀丁 16             | 073-424-2471            | 073-427-1859 |

#### (2) 関係公共機関

| 機関名                          | 所在地                 | 電話番号         | ファックス番号      |
|------------------------------|---------------------|--------------|--------------|
| 西日本旅客鉄道(株)<br>和歌山支社          | 和歌山市吉田 94-1         | 073-425-6094 | 073-425-6096 |
| 西日本電信電話(株)<br>和歌山支店          | 和歌山市宇須 1-5-41       | 073-421-9180 | 073-425-0311 |
| (株)NTTドコモ関西<br>和歌山支店         | 和歌山市黒田 33-1         | 073-476-3336 | 073-474-8555 |
| 日本赤十字社和歌山県支部                 | 和歌山市吹上 2丁目 1-22     | 073-422-7141 | 073-422-7148 |
| 西日本高速道路(株)関西支社<br>和歌山高速道路事務所 | 和歌山市栗栖字中州<br>1038-2 | 073-472-2091 | 073-473-1584 |
| 大阪ガス(株)導管事業部<br>南部導管部        | 堺市堺区住吉橋町 2-2-19     | 072-238-2375 | 072-222-3476 |
| 日本通運(株)和歌山支店                 | 和歌山市西浜 796-1        | 073-431-3101 | 073-428-2669 |
| 関西電力送配電(株)<br>和歌山支社          | 和歌山市岡山丁 40          | 073-463-0633 | 073-463-0619 |
| 和歌山バス那賀(株)                   | 紀の川市藤崎字上松原 271      | 0736-75-2151 | 0736-75-5777 |

## (3) 報道機関

| 社名           | 所在地                        | 電話番号         | ファックス番号      |
|--------------|----------------------------|--------------|--------------|
| 朝日新聞社和歌山総局   | 和歌山市七番丁 17<br>和歌山朝日ビル      | 073-422-2131 | 073-422-2133 |
| 毎日新聞社和歌山支局   | 和歌山市六番丁 5<br>和歌山第一生命ビル 4F  | 073-431-1411 | 073-433-0650 |
| 読売新聞社和歌山支局   | 和歌山市雑賀屋町東ノ丁 16             | 073-422-1144 | 073-422-1146 |
| 産経新聞社和歌山支局   | 和歌山市六番丁 43<br>ハピネス六番丁ビル 7F | 073-422-1915 | 073-435-3018 |
| 共同通信社和歌山支局   | 和歌山市八番丁 11<br>日本生命ビル 5F    | 073-428-2255 | 073-433-4310 |
| 時事通信社和歌山支局   | 和歌山市西汀丁 36<br>和歌山商工会議所 2F  | 073-422-5529 | 073-423-7759 |
| 日本経済新聞社和歌山支局 | 和歌山市片岡町 1-1                | 073-423-1134 | 073-426-0714 |
| NHK和歌山放送局    | 和歌山市吹上 2-3-47              | 073-424-8121 | 073-424-8149 |
| 和歌山放送        | 和歌山市湊本町 3-3                | 073-428-1431 | 073-428-0785 |
| テレビ和歌山       | 和歌山市栄谷 151                 | 073-455-3211 | 073-453-9543 |
| 朝日放送         | 大阪市福島区福島 1-1-30            | 06-6451-1105 | 06-6458-1241 |
| 関西テレビ放送      | 大阪市北区扇町 2-1-7              | 06-6314-8808 | 06-6314-8826 |
| 毎日放送         | 大阪市北区茶屋町 17-1              | 06-6359-1123 | 06-6359-3559 |
| 讀賣テレビ放送      | 大阪府中央区城見 2-2-33            | 06-6942-7733 | 06-6942-7734 |

## (4) 県関係機関

| 機関名        | 所在地          | 電話番号         | ファックス番号      |
|------------|--------------|--------------|--------------|
| 和歌山県庁      | 和歌山市小松原通 1-1 | 073-432-4111 |              |
| 危機管理局災害対策課 | 和歌山市小松原通 1-1 | 073-441-2261 | 073-422-7652 |
| 那賀振興局      | 岩出市高塚 209    | 0736-61-0005 | 0736-61-0007 |
| 那賀振興局健康福祉部 | 岩出市高塚 209    | 0736-63-0100 | 0736-61-0013 |
| 那賀振興局建設部   | 岩出市高塚 209    | 0736-63-0100 | 0736-61-0034 |
| 岩出保健所      | 岩出市高塚 209    | 0736-61-0020 | 0736-62-8720 |

## (5) 警察

| 機関名   | 所在地         | 電話番号         | ファックス番号      |
|-------|-------------|--------------|--------------|
| 岩出警察署 | 岩出市高塚 198-1 | 0736-63-0110 | 0736-63-0230 |

## (6) 消防機関

| 機関名        | 所在地       | 電話番号                        | ファックス番号      |
|------------|-----------|-----------------------------|--------------|
| 那賀消防組合消防本部 | 岩出市中迫 154 | 0736-61-0119<br>(予防)61-1794 | 0736-63-0819 |

## (7) 市町村

|      | 市町村名  | 課室名            | 所在地            | 電話番号                         | ファックス番号                      |
|------|-------|----------------|----------------|------------------------------|------------------------------|
| 市    | 和歌山市  | 総合防災課          | 和歌山市八番丁 12     | 073-435-1199                 | 073-435-1299                 |
|      | 海南市   | 危機管理課          | 海南市南赤坂 11      | 073-483-8406                 | 073-483-8483                 |
|      | 橋本市   | 危機管理室          | 橋本市東家 1-1-1    | 0736-33-1111                 | 0736-33-1665                 |
|      | 有田市   | 防災安全課          | 有田市箕島 50       | 0737-83-1111                 | 0737-82-1725                 |
|      | 御坊市   | 防災対策課          | 御坊市藪 350       | 0738-23-5528                 | 0738-52-7036                 |
|      | 田辺市   | 防災まちづくり課       | 田辺市新屋敷町 1      | 0739-26-9976                 | 0739-22-5310                 |
|      | 新宮市   | 防災対策課          | 新宮市春日 1-1      | 0735-23-3333                 | 0735-21-5422                 |
|      | 紀の川市  | 危機管理消防課        | 紀の川市西大井 338    | 0736-77-1300                 | 0736-77-2514                 |
|      | 岩出市   | 総務課            | 岩出市西野 209      | 0736-62-2141                 | 0736-63-0075                 |
| 海草郡  | 紀美野町  | 総務課特別対策室       | 紀美野町動木 287     | 073-489-5912                 | 073-489-2510                 |
| 伊都郡  | かつらぎ町 | 危機管理課          | かつらぎ町丁ノ町 2160  | 0736-22-0300                 | 0736-22-6432                 |
|      | 九度山町  | 地域防災課          | 九度山町九度山 1190   | 0736-54-2019                 | 0736-54-2022                 |
|      | 高野町   | 総務課<br>防災対策推進室 | 高野町高野山 636     | 0736-56-3000<br>0736-56-9911 | 0736-56-4745<br>0736-56-2990 |
| 有田郡  | 湯浅町   | 総務広報課          | 湯浅町青木 668-1    | 0737-64-1108                 | 0737-63-3791                 |
|      | 広川町   | 企画政策課          | 広川町広 1500      | 0737-63-1122                 | 0737-62-2407                 |
|      | 有田川町  | 総務課            | 有田川町下津野 2018-4 | 0737-52-2111                 | 0737-52-3210                 |
| 日高郡  | 美浜町   | 防災企画課          | 美浜町和田 1138-278 | 0738-23-4902                 | 0738-23-3523                 |
|      | 日高町   | 総務政策課          | 日高町高家 626      | 0738-63-2051                 | 0738-63-2923                 |
|      | 由良町   | 総務政策課          | 由良町里 1220-1    | 0738-65-1801                 | 0738-65-0282                 |
|      | 印南町   | 総務課            | 印南町印南 2570     | 0738-42-0120                 | 0738-42-0662                 |
|      | みなべ町  | 総務課            | みなべ町芝 742      | 0739-72-2051                 | 0739-72-1223                 |
|      | 日高川町  | 総務課            | 日高川町土生 160     | 0738-22-1700                 | 0738-22-8779                 |
| 西牟婁郡 | 白浜町   | 総務課危機管理室       | 白浜町 1600       | 0739-43-5555                 | 0739-43-5353                 |
|      | 上富田町  | 総務政策課          | 上富田町朝来 763     | 0739-47-0550                 | 0739-47-4005                 |
|      | すさみ町  | 総務課            | すさみ町周参見 4089   | 0739-55-4802                 | 0739-55-4810                 |
| 東牟婁郡 | 那智勝浦町 | 総務課            | 那智勝浦町築地 7-1-1  | 0735-52-4811                 | 0735-52-6543                 |
|      | 太地町   | 総務課            | 太地町太地 3767-1   | 0735-59-2335                 | 0735-59-2801                 |
|      | 古座川町  | 総務課            | 古座川町高池 673-2   | 0735-72-0180                 | 0735-72-1858                 |
|      | 北山村   | 総務課            | 北山村大沼 42       | 0735-49-2331                 | 0735-49-2207                 |
|      | 串本町   | 総務課            | 串本町串本 1800     | 0735-62-0555                 | 0735-62-4977                 |

1-19-2 和歌山県総合防災情報システム電話番号簿

本庁の内線電話から、有線回線：#9+（局番）－（電話番号）

衛星回線（有線回線のみ機関は発着不可）：#9+7－（局番）－（電話番号）

| 課室名            | 防災内線番号 | 課室名      | 防災内線番号 |
|----------------|--------|----------|--------|
| 県庁<br>防災局番：300 |        | 生涯学習課    | 418    |
|                |        | 教育支援課    | 419    |
| 統制室            | 400    | 災害対策本部室  | 420    |
| 当直室※           | 401    | 災害対策本部室  | 421    |
| 統制室            | 402    | 災害対策本部室  | 422    |
| 災害対策課          | 403    | 災害対策本部室  | 423    |
| 防災企画課          | 404    | 災害対策本部室  | 424    |
| 危機管理・消防課       | 405    | 災害対策本部室  | 425    |
| 災害対策本部長室       | 406    | 防災対策室 A  | 426    |
| 消防防災無線音声一斉着信用  | 448    | 防災対策室 A  | 427    |
| 広報課            | 449    | 防災対策室 A  | 428    |
| 総務課            | 450    | 防災対策室 A  | 466    |
| 管財課            | 451    | 防災対策室 B  | 429    |
| 企画総務課          | 452    | 防災対策室 B  | 430    |
| 環境生活総務課        | 453    | 防災対策室 B  | 431    |
| 食品・生活衛生課       | 454    | 防災対策室 C  | 432    |
| 福祉保健総務課        | 455    | 防災対策室 C  | 433    |
| 医務課            | 456    | 防災対策室 C  | 434    |
| 健康推進課          | 457    | 防災対策室 D  | 435    |
| 薬務課            | 458    | 防災対策室 D  | 436    |
| 商工観光労働総務課      | 459    | 防災対策室 D  | 437    |
| 公営企業課          | 460    | 防災対策室 E  | 438    |
| 農林水産総務課        | 461    | 防災対策室 E  | 439    |
| 農業農村整備課        | 462    | 防災対策室 E  | 440    |
| 森林整備課          | 463    | 機器室      | 441    |
| 水産振興課          | 464    | 機器室      | 442    |
| 資源管理課          | 465    | ダムテレメータ  | 443    |
| 県土整備総務課        | 407    | 統制台      | 469    |
| 道路保全課          | 408    | ダムテレメータ  | 445    |
| 道路建設課          | 409    | ダムテレメータ  | 446    |
| 河川課            | 410    | ダムテレメータ  | 447    |
| 砂防課            | 411    | 統制室（FAX） | 499    |
| 都市政策課          | 412    | 統制室（FAX） | 498    |
| 港湾漁港整備課        | 413    | 統制室（FAX） | 497    |
| 教育総務局総務課       | 417    | 統制室（FAX） | 496    |

本庁の内線電話から

有線回線：#9+（局番）－（電話番号）

衛星回線（有線回線のみ機関は発着不可）：#9+7－（局番）－（電話番号）

| 課室名                | 防災内線番号 | 課室名                | 防災内線番号 |
|--------------------|--------|--------------------|--------|
| 広報課（FAX）           | 500    | 管理保全課              | 404    |
| 総務課（FAX）           | 501    | 総務県民課（FAX）         | 499    |
| 企画総務課（FAX）         | 502    | 総務福祉課（FAX）         | 498    |
| 環境生活総務課（FAX）       | 503    | 企画産業課（FAX）         | 497    |
| 福祉保健総務課（FAX）       | 510    | 総務調整課（FAX）         | 496    |
| 商工観光労働総務課（FAX）     | 511    | 伊都総合庁舎<br>防災局番：330 |        |
| 農林水産総務課（FAX）       | 512    |                    |        |
| 県土整備総務課（FAX）       | 495    | 総務県民課              | 400    |
| 道路保全課（FAX）         | 494    | 総務調整課              | 401    |
| 河川課（FAX）           | 493    | （庁舎工事のため撤去中）       | 402    |
| 都市政策課（FAX）         | 492    | （庁舎工事のため撤去中）       | 403    |
| 港湾漁港整備課（FAX）       | 491    | 総務県民課（FAX）         | 499    |
| 教育支援課（FAX）         | 488    | 総務調整課（FAX）         | 498    |
| 災害対策本部室（FAX）       | 487    | （庁舎工事のため撤去中）       | 497    |
| 防災対策室A（FAX）        | 486    | 有田総合庁舎<br>防災局番：340 |        |
| 防災対策室B（FAX）        | 485    |                    |        |
| 防災対策室B（FAX）        | 484    | 総務県民課              | 400    |
| 生石中継局              | 477    | 総務福祉課              | 401    |
| 龍神岳中継局             | 478    | 農業水産振興課            | 402    |
| 塔石中継局              | 479    | 総務調整課              | 403    |
| 増設用                | 467    | 管理保全課              | 404    |
| 増設用                | 468    | 総務県民課（FAX）         | 499    |
| 増設用（FAX）           | 513    | 総務福祉課（FAX）         | 498    |
| 海草振興局<br>防災局番：300  |        | 農業水産振興課（FAX）       | 497    |
|                    |        | 総務調整課（FAX）         | 496    |
| 総務県民課              | 415    | 生石中継局              | 477    |
| 農業水産振興課            | 416    | 日高総合庁舎<br>防災局番：350 |        |
| 総務県民課（FAX）         | 490    |                    |        |
| 農業水産振興課（FAX）       | 489    | 総務県民課              | 400    |
| 那賀総合庁舎<br>防災局番：320 |        | 農業水産振興課            | 401    |
|                    |        | 総務調整課              | 402    |
| 総務県民課              | 400    | 総務調整課              | 403    |
| 総務福祉課              | 401    | 総務県民課（FAX）         | 499    |
| 企画産業課              | 402    | 農業水産振興課（FAX）       | 498    |
| 総務調整課              | 403    | 総務調整課（FAX）         | 497    |

本庁の内線電話から

有線回線：#9+（局番）－（電話番号）

衛星回線（有線回線のみ機関は発着不可）：#9+7－（局番）－（電話番号）

| 課室名                    | 防災内線番号 | 課室名                   | 防災内線番号 |
|------------------------|--------|-----------------------|--------|
| 西山中継局                  | 477    | 総務調整課                 | 402    |
| 犬ヶ丈中継局                 | 478    | 管理保全課                 | 403    |
| 西牟婁総合庁舎<br>防災局番：360    |        | 工務課                   | 404    |
|                        |        | 街路公園課                 | 405    |
| 総務県民課                  | 400    | 会議室（FAX）              | 499    |
| 総務福祉課                  | 401    | 和歌山下津港湾事務所            |        |
| 農業水産振興課                | 402    | 防災局番：313              |        |
| 管理保全課                  | 403    | 会議室                   | 400    |
| 管理保全課                  | 404    | 総務管理課                 | 401    |
| 総務県民課（FAX）             | 499    | 会議室（FAX）              | 499    |
| 総務福祉課（FAX）             | 498    | 海南工事事務所               |        |
| 農業水産振興課（FAX）           | 497    | 防災局番：316              |        |
| 管理保全課（FAX）             | 496    | 総務用地課                 | 400    |
| 槇山中継局                  | 477    | 総務用地課                 | 401    |
| 東牟婁総合庁舎<br>防災局番：370    |        | 工務課                   | 402    |
|                        |        | 管理保全課                 | 403    |
| 総務県民課                  | 400    | 入札室                   | 404    |
| 総務福祉課                  | 401    | 総務用地課（FAX）            | 499    |
| 大会議室                   | 402    | 伊都振興局健康福祉部            |        |
| 管理保全課                  | 403    | 防災局番：331              |        |
| 管理保全課                  | 404    | 総務福祉課                 | 400    |
| 総務県民課（FAX）             | 499    | 総務福祉課                 | 401    |
| 総務福祉課（FAX）             | 498    | 総務福祉課                 | 451    |
| 大会議室（FAX）              | 497    | 衛生環境課                 | 452    |
| 管理保全課（FAX）             | 496    | 保健課                   | 453    |
| 大雲取中継局                 | 477    | 総務福祉課（FAX）            | 499    |
| 海草振興局健康福祉部<br>防災局番：311 |        | 二川ダム管理事務所<br>防災局番：342 |        |
| 総務福祉課                  | 400    | 管理課                   | 400    |
| 大会議室                   | 401    | 宿直室                   | 401    |
| 総務福祉課（FAX）             | 499    | 操作室                   | 402    |
| 海草振興局建設部<br>防災局番：312   |        | 無線機室（FAX）             | 499    |
|                        |        | 広川出張所                 |        |
| 総務調整課                  | 400    | 防災局番：343              |        |
| 総務調整課                  | 401    | 操作室                   | 400    |

本庁の内線電話から

有線回線：#9+（局番）－（電話番号）

衛星回線（有線回線のみ機関は発着不可）：#9+7－（局番）－（電話番号）

| 課室名                    | 防災内線番号 | 課室名                                                                   | 防災内線番号 |
|------------------------|--------|-----------------------------------------------------------------------|--------|
| 宿直室                    | 401    | 東牟婁振興局健康福祉部串本支所<br>防災局番：371                                           |        |
| 執務室                    | 402    |                                                                       |        |
| 操作室（FAX）               | 499    | 所長室                                                                   | 400    |
| こころの医療センター<br>防災局番：345 |        | 地域福祉課                                                                 | 401    |
|                        |        | 保健環境課                                                                 | 402    |
| 情報管理・作業室               | 400    | 支所長室                                                                  | 403    |
| 事務当直室                  | 401    | 小会議室                                                                  | 404    |
| 総務課                    | 402    | 大会議室                                                                  | 405    |
| 情報管理・作業室（FAX）          | 499    | 所長室（FAX）                                                              | 499    |
| 日高振興局健康福祉部<br>防災局番：351 |        | 東牟婁振興局串本建設部<br>防災局番：372                                               |        |
| 防災端末室                  | 400    | 管理保全課                                                                 | 400    |
| 総務福祉課                  | 401    | 管理保全課                                                                 | 401    |
| 総務福祉課                  | 402    | 総務用地課                                                                 | 402    |
| 保健課                    | 403    | 工務課                                                                   | 403    |
| 保健課                    | 404    | 部長室                                                                   | 404    |
| 衛生環境課                  | 405    | 副部長                                                                   | 405    |
| 防災端末室（FAX）             | 499    | 管理保全課（FAX）                                                            | 499    |
| 椿山ダム管理事務所<br>防災局番：352  |        | 七川ダム管理事務所<br>防災局番：373                                                 |        |
| 管理課                    | 400    | 操作室                                                                   | 400    |
| 宿直室                    | 401    | 宿直室                                                                   | 401    |
| 管理課                    | 402    | 管理課                                                                   | 402    |
| 操作室                    | 403    | 管理課（FAX）                                                              | 499    |
| 管理課（FAX）               | 499    | 東京事務所<br>048-300                                                      |        |
| 防災航空センター<br>防災局番：364   |        | 東京事務所                                                                 | 9-3308 |
|                        |        | 東京事務所（FAX）                                                            | 9-3347 |
| 事務室                    | 400    | 衛星回線のための<br>方に注意が必要です。<br>電話：7-048-300-9-3308<br>FAX：7-048-300-9-3347 |        |
| 当直室                    | 401    |                                                                       |        |
| 格納庫                    | 402    |                                                                       |        |
| 事務室                    | 451    |                                                                       |        |
| 事務室                    | 452    |                                                                       |        |
| 事務室（FAX）               | 499    |                                                                       |        |

本庁の内線電話から

有線回線：#9+（局番）－（電話番号）

衛星回線（有線回線のみ機関は発着不可）：#9+7－（局番）－（電話番号）

| 課室名              | 防災内線番号 | 課室名              | 防災内線番号 |
|------------------|--------|------------------|--------|
| 和歌山市<br>防災局番：210 |        | 教育委員会            | 405    |
|                  |        | 防災安全課（FAX）       | 499    |
| 総合防災課            | 400    | 御坊市<br>防災局番；250  |        |
| 建築指導課            | 401    |                  |        |
| 農林水産課            | 402    | 企画課              | 400    |
| 河川港湾課            | 403    | 防災対策課            | 401    |
| 下水道企画課           | 404    | 社会福祉課            | 402    |
| 道路管理課            | 405    | 総務課              | 403    |
| 総合防災課（FAX）       | 499    | 秘書室              | 404    |
|                  |        | 農林水産課            | 405    |
| 海南市<br>防災局番：211  |        | 企画課（FAX）         | 499    |
|                  |        | 田辺市<br>防災局番：260  |        |
| 危機管理課            | 400    |                  |        |
| 受付付近             | 401    | 防災まちづくり課         | 400    |
| 議会事務局            | 402    | 土木課              | 401    |
| 災害対策本部事務室（3A）    | 403    | 防災まちづくり課（FAX）    | 499    |
| 災害対策本部室（4A）      | 404    | 新宮市<br>防災局番；270  |        |
| 会議室（5D）          | 405    |                  |        |
| 危機管理課（FAX）       | 499    | 防災対策課            | 400    |
| 橋本市<br>防災局番：230  |        | 防災対策課（FAX）       | 499    |
|                  |        | 紀の川市<br>防災局番：220 |        |
| 危機管理室            | 400    |                  |        |
| 宿直室              | 401    | 危機管理班            | 400    |
| 農林振興課            | 402    | 消防対策班            | 401    |
| 市長応接室            | 403    | 庁議室              | 402    |
| 市長応接室            | 404    | 危機管理消防課          | 403    |
| 教育委員会            | 405    | 危機管理消防課（FAX）     | 499    |
| 危機管理室（FAX）       | 499    | 岩出市<br>防災局番：221  |        |
| 有田市<br>防災局番：240  |        |                  |        |
|                  |        | 総務課              | 400    |
| 防災安全課            | 400    | 守衛室              | 401    |
| 守衛室              | 401    | 総務課              | 402    |
| 福祉事務所            | 402    | 総務課（FAX）         | 499    |
| 建設課              | 403    |                  |        |
| 有田みかん課           | 404    |                  |        |

本庁の内線電話から

有線回線：#9+（局番）－（電話番号）

衛星回線（有線回線のみ機関は発着不可）：#9+7－（局番）－（電話番号）

| 課室名               | 防災内線番号 | 課室名              | 防災内線番号 |
|-------------------|--------|------------------|--------|
| 紀美野町<br>防災局番：212  |        | 湯浅町<br>防災局番：241  |        |
| 総務課               | 400    | 総務課              | 400    |
| 宿直室               | 401    | 宿直室              | 401    |
| 建設課               | 402    | 防災無線室            | 402    |
| 住民課               | 403    | 総務課（FAX）         | 499    |
| 産業課               | 404    | 広川町<br>防災局番：242  |        |
| 教育課               | 405    |                  |        |
| 総務課（FAX）          | 499    | 総務課              | 400    |
| かつらぎ町<br>防災局番：231 |        | 警備員室             | 401    |
|                   |        | 住民生活課            | 402    |
| 危機管理課             | 400    | 産業建設課            | 403    |
| ホール               | 401    | 教育委員会室           | 404    |
| 総務課               | 402    | 総務課（FAX）         | 499    |
| 生涯学習課             | 403    | 有田川町<br>防災局番：243 |        |
| 危機管理課（FAX）        | 499    |                  |        |
| 九度山町<br>防災局番：232  |        | 総務課              | 400    |
|                   |        | 警備室              | 401    |
| 地域防災課             | 400    | 税務課              | 402    |
| 日直室（災害時は災害対策本部）   | 401    | 建設課              | 403    |
| 上下水道課             | 402    | 防災無線室            | 404    |
| 町長室               | 403    | 少年センター           | 405    |
| 地域防災課（FAX）        | 499    | 総務課（FAX）         | 499    |
| 高野町<br>防災局番：233   |        | 美浜町<br>防災局番：251  |        |
|                   |        | 防災企画課            | 400    |
| 防災危機対策室           | 400    | 宿直室              | 401    |
| 宿直室               | 401    | 住民課              | 402    |
| 福祉保健課             | 402    | 産業建設課            | 403    |
| 建設課               | 403    | 会議室              | 404    |
| 会議室               | 404    | 防災企画課（FAX）       | 499    |
| 防災危機対策室           | 405    | 日高町<br>防災局番：252  |        |
| 防災危機対策室（FAX）      | 499    |                  |        |
|                   |        | 総務課              | 400    |
|                   |        | 警備員室             | 401    |

本庁の内線電話から

有線回線：#9+（局番）－（電話番号）

衛星回線（有線回線のみ機関は発着不可）：#9+7－（局番）－（電話番号）

| 課室名              | 防災内線番号 | 課室名                   | 防災内線番号 |
|------------------|--------|-----------------------|--------|
| 住民生活課            | 402    | 白浜町<br>防災局番：261       |        |
| 総務課              | 403    |                       |        |
| 議会委員会室           | 404    | 総務課                   | 400    |
| 産業建設課            | 405    | 宿直室                   | 401    |
| 総務課（FAX）         | 499    | 観光課                   | 402    |
|                  |        | 住民保健課                 | 403    |
| 由良町<br>防災局番：253  |        | 建設課                   | 405    |
|                  |        | 地域防災課（FAX）            | 499    |
| 無線室              | 400    | 白浜町日置川事務所<br>防災局番：264 |        |
| 宿直室              | 401    |                       |        |
| 総務政策課            | 402    | 住民窓口係                 | 400    |
| 無線室（FAX）         | 499    | 宿直室                   | 401    |
| 印南町<br>防災局番：254  |        | 会議室                   | 402    |
|                  |        | 日置川消防署                | 500    |
| 総務課              | 400    | 住民窓口係（FAX）            | 499    |
| 宿直室              | 401    | 上富田町<br>防災局番：262      |        |
| 住民福祉課            | 402    |                       |        |
| 建設課              | 403    | 総務課                   | 400    |
| 町長室              | 404    | 宿直室                   | 401    |
| 総務課（FAX）         | 499    | 建設課                   | 402    |
|                  |        | 総務課（FAX）              | 499    |
| みなべ町<br>防災局番：255 |        | すさみ町<br>防災局番：263      |        |
| 総務課              | 400    | 総務課                   | 400    |
| 宿直室              | 401    | 宿直室                   | 401    |
| 総務課（FAX）         | 499    | 税務課                   | 402    |
| 日高川町<br>防災局番：256 |        | 無線放送室                 | 403    |
|                  |        | 教育委員会                 | 404    |
| 総務課              | 400    | すさみ消防署                | 500    |
| 宿直室              | 401    | 総務課（FAX）              | 499    |
| 住民課              | 402    | 那智勝浦町<br>防災局番：271     |        |
| 建設課              | 403    |                       |        |
| 総務課              | 404    | 総務課防災対策室              | 400    |
| 企画政策課            | 405    | 宿直室                   | 401    |
| 総務課（FAX）         | 499    | 観光企画課                 | 402    |

本庁の内線電話から

有線回線：#9+（局番）－（電話番号）

衛星回線（有線回線のみ機関は発着不可）：#9+7－（局番）－（電話番号）

| 課室名              | 防災内線番号 | 課室名                                 | 防災内線番号 |
|------------------|--------|-------------------------------------|--------|
| 建設課              | 403    | 橋本市消防本部<br>防災局番：237<br>衛星用防災局番：2305 |        |
| 総務課（放送室）（FAX）    | 499    |                                     |        |
| 太地町<br>防災局番：272  |        |                                     |        |
| 旧総務課（2F）         | 400    | 消防署（準備室）                            | 501    |
| 総務課              | 401    | 消防署                                 | 502    |
| 宿直室              | 402    | 指令室                                 | 503    |
| 旧総務課（2F）（FAX）    | 499    | 警防課                                 | 504    |
| 古座川町<br>防災局番：273 |        | 団会議室                                | 505    |
|                  |        | 指令室（FAX）                            | 599    |
| 総務課（倉庫）          | 400    | 高野町消防本部<br>防災局番：238                 |        |
| 宿直室              | 401    |                                     |        |
| 住民生活課            | 402    | 災害情報室                               | 400    |
| 建設課              | 403    | 指令室                                 | 401    |
| 倉庫               | 404    | 事務室                                 | 402    |
| 総務課              | 405    | 災害情報室（FAX）                          | 499    |
| 総務課（倉庫）（FAX）     | 499    | 伊都消防組合<br>防災局番：239                  |        |
| 北山村<br>防災局番：274  |        |                                     |        |
| 総務課              | 400    | 本部事務所                               | 401    |
| 宿直室              | 401    | 通信監視室                               | 402    |
| 産業建設課            | 402    | 通信統制室（FAX）                          | 499    |
| web会議室           | 403    | 那賀消防組合<br>防災局番：227                  |        |
| 総務課（FAX）         | 499    |                                     |        |
| 串本町<br>防災局番：275  |        | 通信指令室                               | 400    |
|                  |        | 防災センター                              | 401    |
| 総務課              | 400    | 総務課                                 | 402    |
| 会議室（災対本部室）       | 401    | 警防課                                 | 403    |
| 会議室（災対本部室）       | 402    | 予防課                                 | 404    |
| 建設課              | 403    | 中消防署事務室                             | 405    |
| 福祉課              | 404    | 通信指令室（FAX）                          | 499    |
| 住民課              | 405    | 和歌山市消防局<br>防災局番：210                 |        |
| 総務課（FAX）         | 499    |                                     |        |
|                  |        | 通信指令室                               | 500    |
|                  |        | トレーニング室                             | 501    |

本庁の内線電話から

有線回線：#9+（局番）－（電話番号）

衛星回線（有線回線のみ機関は発着不可）：#9+7－（局番）－（電話番号）

| 課室名                  | 防災内線番号 | 課室名                                    | 防災内線番号 |
|----------------------|--------|----------------------------------------|--------|
| 警防課                  | 502    | 作戦会議室                                  | 401    |
| 予防課                  | 503    | 研修室                                    | 402    |
| 消防総務課                | 504    | 事務室（警防課）                               | 403    |
| 消防警備本部室              | 505    | 事務室（警防係）                               | 404    |
| 通信指令室（FAX）           | 599    | 指令室（FAX）                               | 499    |
| 海南省消防本部<br>防災局番：217  |        | 御坊市消防本部<br>防災局番：257                    |        |
| 通信室                  | 400    | 指令室                                    | 400    |
| 消防署                  | 401    | 事務室                                    | 401    |
| 総務課                  | 402    | 指令室（FAX）                               | 499    |
| 警防課                  | 403    | 日高広域消防事務組合<br>防災局番：258<br>衛星用防災局番：2525 |        |
| 予防課                  | 404    |                                        |        |
| 災害情報室                | 405    |                                        |        |
| 通信室（FAX）             | 499    | 指令室                                    | 500    |
| 紀美野町消防本部<br>防災局番：218 |        | 指令室                                    | 501    |
|                      |        | 指令室（FAX）                               | 599    |
| 指令室                  | 400    | 田辺市消防本部<br>防災局番：260                    |        |
| 警防課                  | 401    |                                        |        |
| 会議室                  | 402    | 指令室                                    | 500    |
| 指令室（FAX）             | 499    | 災害対策本部室                                | 501    |
| 有田市消防本部<br>防災局番：247  |        | 総務課                                    | 502    |
|                      |        | 作戦室                                    | 503    |
| 指令室                  | 400    | 指令室（FAX）                               | 599    |
| 事務室                  | 401    | 白浜町消防本部<br>防災局番：267                    |        |
| 事務室                  | 402    |                                        |        |
| 指令室（FAX）             | 499    | 指令室                                    | 400    |
| 有田川町消防本部<br>防災局番：248 |        | 機械室                                    | 401    |
|                      |        | 消防事務室                                  | 402    |
| 通信指令室                | 400    | 指令室（FAX）                               | 499    |
| 事務室（警防課）             | 401    | 新宮市消防本部<br>防災局番：277                    |        |
| 作戦室                  | 402    |                                        |        |
| 通信指令室（FAX）           | 499    | 指令室                                    | 400    |
| 湯浅広川消防組合<br>防災局番：249 |        | 救急室                                    | 401    |
|                      |        | 会議室                                    | 402    |
| 指令室                  | 400    | 消防長室                                   | 403    |

本庁の内線電話から

有線回線：#9+（局番）－（電話番号）

衛星回線（有線回線のみ機関は発着不可）：#9+7－（局番）－（電話番号）

| 課室名                                   | 防災内線番号 | 課室名                                       | 防災内線番号 |
|---------------------------------------|--------|-------------------------------------------|--------|
| 事務室                                   | 404    |                                           |        |
| 事務室                                   | 405    |                                           |        |
| 指令室（FAX）                              | 499    |                                           |        |
| 串本町消防本部<br>防災局番：278                   |        |                                           |        |
| 署事務室                                  | 400    |                                           |        |
| 指令室                                   | 401    |                                           |        |
| 出動準備室                                 | 402    |                                           |        |
| 防災事務室                                 | 403    |                                           |        |
| 本部事務室                                 | 404    |                                           |        |
| 消防長室                                  | 405    |                                           |        |
| 指令室（FAX）                              | 499    |                                           |        |
| 那智勝浦町消防本部<br>防災局番：279<br>衛星用防災局番：2715 |        |                                           |        |
| 指令室                                   | 500    |                                           |        |
| 指令室                                   | 501    |                                           |        |
| 指令室（FAX）                              | 599    |                                           |        |
| 自衛隊信太山駐屯地<br>防災局番：392                 |        |                                           |        |
| 第3科                                   | 400    |                                           |        |
| 当直司令室                                 | 401    |                                           |        |
| 作戦室                                   | 402    |                                           |        |
| 第3科（FAX）                              | 499    |                                           |        |
| 衛星可搬局（運用時のみ）<br>（防災局番なし）              |        |                                           |        |
| 防災企画課                                 | 7-952  |                                           |        |
| 東牟婁振興局                                | 7-951  |                                           |        |
| 西牟婁振興局                                | 7-953  |                                           |        |
| 広域防災拠点用（海草）                           | 7-954  |                                           |        |
| 広域防災拠点用（西牟婁）                          | 7-955  |                                           |        |
| 広域防災拠点用（東牟婁）                          | 7-956  |                                           |        |
| 広域防災拠点用（伊都）                           | 7-957  |                                           |        |
|                                       |        | ・衛星回線のため、防災内線<br>番号（3桁）の前に必ず<br>[7]が必要です。 |        |
|                                       |        |                                           |        |

## 第2章 様式

### 第1節 被害状況の報告（火災・災害等即報要領他）

#### 2-1-1 被害状況即報（第4号様式その1）

1 / 2

### 被 害 状 況 即 報

|           |         |            |         |             |       |       |    |  |
|-----------|---------|------------|---------|-------------|-------|-------|----|--|
| 市町村名      |         | 岩出市        |         | 区 分         |       | 被 害   |    |  |
| 災 害 名     | 災害名     |            |         | 田           | 流失・埋没 | ha    |    |  |
|           | 報 告 番 号 | 第 報        |         |             | 冠 水   | ha    |    |  |
| 報 告 者 名   |         | ( 月 日 時現在) |         |             | 畑     | 流失・埋没 | ha |  |
|           | 冠 水     |            |         |             |       | ha    |    |  |
| 区 分       |         | 被 害        |         | そ<br>の<br>他 | 文教施設  | 箇所    |    |  |
| 区 分       |         | 被 害        |         |             | 病院    | 箇所    |    |  |
| 区 分       |         | 被 害        |         |             | 道路    | 箇所    |    |  |
| 区 分       |         | 被 害        |         |             | 橋りょう  | 箇所    |    |  |
| 人 的 被 害 者 | 死 者     | 人          |         |             | 河 川   | 箇所    |    |  |
|           | 行方不明者   | 人          |         |             | 港 湾   | 箇所    |    |  |
|           | 負 傷 者   | 重 傷        | 人       |             |       | 砂 防   | 箇所 |  |
|           |         | 軽 傷        | 人       |             |       | 清掃施設  | 箇所 |  |
| 住 家 被 害   | 全 壊     | 棟          |         |             | 崖崩れ   | 箇所    |    |  |
|           |         | 世帯         |         |             | 鉄道不通  | 箇所    |    |  |
|           |         | 人          |         |             | 被害船舶  | 隻     |    |  |
|           | 半 壊     | 棟          |         |             | 水 道   | 戸     |    |  |
|           |         | 世帯         |         |             | 電 話   | 回線    |    |  |
|           |         | 人          |         |             | 電 気   | 戸     |    |  |
|           | 一 部 破 損 | 棟          |         |             | ガ ス   | 戸     |    |  |
|           |         | 世帯         |         | ブロック塀等      | 箇所    |       |    |  |
|           |         | 人          |         |             |       |       |    |  |
|           | 床 上 浸 水 | 棟          |         |             |       |       |    |  |
|           |         | 世帯         |         |             |       |       |    |  |
|           |         | 人          |         |             |       |       |    |  |
| 床 下 浸 水   | 棟       |            | 罹災世帯数   | 世帯          |       |       |    |  |
|           | 世帯      |            | 罹災者数    | 人           |       |       |    |  |
|           | 人       |            |         |             |       |       |    |  |
| 非 住 家     | 公共建物    | 棟          | 火 災 発 生 | 建 物         | 件     |       |    |  |
|           | そ の 他   | 棟          |         | 危 険 物       | 件     |       |    |  |
|           |         |            |         | そ の 他       | 件     |       |    |  |

| 区 分         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 被 害 |  | 災<br>害<br>対<br>策<br>本<br>部<br>等<br>の<br>設<br>置<br>状<br>況 | 都<br>道<br>府<br>県 |  |  |  |             |   |  |  |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--|----------------------------------------------------------|------------------|--|--|--|-------------|---|--|--|
| 公立文教施設      | 千円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |     |  |                                                          |                  |  |  |  | 市<br>町<br>村 |   |  |  |
| 農林水産施設      | 千円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |     |  |                                                          |                  |  |  |  |             |   |  |  |
| 公共土木施設      | 千円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |     |  |                                                          |                  |  |  |  |             |   |  |  |
| その他の公共施設    | 千円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |     |  |                                                          |                  |  |  |  |             |   |  |  |
| 小 計         | 千円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |     |  |                                                          |                  |  |  |  |             |   |  |  |
| 公共施設被害市町村数  | 団体                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |     |  |                                                          |                  |  |  |  |             |   |  |  |
| そ<br>の<br>他 | 農業被害                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 千円  |  | 災<br>適<br>害<br>用<br>救<br>市<br>助<br>町<br>法<br>村<br>名      | 計 団体             |  |  |  |             |   |  |  |
|             | 林業被害                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 千円  |  |                                                          |                  |  |  |  |             |   |  |  |
|             | 畜産被害                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 千円  |  |                                                          |                  |  |  |  |             |   |  |  |
|             | 水産被害                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 千円  |  |                                                          |                  |  |  |  |             |   |  |  |
|             | 商工被害                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 千円  |  |                                                          |                  |  |  |  |             |   |  |  |
|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |     |  |                                                          |                  |  |  |  |             |   |  |  |
|             | その他                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 千円  |  |                                                          |                  |  |  |  | 消防団員出動延人数   | 人 |  |  |
| 被害総額        | 千円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |     |  | 消防職員出動延人数                                                | 人                |  |  |  |             |   |  |  |
| 備<br>考      | 災害発生場所<br>災害発生年月日<br>災害の種類概況<br>応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況</li> <li>・ 避難情報等の状況</li> <li>・ 自主避難の状況</li> <li>・ 避難所の設置状況</li> <li>・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況</li> <li>・ 自衛隊の派遣要請、出動状況</li> <li>・ ボランティアセンター設置状況（設置の有無及び設置場所）</li> <li>・ ボランティアセンター設置状況（設置の有無及び設置場所）</li> <li>・ その他関連事項</li> </ul> |     |  |                                                          |                  |  |  |  |             |   |  |  |

※ 被害額は省略することができるものとする。

2-1-2 災害概況即報（第4号様式その2）

災 害 概 況 即 報

災害名 (第 報)

|      |           |
|------|-----------|
| 報告日時 | 年 月 日 時 分 |
| 市町村名 |           |
| 報告者名 |           |
| 電話番号 |           |

|                                 |                 |        |   |    |       |         |    |   |      |   |
|---------------------------------|-----------------|--------|---|----|-------|---------|----|---|------|---|
| 災<br>害<br>の<br>概<br>況           | 発生場所            |        |   |    | 発生日時  | 月 日 時 分 |    |   |      |   |
|                                 |                 |        |   |    |       |         |    |   |      |   |
| 被<br>害<br>の<br>状<br>況           | 死傷者             | 死者     | 人 | 不明 | 人     | 住家      | 全壊 | 棟 | 一部破損 | 棟 |
|                                 |                 | 負傷者    | 人 | 計  | 人     |         | 半壊 | 棟 | 床上浸水 | 棟 |
|                                 |                 |        |   |    |       |         |    |   |      |   |
| 応<br>急<br>対<br>策<br>の<br>状<br>況 | 災害対策本部等<br>設置状況 | (都道府県) |   |    | (市町村) |         |    |   |      |   |
|                                 |                 |        |   |    |       |         |    |   |      |   |

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。確認が取れていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

## 2-1-3 災害即報記入要領（第4号様式分）

### 1) 第4号様式-その1（被害状況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

#### (1) 災害の概況

##### ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

##### イ 災害種別概況

- (ア) 風水害については、降雨の状況及び河川の氾濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- (イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- (ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- (エ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- (オ) その他これらに類する災害の概況

#### (2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

#### (3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市（消防機関を含む。）及び県が講じた応急対策について記入すること。

##### （例）

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難情報等の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ボランティアセンターの設置状況（設置の有無及び設置場所）
- ・ボランティアの活動状況（受入の有無及び派遣の有無等）

### 2) 第4号様式-その2（災害概況即報）

#### (1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

#### (2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、県又は市が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

#### (3) 災害救助法適用市名

適用日時を記入すること。

#### (4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

##### ア 災害の発生場所

被害を生じた市名又は地域名

##### イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

##### ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

##### エ 応急対策の状況

市（消防機関を含む。）及び県が講じた応急対策について記入すること。

（例）

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難情報等の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ 災害ボランティアの活動状況
- ・ ボランティアセンターの設置状況（設置の有無及び設置場所）
- ・ ボランティアの活動状況（受入の有無及び派遣の有無等）

##### オ その他

その他の関連事項

2-1-4 被害状況報告

被害状況報告

概況 月 日 現在  
 中間 月 日 現在  
 確定 月 日

|       |  |
|-------|--|
| 災害の種類 |  |
| 発生年月日 |  |
| 発生場所  |  |

| 区分   |      |      |     | 被害     | 区分        |        |      |       | 被害   | 対応措置等   |         |           |                 |                |        |           |        |      |    |    |
|------|------|------|-----|--------|-----------|--------|------|-------|------|---------|---------|-----------|-----------------|----------------|--------|-----------|--------|------|----|----|
| 人的被害 | 死者   |      | 1   | 人      | 文教施設      | 全壊     |      | 30    | 箇所   | 農林水産業施設 | 農地      |           | 62              | 千円             | 県の防災体制 |           | 発令     | 解除   |    |    |
|      | 行方不明 |      | 2   | 人      |           | 半壊     |      | 31    | 箇所   |         | 農業用施設   |           | 63              | 千円             | 警戒体制   | 1号        |        |      |    |    |
|      | 負傷者  | 重傷   |     | 3      |           | 人      | その他  |       | 32   |         | 箇所      | 林業用施設     |                 | 64             |        | 千円        | 2号     |      |    |    |
|      |      | 軽傷   |     | 4      |           | 人      | (計)  |       | 33   |         | 箇所      | 共同用施設(農林) |                 | 65             | 千円     | 配備体制      | 1号     |      |    |    |
| 住家被害 | 全壊   |      | 5   | 棟      | 農地被害      | 田      | 流失埋没 |       | 34   | ha      | 農林水産業施設 | 共同用施設(水産) |                 | 66             | 千円     |           | 県の防災体制 |      | 発令 | 解除 |
|      |      |      | 6   | 世帯     |           |        | 畑    | 冠水    |      | 35      |         | ha        | (計)             |                | 67     | 千円        | 水防配備体制 | 1号   |    |    |
|      |      |      | 7   | 人      |           | 流失埋没   |      | 36    | ha   | 道路      |         | 68        | 千円              | 2号             |        |           |        |      |    |    |
|      | 半壊   |      | 8   | 棟      |           | 冠水     |      | 37    | ha   | 橋りょう    |         | 69        | 千円              | 3号             |        |           |        |      |    |    |
|      |      |      | 9   | 世帯     |           | 畦畔     |      | 38    | 箇所   | 河川      |         | 70        | 千円              | 県災害対策本部        |        | 設置        |        |      |    |    |
|      | 一部破損 |      | 10  | 人      |           | 一般林地   |      | 39    | 箇所   | 海岸      |         | 71        | 千円              | 災害市町村本部名       | 計      |           | 団体     |      |    |    |
|      |      |      | 11  | 棟      | 農業用施設     |        | 40   | 箇所    | 港湾   |         | 72      | 千円        |                 |                |        |           |        |      |    |    |
|      |      |      | 12  | 世帯     | 林業用施設     |        | 41   | 箇所    | 砂防   |         | 73      | 千円        |                 |                |        |           |        |      |    |    |
|      | 床上浸水 |      | 13  | 人      | 共同用施設(農林) |        | 42   | 箇所    | 漁港   |         | 74      | 千円        | 適用市町村名<br>災害救助法 |                | 計      |           | 団体     |      |    |    |
|      |      |      | 14  | 棟      | 共同用施設(水産) |        | 43   | 箇所    | (計)  |         | 75      | 千円        |                 |                |        |           |        |      |    |    |
|      |      |      | 15  | 世帯     | 道路        |        | 44   | 箇所    | 病院   |         | 76      | 千円        |                 |                |        |           |        |      |    |    |
|      | 床下浸水 |      | 16  | 人      | 橋りょう      |        | 45   | 箇所    | 水道   |         | 77      | 千円        | 避難命令状況<br>告     |                | 計      |           | 団体     |      |    |    |
|      |      |      | 17  | 棟      | 河川        |        | 46   | 箇所    | 清掃施設 |         | 78      | 千円        |                 |                |        |           |        |      |    |    |
|      |      |      | 18  | 世帯     | 海岸        |        | 47   | 箇所    | 一般   |         | 79      | 千円        |                 |                |        |           |        |      |    |    |
|      | 罹災害  | 世帯   |     | 20     | 世帯        | 港湾     |      | 48    | 箇所   | 公営企業    |         | 80        | 千円              | 公共施設被害<br>市町村数 |        | 計         |        | 団体   |    |    |
|      |      | 人員   |     | 21     | 人         | 砂防     |      | 49    | 箇所   | 公社      |         | 81        | 千円              |                |        |           |        |      |    |    |
|      | 非住家  | 公共建物 | 県   |        | 全壊        |        | 22   | 棟     | 漁港   |         | 50      | 箇所        | 市町村             |                |        |           |        |      |    | 82 |
|      |      |      |     |        | 半壊        |        | 23   | 棟     | 病院   |         | 51      | 箇所        | (計)             |                | 83     | 千円        |        |      |    |    |
|      |      |      | 市町村 |        | 全壊        |        | 24   | 棟     | 水道   |         | 52      | 箇所        | 小計              |                | 84     | 千円        |        |      |    |    |
| 半壊   |      | 25   |     |        | 棟         | 清掃施設   |      | 53    | 箇所   | 農産被害    |         | 86        | 千円              |                |        |           |        |      |    |    |
| (計)  |      | 26   | 棟   | 衛生関係施設 |           | 商工関係   |      | 54    | 箇所   | 林産被害    |         | 87        | 千円              | 消防職員出動延人員      |        | 人         |        |      |    |    |
| その他  |      | 全壊   |     | 27     | 棟         | 交通通信被害 |      | がけくずれ |      | 55      | 箇所      | 畜産被害      |                 | 88             | 千円     | 消防団員出動延人員 |        | 人    |    |    |
|      |      |      |     | 半壊     |           | 28     | 棟    | 鉄道不通  |      | 56      | 箇所      | 水産被害      |                 | 89             | 千円     | 商工被害      |        | 90   | 千円 |    |
|      |      |      |     |        |           | (計)    |      | 29    | 棟    | 船舶被害    |         | 57        | 隻               | その他            |        | 91        | 千円     | 被害総額 |    | 92 |
|      |      | その他  |     | 通信被害   |           | 58     | 回線   | その他   |      | 停電被害    |         | 59        | 軒数              | その他            |        | 91        | 千円     |      |    |    |
|      |      |      |     | ガス被害   |           | 60     | 軒数   | 文教施設  |      | 61      | 千円      | ガス被害      |                 | 60             | 軒数     |           |        |      |    |    |

|     |   |      |
|-----|---|------|
| 報告者 | 課 | 庁内電話 |
|-----|---|------|

2-1-5 被害状況認定及び報告書記入の基準

| 被害の種類 |                 | 報告番号  | 基準                                                                                                        |
|-------|-----------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 人的被害  | 死者              | 1     | 当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。                                                  |
|       | 行方不明            | 2     | 当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。                                                                          |
|       | 重傷者             | 3     | 災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1月以上の治療を要する見込みのもの。                                                       |
|       | 軽傷者             | 4     | 災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1月未満で治療できる見込みのもの。                                                        |
| 住家被害  | 住家              |       | 現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。                                                                 |
|       | 世帯              |       | 生計を一つにしている実際の生活単位をいう。                                                                                     |
|       | 住家全壊<br>(全壊・流失) | 5～7   | 住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。    |
|       | 住家半壊<br>(半壊)    | 8～10  | 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。 |
|       | 一部破損            | 11～13 | 全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で補修を必要とする程度のものとする。ただしガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。                                         |
|       | 床上浸水            | 14～16 | 住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。                                            |
|       | 床下浸水            | 17～19 | 床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。                                                                                    |
| 罹災者   | 罹災世帯            | 20    | 災害により被害をうけ、通常的生活を維持することができなくなった生計を一にしている世帯で、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。                                     |
|       | 罹災人員            | 21    | 罹災世帯の構成人員をいう。                                                                                             |
| 非住家   | 非住家             |       | 住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。                                            |
|       | 公共建物            | 22～26 | 公用又は公共の用に供する建物                                                                                            |
|       | その他             | 27～29 | 公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物（全壊、半壊したもののみ）をいう。                                                                      |
| 文教施設  | 文教施設            | 30～33 | 小、中、高校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園における教育の用に供する施設。全壊、半壊は、住家の全壊、半壊に準じるものとする。                                          |
| 農地    | 田畑の流失埋没         | 34～37 | 田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。畑については、田の例に準じて取り扱うものとする。                                             |

| 被害の種類                                |                      | 報告番号      | 基準                                                                                           |
|--------------------------------------|----------------------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                      | 田畑の冠水                | 34～<br>37 | 田については、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。畑については田の例に準じて取り扱うものとする。                                     |
|                                      | 畦畔                   | 38        | 田及び畑の畦畔をいう。                                                                                  |
| 一般林地                                 |                      | 39        | 41 の林業用施設、44～50 の土木施設に含まれるもの、87 の林産施設以外のものとする。                                               |
| 農林水産施設                               |                      | 40～<br>43 | 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の補助対象施設（農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、共同利用施設）とする。                        |
| 土木施設                                 |                      | 44～<br>50 | 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設（河川、海岸、砂防設備、林地、荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道）とする。 |
| 衛生<br>関係<br>施設                       | 病院                   | 51        | 公衆又は、特定多数人のため医業又は歯科医業をなす場所であって患者 20 人以上の収容施設を有するもの。                                          |
|                                      | 水道                   | 52        | 水道とは、上水道、簡易水道、飲料水供給施設であって公共のものをいう。                                                           |
|                                      | 清掃関係施設               | 53        | し尿処理施設、ごみ処理施設（焼却、破碎、圧縮等を含む）であって公共のものをいう。                                                     |
| 商工関係                                 |                      | 54        | 建物以外の商工被害（工業原材料、商品、生産機器器具等をいう。）                                                              |
| 交<br>通<br>通<br>信                     | がけくずれ                | 55        | 崩土等により交通止になった箇所（道路のみ）をいう。                                                                    |
|                                      | 鉄道不通                 | 56        | 汽車、電車等の運行が不能となったもの（異常気象による運休を含む）をいう。                                                         |
|                                      | 船舶被害                 | 57        | ろ、かいのみをもって運転する以外の舟をいう。                                                                       |
|                                      | 通信被害                 | 58        | 通信不能となった電話回線数をいう。                                                                            |
| 公立文教施設                               |                      | 61        | 公立の文教施設をいう。                                                                                  |
| 農林水産業施設                              |                      | 62～<br>67 | 34～38、40～43 に該当するものの被害額をいう。                                                                  |
| 土木施設                                 |                      | 68～<br>75 | 44～50 に該当するものの被害額をいう。                                                                        |
| そ<br>の<br>他<br>の<br>公<br>共<br>施<br>設 | 病院                   | 76        | 51 に該当するもののうち公立病院の被害額をいう。                                                                    |
|                                      | 水道                   | 77        | 52 に該当するものの被害額をいう。                                                                           |
|                                      | 清掃施設                 | 78        | 53 に該当するものの被害額をいう。                                                                           |
|                                      | 県（一般、公営企業、公社）<br>市町村 | 79～<br>81 | 文教施設、農林水産業施設、公共土木施設以外の公共施設の被害額をいう。                                                           |
| 公共施設被害<br>市町村数                       |                      | 85        | 公共施設に被害のあった市町村の数をいう。                                                                         |
| そ<br>の<br>他                          | 農産被害                 | 86        | 農林水産業施設以外の農産（ビニールハウス、農作物等）の被害額をいう。                                                           |
|                                      | 林産被害                 | 87        | 農林水産業施設以外の林産（立木、苗木等）の被害額をいう。                                                                 |
|                                      | 畜産被害                 | 88        | 農林水産業施設以外の畜産（家畜、畜舎等）の被害額をいう。                                                                 |

| 被害の種類 |      | 報告<br>番号 | 基<br>準                          |
|-------|------|----------|---------------------------------|
|       | 水産被害 | 89       | 農林水産業施設以外の水産（のり、魚介、漁船等）の被害額をいう。 |
|       | 商工被害 | 90       | 54 に該当するものの被害額をいう。              |
|       | その他  | 91       | 61～90 の各項に該当しないものをいう。           |

## 2-1-6 被害状況報告書記入要領等

- (1) 上欄の月日、現在、災害の種類、発生年月日、発生場所について記入し、災害の種類については下記を参照し記入する。

|      |                                                                                    |
|------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 発生原因 | 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な現象、大規模な火事・事故・爆発、放射性物質の大量放出等災害対策基本法第2条第1号に規定する原因により生ずる被害 |
|------|------------------------------------------------------------------------------------|

- (2) 報告書区分番号1～92の各欄記入については、「別表 被害状況認定及び報告書記入の基準」による。

(注) 報告書区分番号80公営企業とは病院を除く公営企業をいう。

- (3) 県へ提出する被害報告は、「別表 被害状況認定及び報告書記入の基準」により記入したものを提出する。

(注)

文 教 施 設→公立文教施設災害復旧費国庫負担法の対象となるもの

農 林 水 産 業 施 設→農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の対象となるもの

土 木 施 設→公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象となるもの

2-1-7 火災即報様式 (第1号様式)

第1号様式 (火災)

第 報

|      |           |
|------|-----------|
| 報告日時 | 年 月 日 時 分 |
| 都道府県 |           |
| 市町村  |           |
| 報告者名 |           |

※ 爆発を除く。

|                  |                                       |                |                       |         |                |  |
|------------------|---------------------------------------|----------------|-----------------------|---------|----------------|--|
| 火災種別             | 1. 建物 2. 林野 3. 車両 4. 船舶 5. 航空機 6. その他 |                |                       |         |                |  |
| 出火場所             |                                       |                |                       |         |                |  |
| 出火日時<br>(覚知日時)   | 月 日 時 分<br>( 月 日 時 分)                 | (鎮圧日時)<br>鎮火日時 | 月 日 時 分<br>( 月 日 時 分) |         |                |  |
| 火元の<br>業態・用途     |                                       |                | 事業者名<br>(代表者氏名)       |         |                |  |
| 出火箇所             |                                       |                | 出火原因                  |         |                |  |
| 死傷者              | 死者(性別・年齢) 人                           |                | 死者の生じた<br>理由          |         |                |  |
|                  | 負傷者                                   | 重症 人           |                       |         |                |  |
|                  |                                       | 中等症 人          |                       |         |                |  |
|                  |                                       | 軽症 人           |                       |         |                |  |
| 焼損程度<br>棟数       | 全焼 棟<br>半焼 棟<br>部分焼 棟<br>ぼや 棟         | } 計 棟          | 焼損面積                  | 建物焼損床面積 | m <sup>2</sup> |  |
|                  |                                       |                |                       | 建物焼損表面積 | m <sup>2</sup> |  |
|                  |                                       |                |                       | 林野焼損面積  | a              |  |
| 罹災世帯数            |                                       |                | 気象状況                  |         |                |  |
| 消防活動状況           | 消防本部(署)                               | 台              | 人                     |         |                |  |
|                  | 消防団                                   | 台              | 人                     |         |                |  |
|                  | その他                                   |                | 人                     |         |                |  |
| 救急・救助<br>活動状況    |                                       |                |                       |         |                |  |
| 災害対策本部<br>等の設置状況 |                                       |                |                       |         |                |  |
| その他参考事項          |                                       |                |                       |         |                |  |

## 2-1-8 火災即報記入要領

### (1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

### (2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

### (3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

### (4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

### (5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

#### 1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

#### 2) 建物火災で個別基準の5)又は6)に該当する火災

ア) 発見及び通報の状況

イ) 延焼拡大の理由

ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他

ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

エ) 罹災者の避難保護の状況

オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

#### 3) 林野火災

ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

イ) 林野の植生

ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

#### 4) 交通機関の火災

ア) 車両、船舶、航空機等の概要

イ) 焼損状況、焼損程度

第2節 災害救助法による救助事務の帳簿書式等

2-2-1 救助実施記録日計票

様式第2号

市町村名 岩出市

|                 |    |            |    |    |                                                                                                                         |
|-----------------|----|------------|----|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 救助の種類           | 避  | 炊          | 水  | 救出 | 救助実施記録日計票<br><br>責任者 班 氏名 <span style="float: right;">(印)</span><br>(自治会責任者 氏名 <span style="float: right;">(印)</span> ) |
|                 | 修理 | 学          | 死捜 | 死処 |                                                                                                                         |
|                 | 障  | ○          | ○  | ○  |                                                                                                                         |
|                 | ○  | ○          |    |    |                                                                                                                         |
| No.             |    | (○月○日○時○分) |    |    |                                                                                                                         |
| 員 数 ( 世 帯 )     |    |            |    |    |                                                                                                                         |
| 品 目 ( 数 量 金 額 ) |    |            |    |    |                                                                                                                         |
| 受               | 入  | 先          |    |    |                                                                                                                         |
| 払               | 出  | 先          |    |    |                                                                                                                         |
| 場               | 所  |            |    |    |                                                                                                                         |
| 方               | 法  |            |    |    |                                                                                                                         |
| 記               | 事  |            |    |    |                                                                                                                         |

救助実施記録日計票記入要領

- 1：各救助の種類ごとに一葉作成する。
- 2：記録票欄外のナンバー欄には、記録票作成ごとに一連番号を附するものとし、前回分を訂正する必要が生じた場合、例えばNo.10の次にNo.5の分を訂正する場合には、No.11 (No.5 訂正) のように記載のうえ、前回分No.5の記録票には朱で×印を附し (No.11に訂正済) とし、棄却することなくそのままナンバー順に綴っておく。なお、救助の実施種類が多い場合には、救助の種類ごとに一連番号を附し、ナンバー順に綴ってよい。
- 3：記録票欄外の救助の種類別欄の該当の救助名を○でかこみ、欄内該当欄に必要最少限度の事項を記入する。
- 4：機械、器具等は無償で借上げた場合についても、記録票を作成する。
- 5：災害救助基金より放出した場合についても、同様とする。
- 6：被服、寝具その他生活必需品の給与等で、都道府県調達分と市調達分の双方があるときは、それぞれ別個に記録票を作成する。

## 救 助 日 報

|       |       |       |    |            |             |                 |                |         |    |
|-------|-------|-------|----|------------|-------------|-----------------|----------------|---------|----|
| 報告機関  |       |       |    | 受信機関       |             |                 |                |         |    |
| 送信者   |       |       |    | 受信者        |             |                 |                |         |    |
| 報告時限  |       |       |    | 受信時間       |             |                 |                |         |    |
|       |       | 月     | 日  | 時現在        |             |                 |                |         |    |
|       |       | 月     | 日  | 時          |             |                 |                |         |    |
| 避難所開設 | 開設期間  | 開設日時  | 日  | 時          | 被服寝具生活必需品供与 | 県より受入又は前日よりの繰越量 |                | 点       |    |
|       |       | 開設予定日 | 月  | 日          |             | 本日支給            | 全失世帯数          | (世帯)    | 点  |
|       | 既存建物  | 個所数   | カ所 |            |             |                 | 半失、床上<br>浸水世帯数 | (世帯)    | 点  |
|       |       | 収容人員  | 人  |            |             | 翌日への繰越量         |                | 点       |    |
|       | 野外仮設  | 個所数   | カ所 |            |             | 医療班出動数          |                | カ班      |    |
|       |       | 収容人員  | 人  |            |             | 救助地区            |                |         |    |
| 炊出し   | 炊出期間  | 開始月日  | 月  | 日          | 医療・助産救助     | 診療者数            | 医 療            | 人       |    |
|       |       | 終了予定日 | 月  | 日          |             |                 | 助 産            | 人       |    |
|       | 炊出個所数 |       | カ所 |            |             | 医療機関            | 医 療            | 施 設 数   | カ所 |
|       | 炊出人員  | 朝     | 人  |            |             |                 |                | 診 療 人 員 | 人  |
|       |       | 昼     | 人  |            |             |                 | 助 産            | 施 設 数   | カ所 |
|       |       | 夕     | 人  |            |             |                 |                | 診 療 人 員 | 人  |
|       | 計     | 人     |    | 救助終了予定月日   |             | 月               | 日              |         |    |
|       | 給水    | 供給地区数 |    | 地区         |             | 被災者救出           | 救出地区           |         |    |
| 供給実人員 |       | 人     |    | 救出をした人員    |             |                 | 人              |         |    |
| 供給水量  |       | リットル  |    | 今後救出を要する人員 |             |                 | 人              |         |    |
| 給水期間  |       | 開始月日  | 月  | 日          | 救出終了予定月日    |                 | 月              | 日       |    |
|       |       | 終了予定日 | 月  | 日          | 救出の方法       |                 |                |         |    |
| 給水方法  |       |       |    |            |             |                 |                |         |    |

|          |                 |          |                |       |              |             |      |         |
|----------|-----------------|----------|----------------|-------|--------------|-------------|------|---------|
| 学用品支給    | 県より受入又は前日よりの繰越量 |          | 点              | 死体の処理 | 死亡別原因別人員     |             |      |         |
|          | 本日支給            | 小学生      | 全壊世帯 (人)       |       | 点            | 死体処理        | 死体洗浄 | 体       |
|          |                 |          | 半壊(床上浸水)世帯 (人) |       | 点            |             | 死体縫合 | 体       |
|          |                 | 中学生      | 全壊世帯 (人)       |       | 点            |             | 死体保存 | 既存建物利用  |
|          |                 |          | 半壊(床上浸水)世帯 (人) |       | 点            | 仮設建物        |      | カ所      |
|          | 翌日への繰越量         |          |                |       | 点            | 死体処理機関      |      |         |
| 翌日までの埋葬  |                 |          | 点              |       | 今後死体処理を要する死体 |             | 体    |         |
| 埋葬       | 本日埋葬            |          | 大人             |       | 体            | 死体処理終了予定月日  |      | 月 日     |
|          |                 |          | 小人             |       | 体            | 障害物除去を要する戸数 |      | 戸       |
|          |                 |          | 計              |       | 体            | 本日除去した戸数    |      | (計 戸) 戸 |
|          | 翌日以降の要埋葬数       |          |                | 体     | 今後除去を要する戸数   |             | 戸    |         |
|          | 埋葬終了予定月日        |          |                | 月 日   | 障害物除去の終了予定月日 |             | 月 日  |         |
| 死体の搜索    | 搜索地区            |          |                | 輸送    | 公用車使用        |             | 台    |         |
|          | 死体              | 搜索を要する死体 |                |       | 体            | 借上車使用       |      | 台       |
|          |                 | 本日発見死体   |                |       | 体            | 救助の種類       |      |         |
|          |                 | 今後の要搜索死体 |                |       | 体            |             |      |         |
|          | 搜索の方法           |          |                | 人夫    | 人夫雇上数        |             | 人    |         |
| 搜索終了予定月日 |                 |          | 月 日            |       | 従事作業         |             |      |         |
|          |                 |          | 月 日            |       | その他          |             |      |         |
| 仮設住宅     | 着工月日            | 月 日      | 戸              | 備考    |              |             |      |         |
|          | 竣工月日            | 月 日      | 戸              |       |              |             |      |         |
| 住宅修理     | 着工月日            | 月 日      | 戸              |       |              |             |      |         |
|          | 竣工月日            | 月 日      | 戸              |       |              |             |      |         |





2-2-5 応急仮設住宅台帳

様式第 23 号

市町村名 岩出市

| 応急<br>仮設<br>住宅<br>番号 | 世帯主<br>氏名 | 家族数 | 所在地 | 構造<br>区分 | 面積 | 敷地<br>区分 | 着工<br>月日 | 竣工<br>月日 | 入居<br>月日 | 実支<br>出額 | 備考 |
|----------------------|-----------|-----|-----|----------|----|----------|----------|----------|----------|----------|----|
|                      |           | 人   |     |          |    |          | 月日       | 月日       | 月日       | 円        |    |
|                      |           |     |     |          |    |          |          |          |          |          |    |
|                      |           |     |     |          |    |          |          |          |          |          |    |
|                      |           |     |     |          |    |          |          |          |          |          |    |
|                      |           |     |     |          |    |          |          |          |          |          |    |
|                      |           |     |     |          |    |          |          |          |          |          |    |
|                      |           |     |     |          |    |          |          |          |          |          |    |
|                      |           |     |     |          |    |          |          |          |          |          |    |
|                      |           |     |     |          |    |          |          |          |          |          |    |
|                      |           |     |     |          |    |          |          |          |          |          |    |
|                      |           |     |     |          |    |          |          |          |          |          |    |
|                      |           |     |     |          |    |          |          |          |          |          |    |
|                      |           |     |     |          |    |          |          |          |          |          |    |
|                      |           |     |     |          |    |          |          |          |          |          |    |
|                      |           |     |     |          |    |          |          |          |          |          |    |
|                      |           |     |     |          |    |          |          |          |          |          |    |
|                      |           |     |     |          |    |          |          |          |          |          |    |
|                      |           |     |     |          |    |          |          |          |          |          |    |
|                      |           |     |     |          |    |          |          |          |          |          |    |
| 計                    | 世帯        |     |     |          |    |          |          |          |          |          |    |

- (注) 1 : 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し、添付すること。
- 2 : 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
- 3 : 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
- 4 : 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅、パルプ式組立住宅の別を記入すること。
- 5 : 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにすること。
- 6 : 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。





2-2-8 物資の給与状況

様式第 18 号

市町村名 岩出市

| 住家被害<br>程度区分 | 世帯主<br>氏名 | 基礎とな<br>った世帯<br>構成人員 | 給与<br>月日 | 物資給与の品名 |    |         |  |    |    | 実支<br>出額 | 備考 |
|--------------|-----------|----------------------|----------|---------|----|---------|--|----|----|----------|----|
|              |           |                      |          | 布団      | 毛布 | 作業<br>衣 |  | なべ | 〇〇 |          |    |
|              |           | 人                    | 月日       |         |    |         |  |    |    | 円        |    |
|              |           |                      |          |         |    |         |  |    |    |          |    |
|              |           |                      |          |         |    |         |  |    |    |          |    |
|              |           |                      |          |         |    |         |  |    |    |          |    |
|              |           |                      |          |         |    |         |  |    |    |          |    |
|              |           |                      |          |         |    |         |  |    |    |          |    |
|              |           |                      |          |         |    |         |  |    |    |          |    |
|              |           |                      |          |         |    |         |  |    |    |          |    |
|              |           |                      |          |         |    |         |  |    |    |          |    |
|              |           |                      |          |         |    |         |  |    |    |          |    |
|              |           |                      |          |         |    |         |  |    |    |          |    |
|              |           |                      |          |         |    |         |  |    |    |          |    |
|              |           |                      |          |         |    |         |  |    |    |          |    |
|              |           |                      |          |         |    |         |  |    |    |          |    |
| 計            | 全壊        | 世帯                   |          |         |    |         |  |    |    |          |    |
|              | 半壊        | 世帯                   |          |         |    |         |  |    |    |          |    |

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

年 月 日

給与責任者

氏 名

印

- (注) 1 : 住家の被害程度に、全壊 (焼)、流失又は半壊 (焼)、床上浸水の別を記入すること。  
 2 : 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。  
 3 : 「物資給与の品名」欄に、数量を記入すること。













2-2-15 学用品の給与状況

様式第 30 号

市町村名 岩出市

| 学校名 | 学年  | 児童<br>(生徒)<br>氏名 | 親権者<br>氏名 | 給与<br>月日 | 給与品の内訳 |    |  |        |     |  | 実支<br>出額 | 備考 |  |
|-----|-----|------------------|-----------|----------|--------|----|--|--------|-----|--|----------|----|--|
|     |     |                  |           |          | 教科書    |    |  | その他学用品 |     |  |          |    |  |
|     |     |                  |           |          | 国語     | 算数 |  | 鉛筆     | ノート |  |          |    |  |
|     |     |                  |           | 月日       |        |    |  |        |     |  |          | 円  |  |
|     |     |                  |           |          |        |    |  |        |     |  |          |    |  |
|     |     |                  |           |          |        |    |  |        |     |  |          |    |  |
|     |     |                  |           |          |        |    |  |        |     |  |          |    |  |
|     |     |                  |           |          |        |    |  |        |     |  |          |    |  |
|     |     |                  |           |          |        |    |  |        |     |  |          |    |  |
|     |     |                  |           |          |        |    |  |        |     |  |          |    |  |
|     |     |                  |           |          |        |    |  |        |     |  |          |    |  |
|     |     |                  |           |          |        |    |  |        |     |  |          |    |  |
|     |     |                  |           |          |        |    |  |        |     |  |          |    |  |
|     |     |                  |           |          |        |    |  |        |     |  |          |    |  |
| 計   | 小学校 | 人                |           |          |        |    |  |        |     |  |          | 円  |  |
|     | 中学校 | 人                |           |          |        |    |  |        |     |  |          | 円  |  |

学用品を上記のとおり給与したことに相違なし。

年 月 日

給与責任者（学校長）

氏 名

印

(注) 1 : 「給与月日」欄には、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与月日を記入すること。

2 : 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。







| 輸送<br>月日 | 目的 | 輸送<br>区間<br>(距離) | 借上等       |        | 修繕 |          |           |          |     | 燃料<br>費 | 実支<br>出額 | 備<br>考 |           |
|----------|----|------------------|-----------|--------|----|----------|-----------|----------|-----|---------|----------|--------|-----------|
|          |    |                  | 使用<br>車両等 |        | 金額 | 故障車両等    |           | 修繕<br>月日 | 修繕費 |         |          |        | 故障の<br>概要 |
|          |    |                  | 種<br>類    | 台<br>数 |    | 名称<br>番号 | 所有者<br>氏名 |          |     |         |          |        |           |
|          |    |                  |           |        | 円  |          |           |          |     | 円       | 円        |        |           |
|          |    |                  |           |        |    |          |           |          |     |         |          |        |           |
|          |    |                  |           |        |    |          |           |          |     |         |          |        |           |
|          |    |                  |           |        |    |          |           |          |     |         |          |        |           |
|          |    |                  |           |        |    |          |           |          |     |         |          |        |           |
|          |    |                  |           |        |    |          |           |          |     |         |          |        |           |
|          |    |                  |           |        |    |          |           |          |     |         |          |        |           |
|          |    |                  |           |        |    |          |           |          |     |         |          |        |           |
|          |    |                  |           |        |    |          |           |          |     |         |          |        |           |
|          |    |                  |           |        |    |          |           |          |     |         |          |        |           |
|          |    |                  |           |        |    |          |           |          |     |         |          |        |           |
|          |    |                  |           |        |    |          |           |          |     |         |          |        |           |
|          |    |                  |           |        |    |          |           |          |     |         |          |        |           |
|          |    |                  |           |        |    |          |           |          |     |         |          |        |           |
|          |    |                  |           |        |    |          |           |          |     |         |          |        |           |
| 計        |    |                  |           |        |    |          |           |          |     |         |          |        |           |

- (注) 1 : 「目的」欄は、主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。  
 2 : 都道府県又は市町村の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。  
 3 : 借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。  
 4 : 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。  
 5 : 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

第3節 避難所

2-3-1 避難者カード

避難者カード

NO. /

※欄は、避難所担当職員が記入する欄です。記入しないようにして下さい。

|           |  |            |  |
|-----------|--|------------|--|
| ※<br>避難所名 |  | ※<br>担当職員名 |  |
|-----------|--|------------|--|

| 住 所： |           |    |    |     | 電 話             |     |
|------|-----------|----|----|-----|-----------------|-----|
| 氏 名  | 続柄        | 性別 | 年齢 | 入所日 | ※ 担 当 職 員 記 入 欄 |     |
|      |           |    |    |     | 退所日             | 備 考 |
|      |           |    |    |     |                 |     |
|      |           |    |    |     |                 |     |
|      |           |    |    |     |                 |     |
|      |           |    |    |     |                 |     |
|      |           |    |    |     |                 |     |
|      |           |    |    |     |                 |     |
|      |           |    |    |     |                 |     |
|      |           |    |    |     |                 |     |
|      |           |    |    |     |                 |     |
|      |           |    |    |     |                 |     |
| 計    | 男 ・ 女 ・ 計 |    |    |     |                 |     |
|      | 名 名 名     |    |    |     |                 |     |

- (注) 1 1家族ごとに1葉の避難者カードを配布し、記入を求めること。  
 2 ※欄は、避難所担当職員が記入すること。

2-3-2 避難者名簿

|                                            |      |       |              |             |                 |
|--------------------------------------------|------|-------|--------------|-------------|-----------------|
| 入所年月日                                      |      | 年 月 日 |              | 居住グループ      |                 |
| ふりがな                                       |      | 性別    | 男・女          | 家屋の<br>被害状況 | 居住の可否 (可・否)     |
| 世帯主氏名                                      |      | 年齢    | 歳            |             | 全壊・半壊・一部損壊      |
|                                            |      | 避難確認  |              |             | 断水・停電・ガス停止・電話不通 |
| 資格・特技                                      |      | 所属自治会 |              |             |                 |
| 住所                                         |      | 車     | 車種           | ナンバー        |                 |
|                                            |      | ペット   | 有 (種類 )<br>無 |             |                 |
| 電話番号                                       |      | 携帯番号  |              |             |                 |
| 緊急連絡先<br>※必ず記入し<br>てください                   | 氏名   |       |              |             |                 |
|                                            | 住所   |       |              |             |                 |
|                                            | 電話番号 |       |              |             |                 |
| 家族構成                                       | 氏名   | 続柄    | 性別           | 資格・特技等      | 避難確認            |
|                                            |      |       |              |             |                 |
|                                            |      |       |              |             |                 |
|                                            |      |       |              |             |                 |
|                                            |      |       |              |             |                 |
| 避難者名簿の掲示・公開 ※1 同意する・同意しない                  |      |       |              |             |                 |
| その他、特に申告する必要があること (負傷、疫病の状況や特別な配慮が必要であるなど) |      |       |              |             |                 |

※ 避難者名簿の掲示・公開に同意されない場合でも、親類縁者の方からの個別の安否確認の問い合わせには応じる場合があります。

|        |      |                         |  |
|--------|------|-------------------------|--|
| 退所状況   |      |                         |  |
| 退所年月日  |      | 年 月 日                   |  |
| 退所後連絡先 | 住所   |                         |  |
|        | 電話番号 | 携帯番号                    |  |
|        | 備考   | 入所継続家族等ありましたら、記入してください。 |  |

|                     |             |          |
|---------------------|-------------|----------|
| 年 月 日 ( ) 天気        |             | 記入者      |
| 避難者数                | 新規入所者数      | 退所者数     |
| 世帯 ( ) 人            | 世帯 ( ) 人    | 世帯 ( ) 人 |
| <b>避難所運営本部会議内容</b>  |             |          |
|                     | <b>連絡事項</b> |          |
| 総務班                 |             |          |
| 被災者管理班              |             |          |
| 情報班                 |             |          |
| 食料・物資班              |             |          |
| 施設管理班               |             |          |
| 保健・衛生班              |             |          |
| 避難行動要支援者班           |             |          |
| ボランティア班             |             |          |
| <b>【会議での検討事項】</b>   |             |          |
| <b>【行政からの伝達事項】</b>  |             |          |
| <b>【避難所内の主な出来事】</b> |             |          |

第4節 自衛隊の派遣要請

2-4-1 知事への部隊派遣要請依頼書

別記 (3)

番 号  
日 付

和 歌 山 県 知 事 殿

市 町 村 長 名

部隊等の派遣要請依頼書

災害対策基本法第68条の2の規定により、部隊等の災害派遣要請を下記のとおり依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣要請を依頼する理由

2 派遣を希望する期間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 区 域

(2) 活動内容

4 その他

2-4-2 派遣部隊等の撤収要請依頼書

別記 (4)

番 号  
日 付

和 歌 山 県 知 事 殿

市 町 村 長 名

部隊等の撤収要請依頼書

○年○月○日災害派遣を受けた部隊等の撤収を下記のとおり依頼いたします。

記

1 撤収日付

2 撤収要請を依頼する理由

第5節 罹災証明書関係

2-5-1 罹災証明書等交付申請書

様式第1号(第3条関係)

## 罹災証明書等交付申請書

下記のとおり、証明書の交付を申請します。

年 月 日

|                      |                                                                                                                                                   |                                                                                                                          |                                                         |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 申請者<br>住所(所在地)       |                                                                                                                                                   |                                                                                                                          |                                                         |
| 申請者<br>氏名(名称)        |                                                                                                                                                   | 証明書への<br>世帯員の記載<br><small>※住民基本台帳に基づく世帯員</small>                                                                         | <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要 |
| 連絡先<br>(日中に連絡のとれるもの) |                                                                                                                                                   |                                                                                                                          |                                                         |
| 罹災原因                 | 年 月 日                                                                                                                                             | <input type="checkbox"/> 台風 号 <input type="checkbox"/> 風雨<br><input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他( ) |                                                         |
| 被災物件等の<br>所在地        |                                                                                                                                                   |                                                                                                                          |                                                         |
| 被害状況                 |                                                                                                                                                   |                                                                                                                          |                                                         |
| 申請者と罹災<br>物件との関係     | <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 占有者 <input type="checkbox"/> その他( )                            |                                                                                                                          |                                                         |
| 証明書提出先               |                                                                                                                                                   |                                                                                                                          |                                                         |
| 証明書必要部数              | 部                                                                                                                                                 |                                                                                                                          |                                                         |
| 添付書類                 | <input type="checkbox"/> 被害状況が確認できる写真 <input type="checkbox"/> 位置図<br><input type="checkbox"/> 本人確認書類の写し(郵送の場合のみ) <input type="checkbox"/> その他( ) |                                                                                                                          |                                                         |

※住家(現実に居住のために使用している建物)の被害については「罹災証明書」、住家以外の建物等の被害については「罹災届出証明書」が交付されます。

様式第2号(第4条関係)

第 号

## 罹災証明書

|       |    |    |    |    |
|-------|----|----|----|----|
| 世帯主住所 |    |    |    |    |
| 世帯主氏名 |    |    |    |    |
| 世帯員   | 氏名 | 続柄 | 氏名 | 続柄 |
|       |    |    |    |    |
|       |    |    |    |    |
|       |    |    |    |    |

|      |  |
|------|--|
| 罹災原因 |  |
|------|--|

|                        |  |
|------------------------|--|
| 被災住家 <sup>※</sup> の所在地 |  |
| 住家 <sup>※</sup> の被害の程度 |  |
| 被害状況                   |  |

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

|         |  |
|---------|--|
| その他記載事項 |  |
|---------|--|

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

岩出市長

印

様式第3号(第4条関係)

第 号

## 罹 災 届 出 証 明 書

|                |     |     |     |     |
|----------------|-----|-----|-----|-----|
| 申請者<br>住所(所在地) |     |     |     |     |
| 申請者<br>氏名(名称)  |     |     |     |     |
| 世 帯 員          | 氏 名 | 続 柄 | 氏 名 | 続 柄 |
|                |     |     |     |     |
|                |     |     |     |     |
|                |     |     |     |     |

|      |  |
|------|--|
| 罹災原因 |  |
|------|--|

|               |  |
|---------------|--|
| 被災物件等の<br>所在地 |  |
| 物件等の<br>被害状況  |  |
| その他記載事項       |  |

上記のとおり、罹災の届出があったことを証明します。

年 月 日

岩出市長

印